

14. 4-1074



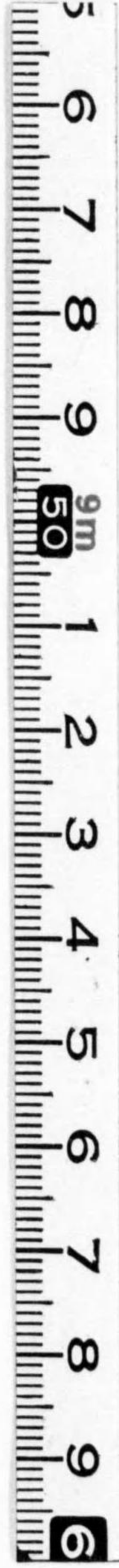
1200501209929

14.4

74

×

複写



始



十二年

新
悉
友
知
年
鑑

日
利

14.4

1074

小 二 四 六 九 十一 日社 子甲 十六 月 四 日 十八 月 五 日	春啓雨初立節大 分蠶水午春分寒 三月三月二月二月一月 廿六十九十二四三廿六 日日日日日日日 夏入芒小立八穀清 至梅種滿夏夜雨明 六月六月五月五月四月 廿十一六廿二日日日 日 白二處立土大 露百十暑秋用丑の暑暑 九九月八八月七月七月 月月月月月月月 八日一日三日五日七二 日 冬大 至雪雪冬降露寒 十二月十一月十月九月 廿七廿三廿八廿四廿九 日日日日日日 十八 月 五 日	神武天皇祭 春皇靈祭 皇后陛下御誕辰 紀元宴會 新年 元始祭 四方拜 四月三月二月一月 廿三日廿一日廿六日十一日三日一日 大正天皇祭 新嘗祭 明治節 神嘗祭 秋季皇靈祭 天長節 四月二十九日 三月十八日 九月廿三日 十月十七日 十一月十七日 十一月廿三日 十二月廿五日	大 一 三 五 七 八 十 十二 岸彼 九 月 廿 日 用土 七 月 廿 日 十 月 廿 一 日	三月十八日 四月十七日 五月十七日 六月十七日 七月十七日 八月十七日 九月十七日 十月十七日 十一月十七日 十二月十七日
---	---	---	--	--

神武天皇即位紀元 二千五百九十七年 明治二十六年 西曆一千九百三十七年



お子様の貯蓄に好適 相互組織の

富國徴兵保険

契約高 五億四千餘萬圓 昭和十一年六月末現在

本社 東京・日比谷
社長 根津嘉一郎

支部 東京・大阪・名古屋・廣島・福岡
所在地 仙臺・京都・高松・金澤・札幌・京城

證券投資及事業資金
仲介に關する一般業務

本社
京橋營業所

東京市日本橋區兜町一丁目
京橋區第一相互館一階

本社電話茅場町

(66)

自三三三
至三三一
長三三三
番五五四
番三二九
番一四一
番四九一
番一四一
番三二九
番五五四
番三三三

△山一證券株式會社

取締役社長

太田 收

支店及出張所

大阪支店
名古屋支店
山形支店
新潟支店
濱松支店
京都支店
福岡支店
神戶支店
廣島支店
横濱支店

大阪市東區高麗橋二丁目二七
名古屋市中區榮町三丁目三〇
山形市大川前通八番角
新潟市上野通二丁目三番
濱松市土居町三丁目多ビル二
京都市下區四條通多ビル二
福岡市下區元町三丁目九
神戶市榮町二丁目一
廣島市中區本町二丁目住友ビル
横濱市中區本町二丁目住友ビル

創立明治二十五年
資本金 壹千萬圓
積立金 壹千六百二十萬圓

本社 東京 日本橋

日本火災保險株式會社

營業種目

火災保險 傷害保險
運送保險 森林保險

大 阪 市 西 區 京 町 堀 上 通 一 丁 目
神 戶 市 神 戶 區 元 町 通 四 丁 目
名 古 屋 市 中 區 榮 町 一 丁 目
九 州 仙 臺 市 中 區 辨 天 通 五 丁 目
廣 島 市 中 區 辨 天 通 五 丁 目
廣 島 市 南 區 五 條 西 三 丁 目
札 幌 市 南 區 五 條 西 三 丁 目
代 理 出 張 所 店 所 店 店 店 店 店 店

大 阪 市 西 區 京 町 堀 上 通 一 丁 目
神 戶 市 神 戶 區 元 町 通 四 丁 目
名 古 屋 市 中 區 榮 町 一 丁 目
九 州 仙 臺 市 中 區 辨 天 通 五 丁 目
廣 島 市 中 區 辨 天 通 五 丁 目
廣 島 市 南 區 五 條 西 三 丁 目
札 幌 市 南 區 五 條 西 三 丁 目
外 國 倫 敦 支 部 滿 洲 其 他

明るき家に保険あり



命生國帝

内の丸京東

呈贈書内案業營

水野重義商店

長期短期現物

大阪株式取引所取引員

營業案内電信略號
御申越次第贈呈

大阪市東區高麗橋一丁目

振替大阪
一五四四八番

電話
北濱(23)

五五五五五五五五	代表	五五五五五五五五
六六六六六六六六		六六六六六六六六
六六六六六六六六		六六六六六六六六
八八八八八八八八		八八八八八八八八
番番番番番番番番		番番番番番番番番
		二二三三五五六
六六六六六六六六		六六六六六六六六
七七七七七七七七		七七七七七七七七
七七一〇二六六六		七七一〇二六六六
番番番番番番番番		番番番番番番番番
專市		七四四三番
用外		七四四三番
本町		七四四三番
(夜間專用)		二五五六番
二五五五番		二五五五番

伊豆長岡温泉

小川屋旅館

電話(伊豆長岡)三十九番

茶代拜辭

御宿泊料

御一泊(朝夕二食付) 參圓...五圓
御中食 壹圓...貳圓五拾錢
東京方面よりの乗車賃東京驛より温泉場迄

御一泊(片道) 二・二〇

御一泊(片道) 二・五二

週末温泉列車御利用の場合
新宿驛より弊館迄

御一人(往復) 三・三〇
歌舞伎座角
東京案内所 電話京橋(56)三二六

伊豆山温泉

御湯治に

御保養に

御清遊に

ふるや旅館

電話代表熱海 三一八七

員

資本金 壹千萬圓

多少に不拘

何卒御利用下さい

内外
公社債

引受 募集 賣買
金 融
保 管 預 り
元利金取立、登録

日興證券株式会社

月三回刊行「公債及社債仲値表」
月一回刊行「公債及社債」小冊子
「公社債投資の常識」營業案内
御申越次第贈呈致します

本店 東京市丸の内日本興業銀行ビル四階
大阪支店 大阪市東區高麗橋五丁目日本興業銀行大阪支店内
名古屋支店 名古屋市廣小路住友銀行ビル 階
福岡支店 天神町七十四番地
廣島支店 研屋町七十五番地、二
岡山支店 西中山山下百六十七番地
京都支店 烏丸通六角上ル共同火災保險會社二階
神戸支店 市神戶區西町日本興業銀行ビル一階
新潟支店 市本町通九番町千三百四十七番地

\$

法

£

伊豆長岡温泉泉

小川屋旅館

電話(伊豆長岡)二十番三十九番

茶代拜辭

御宿泊料

御一泊(朝夕二食付) 參圓：：五圓
御中食 壹圓：：貳圓五拾錢
東京方面よりの乗車賃東京驛より温泉場迄

(電車乗合自動車共)

御一人(片道) 二・二〇

御歸路：：三津海岸より

(遊覧船利用の場合)

御一人(片道) 二・五二

週末温泉列車御利用の場合

新宿驛より弊館迄

御一人(往復) 三・三〇

東京案内所 歌舞伎座角
電話京橋(56)三二六

伊豆山温泉泉

御湯治に

御保養に

御清遊に

ふるや旅館

電話代表熱海

三一八七

員

資本金 壹千萬圓

引受 募集 賣買

内外

金 保 管 預 融

公社債

元利金取立 登録

多少に不拘

何卒御利用下さい

日興證券株式會社

月三回刊行「公債及社債仲値表」
月一回刊行「公債及社債」小冊子
「公社債投資の常識」營業案内
御申越次第贈呈致します

本店 東京市丸の内日本興業銀行ビル四階
大阪支店 大阪市東區高麗橋五丁目日本興業銀行大阪支店內
名古屋支店 名古屋市廣小路 住友銀行ビル 階
福岡出張所 福岡市 天神 町七十四番地
廣島出張所 廣島市 研屋町七十五番地
岡山出張所 岡山市 西中山 下百六十七番地
京都出張所 京都市 烏丸通六角上ル 共同火災保險會社二階
神戸出張所 神戸市 神戶區西町日本興業銀行ビル一階
新潟出張所 新潟市 本町通九番町千二百四十七番地

\$

法

£

いすやみ飲

イシカハ肝油

イシカハ肝油球



太陽と空氣の榮養
美味で丸々肥る榮養素(全國藥店にあり)

イシカハ肝油は臭味なく女子供にも飲みよく

健康保全に
疾病豫防に
是非一瓶を
御家庭に御
常備あれ。

製造元

特種肝油球

キニーネ肝油球 各種大小
ヨード肝油球 共用
グアヤコール肝油球 あり

石川製藥所

大阪市東淀川区長柄橋通一丁目二
東京市本所區既橋一丁目二



一回
一錢の
榮養劑

資本金 壹千萬圓

諸積立金 參百七拾七萬圓

代理店
内外國
四千餘

火災、海上、運送各保險

東京市京橋區京橋二丁目二番地



千代田火災保險株式會社

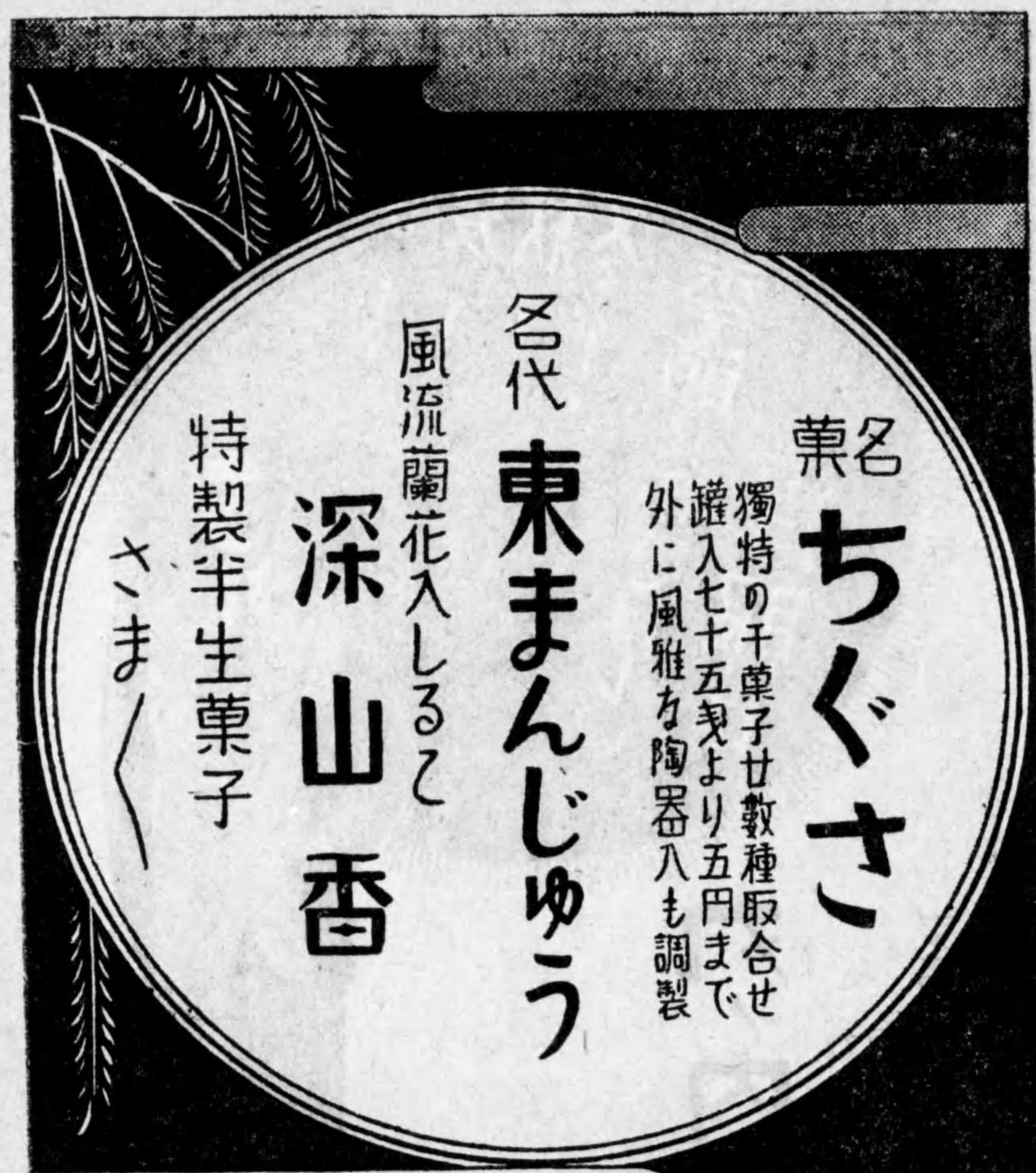
電話京橋(56)五二一三番・五二二三番・五二三三番・五二四三番・五二五三番・五二六三番

取締役社長	門野幾之進	取締役角	利一
取締役伯爵	樺山愛輔	取締役男爵	岩倉道俱
取締役	松原重榮	監查役	赤星鐵馬
取締役男爵	益田太郎	監查役	福澤大四郎
取締役	成瀬正行	監查役	山名次郎
取締役	近權内		

仙臺	大町二ノ一四八	(電話七九八番)
福岡	橋口町四六	(電話一三三五番)
札幌	大通西六ノ一〇	(電話一三五二番)
京城	南大門通二ノ一〇	(電話一三二九番)

支店

大阪	東區今橋二ノ一九	(電話北濱五九五〇番)
京都	中京區烏丸通六角下ル	(電話本局七七八番)
横濱	中區辨天通六ノ八一	(電話本局一三三二番)
神戸	神戸區榮町通二ノ四〇	(電話三宮一七六九番)
名古屋	中區南大津町二ノ一〇	(電話中五〇二番)



名菓 **ちぐさ**

獨特の干菓子廿數種取合せ
罐入七十五規より五円まで
外に風雅な陶器入も調製

名代 **東まんじゅう**

風流蘭花入しるこ

深山香

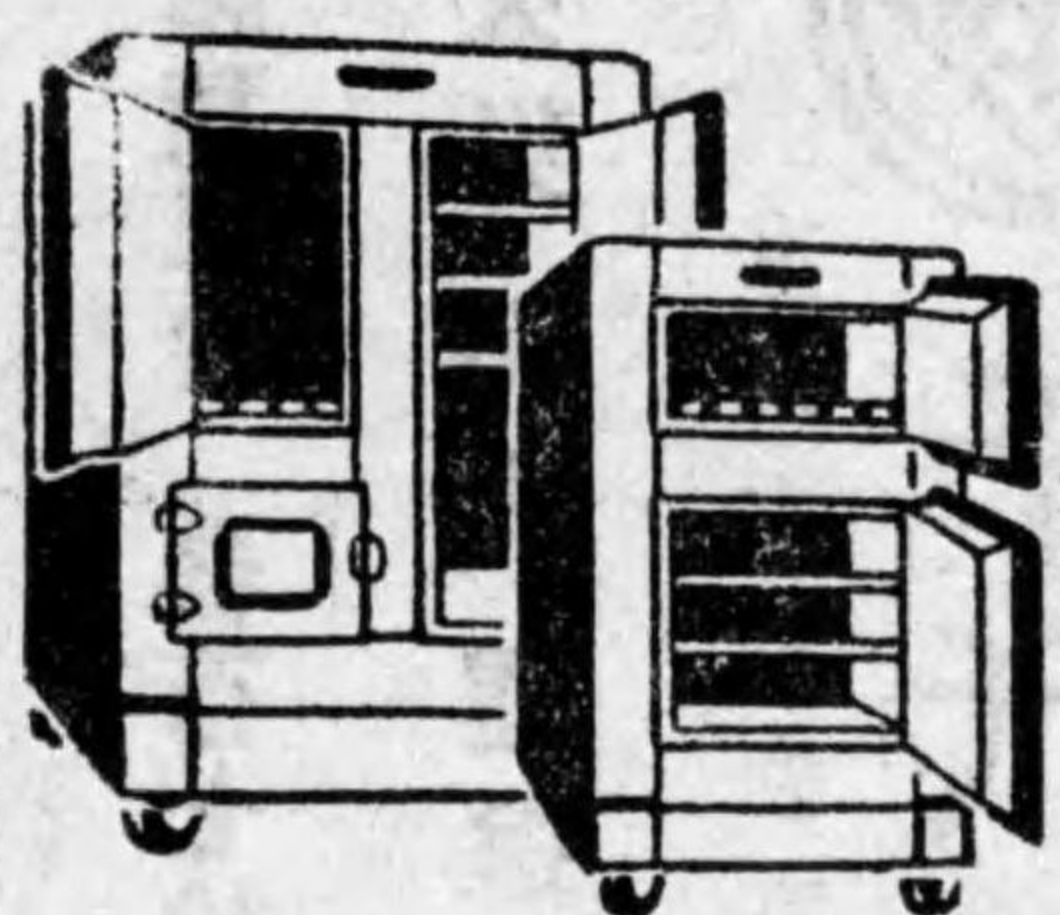
特製半生菓子

ヤシマ

純日本菓子司

紫 筑 座銀

五九二 銀電



氷のとけが少く・良く早く冷える

岩谷冷蔵器

御家庭にも
御営業にも

冷蔵庫こそは良いのがお徳々
装置構造の不完全な冷蔵庫は、氷が非常に早くとけ、
冷え方が弱く、耐久力がなく、半年か一年で狂ひを生
じますから大膽な御頂であります。
完全な冷蔵庫は、氷の溶けが少く、而も冷え方が強く
永久的の御使用に耐えますから極めて御徳用でありま
す。従つて冷蔵庫はかりは装置構造の一番完全な岩谷
冷蔵庫を御買求めに限定いたします。

魚店・肉店・料理店等
特に大量の冷蔵には

岩谷の機械冷蔵庫

この岩谷機械冷蔵
庫は、氷を用ひず
最新式の岩谷冷凍
機で冷却する頗る
能率的、經濟的の
機械装置です。
魚店、肉店、料理
店、牛乳店等の御
營業家には是非御動
め致します。

—カクログ送早—

御家庭用
御營業用
大小各型
百餘種類
—型録送呈—

電京5450~5453 社會式株藏冷谷岩 目丁一座銀京東

エビスビール
 サツホロビール
 アサヒビール
 ユニオンビール

ひと時の
 陶酔境！

その中から明日の
 活力が盛り上がる！



社 會 式 株 酒 麥 本 日 大 達 用 御 省 内 百



春夏秋冬!!!
 季節にふさはしい
 洋服は

丸の内テラー

支店
 丸の内海上ビル新館一階
 電話丸の内三七二六番
 神田区小川町二丁目四番地
 電話神田三七八三番

14.4-1074

昭和二十年

新愛知年鑑

— 目 要 —

列國の元首	列國の事情	航空	軍事情報	交通	工業	鐵道	水産	林業	畜産	農業	商業	貿易	金融	財政	天象	土地	爵位	存人	宮廷	皇室	帝國	世界重要年	昭和十二年略曆
三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四	三二一三四
滿洲國地圖	官廳職員錄	貴族院議員	主要銀行社役員錄	政黨役員・新博士	人	哀悼	家庭	趣味	美術	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外	海外
一	七九七	八六四	八七四	八七五	九四三	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七



お買物は……
皆様の高島屋へ

◇御来店には
◇省線……東京驛八重洲口
◇市電……日本橋又は通三丁目
◇地下鐵……日本橋高島屋口
◇バス……通二丁目高島屋前



橋本日・京東
屋島高

14.4-1074

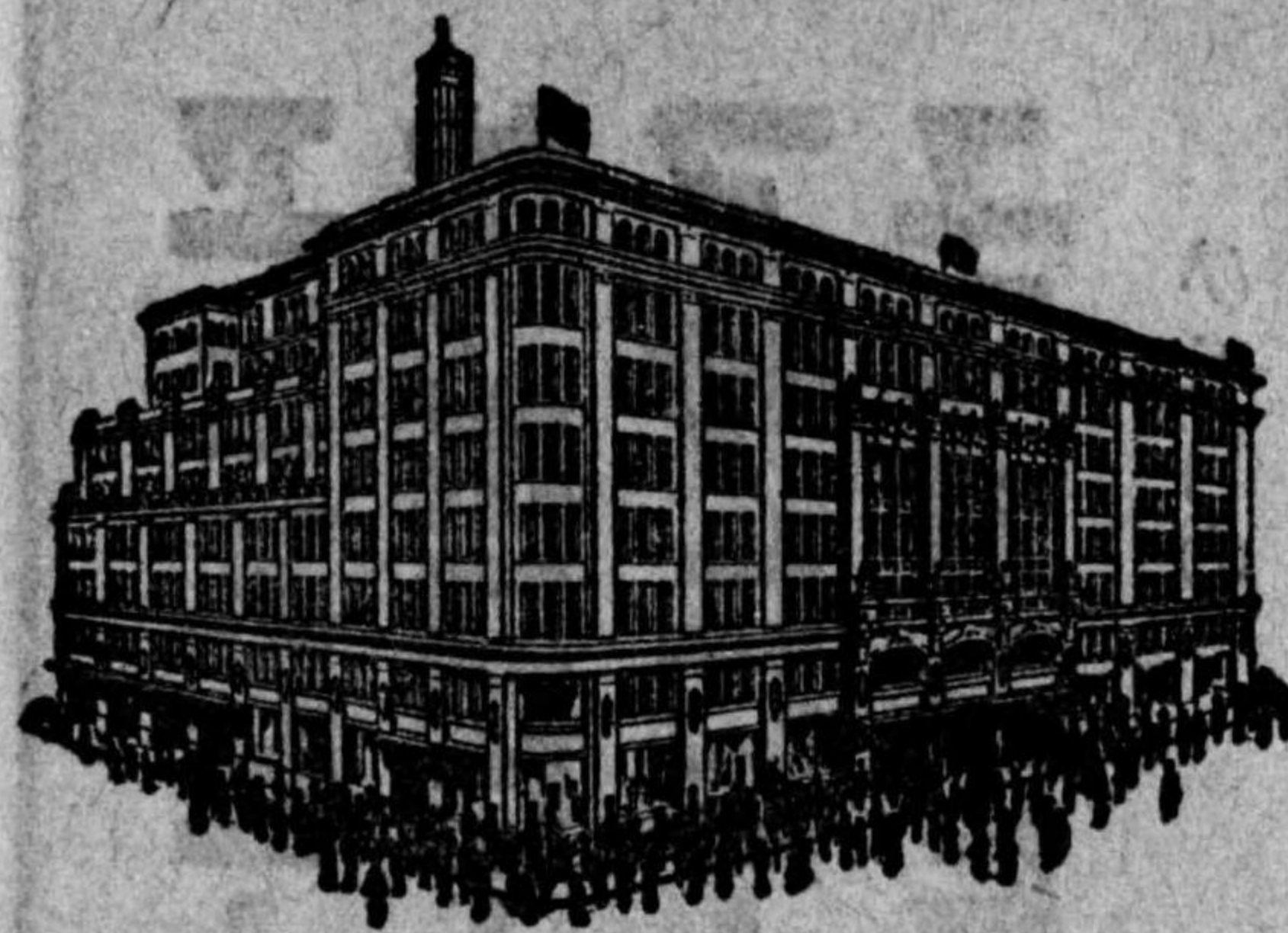
昭和二十年

新愛知年鑑

要目

昭和十二年略曆	卷頭	二八
世界重要年紀	九一三	
皇帝國憲	三二六	
宮廷者	一七四	
爵位勳章	四七五	
土人勳章	五一八	
天象	五九八	
財政	八四九	
金融	一〇一三	
貿易	一三九	
農産	一七一	
畜産	一七八	
林産	一八八	
水産	一九一	
工業	二〇一	
交通	二〇二	
航空	二〇三	
軍勢	二〇四	
外交	二〇五	
列國の元情	二〇六	

各國大使・閣員	三二四
滿洲國	三三〇
神・社・宗・教	三四一
教育・學術・出版	三五〇
勞働・社會・職業	三八八
衛生・司法・警察	四〇五
道府縣・都市	四二一
海外	四三九
海外發	四四〇
ス・外	四四七
美術・文藝	五三三
趣味・娛樂	五三三
流・藝	五三三
家庭・樂	五三三
便・藝	五三三
哀・藝	五三三
官廳職員・市長	七九七
貴・衆議院議員	八六四
主要銀行・社役員	八七五
政黨役員・新博士	九二八
人・名・錄	九四三
滿洲國地圖	九八七



お買物は：
皆様の高島屋へ

- ◇御来店には
- ◇省線……東京驛八重洲口
 - ◇市電……日本橋又は通三丁目
 - ◇地下鐵……日本橋高島屋口
 - ◇バス……通二丁目高島屋前



橋本日・京東
屋島高

目次

目次

昭和十二年略曆 卷頭 一

世界重要年紀 二

憲法發布勅語 九

大日本帝國憲法 一〇

皇室典範 一三

立儲令 一六

宮廷 一七

大日本皇室 一七

御歴代皇居及御陵 一八

皇族 二〇

朝鮮王族及公族 二二

臣籍降下の皇族 二三

華族に降嫁せられたる皇族 二三

宮城 二三

皇居・御所 二三

離宮・御用邸 二三

御獵場 二三

宮中杖 二六

宮中席次 二六

前官禮遇 二七

歴代宮内大臣 二七

内大臣府 二七

樞密院の職掌 二七

歴代樞密院議長 二七

歌會始 二六

皇室技藝員 二六

宮廷録事 二九

有爵者一覽 二九

爵位・勳章 三〇

有爵戸數 三五

有位人員 三五

滿洲・上海兩事變論功行賞 三五

勳章佩用人員 三五

勳章年金 三五

記章佩用人員及賜杯 三五

褒章受領人員 三五

金鷄勳章年金 三五

勳章視察人員 三五

位階 三五

恩給扶助料受領權人員及金額 三五

勳章 三五

記章 三五

褒章 三五

勳章略級改定さる 三五

高級勳章者 三五

高級有位者 三五

勳記の御稱號を統一せらるる 三五

國葬令 三五

國葬 三五

各國祝祭日……… 三六

土地・人口 三六

土地 三六

帝國の位置 三五

帝國の周圍と面積 三六

島の周圍 三六

御料地 三六

民有地 三六

年期地 三六

北海道地積 三六

北海道年期地 三六

道府縣面積・世帯數及人口 三六

昭和十年國勢調査結果 三六

本邦の主なる高山 三六

國立公園 三六

本邦の主なる火山 三七

侍從武官長の更迭 二〇七

廣田内閣の誕生 二〇八

樞密院議長の更迭 二〇九

廣田内閣の政綱聲明 二〇九

川崎商相逝去 二〇九

三相會議 二〇九

勅選補充 二〇九

第六十九特別議會 二〇九

貴族院改革問題 二〇九

相澤中佐處刑さる 二〇九

議院制度革新並に選舉法改正調査會 二〇九

二・二六事件の判決 二〇九

戒嚴令解除 二〇九

政友會の陣容再建 二〇九

民政黨の精進 二〇九

國策閣議の誕生 二〇九

電力國營問題 二〇九

歴代内閣更迭表 二〇九

歴代内閣 二〇九

議會 二〇九

貴族院の組織 二〇九

歴代貴族院議長及副議長 二〇九

議會開會並に衆議院議長副議長名 二〇九

衆議院解散一覽 二〇九

本邦の主なる河川 二一〇

本邦の主なる湖沼 二一〇

本邦の主なる峠 二一〇

世界の高山 二一〇

世界の主なる島嶼 二一〇

世界の主なる湖沼 二一〇

世界の主なる運河 二一〇

世界の最高及最低地點 二一〇

世界の大河 二一〇

世界の主なる運河 二一〇

世界の最高及最低地點 二一〇

各大陸本土の極點 二一〇

帝國の世帯及び人口 二一〇

昭和十年度の人口増加 二一〇

人口自然増加 二一〇

初婚平均年齢 二一〇

産業別人口 二一〇

婚姻種類別 二一〇

婚姻年齢別 二一〇

離婚の情態 二一〇

婚姻の縁事身分 二一〇

關係期間別離婚數 二一〇

出生兒身分別 二一〇

乳兒死亡累年表 二一〇

内地本籍人口 二一〇

北海道アイヌ人口 二一〇

婚姻・離婚・出生・死亡 二一〇

解散前の兩院の勢力 二一〇

衆議院議員黨派別 二一〇

衆議院議員年齢別 二一〇

衆議院議員職業別 二一〇

貴族院議員數 二一〇

多額納稅議員 二一〇

立憲政友會 二一〇

立憲民政黨 二一〇

國民同盟 二一〇

社會大衆黨 二一〇

昭和會 二一〇

東方會 二一〇

衆議院議員選舉 二一〇

第十九回總選舉府縣別各派得票數 二一〇

第十九回總選舉違反事犯別 二一〇

供託金沒收者 二一〇

黨派別當選率 二一〇

黨派別當選者數 二一〇

各道府縣別消長表 二一〇

棄權調べ 二一〇

全國各道府縣投票者及棄權歩合調 二一〇

選舉區 二一〇

法定選舉運動費用額調 二一〇

天文・氣象

累年表 七九

死亡原因別 七九

死亡年齡別 八二

内地在留外人數 八二

海外在留内地人數 八二

世界面積人口 八二

列國平均初婚年齡 八三

列國の出生・死亡率 八三

列國の人口自然増加 八三

氣候狀態 八四

昭和十年中の内地に於ける最高最低氣壓氣溫及最大降水量 八六

暴風雨 八六

霧 八六

雷雨 八七

地震 八七

全國氣象摘要表 八八

風力 八八

地震の強さ 八九

日本の地震帶 八九

地方別地震表 九〇

本邦大地震年表 九二

火山現象 九五

活休火山噴火年代 九五

列國都市の氣溫及雨量 九七

週期彗星 九七

大氣の成分 九八

太陽のウォルフ黒點數 九八

太陽系天文学上の發見 九八

政治・行政 九八

昭和十一年政治史 一〇一

地方議會の總選舉 一〇一

天皇機關説排撃と國體明徵問題 一〇一

陸相の更迭 一〇二

床次遞相の急逝と新黨運動 一〇二

勅選補充 一〇三

豫算閣議の紛糾 一〇三

三大將男爵を授けらる 一〇三

内大臣の更迭 一〇三

第六十八議會の解散 一〇四

松田文相逝去 一〇四

衆議院議員總選舉 一〇四

二・二六事件の全貌 一〇五

陸軍の事件責任者處分 一〇七

内大臣補充と宮内大臣の更迭 一〇七

議會

侍從武官長の更迭 二〇七

廣田内閣の誕生 二〇八

樞密院議長の更迭 二〇九

廣田内閣の政綱聲明 二〇九

川崎商相逝去 二〇九

三相會議 二〇九

勅選補充 二〇九

第六十九特別議會 二〇九

貴族院改革問題 二〇九

相澤中佐處刑さる 二〇九

議院制度革新並に選舉法改正調査會 二〇九

二・二六事件の判決 二〇九

戒嚴令解除 二〇九

政友會の陣容再建 二〇九

民政黨の精進 二〇九

國策閣議の誕生 二〇九

電力國營問題 二〇九

歴代内閣更迭表 二〇九

歴代内閣 二〇九

議會 二〇九

貴族院の組織 二〇九

歴代貴族院議長及副議長 二〇九

議會開會並に衆議院議長副議長名 二〇九

衆議院解散一覽 二〇九

解散前の兩院の勢力 二一〇

衆議院議員黨派別 二一〇

衆議院議員年齢別 二一〇

衆議院議員職業別 二一〇

貴族院議員數 二一〇

多額納稅議員 二一〇

立憲政友會 二一〇

立憲民政黨 二一〇

國民同盟 二一〇

社會大衆黨 二一〇

昭和會 二一〇

東方會 二一〇

衆議院議員選舉 二一〇

第十九回總選舉府縣別各派得票數 二一〇

第十九回總選舉違反事犯別 二一〇

供託金沒收者 二一〇

黨派別當選率 二一〇

黨派別當選者數 二一〇

各道府縣別消長表 二一〇

棄權調べ 二一〇

全國各道府縣投票者及棄權歩合調 二一〇

選舉區 二一〇

法定選舉運動費用額調 二一〇

目次

目次

列國の議員及選舉有權者	一三四	租稅一戶當負擔額	一三五	特殊銀行創立年月	一六三	各種拂込金	一六八
議院、選舉兩調查會	一三五	地租納額別人員	一三五	主要銀行會社利益率	一六三	社債及株式拂込金事業別	一六八
行政		所得稅納額別人員	一三五	日本銀行金利	一六三	手形交換高	一六八
內閣官制	一三六	九年度貿易外收支表	一三四	東京重要銀行預金利率協定表	一六三	不渡手形	一六八
各省官制通則	一三六	國際貸借帳尻累年表	一三四	大阪銀行集會所組合銀行預金利率協定表	一六三	重要株式平均利廻	一六九
官廳別文官人員	一三六	外資輸入現在高	一三四	列國の金保有高	一六四	各種債券利廻比較表	一六九
文官人員累年表	一三七	租稅負擔累年比較	一三四	全國各種銀行所有有價證券調	一六四	全國公社債概括一覽	一七〇
文官俸給累年表	一三七	帝國の國富	一三四	郵便貯金	一六四	外國發行本邦公社債	一七〇
高等官俸給	一三七	昭和五年國民所得	一三四	郵便年金契約高	一六四	外國爲替相場	一七〇
判任官月俸表	一三八	國有財產	一三五	簡易保險累年表	一六五	世界主要國紙幣流通高	一七一
恩給扶助料受領者	一三八	國債負擔會計別	一三五	簡易保險契約高	一六五	世界主要國金準備高	一七一
財政・經濟		國債發行・償還・現在高	一三五	信託會社	一六五	列國の郵便貯金	一七二
財界の一年	一三九	列國の歲入歳出	一五六	信託會社諸勘定	一六五	外國貿易累年表	一七三
金 融	一三九	列國の國富	一五六	擔保附社債信託契約	一六六	重要輸出品	一七三
物 價	一四〇	列國の國民所得	一五六	無盡會社組織別數	一六六	重要輸入品	一七三
事業界	一四〇	紙幣及銀行券流通高	一五九	無盡會社組織別數	一六六	月別貿易額	一七四
財政		貨幣發行高	一六〇	產案組合中央金庫	一六六	輸出入額相手國別	一七五
一般會計歳入歳出	一四四	日本銀行兌換券發行高	一六〇	市街地信用組合	一六六	輸出入港別表	一七六
一般會計歳入款項別	一四四	日本銀行兌換券發行準備	一六〇	會社債現在高	一六六	金貨及金地金輸出入額	一七七
一般會計歳出款項別	一四四	內譯	一六〇	銀行債券現在高	一六六	列國の主要貿易港	一七七
各特別會計豫算	一四五	正貨現在高	一六〇	內國保險會社	一六七	人造絹織物輸出額	一七七
繼續費總計表	一五〇	銀行概況	一六二	外國保險會社	一六七	綿布輸出高	一七七
國稅總覽	一五二	全國銀行總預金及貸出金	一六二	東京及大阪の金利	一六七	綿布國別輸出高	一七七
大藏省預金部狀況	一五三	銀行異動累年表	一六三			棉花輪移入高	一七八
預金部資金運用	一五三					本邦對濠洲綿織物人絹織	一七八

四

商 業

物輸出數額	一七六	產業組合累年比較	一七七	內地米需給額	一九三	世界的砂糖產額	二〇一
會社概況	一七八	政府金地金買入高	一七七	農業收入	一九三	家畜數	二〇一
組織別會社數	一七八	政府金買上値段	一七七	農家收入累年比較表	一九四	馬の動態累年表	二〇一
株式會社資本金調	一七八	各國株價指數	一七八	農業倉庫	一九四	乳 牛	二〇二
株式會社資本金別	一七八	英米銀塊相場	一七八	主なる生絲產出地方	一九四	鷄及鷄卵	二〇三
會社營業別狀況	一七九	主要國金流出入高	一七八	蠶絲類生產額	一九四	鵞	二〇三
會社營業別別	一七九	各國中央銀行割引歩合	一七八	蠶絲經營調查	一九五	家畜飼養戶數	二〇三
銀行會社計畫資本金調	一八〇	列國の卸賣物價指數	一八八	全國桑畑面積	一九五	耕作用牛馬頭數	二〇三
東京期米先物相場	一八一			春繭初相場	一九五	家畜屠殺數	二〇三
綿絲相場	一八一			果實產額	一九六	家畜傳染病	二〇三
東京小賣物價	一八一			菜蔬及花卉	一九六	乳肉製品及罐詰	二〇三
東京株式取引所賣買高受渡高	一八二			食用農產物	一九六	蜜 蜂	二〇三
清算取引米賣買高受渡高	一八二			工藝農產物	一九六	家畜市場數	二〇三
橫濱生絲相場	一八三			製茶產額	一九七	家畜家禽數	二〇三
全國倉庫在荷金額	一八三			主なる製茶產出地方	一九七	獸醫及び蹄鐵工	二〇三
全國有價證券時價總額表	一八三			綠肥用作物	一九七	獸醫・畜產科設置の學校	二〇三
内外物價指數對照表	一八三			販賣肥料累年表	一九七	國立種畜種禽場	二〇三
物價指數總平均十箇年對照	一八三			販賣肥料種類別	一九八	狩獵免狀下附數	二〇四
東京賣商品卸物價指數表	一八四			田畑賣買價額	一九八	公認競馬	二〇四
東京小賣相場指數表	一八五			列國の耕地面積	一九八	列國の家畜	二〇四
東京諸職業賃銀調	一八六			世界の繭產額	一九九	世界の羊毛產額	二〇四
取引所	一八六			米國生絲需給狀況	一九九	林野面積	二〇五
會員組織取引所	一八七			世界の米產額	二〇〇	樹種別林野面積	二〇五
				世界の小麥產額	二〇〇	保安林	二〇五
				世界の棉花產額	二〇〇		

目次

五

目次

森林伐採	二〇五
林野產物	二〇五
林野放牧	二〇五
林野被害	二〇五
國有林野收入	二〇六
木材需給狀況	二〇六
水産	
水産業者	二〇六
水産業者種別	二〇六
漁船	二〇六
漁船遭難	二〇六
沿岸漁獲物	二〇七
水産製造物	二〇七
水産孵化放流	二〇七
水産養殖	二〇七
製鹽	二〇七
寒天	二〇八
内地沖合遠洋漁業	二〇八
露領極東州出漁	二〇八
其の他の漁業	二〇八
世界製鹽額	二〇八
鑛業	
採掘鑛區	二〇八
砂鑛區	二〇九
鑛產物	二〇九
鑛產物累年表	二〇九
本邦の産油量	二一〇
石油産地	二一〇
世界の金産額	二一〇
世界の銀産額	二一一
世界の銅産額	二一一
世界の銻鐵産額	二一一
世界の石炭産額	二一二
世界の石油産額	二一二
工業	
工場概観	二一二
工場及職工業別	二一二
工場總生産額	二一二
工業物價額表	二一二
鉄鋼材生産高	二二五
酒類製造高	二二五
清酒十萬石以上製造地	二二六
麥酒製造高	二二六
葡萄酒及果實酒	二二六
酒精及同含有飲料	二二六
煙草製造高	二二六
樟腦製造高	二二六
晒及染物	二二六
綿織物生産高	二二七
絹織物生産高	二二七
人造絹織物生産高	二二七
世界人造絹織物生産高	二二九
精製油生産高	二二九
砂糖製産高	二三〇
砂糖消費高	二三〇
洋紙製造高	二三〇
電氣事業數	二三〇
事業別發電力	二三〇
電燈需要數	二三〇
府縣別水力地點一覽	二三一
全國瓦斯事業	二三一
本邦生産指數	二三一
各國生産指數	二三一
石油需給	二三一
石炭需給	二三一
晒粉需給	二三一
硫安需給	二三一
苛性曹達需給	二三一
各國護謨消費高	二三一
特許・登録件數	二三一
特許實用新案工業別件數	二三一
特許權・實用新案權・意匠權・商標權權利數	二三一
辯理士	二三一
計理士	二三一
陸運	
東京各地間距離	二三四
橋梁	二三四
本邦の主なる長橋	二三四
國有鐵道概況	二三四
國有鐵道運輸成績	二三五
國鐵最近成績月別表	二三五
國有鐵道營業收入支出	二三五
地方鐵道	二三六
軌道	二三六
特殊自動車	二三七
小型自動車	二三七
諸車	二三七
府縣別普通自動車數	二三七
列國の自動車	二三八
列國の鐵道	二三八
水運	
道府縣別港灣數	二四〇
諸港間航路里程	二四〇
主要船舶所有者	二四一
命令航路船概況	二四一
船員手帳受有者數	二四一
海員免狀受有者數	二四一
海難船	二四一
造船所及造船數	二四一
航路標識	二四一
主なる燈臺	二四一

六

船舶現在數	二四四
近海備船料月別表	二四四
海運運賃	二四四
列國の船舶	二四五
内地造船狀況	二四五
列國の造船	二五五
入國外人數	二五五
主要國人入國比較數	二五五
外國人本邦内消費金額	二五五
通信	
通信事業概況	二五六
郵便電信及電話局所	二五七
郵便物累年比較	二五七
遞信費累年比較	二五七
電報通數	二五七
電話加入者數	二五八
電話加入者申込積滯數	二五八
郵便電信電話收入	二五八
電信線路線條累年比較	二五八
本邦各國通常郵便物數	二五八
外國電報(有料)通報國別	二五九
各國電話比較	二五九
列國のラヂオ聴取者	二五九
無線電信電話局所	二六〇
國際無線電話	二六〇
ラヂオ	二六〇
軍事・航空	
ラヂオ塔建設個所	二四三
聴取者數	二四三
府縣別聴取者加入現在數	二四四
陸軍	
陸軍常備團體配備表	二四四
諸隊衛戍地一覽	二四六
聯隊區管表	二四八
列國陸軍軍備一覽	二四八
列國新兵器整備一覽	二五〇
現役陸軍軍人	二五三
陸軍現役將校年限年齡	二五三
師管別壯丁人員	二五三
受檢壯丁體格表	二五三
壯丁身長別人員	二五三
壯丁教育程度	二五三
壯丁と花柳病	二五三
短期現役兵平均體重	二五三
受檢壯丁體重表	二五三
志願兵累年比較	二五四
陸軍武官俸給	二五四
特別大演習一覽	二五四
昭和十一年度特別大演習	二五四
昭和十二年度簡閱點呼參會該當年次表	二五五
海軍	
昭和十二年度勤務演習召集該當者	二五五
陸軍省官制改正	二五七
部隊名稱改正	二五七
要港部	二五八
帝國艦隊編制	二五八
警備戰隊編制	二五八
現役海軍軍人	二五九
海軍生徒採用狀況	二五九
海軍志願兵入團數	二五九
海軍徵兵員	二五九
海軍武官俸給	二五九
海軍現役將校年限年齡	二五九
海軍志願兵令改正	二六〇
帝國艦船一覽	二六〇
觀艦式一覽表	二六七
軍縮問題の經過と其後の情勢	二六七
華府條約海軍制限一覽	二六九
倫敦條約海軍制限一覽	二六九
太平洋に於ける列國海軍力一覽表	二七〇
列國主力艦一覽	二七二
列國航空母艦一覽	二七四
航空	
六大海軍國現有勢力(米國海軍省情報局發表)	二七六
各國からの訪日飛行	二七六
國際航空聯合會公認記錄	二八〇
各國公認記錄保持數	二八二
民間飛行學校同操縱術練習所	二八二
グライダー練習所	二八二
民間航空機及發動機氣球製作所	二八二
民間定期航空輸送	二八三
日本航空輸送會社	二八三
東京航空株式會社	二八四
日本航空輸送研究所	二八四
航空標識燈所在地	二八五
航空標識所在地	二八五
航空無線電信所在地	二八五
民間航空機乘員一覽	二八五
航空界殉職者(陸海軍)	二九〇
民間殉職者	二九一
民間機同乗の犠牲者	二九一
航空近事	二九一

七

外交・列國情勢

外交

滿蒙國境會議決裂・新對支政策・日滿郵便條約・日滿間常計調停委員會成立・滿洲國爲管理實施と關東州及び滿鐵附屬爲替管理規則改正・日加通商紛争妥協成立・倫敦五國海軍會議・帝國全權の海軍會議第一委員會議長宛脫退通告文・脫退に關する帝國全權聲明書・ソ滿國境紛争解決の曙光・ダバオの排日問題・日埃會商代表引上げ・日露海運協定成立・日露漁業條約効力延長・對濠通商擁護法發動・治外法權一部撤廢さる・滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約・外務當局談

列國情勢

伊エ紛争・労働階級の戰線統一決議・奧太利・比島聯邦政府樹立・ギリシヤの帝制復活・北支の自治政權成る・露蒙相互援助條約・スベイン政情・レオン・ブルム内閣成立・滿獨通商協定成立・支那の憲法草案成る・支那の幣制改革・ソ聯邦の新憲法草案・シリア獨立の決定・モントルー會議・獨逸のロカルノ條約廢棄・西南派討蔣軍事行動失敗に歸す

列國の元首

在本邦各國大公使各國閣員

英國・佛蘭西・獨逸・伊太利・ソウイェト聯邦・奧太利・白耳義・波蘭・希臘・アルバニア・和蘭・葡萄牙・諾威・チエコ

滿洲國

帝制實施

即位詔書

日滿國交に關する詔書

滿蒙・滿獨・日滿關係

面積・人口・省別人口

主要都市人口・滿洲國在留邦人・都市在留邦人數

在留邦人の業態

氣象

平均氣温及降水量

政府組織

組織法

重要職員一覽

スロバキヤ・ユーゴ・スラビヤ・南阿聯邦・勃牙利・埃及・土耳其・シヤム・中華民國・新西蘭・濠洲聯邦・米國・墨西哥・カナダ・玖馬・ヴェネズエラ・パラグアイ・ボリヴァー・コスタリカ・ウルグアイ・秘露・伯刺西爾・コロンビア

農産

滿洲國軍管區・勳位勳章

農業

農業人口省別・農作物作付面積・穀類收穫高・高粱・粟・玉蜀黍・小麥・陸稻・水稻・棉花・棉花收量・家畜飼養頭數

林業

森林面積及蓄材量

滿洲森林現況

鑛業

重要鑛產物

水産

漁業者戸數及人員・水産物漁獲高・水産物製造高・生鹽高・鹽田及製鹽

商・工業

工業資本金

工場生産狀況・全滿工事界・電力資源

銀行會社資本金現在高

滿洲事變後新設された主なる滿洲關係會社

財政・經濟

慶應三年度豫算

中央銀行紙幣發行高

中央銀行補助貨發行高

金融機關・國富・國鐵運輸收入概表・郵便貯金概況・對滿投資

貿易

輸出入貿易總額・貿易品別表・主要輸出品價額・主要輸入品價額・開港場日滿貿易狀況・本邦對滿國輸入品・本邦對滿洲國輸出品

交通

國有鐵道・國有鐵道一覽

國有鐵道概況・鐵路總局從業員

私設鐵道・自動車路線・定期航空路一覽・滿鐵々道收入

大連港出入船舶

新京主要地間距離

河川航行可能區域

教育

教育勅語

全國諸學校

幼稚園・小學校・學齡兒童就學歩合・學齡兒童・師範學校・中學校

高等女學校

高等學校累年比較・大學累年比較・大學學部別・專門學校・實業學校・實業學校々數・盲學校・聾啞學校・外國人教員生徒

文部省在外研究員

美術展覽會

學校一覽

帝國大學及官立大學

文部省所管外帝國大學及官立大學

公立大學

公立大學・私立大學

文部省所管外私立大學

官立專門學校

公立專門學校

私立專門學校

高等師範學校

文部省所管外諸學校

官立高等學校

公立高等學校

私立高等學校

教科用圖書檢定數

市町村立小學校教員月俸平均額

小學男生平均體格

小學女生平均體格

中學生平均體格

高等女學校生徒平均身長

體重胸圍

公學費

公學收入

市町村義務教育費及短期現役小學校教員俸給費國庫負擔・市町村立小學校教員加俸資金

青年學校設置

實業補習學校

青年訓練所

青年學校令

列國初等教育

帝國學士院・學術獎勵金

受賞者

「秋鷹賞」設置

日本學術振興會

出版

昭和十年年度援助補助

昭和十年年度後期決定研究

有栖川宮記念學術獎勵會

金

啓明會・進行中の補助事業成績・國際文化振興會

太平洋學術會議

太平洋問題調查會

東京科學博物館

國寶史蹟名勝天然記物

ノイベル賞

全國新聞紙數・出版物納本數・體裁別出版物數・發賣禁止圖書雜誌・出版圖書類別

種類別雜誌數

列國出版圖書數

圖書館

圖書館概況

圖書館府縣別

主なる圖書館・博士人員

學位授與人員

藏書五萬冊以上の圖書館

東京・大阪の新聞雜誌

神社・宗教

目次

神社及神官神職 三四一
神宮及官國幣社 三四一
佛教各宗總本山大本山及 三四六
本山・神道各派 三四七
寺院佛堂及住職 三四七
基督教各派 三四八

社會

勞働問題 昭和十年の勞働運動
一、組合運動の概況 三八八
二、組合の組織狀況 三八九
三、組合の分布狀況 二八九
四、勞働爭議 三九〇
五、本期中主要事項 三九〇
六、日本勞働祭に代るもの 三九一
七、無產政黨の進出 三九二
第二十回國際勞働總會の成績 三九一
勞働會議代表 三九三
アシア勞働會議第二回大會今秋開催の豫定 三九三
勞働者總數及組織勞働者數累年表 三九四
勞働組合及組合員 三九四

地方別小作人組合數 三九四
工場礦山等勞働者數調 三九四
官業勞働者 三九七
礦夫平均賃銀手當賞與額 三九七
職工平均賃銀手當賞與額 三九七
賃銀指數累年比較 三九八
内地職業紹介成績 三九八
日備勞働紹介成績 三九九
船員職業紹介成績 三九九
營利職業紹介成績 三九九
全國失業狀況推定概要 三九九
失業率累年表 四〇〇
工場災害死傷者數 四〇〇
少年職業紹介成績 四〇〇
勞働爭議調停概況 四〇〇
同盟罷業工場閉鎖繼續日數別表 四〇〇
勞働爭議地方別 四〇〇
災害扶助 四〇一
勞働爭議業態別 四〇一
勞働爭議要求事項別 四〇一
小作爭議統計 四〇二
小作爭議要求事項別 四〇二
小作爭議原因別 四〇三
小作爭議概況 四〇三
爭議發生地方別比較 四〇三

地主及小作人組合數 四〇三
小作調停事件結末 四〇三
我國のメーデー 四〇三
列國の組織勞働者 四〇四
列國の失業者 四〇四
列國の生計費指數 四〇四
世界主要國賃銀(實數)指數 四〇四
世界各國の勞働爭議統計數 四〇五
社會事業 全國社會事業 四〇五
全國社會事業費 四〇六
地方社會事業費豫算 四〇六
方面事業・釋放者保護團體・釋放人保護・軍事救護・軍事救護狀況・公益質屋・社會事業・資金融通額 四〇七
全國青年團 四〇八
全國女子青年團 四〇八
住宅組合 四〇九
恩賜財團慶福會 四〇九
恩賜財團愛育會 四〇九
財團法人三井報恩會 四一〇
軍事扶助事業統制 四一〇

病院 醫師及藥劑士 四二二
藥種商製藥者及賣藥者 四二二
產婆及看護婦 四二二
診療者分布狀態 四二二
水道 四二二
墓地及埋火葬數 四二二
傳染病患者及死者 四二二
四歳までの死因 四二二
本邦人平均餘命 四二二
各國人平均壽命 四二三
司法 有罪犯人總數 四二三
有罪犯人種別 四二三
檢事取扱捜査事件 四二三
犯罪捜査の端緒 四二三
豫審事件總件數 四二三
第一審裁判事件 四二三
陪審事件 四二三
控訴事件總件數 四二三
上告事件總件數 四二三
外國人に關する訴訟件數 四二三
外國人に關する第一審刑事事件數 四二三
起訴猶豫者 四二三
起訴猶豫者・刑執行猶豫 四二三

10

目次

者の保護 起訴猶豫者・刑執行猶豫者の再犯 四二五
再犯當時の保護者別 四二五
刑法犯檢舉件數 四二六
棄兒 四二六
女子就縛者累年表 四二六
窃盜の晝夜別 四二七
在刑務所人員 四二七
受刑者刑名別 四二七
受刑者罪名別 四二七
陪審裁判 四二八
少年審判院 四二八
矯正院 四二九
警察 警察犯處罰令 四二九
警察官署及び警察官吏 四三三
警察取締に關する營業者遊廓 四三三
藝妓年齢別人數 四三三
自殺者 四三三
他殺 四三三
災害其の他の事故にて死せし人員 四三三
自殺者因由別(警視廳・内閣統計局) 四三三

殺害されたるもの 四二六
違警罪即決處分 四二六
行政執行處分 四二六
交通事故被害者數 四二六
遺失拾得物 四二六
火災度數 四二七
火災の損害額 四二七
火災原因 四二七
特設消防官署 四二七
火災に就ての注意 四二八
道府縣・都市 市町村數 四二九
役所役場數 四二九
市會・町會・村會 四二九
地方廳文官俸給 四二九
市町村吏員俸給 四二九
道府縣文官人員 四三〇
府縣別道路延長 四三〇
市町村及水利組合數並に現在世帯人口數 四三一
地方歳入歳出總覽 四三一
道府縣歳入内譯 四三一
道府縣歳出内譯 四三一
市歳入・歳出内譯 四三一
町村歳入内譯 四三一

町村歳出内譯 四三三
地方債目的別 四三三
地方債團體別 四三三
道府縣罹災救助基金調 四三三
昭和十年度地方財政一戸一人當り 四三三
地方有財產 四三三
府縣別國富額 四三三
都市 都市推計人口 四三五
岡谷市出現・防府市出現 四三七
市基本財産 四三七
列國の大都市 四三八
六大都市 六大都市市有財產 四四〇
六大都市金融比較 四四〇
六大都市豫算 四四〇
六大都市市稅負擔額 四四一
六大都市市債 四四一
六大都市の總選舉棄權率 四四一
六大都市失業狀況 四四一
六大都市所在地府縣警察統計 四四一
東京市 廣袤・土地種別 四四二

建物棟數・新築家屋棟數 四四二
面積及人口 四四二
町數 四四三
宅地實價價格 四四三
宅地賃賃價格 四四三
世帯數 四四六
人口の自然増加 四四六
寄留外國人數 四四七
歴代市長 四四七
昭和十一年度豫算・市債 四四八
上水道用地 四四九
上水道給水 四四九
私設上水道 四四九
醫師及藥劑師・傳染病神社・宗教 四四九
校園總覽 四五〇
圖書館 四五一
青年訓練所 四五一
青年團 四五一
工場及生産額 四五一
小工業數 四五一
電燈電力需要戸數 四五二
電燈需用箇數 四五二
瓦斯供給 四五二
郵便及電信 四五三
市設小賣市場 四五三

目次

交通	四三三
公園	四三五
新市部の農業	四三七
交通量	四三七
墓地・火葬場	四三七
會社數	四三七
銀行	四三八
質屋及質物	四三八
日用品販賣店	四三八
社會事業主體別	四三九
社會事業業別	四三九
人事相談取扱件數累年比較	四四〇
人事相談取扱件數處理別累年比較	四四〇
諸稅負擔一戶當平均	四四〇
東京市内火災原因	四四〇
最近五年間の興行場趨勢	四四一
遊技場	四四一
東京港出入商船船	四四一
選舉有權者數	四四一
選舉有權者各區別	四四一
廣袤・面積・人口	四四二
歷代市長	四四二
宅地貸賃價額	四四二
在留外國人數	四四三
在留外國人數	四四三
選舉有權者數	四四三
職業紹介事業	四四三
公益質屋業況	四四三
神戶市	四四三
廣袤・面積・人口	四四三
土地高低・土地種別	四四三
宅地貸賃價格	四四三
土地建物・船舶買賃價格	四四三
建物棟數	四四三
校園總覽・圖書館	四四四
水道消費水量	四四四
醫療機關	四四四
神戶港上陸外人數	四四四
在留外國人	四四四
歷代市長・財政	四四四
社寺・教會	四四五
銀行・會社・會社營業別	四四五
工場	四四五
外國貿易	四四五
電燈電力	四四五
瓦斯	四四六
乘降船客總數	四四六
自動車・自轉車	四四六
市營電車成績	四四六
財政・諸稅負擔額	四六三
在留外國人數	四六三
橫濱港上陸外人數	四六三
會社・工場	四六三
外國貿易	四六三
道路及橋梁	四六三
社會事業	四六四
水道	四六四
醫療機關・傳染病	四六五
瓦斯及電氣	四六六
選舉有權者	四六六
名所舊蹟	四六六
名古屋市	四六六
廣袤・土地種別	四六六
建物棟數	四六六
宅地買賃價額	四六七
宅地貸賃價額	四六七
面積人口	四六七
世帶數	四六七
寄留外國人數	四六七
在留外國人數	四六七
名古屋港上陸(下船)外人	四六七
歷代市長	四六七
市財政・市債	四六八
歲入歲出・商工業	四六八
主要工產物	四六八
工場労働者數及生産額	四六九
會社銀行	四六九
外國貿易	四六九
道路及諸車・交通	四六九
市内物價指數	四七〇
水道	四七〇
醫療機關・傳染病	四七〇
墓地	四七〇
圖書館	四七一
青年學校・青年團	四七一
學校統計・神社・宗教	四七一
選舉有權者確定數	四七一
史蹟名勝	四七一
京都市	四七一
廣袤	四七二
歷代市長	四七二
民有地・人口	四七二
交通及運輸	四七三
銀行・會社	四七三
主要工產物・工場	四七三
生産物總額	四七四
教育・神社・寺院	四七四
水道	四七四
醫療機關・傳染病	四七五
財政・市債	四七五
社寺の國寶同建造物	四七五
公園・觀光里程表	四七五
大阪市	四七六
廣袤・面積・人口	四七六
歷代市長・財政	四七六
土地高低	四七六
土地種別・宅地貸賃價格	四七六
建物數	四七七
市債	四七七
諸稅負擔一戶平均	四七七
外國貿易	四七八
學校・圖書館	四七八
青年團	四七八
神社及宗教	四七八
交通・鋪裝道路・橋梁	四七八
公園數	四七九
商工業	四七九
銀行預金及貸出累年比較	四八〇
保險業概況	四八〇
無盡會社・信託會社	四八一
醫療機關・傳染病	四八一
社會事業總覽	四八一
市設小賣市場賣上高	四八一
農家戶數	四八一
家畜飼養調	四八二
水產業者	四八二
入港船舶	四八二

目次

諸稅負擔一戶當平均	四六六
市債	四六七
選舉有權者	四六六
公園	四六六
外地	四六七
外法の法制・氣候・風土	四六七
住民・面積・現住人口	四六七
現住人口種別・婚姻及離婚數	四六八
出生・死亡數	四六八
朝鮮	四六九
位置・道行政區劃・人口	四六九
累年比較・現住人口	四六九
世帶・人口概數・耕地面積	四六九
積・農業者戶口・主要農產物・主要都市人口・製鹽・林野面積・林產額・家畜及家禽・人蔘・桑田面積・養蠶・總督府職員	四九一
歷代朝鮮總督・歲入歲出・酒稅・水産・會社・鑛産額・工場數及生産額	四九二
國有鐵道・私設鐵道及軌道・船舶・自動車	四九三
簡易生命保險・郵便貯金	四九三
警察官署及職員・電氣事業・學校・醫療衛生機關	四九四
神社宗教・教會堂・布教所及講義所・發電力道別地點表・輸移入重要品價額・輸移出重要品價額・對外貨物輸出入額・對內貨物移出入額・金銀輸移出入額	四九五
對滿貿易・職業紹介成績	四九六
臺灣	四九六
位置・本島の地勢氣候・面積・人口・國語を解する本島人	四九六
世帶人口・歷代臺灣總督總督府文官人員・歲入歲出・國稅總覽・家畜及家禽・田畑面積	四九七
林野面積・農業生産總價額・農作物收穫高・林產物・製鹽・水産	四九八
鑛産額・工業・貿易・教育・會社・青果物生産額	四九九
國有鐵道・地方鐵道・醫療機關・神社及神職數・宗教別信徒數・製茶	五〇〇
主要都市人口・傳染病・距離	五〇一
沿革地誌・位置・面積・土地處分面積・現在戶口・人口累年表・歷代樺太廳長官・樺太廳文官人員・歲入歲出・耕地面積・生産額・農業戶數・林產物・水産業者戶口・鑛區數・入港船及乘降客・臘肭獸・水産物・輸出入額	五〇三
移出入額・養狐・鐵道・會社・銀行・學校・土人人口・主要市街地	五〇四
關東州	五〇五
位置・面積・民政署市會街屯數・人口動態・日本人渡歸航者數・現在人口總數・國籍別人口	五〇五
鐵道附屬地人口・歷代關東長官・歲入歲出・關東廳文官人員・農業戶數・耕地面積・農產物價額・農產物收穫高及價額・家畜及家禽數	五〇六

林野面積・漁獲物・製鹽	五〇七	目的別・渡般許可官廳別	五二六	庭球	五七	便覽	七〇
鑛産額・工場數	五〇七	移民渡航者	五二六	ゴルフ	五九四	一年史	七〇
工産物・大連港輸出入總額	五〇八	移民歸國者・滿洲移植民	五二七	ホツケイ	五九五	哀悼錄	七九
額・内國貿易價額・外國貿易總價額・會社數	五〇八	外地移植民・海外	五二八	拳闘	六〇〇	官廳職員錄	七九
入港船舶隻數・鐵道・教育・宗教・馬賊	五〇九	拓殖事業・南洋各地邦人	五二八	レスリング	六〇九	六大都高級吏員・市會議長・東京・名古屋・市會議員・全國市長一覽・警視廳管内警察署長	八八
南洋	五〇九	栽培事業狀況	五二九	相撲	六一一	主要銀行會社役員名鑑	八七
位置・主要島面積・支廳及管轄區域・氣候風土・人種風俗・人口・歴代長官	五二〇	移植民學校・民間移植民事業	五二九	馬術	六一二	政黨・政派役員	八八
南洋廳文官人員・貿易・歲入歳出・醫療機關・傳染病・農業・水産業・學校・道路及鐵道・海運	五二二	列國の移民・外國旅券下附人員・ブラジルの各國移民數	五三〇	武術	六一四	全國商工會議所會頭一覽	九三
海外發展	五二二	陸上競技	五三三	射擊	六一六	學術團體役員一覽	九三
移民概觀・海外在留本邦人數	五二三	水上	五三七	體操	六一五	新博士名鑑	九三
關東州居住本邦人數・南洋委任統治地域居住本邦人數・職業別在外本邦内地人數・洲別在留内地人累年表	五二三	氷上	五三六	野球	六一七	神社宮司	九三
海外渡航者・渡航地別	五二五	スキ	五三六	第十一回國際オリンピック大會	六一七	神道・佛教各宗派管長	九四
		漕艇	五三四	美術・文藝	六一〇	洋樂家	九四
		ヨット	五三七	美術界(美術家名鑑)	六一一	邦樂家	九四
		蹴球	五三七	文藝界(文藝家名)	六一九	歌舞伎俳優	九四
		ラグビー	五三二	趣味・娛樂	六一〇	映畫俳優	九六
		米式蹴球	五三二	競馬	六九四	新聞通信社	九六
		籠球	五三三	圍碁(高段者名鑑)	七〇〇	婦人團體	九六
		排球	五三三	將棋(高段者名鑑)	七〇三	主要團體一覽	九六
		卓球	五三三	舞踊(舞踊家名鑑)	七〇五		
				家庭知識	七二二		

新愛知

新愛知は明治廿一年七月五日名古屋市東區宮町に呱呱の聲を揚ぐ、當時大に自由民權を唱へしを以て官憲の忌諱に觸れ發行停止一再ならず雖も嚴に主義主張を曲げず應變臨機發奮努力して堅實なる發展をなし明治廿二年本社を現在地に新築移轉し、同廿九年合資會社に組織を改め社礎を鞏固すると共に當時紙面僅かに四頁なりしを三十年五月六頁に、三十五年八月八頁に改め次で朝刊夕刊各地方附録を合し十四又は十六頁に増大次いで大正十年十月より又二頁増を斷行現在十六頁又は十八頁と言ふ躍進ぶりなり、前社屋は明治四十四年十一月の建造に係り編輯營業の兩部街路を隔て、兩々相對し異彩を放つ、然れ共尙狹隘を告げたれば大正十四年七月一日隣地の廣大なる敷地に鐵筋コンクリート四層樓の建築に取掛り大正十五年五月工場建築まづ竣工を告げ續いて本館工事に着手し昭和二年四月茲に現在の本社屋を竣成す。

至り、迎刊齡一萬五千號記念のため東接地數百坪に鐵筋三階の大増築竝に鐵骨の新講堂(定員一千五百名)を増設、更に電動式超高速度輪轉機三臺を加へ都合超高速輪轉機七臺を以てあらゆる最新式工場設備と相俟つて百萬愛讀者の要求に應じつゝある外、國民新聞の併營を行ひ帝都進出を斷行する等々新愛知最近の躍進は實に業界の驚異にして今や注視の的となれり。尙本社は東京に支社を、大阪京都其他十二縣下樞要なる都市に支局を置き、市内に名古屋版、縣下に尾張三河版(二版制)岐阜縣に岐阜日報、東濃新聞、飛驒附録、三重縣に三重日報(二版制)奈良縣に大和旭新聞、京都府に夕刊京都、滋賀縣に滋賀附録、長野縣に新信濃(二版制)福井縣に新福井日報(二版制)富山縣下に富山タイム(二版制)新潟縣下に上越日報、靜岡縣下に駿遠日報、駿河新聞の兩紙石川縣に北國日報(二版制)を發行夫れ、其縣下の本紙讀者に無代添付をなし報道巨細遺憾なきに努め、中部日本一帯に亘り絶對多數の讀者を有するのみならず遠く朝鮮・支那・南洋を初め英・米・佛・露其他の在外各地に愛讀者を有す。現在販賣店數實に二千四百餘店に及べる本邦屈指の大新聞なり。

現在夕刊はABCの三版、朝刊また八版乃至九版、合計十二版編輯をとるのみならず、昭和六年十月より二頁の増頁及旬刊「家庭シナイチ」の無料添付を敢行し増紙に増紙を續け遂に印刷能力の不足を告ぐるに

世界重要事年記

紀元、西暦對照

元	正月朔神武天皇橿原宮に即位	二六三	三九	ソクラテス刑死	五九	三種神器を大和笠縫邑に遷し天照大神を祀る
一	齊桓公歿し五公子國を争ふ	二七	三八四	アリステレス生る	六〇六	ボーンハイウス執政となる
二	新バビロニア王國興る	二八九	三三三	孟子生る	六一四	シーザー、クレオパトラを埃及女王とす
三	釋迦生る	三〇五	三五六	歴山大王生る	六二五	シーザー暦を改む
四	ソロン憲法治定	三二	三三八	プラトーン歿す	六二七	シーザー殺さる
五	孔子生る	三三	三三	歴山大王印度を征す	六二八	任那初めて入貢す
六	波斯猶太を滅す	三三	三三	歴山大王バビロンに歿す	六三	アントニー、クレオパトラ自殺す
七	釋迦入寂	三三	三三	アレキサンドリア文庫建つ	六三	當麻蹶速、野見宿禰と角力して死す
八	キロス、バビロンを陥る	三三	三三	第一ボエニ戦争始まる	六三	天照大神宮と伊勢度會に遷す
九	希臘アポロ祠堂成る	三三	三三	秦始皇帝元年	六三	基督生る
一〇	羅馬の共和政體始まる	三三	三三	秦王初めて皇帝と稱す	六三	殉死を禁す
一一	波斯の第二回希臘侵入、所謂マラトンの戦	三三	三三	カンネーの戦	六三	基督磔殺さる
一二	テルモヒレーの戦	三三	三三	阿房宮成る、諸生を坑にす	六三	使徒パウロ、アテネに説教す
一三	孔子歿す、年七十三	三三	三三	漢高祖元年、項羽楚に覇を稱す	六三	垂仁帝九十年田道間守を常世國に遣し香菓を求めしむ十年にして歸朝す
一四	ソクラテス生る	三三	三三	垓下の戦項羽死し楚亡ぶ	六三	ネロ羅馬を焼き基督教徒を虐殺す
一五	ヘロポネス戦始まる	三三	三三	ハンニバル自殺す	六三	東漢明帝八年使を天竺に遣し佛法を求む、十一年天竺の沙門來つて寺を建つ
一六	プラトーン生る	三三	三三	哲學者修辭學者羅馬より追放さる	六三	
一七	ヘロポネス戦終る	三三	三三	カーセーシ滅び羅馬威を振ふる	六三	

七五九	七九	グエスヴィアス噴火、ボンハイ市埋没す	二二六	四五六	八月肩輪王安康帝を弑す	一三七	七六	吉備眞備、阿部仲磨等唐に留學す
七五七	九七	日本武尊熊襲を討つ	二二三	四六二	雄略帝皇后親ら桑を摘み養蠶を勸む	一三〇	七〇	日本書紀成る
七三三	一二	日本武尊伊勢に歿す	二二八	四七	豊受大神を伊勢に遷す	一四一	七五	安祿山叛す
七三三	一三	武内宿禰大臣となる	二八	五九	ユスチニアヌス法典發布さる	一四五	七五	光明皇后崩す
八二	一一	マルクス、アウレリウス、アントニウス立つ	二二	五五	百濟國王佛像經論を獻す	一四〇	七六	弓削道鏡太政大臣禪師となる
一六六	一六	ローマ支那と交通す	二二	五七	東ゴート王國亡ぶ	一四二	七一	カロー大帝フランク王國を統一す
八四四	一八	黃巾の賊起る	二二	五九	グレゴリー一世初めて法王と稱す	一四四	七四	都を山背の長岡に營む
八六〇	二〇	神功皇后三韓を征す	二二	五九	馬子崇峻天皇を弑す	一四八	七四	ノルマン人初めて英國に侵入す
八八〇	二二	赤壁の戦	二二	五九	十一月法興寺成る	一四九	七九	坂上田村麿蝦夷を討つ
八八〇	二二	魏王曹操歿す	二二	五九	初めて冠位十二階を制す	一四九	八〇	最澄唐より歸朝し天台宗を傳ふ
八九〇	二二	諸葛孔明歿す	二二	六〇	四月憲法十七條を撰す、また初めて曆日を用ふ	一四九	八〇	空海歸朝し眞言宗を傳ふ
九〇〇	二二	ゴート人羅馬を侵す	二二	六〇	小野妹子隋に使す	一四九	八一	韓愈佛骨表を上る
九三	二二	蝦夷初めて入貢す	二二	六〇	聖徳太子歿す	一五〇	八一	貞觀式成る。英のアルフレッド大王即位す
九四四	二二	百濟王子阿直岐來朝す	二二	六〇	モハメッド歿す	一五一	八一	菅原道實左遷せらる、延喜格成る
九四五	二二	百濟王仁來朝、漢學輸入さる	二二	六〇	蝦夷及び入鹿誅に伏す	一五一	八一	古今集成成る
九四六	二二	筆墨初めて日本に製作さる。漢譯法華經成る	二二	六〇	阿倍比羅夫肅慎を討つ	一五一	八一	フランコニア侯コンラド獨逸帝となる
九六六	二二	コンスタンチン大帝即位	二二	六〇	壬申の亂	一五一	八一	劍橋大學建つ
九七三	二二	仁徳天皇即位。都を高津宮に遷す。コンスタンチン基督教公許	二二	六〇	則天武后唐の宗室を殺す	一五二	八一	平將門叛す
九八三	二二	コンスタンチン羅馬を一統す	二二	六〇	大寶律令成る	一五二	八一	オトー一世神聖羅馬皇帝と號す
一〇四三	二二	澠水の戦	二二	六〇	和銅開珍を鑄る	一五二	八一	空也上人入寂
一〇五四	二二	テオドシウス羅馬を一統す	二二	六〇	都を平城に遷す	一五二	八一	
一一一五	二二	ワンドンタル人羅馬に侵入す	二二	六〇		一五二	八一	

世界重要事年記

一六四一〇二四 三條帝藤原道長邸に幸す
 一七三二〇六三 安倍貞任誅に伏し前九年役終る
 一七三六二〇六六 ヘースチングスの戦
 一七三九二〇六九 王安石新法を行ふ
 一七三三二〇七三 グレゴリー七世羅馬法王となる
 一七三二二〇七二 山徒園城寺を焼く
 一七四四二〇七四 資治通鑑成る
 一七四七二〇八七 清原武衡滅ぼされ後三年役終る
 一七五六一〇九六 第一十字軍起る
 一七五五二一一五 女眞國を金と號す
 一七八九二二一九 平忠盛山陽南海の海賊を捕ふ
 一八〇四二二四四 ゴシック派の建築盛に行はる
 一八二二二二五 フレデリック一世獨逸帝となる
 一八四二二五四 英國ヘンリー二世立つ
 一八六一二五六 保元の亂
 一八九二二五九 平治の亂
 一八三二二七五 源空淨土宗を開く
 一八三七二七七 朱熹集註成る
 一八四〇二八〇 源頼朝兵を起す
 一八四五二八五 平氏壇浦に亡ぶ
 一八五三二九二 源頼朝鎌倉に幕府を開く
 一八六四二〇四 ラテン帝國建つ
 一八七五二二五 英王ジョージ大憲章に署名す
 一八七九二二九 公曉實朝を弑す。プロシア波蘭に征せらる
 一八八二二三二 承久の亂

一八八四二三四 親鸞淨土眞宗を開く。蒙古ロシ
 一八八七二三七 アに入る
 一九〇二二四一 道元曹洞宗を傳ふ
 一九三二二五三 ハンザ同盟成る
 一九三二二五三 五攝家を定む
 一九三二二五三 日蓮日蓮宗を開く
 一九八二二五六 蒙古人バグダッド國を滅す
 一九五二二六五 英國に初めて議會開かる。ダン
 テ生る
 一九八二二六八 時宗執權蒙古の使を卻く
 一九三六二七六 一遍時宗を開く
 一九四二二八一 元來寇す執權時宗之を鑿にす
 一九四三二八二 日蓮入寂。文天祥殺さる
 一九四七二八七 元安南及び緬甸を征す
 一九五六一九六 英國蘇格蘭を征す
 一九八一三三二 ダンテ歿す
 一九九三三三三 新田義貞北條氏を亡ぼす
 一九九四三三四 初めて火薬を用ふ
 一九九八三三八 足利尊氏征夷大將軍となる
 一九九九三三九 百年戦争始まる
 二〇〇二三四〇 明主切に倭寇を禁せんことを請
 ぶ
 二〇五七二九七 金閣寺建つ
 二二二二四三三 コンスタンチノープル陥落。東
 羅馬帝國滅ぶ
 二二二四四五五 英國薔薇戦争始まる

二二三二四六二 バイブル初めて上梓さる
 二二七二四六七 應仁の亂
 二三四二四七四 西班牙統一
 二四三二四八三 銀閣寺成る。マルチン・ルーテ
 ル生る
 二四六二四八六 北國の一向宗徒亂を作す。バル
 トロメザアズ喜望峰を發見
 二五三二四九二 コロンブス西印度を發見す
 二五七二四九七 カボット加奈陀東海岸を發見す
 二五八二四九八 パスコ・ダ・ガマ印度に到る
 二六〇二五〇〇 葡萄牙人アラジルを發見す
 二六六二五〇六 マダガスカルを發見す
 二七〇二五二〇 瓜哇を發見す
 二七二二五二七 ルーテル宗教改革を唱ふ
 二七九二五三九 コルテス墨西哥征服を開始す。
 マゼラン世界週航の途に上る
 二八七二五五七 マキアベリ歿す
 二九〇二五五〇 コペルニカス地動説を唱ふ
 二九四二五五四 葡萄牙人初めて我國に來る
 三〇四二五四四 天主教初めて薩摩に入る
 三〇六二五四六 ルーテル歿す
 三二八二五八二 英女王エリザベス立つ
 三三四二五六四 シエイクスピア生る、ミケラ
 シエロ歿す
 三三五二五六五 比律賓諸島西班牙領となる
 三三八二五六八 織田信長兵を率ゐて京都に入る

四

二三三二五八二 明智光秀信長を弑す。グレゴリ
 一世世曆法を改正
 二三三二五八三 清の太祖興る
 二三三二五八五 豊臣秀吉關白に任ず
 二三三二五八八 西班牙無敵艦隊全滅す
 二三三二五九二 朝鮮征伐
 二三三二五九八 秀吉薨す
 二三三二五九九 クロムエル生る
 二三三二六〇〇 關ヶ原の役
 二三三二六〇三 徳川家康征夷大將軍となる
 二三三二六〇四 家康角倉了以等に呂宋カンボヂ
 ヲ等渡航の朱印を與ふ
 二三三二六〇五 呂宋に通商を許す
 二三三二六〇三 伊達政宗支倉六右衛門を西班牙
 及羅馬に派遣す
 二三三二六〇四 大阪冬の陣
 二三三二六〇五 大阪夏の陣豊臣氏亡ぶ
 二三三二六〇六 家康歿す。シエイクスピア歿
 す
 二三三二六〇八 三十年戦争始まる。蒸氣機關を
 發明す
 二三三二六一二 山田長政暹羅より書を幕府に贈
 る
 二三三二六六六 ペーコン歿す
 二三三二六六九 踏繪の令を發す
 二三三二六三三 徳川家光武家制度及び參觀交代

二三九七二六七 鳥原の亂
 二三〇〇二四〇 クロムウエル長期議會召集
 二三〇三二四三 晴雨計發明さる
 二三〇八二四八 中江藤樹歿す。ウエストプアリ
 アの條約
 二三〇九二四九 英王チャールズ一世弑さる
 二三二二二六一 由比正雪誅に伏す。英國航海條
 例發布
 二三二七二六五 光岡大日本史編纂に着手す。江
 戸丸山大火
 二三二八二六八 鄭成功援を乞ふ。クロムウエル
 歿す
 二三二九二六九 初めて清酒を製す
 二三三〇二六〇 英國王政に復す。露都セントピ
 ーターズブルグ建設
 二三三二二六一 隠元黄檗宗を開く。鄭成功臺灣
 に據る
 二三三二二六四 狩野探幽歿す
 二三三二二六八 露ベートル大帝即位
 二三三二二六七 清露條約成立
 二三三二二七一 プロシア王國となる、西國王位
 繼承戦起る
 二三三二二七二 赤穂義士復讐
 二三三二二七四 初代市川團十郎歿す。シアラ
 ルタル英國の手に歸す

二三六二七〇七 富士山噴火、寶永山出づ
 二三七二七三三 ユトレヒト平和會議
 二三七四二七四 貝原益軒歿す
 二三七五二七五 大日本史成る
 二三七六二七六 尾形光琳歿す。康熙字典成る
 二三七八二七八 函館に蝦夷奉行を置く
 二三八二二七九 近松門左衛門歿す
 二三八五二七五 新井白石歿。ベートル大帝歿す
 二三八七二七七 恰克圖條約成立。ニュートン歿
 す
 二三八八二七八 ベーリング海峡發見
 二三九三二七三 波蘭王位繼承戦
 二三九八二七八 鐵製軌道初めて木製軌道に代る
 二四〇〇二七四 フレデリック大王即位。埃國王
 位繼承戦
 二四〇四二七四 クライプ印度に來る
 二四一五二七五 モンテスキュー歿す
 二四一八二七八 竹内式部捕へらる
 二四二九二七九 山縣大貳集せらる。ワット蒸氣
 機關を發明す
 二四三二二七一 露國クリミヤを占領す
 二四三三二七三 田沼意次老中となる。第一次波
 蘭分割
 二四三三二七三 四庫全書成る。ホストン港にて
 輸入茶箱を投棄し英國同港を封
 鎖

五

世界重要事年記

世界重要事年記

二四三二七五 英米戦争始まる
二四三二七六 北米合衆國獨立を宣言す
二四三二七七 西佛艦隊英と戦ふ
二四三二七八 フレデリック大王歿す
二四三二七九 松平定信老中となる。露のカザ
二四三二八〇 リン一世土耳古と戦ふ
二四三二八一 瑞典露國に宣戦す。濠洲開拓さ
二四三二八二 る
二四三二八三 ワシントン大統領となる。佛蘭
二四三二八四 西大革命始まる
二四三二八五 佛蘭西憲法を發布す
二四三二八六 ルイ十六世死刑に處せらる
二四三二八七 波蘭第三次分割
二四三二八八 奈翁伊太利に進軍
二四三二八九 湯島聖堂を官學とす
二四三二九〇 近藤守重捕提に標柱を立つ
二四三二九一 寫眞初めて英國に作らる
二四三二九二 奈翁皇帝となる。カント歿す
二四三二九三 トラファルガルの海戦
二四三二九四 ライン同盟成る
二四三二九五 間宮林藏鞆に到る
二四三二九六 英國ニュージブランドを取る
二四三二九七 奈翁エルバ島に流さる
二四三二九八 ウォーターローの戦
二四三二九九 奈翁歿す。墨西哥獨立す
二四三三〇〇 シーボルト來朝す。モンロー主

二四四二八四 義宣言。太田南畝(蜀山)歿す
二四四二八五 バイロン歿す
二四四二八六 山陽の日本外史成る
二四四二八七 露土戦争
二四四二八八 モーリス電信機を發明
二四四二八九 大鹽平八郎の亂。英ヱイクトリ
二四四二九〇 ア女王即位
二四四二九一 渡邊崋山、高野長英捕へらる。
二四四二九二 第一阿富汗戦争
二四四二九三 阿片戦争
二四四二九四 谷文晁歿す
二四四二九五 米國墨西哥と戦ふ。ホー、裁縫
二四四二九六 ミシンを完成す
二四四二九七 曲亨馬琴歿す。ルイ・ナポレオ
二四四二九八 ン大統領となる。カリフォルニ
二四四二九九 アに金銀發見
二四五〇〇〇 葛飾北齋歿す
二四五〇〇〇一 佐藤信淵歿す。長髮賊起る
二四五〇〇〇二 濠洲に金銀發見さる
二四五〇〇〇三 ルイ・ナポレオン帝と稱す
二四五〇〇〇四 米國提督ペリ來朝。曾國藩兵
二四五〇〇〇五 を起す。露土戦争
二四五〇〇〇六 歌川廣重歿す。日章旗を定む。
二四五〇〇〇七 ムラビヨフ黒龍江を探検す。ク
二四五〇〇〇八 リミヤ戦争
二四五〇〇〇九 セバストポール陥落

二五二二八九 露佛同盟成立。西伯利亞鐵道起
二五二二九〇 工。露國皇太子來遊。大津事變
二五二二九一 突發。獨逸モルトケ將軍逝去。
二五二二九二 日清戦争。自動車發明さる。
二五二二九三 レントゲンX光線發明さる。
二五二二九四 獨逸膠州灣を租借。希土戦争。
二五二二九五 マルコニー無線電信を發明。
二五二二九六 米西戦争。ピスマルク歿す。
二五二二九七 内地雜居實施。南阿戦争。
二五二二九八 北清事變。聯合軍北京を陥る。
二五二二九九 ハワイ共和國アメリカ合衆國に
二五三〇〇〇 併合さる。
二五三〇〇一 英女王ヱイクトリア歿す。
二五三〇〇二 日英同盟成立。
二五三〇〇三 米人ライト兄弟飛行機發明。
二五三〇〇四 日露戦争起る。
二五三〇〇五 瑞典諸威分離。
二五三〇〇六 露國初めて國會を開く。
二五三〇〇七 西太后及び徳宗皇帝歿す。
二五三〇〇八 伊藤博文暗殺さる。ベアリ北極
二五三〇〇九 を探検。
二五三一〇〇 日韓併合。ナイチンゲール女史
二五三一〇一 ロンドンにて逝く。南アフリカ
二五三一〇二 聯邦結成さる
二五三一〇三 伊土開戦。アムンセン南極を探
二五三一〇四 検。

二五二二八五 井伊直弼大老となる。ハリス將
二五二二八六 軍に謁す
二五二二八七 安政の大獄。米露英佛蘭と通商
二五二二八八 假條約を結ぶ。東印度商會廢止。
二五二二八九 愛媛條約成立
二五二二九〇 吉田松陰處刑さる
二五二二九一 櫻田の變井伊大老殺さる。初め
二五二二九二 て米國に使節を發す。英佛軍北
二五二二九三 京を陥る。露國沿海州を獲得す
二五二二九四 和宮、將軍家茂に降嫁。浪士英
二五二二九五 館を襲ふ。伊太利統一成る。米
二五二二九六 國南北戦争。露國農奴解放
二五二二九七 浪士安藤信正を坂下門に擁撃す
二五二二九八 和蘭に留學生を差遣す。ピスマ
二五二二九九 ルク獨宰相となる
二五三〇〇〇 將軍家茂入洛。長藩外船を砲撃。
二五三〇〇〇一 カンボヂヤ佛領となる。リンカ
二五三〇〇〇二 ン奴隸解放令を布く
二五三〇〇〇三 長州征伐。岸田吟香等新聞を刊
二五三〇〇〇四 行す。普墺丁抹と戦ふ
二五三〇〇〇五 リンカーン殺さる。南北戦争終
二五三〇〇〇六 了
二五三〇〇〇七 露國と樺太境界を定む
二五三〇〇〇八 幕府政權奉還。王政復古。瑞典
二五三〇〇〇九 人ノーベル、ダイナマイトを發
二五三〇〇一〇 明

二五二二八六 鳥羽伏見の役。東京に行幸
二五二二八七 東京奠都。版籍奉還。四民平等
二五二二八八 の布告。蘇土運河開通。
二五二二八九 新律綱領を頒布。普佛開戦、セ
二五二二九〇 ン陥る。
二五二二九一 廢藩置縣。散髮令發布。横濱毎
二五二二九二 日新聞發刊。公使を歐米に派す。
二五二二九三 獨逸統一成る
二五二二九四 太陽曆採用。征韓論起る。東京
二五二二九五 横濱間鐵道開通。西郷隆盛最初
二五二二九六 の陸軍大將となる。
二五二二九七 江藤新平の亂。臺灣征伐。
二五二二九八 樺太千島交換。
二五二二九九 西南の役。露土戦争。蓄音機の
二五三〇〇〇 發明。電話機の實用化。
二五三〇〇一 大久保利通暗殺さる。タイプ
二五三〇〇二 イターの發明。
二五三〇〇三 日本銀行創立。ガルバルサー及
二五三〇〇四 びガンベツタ歿す。
二五三〇〇五 獨逸伊三國同盟成立。安南佛國
二五三〇〇六 の屬國となる。露西亞文豪ツル
二五三〇〇七 ゲーネフ死去。
二五三〇〇八 清佛戦争。
二五三〇〇九 ゴルドン將軍戦死。
二五三〇一〇 大日本憲法發布。東海道鐵道開
二五三〇一一 通。

二五二二八九 露佛同盟成立。西伯利亞鐵道起
二五二二九〇 工。露國皇太子來遊。大津事變
二五二二九一 突發。獨逸モルトケ將軍逝去。
二五二二九二 日清戦争。自動車發明さる。
二五二二九三 レントゲンX光線發明さる。
二五二二九四 獨逸膠州灣を租借。希土戦争。
二五二二九五 マルコニー無線電信を發明。
二五二二九六 米西戦争。ピスマルク歿す。
二五二二九七 内地雜居實施。南阿戦争。
二五二二九八 北清事變。聯合軍北京を陥る。
二五二二九九 ハワイ共和國アメリカ合衆國に
二五三〇〇〇 併合さる。
二五三〇〇一 英女王ヱイクトリア歿す。
二五三〇〇二 日英同盟成立。
二五三〇〇三 米人ライト兄弟飛行機發明。
二五三〇〇四 日露戦争起る。
二五三〇〇五 瑞典諸威分離。
二五三〇〇六 露國初めて國會を開く。
二五三〇〇七 西太后及び徳宗皇帝歿す。
二五三〇〇八 伊藤博文暗殺さる。ベアリ北極
二五三〇〇九 を探検。
二五三一〇〇 日韓併合。ナイチンゲール女史
二五三一〇一 ロンドンにて逝く。南アフリカ
二五三一〇二 聯邦結成さる
二五三一〇三 伊土開戦。アムンセン南極を探
二五三一〇四 検。

二五二二八五 明治天皇崩御。清朝亡び支那共
二五二二八六 和國成立。巴爾韓戦争開始。
二五二二八七 世界戦争開始。巴奈馬運河開通
二五二二八八 露帝ニコラス帝政を放棄す。
二五二二八九 獨逸革命起り共和國成る。露帝
二五二二九〇 ニコラス銃殺さる。袁世凱病歿
二五二二九一 巴里講和會議開催。英陸相キッ
二五二二九二 ナー元帥歿す。
二五二二九三 バルチザン尼港大虐殺。國際聯
二五二二九四 盟正式に成立(一月十日)
二五二二九五 皇太子殿下歐洲御漫遊。皇太子
二五二二九六 殿下攝政御就任。華盛頓軍備制
二五二二九七 限會議開催。
二五二二九八 埃及獨立。希臘革命皇帝退位。
二五二二九九 張作霖、吳佩孚戦ふ。
二五三〇〇〇 佛國ルール地方占領。土耳其王
二五三〇〇一 朝廢止共和國成立。關東大震災
二五三〇〇二 (九月一日)東京過半焼失。
二五三〇〇三 英國に労働黨内閣出現す。
二五三〇〇四 日露條約成る。東京放送局處女
二五三〇〇五 放送。陸軍四箇師團廢止。普選
二五三〇〇六 案貴衆兩院通過。
二五三〇〇七 大正天皇崩御(十二月二十五日)
二五三〇〇八 今上陛下御踐祚。
二五三〇〇九 山陰大震災(三月)。日英米三國
二五三〇一〇 軍縮會議開催(六月)。

世界重要事年記

世界重要事年記

三五八二九三 今上陛下御即位式(十一月)。濟南事件突發(五月)...

三五九一九三 ユーゴスラヴィア國王アレキサンダー一世陛下フランス訪問の途次兇彈の爲め崩御(十月十日)...

三五九二九三 月二十二日) 内大臣齋藤實子、大藏大臣高橋是清氏、教育總監渡邊錠太郎大將、の三重臣は一部青年將校に襲撃され即死、侍從長鈴木貫太郎大將は重傷、前内大臣牧野伸顯伯は危く難を免る(二月二十日)...

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス...

ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ...

必要ナル時宜チ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ取り之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更チ試ミルコトヲ得サルヘシ...

帝國憲法

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セザルトキハ

政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命

第二章 臣民權利義務

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定ムル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ
第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定ムル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレ、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定ムル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セザルモノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル處

帝國憲法

ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延

長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布

シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラ
ルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ
内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院
ノ許諾ナクシテ逮捕セラレ、コトナシ
第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タ
リトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ
得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其
ノ責ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國
務大臣ノ副署ヲ要ス
第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ム
ル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務
ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律
ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格
ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由
ルノ外其ノ職ヲ免セラレ、コトナシ懲戒

ス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ
前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計
検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報
告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之
ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正ス
ルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝
國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三
分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開
クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多
數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコ
トヲ得ス
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ
議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更ス
ルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置ク
ノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱
ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサ
ル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ效力ヲ有ス

ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス
但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル
トキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以
テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモ
ノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權
利ヲ傷害セラレタルトスルノ訴訟ニシテ
別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁
判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受
理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更
スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ
他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク
外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝
國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ
之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ
以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シ

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ
命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬
世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ
祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト
日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徵ニ
シ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏
固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典
範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル
所アラシム

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ
男系ノ男子之ヲ繼承ス
第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
第三條 皇長子及子孫皆在ラサルトキハ皇
子孫中其ノ最長子ニ傳フ以下皆之ニ例ス
第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ
先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡
子孫皆在ラサルトキニ限ル
第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及

タル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾
ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘ
シ
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ
毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來增額ヲ要ス
ル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定
ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政
府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ヲク
シテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコ
トヲ得ス
第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ
年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊
ヲ求ムルコトヲ得
第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ
補フ爲メ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ
費用ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ
第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲メ緊急ノ
需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政
府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルト
キハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲ス
コトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國
議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セ

其ノ子孫ニ傳フ
第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキ
ハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルト
キハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先
ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患ア
リ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及
樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順
序ヲ換フルコトヲ得
第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ
祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ
之ヲ行フ
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ
再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年
ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以
テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太

其ノ子孫ニ傳フ
第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキ
ハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルト
キハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先
ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患ア
リ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及
樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順
序ヲ換フルコトヲ得
第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ
祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ
之ヲ行フ
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ
再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年
ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以
テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年
ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以
テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太

子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

- 第一 親王及王
第二 皇后
第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第六 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第七 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十二條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十三條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男子親王女子内親王トシ五世以下ハ男子女王女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇

族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依

皇室典範・皇室典範增補

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族ノ相互民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訴訟ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王女王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ增補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補

(明治四十年二月十一日)

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ條備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ懲ルコトナキヲ期セシム

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ皇族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
前項ニヨリ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル
第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範増補

(大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜チ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム
皇室典範増補
皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

立儲令

(明治四十二年二月十一日)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ立儲令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
立儲令
第一條 皇太子ヲ立ツルノ禮ハ勅旨ニ由リ之ヲ行フ
第二條 立太子ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
第三條 立太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵竝先帝ノ山陵ニ奉幣セシム
第四條 立太子ノ禮ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ
第五條 立太子ノ詔書ハ其ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公布ス
第六條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ賢所皇靈殿神殿ニ謁ス
第七條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス
第八條 立太子ノ禮訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ
第九條 前各條ノ規定ハ皇太孫ヲ立ツルノ禮ニ之ヲ準用ス
(附式略ス)

大日本皇室

天皇陛下 第二百二十四代、御名裕仁、大正天皇第一皇子にまじまじ、明治卅四年四月廿九日御誕生、同五月五日御命名、迪宮と稱し奉る。四十一年四月御年八歳を以て學習院に御入學、大正元年九月九日陸軍歩兵少尉及海軍少尉に御任官、三年三月學習院初等科御卒業、爾後東宮御所内東宮御學問所にて御修學、大正三年十月三十一日陸軍歩兵中尉及海軍中尉、五年十月三十一日陸軍歩兵大尉及海軍大尉に御累進、同年十一月三日立太子式御舉行、八年五月七日御成年式御舉行、九年十月三十一日陸軍歩兵少佐及海軍少佐に御昇進、十年三月三日御外遊、同年九月三日御歸朝、同年十一月二十五日攝政御就任、十二年十月三十一日陸軍歩兵中佐及海軍中佐、十四年十月三十一日陸軍歩兵大佐及海軍大佐に御昇進、大正十五年十二月二十五日御踐祚、昭和三年十一月十日即位禮を擧げさせ給ふ。

皇后陛下 御名良子、故久邇宮邦彦王第一王女、明治三十六年三月六日御誕生、四十二年四月十一日學習院初等科御入學、大正七年御年十六歳にて東宮妃冊立の御沙汰あり、學習院中等科御退學、爾後御學問所にて御修學、大正十三年一月二十六日御入興、皇太子妃殿下とならせられ、大正十五年十二月二十五日皇后陛下とならせらる。

皇太后陛下 御名節子、故從一位大勳位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生、二十二年御年六歳を以て華族女學校に御入學、三十二年八月御退學、三十三年五月十日御入興、皇太子妃殿下とならせられ、

大正元年七月三十日皇后陛下、大正十五年十二月二十五日皇太后陛下とならせらる。

皇太子殿下 御名明仁、繼宮と稱し奉り、今上陛下第一皇子にまじまじ、昭和八年十二月二十三日御誕生、同十二月二十九日御命名。

皇子 御名正仁、義宮と稱し奉り、今上陛下第二皇子にまじまじ、昭和十年十一月二十八日御誕生、同十二月四日御命名。

皇女 第一皇女 成子内親王、照宮と稱し奉り、大正十四年十二月六日御誕生、目下女子學習院御在學中。

第三皇女 和子内親王、孝宮と稱し奉り、昭和四年九月三十日御誕生あらせらる。目下女子學習院御在學中。

第四皇女 厚子内親王、順宮と稱し奉り、昭和六年三月七日御誕生あらせらる。

皇弟 雍仁親王 大正天皇第二皇子(別項「皇族」の中に記し奉る)

宣仁親王 大正天皇第三皇子(別項「皇族」の中に記し奉る)

崇仁親王 大正天皇第四皇子(別項「皇族」の中に記し奉る)

皇叔母 昌子内親王 明治天皇第六皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)

房子内親王 明治天皇第七皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)

聰子内親王 明治天皇第九皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)

宮廷—御歷代皇居及御陵

Table of Japanese emperors and their burial sites. Columns include: 代御 (Imperial Generation), 帝號 (Emperor's Name), 紀元 (Year of Accession), 皇居 (Imperial Residence), 陵名 (Tomb Name), 同所在地 (Location). Entries range from Emperor Shunmu (神武) to Emperor Shunmu (武烈).

宮廷—御歷代皇居及御陵

Table of Japanese emperors and their burial sites. Columns include: 代御 (Imperial Generation), 帝號 (Emperor's Name), 紀元 (Year of Accession), 皇居 (Imperial Residence), 陵名 (Tomb Name), 同所在地 (Location). Entries range from Emperor Shunmu (神武) to Emperor Shunmu (武烈).

皇族 (昭和一一・九・一)

秩父宮 (御住所赤坂區一番ノ一表町御殿)
雍仁親王 大正天皇第二皇子、明治三十五年六月二十五日御誕生、初め淳宮と稱し奉る、大正十一年六月廿五日秩父宮の御稱號を賜はる、大正十一年七月二十八日陸軍士官學校御卒業、同年十月二十五日大勳位に叙せられ、陸軍歩兵少尉に御任官、同十四年五月十日中尉に御進級、同年五月二十四日御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、昭和五年三月六日大尉に御進級、昭和六年十一月二十八日陸軍大學校御卒業、參謀本部附御勤務、昭和十年八月一日陸軍歩兵少佐に御進級、歩兵第三十一聯隊大隊長 (弘前) 御補任
勢津子 (雍仁親王妃) 子爵松平保男姪、明治四十二年九月九日御誕生、勳一等

十二月一日中尉に御進級、昭和五年四月二十一日御渡歐、同年十二月一日大尉に御進級、昭和六年六月十一日御歸朝、昭和十年十一月五日少佐に御進級、海軍大學々生
喜久子 (宣仁親王妃) 公爵徳川慶光姉、明治四十四年十二月二十六日御誕生、勳一等
三笠宮 (御住所赤坂區青山東御殿)
崇仁親王 大正天皇第四皇子、大正四年十二月二日御誕生、初め澄宮と稱し奉る、昭和十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はる、十一年六月廿九日陸軍士官學校御卒業、士官候補生 (見習士官) 習志野騎兵第十五聯隊附
閑院宮 (御住所麴町區永田町二丁目二十番地)
載仁親王 故邦家親王第十六子、慶應元年十一月十日御誕生、元帥陸軍大將、大勳位、功二級、參謀總長
智恵子 (載仁親王妃) 故公爵三條實美第二女、明治五年六月三十日御誕生、勳一等
春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生、陸軍騎兵大尉、大勳位、陸軍大學校研究部主事
直子 (春仁王妃) 故公爵一條實輝第一女、明治四十一年十一月七日御誕生

四女、明治四十一年十一月七日御誕生
東伏見宮 (御住所澁谷區常磐松町一〇一)
周子 (故依仁親王妃) 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生、勳一等
伏見宮 (御住所麴町區紀尾井町四番地)
博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生、元帥海軍大將、大勳位、功四級、軍令部總長
經子 (博恭王妃) 故徳川慶喜第九女、明治十五年九月二十三日御誕生、勳一等
博義王 博恭王第一子、明治三十年十二月八日御誕生、海軍中佐、大勳位、嚴島艦長
朝子 (博義王妃) 故公爵一條實輝第三女、明治三十五年六月二十日御誕生、勳一等
博明王 博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生
光子女王 博義王第一女、昭和四年七月二十八日御誕生
令子女王 博義王第二女、昭和八年二月十四日御誕生
章子女王 博義王第三女、昭和九年二月十一日御誕生

山階宮 (御住所麴町區富士見町二丁目五番地)
武彦王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生、豫備海軍少佐、勳一等
常子 (故菊麿王妃) 故公爵島津忠義第三女、明治七年二月七日御誕生、勳一等
賀陽宮 (御住所麴町區三番町二番地ノ五)
恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年一月二十七日御誕生、陸軍騎兵中佐、大勳位、昭和十年八月一日騎兵第十聯隊長御補任
敏子 (恒憲王妃) 故公爵九條道實第五女、明治三十六年五月十六日御誕生、勳一等
好子 (故邦憲王妃) 故侯爵醍醐忠順第一女、慶應元年十二月七日御誕生、勳一等
邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生
治憲王 同第二子、大正十五年七月三日御誕生
日御誕生
章憲王 同第三子、昭和四年八月十七日御誕生
文憲王 同第四子、昭和六年七月十二日御誕生

日御誕生
宗憲王 同第五子、昭和十年十一月二十四日御誕生
美智子女王 同第一女、大正十二年七月二十九日御誕生
久邇宮 (御住所澁谷區宮代町一番地)
朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生、海軍少佐、大勳位、軍令部出仕兼部員
知子女王 (朝融王妃) 博恭王第三女、明治四十年五月十八日御誕生、勳一等
規子 (故邦彦王妃) 故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生、勳一等
邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生
正子女王 朝融王第一女、大正十五年十二月八日御誕生
朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生
通子女王 朝融王第三女、昭和八年九月四日御誕生
多嘉王 (御住所京都市上京區東櫻町)
故朝彦親王第五子、明治八年八月十七日御誕生、大勳位、神宮祭主
靜子 (多嘉王妃) 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生
生、勳一等
家彦王 多嘉王第二子、大正九年三月十七日御誕生
徳彦王 多嘉王第三子、大正十一年十一月十九日御誕生
恭仁子女王 多嘉王第三女、大正六年五月十八日御誕生
梨本宮 (御住所澁谷區美竹町四十一番地)
守正王 故朝彦親王第四子、明治七年三月九日御誕生、元帥陸軍大將、大勳位、功四級、軍事參議官
伊都子 (守正王妃) 故侯爵鍋島直大第二女、明治十五年二月二日御誕生、勳一等
朝香宮 (御住所芝區白金臺町二丁目二十六番地)
鳩彦王 故朝彦親王第八子、明治二十年十月二日御誕生、陸軍中將、大勳位、軍事參議官
孚彦王 鳩彦王第一子、大正元年十月八日御誕生、陸軍歩兵中尉、勳一等、陸軍歩兵學校教導隊附
湛子女王 同第二女、大正八年八月二日御誕生
東久邇宮 (御住所麻布區市兵衛町一丁目十

宮廷——皇族、朝鮮王族及公族

三番地) 稔彦王 故朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生、陸軍中將、大勳位、軍事參議官
聽子内親王(稔彦王妃) 明治天皇第九皇女、泰宮と稱し奉る、明治二十九年五月十一日御誕生、大正四年五月十八日御結婚、勳一等
盛厚王 稔彦王第一子、大正五年五月六日御誕生
彰常王 同第三子、大正九年五月十三日御誕生
俊彦王 同第四子、昭和四年三月二十四日御誕生
北白川宮(御住所芝區高輪南町十七番地) 永久王 故成久王第一子、明治四十三年二月十九日御誕生、勳一等、陸軍砲兵中尉、近衛野砲兵聯隊附
祥子(永久王妃) 男爵徳川義恕第二女、大正五年八月二十六日御誕生、勳二等
房子内親王(故成久王妃) 明治天皇第七皇女、周宮と稱し奉る、明治二十三年一月二十八日御誕生、同四十二年四月二十九日御結婚、勳一等
多惠子女王 故成久王第三女、大正九年

四月十五日御誕生
竹田宮(御住所芝區高輪南町十七番地) 恒徳王 故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生、勳一等、陸軍騎兵大尉、騎兵第一聯隊附
光子(恒徳王妃) 公爵三條公輝第二女、大正四年十一月六日御誕生、勳二等
昌子内親王(故恒久王妃) 明治天皇第六皇女、常宮と稱し奉る、明治二十一年九月三十日御誕生、同四十一年四月三十日御結婚、勳一等
朝鮮王族及公族
李王家(東京邸) 麴町區紀尾井町一番地) 昌徳宮(京城府臥龍町)
昌徳宮李王 故李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生、陸軍歩兵大佐
大勳位、歩兵第五十九聯隊長
同妃方子女王 梨本宮守正王第一女、明治三十四年十一月四日御誕生、大正九年四月二十八日御入典、勳一等
王世子 李王第二子、昭和六年十二月二十九日御誕生
尹氏(故李王妃) 明治二十七年九月十九日御誕生、勳一等

李鍵公家(御住所澁谷區常盤松町一〇一) 朝鮮邸(京城府寬勳町)
李鍵公 李王第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生、陸軍騎兵大尉、勳一等、陸軍士官學校馬術教官
同妃誠子 伯爵廣橋眞光家族、明治四十四年十月六日御誕生、勳二等
李沖 李鍵公第一子、昭和七年八月十四日御誕生
李沂 李鍵公第二子、昭和十年三月四日御誕生
李垺 故李太王第五子、明治十年三月三十日御誕生、大勳位
同妃金氏 明治十一年十二月二十二日御誕生、勳一等
李偶公家(別邸) 澁谷區常盤松町一〇一) 朝鮮邸(京城府雲泥町)
李偶公 李王第二子、大正元年十一月十五日御誕生、陸軍砲兵中尉、勳一等
野戰重砲兵第八聯隊附
同妃贊珠 侯爵朴泳孝孫、大正三年十二月十一日御誕生、勳二等
李清 李偶公第一子、昭和十一年四月二十三日御誕生
故李熹公妃李氏 明治十六年七月十日御誕生、勳一等

臣籍降下の皇族

故李煥公妃金氏 明治十一年七月八日御誕生、勳一等
侯爵 小松輝久 故北白川宮能久親王第四子、明治二十一年八月十二日生、明治四十三年七月臣籍降下、海軍大佐
侯爵 山階芳麿 故山階宮菊麿王第二子、明治三十三年七月五日生、大正九年七月臣籍降下、陸軍砲兵中尉
侯爵 華頂博信 伏見宮博恭王第三子、明治三十八年五月二十二日生、大正十五年十二月臣籍降下、海軍大尉
侯爵 筑波藤麿 故山階宮菊麿王第三子、明治三十八年二月二十五日生、昭和三年七月臣籍降下、貴族院議員
伯爵 葛城茂麿 故山階宮菊麿王第五子、明治四十一年四月二十九日生、昭和四年十二月二十四日臣籍降下、陸軍歩兵中尉
伯爵 東伏見邦英 故久邇宮邦彦王第三子、明治四十三年五月十六日生、昭和六年四月四日臣籍降下
伯爵 伏見博英 伏見宮博恭王第四子、大正元年十月四日生、昭和十一年四月一日臣籍降下、海軍少尉
侯爵 音羽正彦 朝香宮鳩彦王第二子、大

華族に降嫁せられたる皇族

正三年一月五日生 昭和十一年四月一日 臣籍降下、海軍少尉
御名 御父 御配偶 降嫁年月
禎子女王 故伏見宮 侯山内豊景 明治三十四年
貞愛親王 淺野長武 同九年
安子女王 故山階宮 菊麿王
由紀子女王 故賀陽宮 子町尻量基 同四年
邦憲王 故子 竹内惟忠 同三年
絢子女王 故久邇宮 故子 東園基愛 同三年
榮子女王 同 故子 伯壬生基義 同二年
篤子女王 同 故久邇宮 伯大谷光暢 大正三年
智子女王 同 邦彦王 三條西公正 同三年
信子女王 同 梨本宮 伯廣橋眞光 同三年
規子女王 守正王 伯有馬頼寧 明治三年
貞子女王 故北白川宮 能久親王 伯 甘露寺受長 同二年
滿子女王 同 子保科正昭 同四年
武子女王 同 伯二荒芳徳 大正四年
擴子女王 同

茂子女王 閑院宮 黒田長禮 同一年
載仁親王
恭子女王 同 子安藤信昭 同四年
華子女王 同 侯華頂博信 同二年
紀久子女王 朝香宮 鍋島直泰 昭和六年
鳩彦王
美年子女王 故北白川宮 立花種勝 同八年
成久王
佐和子女王 同 子東園基文 同二年
禮子女王 故竹田宮 佐野常光 同九年
恒久王
宮城
東京市麴町區。面積六三五、〇〇〇坪。
沿革 紀元二一七長祿元年四月、鎌倉管領上杉定正の家宰太田持資道灌、江戸城を築く。天正十八年八月徳川家康入城、城廓を擴張し次いで慶長年間秀忠修築を加ふ。明治元年七月江戸を東京と改められ、同十月明治天皇東京に行幸し給ひ、同月十三日江戸城を東京城と改稱、皇居と定めさせ給ふ。同六年五月五日皇居炎上し一時赤坂離宮を假皇居と定めさせらる。同十五年五月皇居御造營に着手、同二十一年十月御

宮廷——臣籍降下の皇族、華族に降嫁せられたる皇族、宮城

竣成、同月二十七日皇居を宮城と御改稱、同二十二年一月九日賢所を御遷座、同月十一日天皇遷幸遊ばさる。昭和三年更に宮殿の御修理を行はせらる。

表宮殿 正殿、鳳凰ノ間、桐ノ間、化粧ノ間、葡萄ノ間、豊明殿、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間、南溜、東溜、西溜、北溜、化粧一ノ間、化粧二ノ間、東一ノ間、二ノ間、西一ノ間、二ノ間、御車寄、東車寄、北車寄の總稱。

奥宮殿 表宮殿の西南方に連り、兩陛下の御常御殿。

正殿 皇室、國家の大典は素より一月元旦二日の朝賀、天長節の拜賀を受けさせられ、軍旗親授式をも行はせらるる御殿である。南面して東西七十尺、南北八十三尺、周圍三方に廊下を廻らし、軒の高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造りで、天井は塗格縁極彩色が施され、御床は黒檀、花欄、欄等の寄木張り、御室内の廣さ約百八坪、北壁の中央に一段高く玉座が定められてある。

鳳凰ノ間 御室内二十八坪、次の御間百十四坪餘、四方の壁には鳳凰の模様を描き出されてある。正殿と共に宮中の重き御殿で、御恒例の新年の政始、歌會始、講書始の御儀式を始め、各國大使の信任狀捧呈、

若宮、姫宮の初御参内、御成年式、御婚儀等の際行はる、朝見の御儀、外國貴賓、又は重臣の公式賜謁はすべてこの御殿に於て行はせられる。

御座所・御學問所 鳳凰ノ間に近き二階建の御殿。一階は御座所で、十四間方、西南を出御の御間、西北を側近の控所とされである。又表内謁見所とも申上げ、御日常御政務を贊はせられ、又内大臣、宮内大臣、總理大臣以下國務大臣、參謀總長、軍令部總長を召され、御政務や宮廷事項に關し奏上を聽し召され、又は御下問を賜はる時、此の御座所にて拜謁仰付けられる。二階は御學問所で、御日常の御日課として御學課又は臨時御進講を御聽取遊ばされる御間である。

桐ノ間 御室内約十五坪餘、桐の木で調製された御調度品が配さる。皇后陛下の御謁見所で各國使臣其他重臣並に夫人等へ拜謁仰付けらる、際用ゐさせられる。

豊明殿 宮中における御饗宴場。四大節の御饗宴を始め午餐、晚餐の御催しもまたこの御殿において行はせらる。正殿と御庭を隔て、北にあり、その前庭には桃花形の大石鉢の噴水がある。御室内約百八十坪、天井は折上格天井で御裝飾絢爛華麗を極め

事變、惇明府は大正三四年日獨戰爭を記念せらる、ものが御保存になつてある。
吹上御苑 宮城内の御苑で、觀瀑亭、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、吹上の御茶屋は徳川時代の亭であり、花蔭亭は昭和大典に際し全國官吏より献上せるもの、御苑内楓山には皇后宮御經營の御養蠶所がある。

皇宮・御所

京都皇宮 (京都市上京區) 桓武天皇平安御遷都から明治天皇の東京御遷都まで一千七十餘年間の皇居である。現在の皇宮は安政二年十一月に竣工したもので、紫宸殿、清凉殿、御常御殿、小御所、御學問所、宣陽殿その他の御殿があり、總面積二十七萬六百二十九坪。
青山御所 (赤坂區) 舊紀州家の邸、明治六年英照皇太后陛下ここに遷らせられ、同七年一月青山御所と稱す。
大宮御所 (赤坂區) 赤坂離宮、青山御所御料地内にあり、昭和五年五月御竣工、皇太后陛下御在所と定めさせらる。
仙洞御所 (京都市上京區) 京都皇宮外にあり。

新宿御苑 (四谷區内藤新宿町) 舊信州高遠藩主内藤氏の邸地、御苑内林泉あり、櫻

てゐる。千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間は共に豊明殿の後席の間と總稱せられ、御饗宴後の控間又は談話室に用ゐる、千種ノ間ではまた小饗宴も御催しあらせられる。

西溜ノ間・東溜ノ間 西溜ノ間は豊明殿前庭西方の御間で、皇族會議は多くこの御間で開かせられ、常には拜謁、御陪食等に召された諸員の控室となつてゐる。東溜ノ間は西溜ノ間と向ひ合つて東側にあり、この御殿で樞密院會議を開かせられる御例となつてゐる。葡萄ノ間は各皇族御参内の際の御休憩室である。

奥宮殿 御常御殿。平家建檜木造りの二棟で、皇子殿下の御居室や御内儀御食堂等もあり、皇族方との御對面や御會食も御内儀で行はせられる。
吳竹寮 宮城内舊本丸にあり、約二百坪の平家建で、松、竹、梅と三つの御間を始め室内御遊戯室等内親王様方の御殿としての御設備が施されてある。

御車寄 宮殿の南側で正支間に相當し、行幸又は御同列行幸啓の際宮殿に御車をとどめさせられる所で、同時に外國貴賓の公式参内、各國大使の信任狀捧呈のための参内、又は新年朝賀四大節御祝宴に召された顯官達の参内も此處から参入する。その

離宮・御用邸

樹多く、觀櫻會、觀菊會はこゝで御催しあらせらる、御恒例である。
赤坂離宮 (赤坂區) 舊紀州侯邸の一部、明治五年三月離宮となる。
濱離宮 (京橋區築地) もと徳川將軍鷹獵の地。離宮となれるは明治三年。
靈ヶ關離宮 (麴町區) 舊黒田侯邸、明治八年有栖川宮邸となり、同三十七年離宮となる。
二條離宮 (京都市中京區) 舊二條城、明治十七年離宮となる。
桂離宮 (京都市右京區桂) 舊桂宮御別邸、明治十六年離宮となる。
修學院離宮 (京都市左京區修學院)
函根離宮 (神奈川縣蘆ノ湖畔塔ヶ島)
伊勢離宮 (宇治山田市外)
武庫離宮 (神戸市須磨區月見山)
葉山御用邸 (神奈川縣葉山町)
立石御休所 (同縣三浦郡西浦村)
沼津御用邸 (沼津市揚原町)
日光御用邸 (栃木縣日光町)
日光田母澤御用邸 (同)

鹽原御用邸(同縣鹽原町)
那須御用邸(同縣那須郡那須村)
伊香保御料地(群馬縣伊香保町)

御獵場

江戸川筋御獵場 埼玉縣南埼玉郡、北葛飾郡、千葉縣東葛飾郡。雁、鴨、鷺、鶯、千鳥、雉子、鶉等。
長良川筋御獵場 岐阜縣岐阜市、同郡上郡、武儀郡、稻葉郡。鮎、鯉。
神通川御獵場 富山縣婦負郡、上新川郡。鮎、鮭、鱒等。

宮中杖

後鳥羽上皇、藤原俊成の九十賀に鳩杖を賜ひし御事に始まり、齡八十以上にして特殊の功勞ある者に賜はる。現在は杖にかへて御目錄を賜はるのであるが、現在の光榮者は左の人々である。
公爵 西園寺公望 侯爵 淺野 長勳
伯爵 清浦 奎吾 田中 光顯
子爵 石黒 忠憲 倉富勇三郎
伯爵 金子堅太郎 子爵 栗野慎一郎
男爵 山本 達雄 男爵 瓜生 外吉
坂本彰之助

宮中席次

【第一階】——第一 大勳位(一、菊花章頭飾二、菊花大綬章)△第二 内閣總理大臣△第三 樞密院議長△第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者△第五 元帥國務大臣宮内大臣内大臣△第六 朝鮮總督△第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者△第八 國務大臣宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者△第九 樞密院副議長△第十 陸軍大將海軍大將樞密顧問官△第十一 親任官△第十二 貴族院議長衆議院議長△第十三 勳一等旭日桐花大綬章△第十四 功一級△第十五 親任官の禮遇を賜はりたる者△第十六 公爵△第十七 從一位△第十八 勳一等(一、旭日大綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)
【第二階】——第十九 高等官一等△第二十 貴族院副議長衆議院副議長△第二十一 勳香間祇候△第二十二 侯爵△第二十三 正二位
【第三階】——第二十四 高等官二等△第二十五 功二級△第二十六 錦鷄間祇候△第二十七 勳任待遇△第二十八 伯爵△第二十九 從二位△第三十 勳二等(一、旭日重光章、二、寶冠章、三、瑞寶章)
△第三十一 子爵△第三十二 正三位△第三十三 從三位△第三十四 功三級△第三十五 勳三等(一、旭日中綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第三十六 男爵△第三十七 正四位△第三十八 從四位
【第四階】——第三十九 貴族院議員衆議院議員△第四十 高等官三等△第四十一 高等官三等の待遇を享くる者△第四十二 功四級△第四十三 勳四等(一、旭日小綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第四十四 正五位△第四十五 從五位
【第五階】——第四十六 高等官四等△第四十七 高等官四等の待遇を享くる者△第四十八 功五級△第四十九 勳五等(一、雙光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第五十 正六位
【第六階】——第五十一 高等官五等△第五十二 高等官五等の待遇を享くる者△第五十三 從六位△第五十四 勳六等(一、單光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)
【第七階】——第五十五 高等官六等△第五十六 高等官六等の待遇を享くる者△第五十七 正七位
【第八階】——第五十八 高等官七等△第五十九 高等官七等の待遇を享くる者△第

六十 從七位△第六十一 功六級
【第九階】——第六十二 高等官八等△第六十三 高等官八等の待遇を享くる者
【第十階】——第六十四 高等官九等△第六十五 奏任待遇△第六十六 正八位△第六十七 功七級△第六十八 勳七等(一、青色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第六十九 從八位△第七十 勳八等(一、白色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章)

前官禮遇

○總理大臣 公爵西園寺公望、伯爵清浦奎吾、男爵若槻禮次郎
○樞密院議長 倉富勇三郎、男爵一木喜徳郎
○國務大臣 水野鍊太郎、財部彪、男爵幣原喜重郎、鈴木喜三郎、男爵山本達雄、男爵大角岑生、町田忠治、宇垣一成
○内大臣 伯爵牧野伸顯

歴代宮内大臣

姓名	就任年月日
伯爵 伊藤博文	明治 一八・一二・二二
子爵 土方久元	二〇・九・一六
子爵 田中光顯	三一・二・九
公爵 岩倉具定	四二・六・一六

宮廷——前官禮遇、歴代宮内大臣、内大臣府、樞密院の職掌、歴代樞密院議長

内大臣府

内大臣府は御璽國璽を尙藏し及詔書勅書其の他内廷の文書に關する事務を掌り、内大臣は常侍輔弼し内大臣府を統轄する。秘書官長一人、秘書官、屬を置く。歴代内大臣は左の如くである。

歴代内大臣

姓名	就任年月日
公爵 三條實美	明治 一八・一二・二二
侯爵 德大寺實則	二四・二・二一
公爵 桂太一郎	元・八・一三
眞愛親王	元・一二・二一
公爵 大山巖	三・四・二三
侯爵 松方正義	六・五・二
子爵 平田東助	一一・九・一八
子爵 牧野伸顯	一四・三・三〇
子爵 齋藤實	一〇・一二・二六

樞密院の職掌

樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所で、議長一人、副議長一人、顧問官二十四人、書記官長一人及び書記官を以て組織され、丁年以上の各親王は樞密院會議に班列するの權を有せられる。議長副議長及顧問官たるには年齢四十歳に達したものでなければならぬ、樞密院の職掌は一、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項二、憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及疑義三、憲法第十四條戒嚴の宣告同第八條及第七十條の勅令及其他罰則の規定ある勅令四、列國交渉の條約及約束五、樞密院の官制及事務規程の改正に關する事項六、前諸項に掲ぐるもの、外臨時に諮詢せられたる事項に付諮詢を待つて會議を開き意見を上奏する、樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與することはない。

歴代樞密院議長

姓名	就任年月日
伯爵 伊藤博文	明治 二一・四・三〇
伯 大木喬任	二二・一二・二四

二四・六・一	伯伊藤博文
二五・八・八	伯大木喬任
二六・三・一	伯山縣有朋
二八・三・七	伯黑田清隆
三三・〇・二七	侯西園寺公望
三六・七・三	侯伊藤博文
三八・二・二一	侯山縣有朋
四二・六・一四	公伊藤博文
四二・二・一七	公山縣有朋
大正	
一・二・八	子清浦奎吾
一三・一・一三	子濱尾新吾
一四・〇・一	男穂積陳重
一五・四・二二	男倉富勇三郎
昭和	
九・五・三	男一木喜徳郎
一一・三・二二	男平沼騏一郎

歌會始

歌會始の御題は例年十月頃官報に發表され、何人も詠進することが出来る。但し一人一首に限り、十二月十五日までに宮内省御歌所に差出す。詠進の書式については左の如く定められてゐる。

一、料紙は美濃紙にて詠草は豎に認む。

一、料紙は左の通り五つ折にす。

一、裏面には最後から二行目右寄に現住所

宮廷録事

〔昭和十年〕

八月 日 今般臺灣總督府管内暴風雨の爲被害不尠趣聞食され御救恤として 天皇 皇后兩陛下より金壹封を總督府へ下賜あらせらる。○李王殿下には今般宇都宮市西原町千五百九十三番地に御假寓あらせらる。

同 六日 ホリヴィア國獨立日に付 天皇陛下より同國大統領閣下へ御祝電を御發送あらせらる。

同 十日 天皇陛下よりホリヴィア國大統領閣下へ御發送の御祝電に對し御答電あり。

同 十四日 天皇陛下より暹羅國皇帝陛下へ御發送の御弔電に對し本日御答電ありたり。○雅仁親王殿下には弘前市大字紺屋町百廿五番地に、恒憲王殿下には姫路市山野井二百八番地に夫々御假寓あらせらる。

同 十五日 本月三十一日所澤陸軍飛行學校に於て學生修業式舉行に付同校へ鳩彦王殿下を差遣さる、旨御沙汰あらせられたり。

同 二十二日 水産講習所名譽教授岡村



族籍、左寄に氏名、官職位勳功爵あるものは氏名の上にそれを記す。

昭和十一年歌會始の御題は前年十一月七日『海上雲遠』と仰出され、一月二十日宮中鳳凰ノ間に於て歌會始の儀を行はせられた全國の詠進歌數四萬二百五十五首より光榮に浴した選歌は五首であつた。

海上雲遠

紀の國のしほのみさきにたちよりにて 沖にたなひく雲をみるかな
皇后宮御歌
朝日かけのほるまにうつくしきいろになりゆく沖のしらくも
皇太后宮御歌
あさなきの海原とほくゆくふれのけふりのすゑにつくむらくも

選歌

二八

大阪府 山脇 充夫上
わたつみの波の果より出つる日に雲の動きも見えそめにけり
三重縣 坂倉 廣生上
ゆけと／＼同じとほさに見ゆるかな舟路のすゑにかゝるしらくも
愛知縣 大八木義雄上
くるしほの流にかけやうつらむ志摩の波切の沖のうき雲
岩手縣 新沼 三郎上
大海はみとりにはれぬひとむらの雲をなみちの末にのこして
石川縣 谷口 セツ上
沖遠くわかる、雲の見ゆるかなしらみ初めたる舟のまよとより

帝室技藝員

竹内 栖鳳	横山 大觀
川合 玉堂	佐々木 岩次郎
橋本 關雪	安田 靱彦
菊池 契月	藤島 武二
岡田 三郎助	和田 英作
山崎 朝雲	板谷 波山
香取 秀眞	清水 南山

金太郎薨去に付幣帛下賜。

同 二十一日 故朝鮮總督府中樞院參議金瑞圭朝鮮忠清南道に於て葬送に付勅使として忠清南道知事李範益を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。○今般青森縣下豪雨のため被害不尠趣聞食され御救恤として 天皇 皇后兩陛下より金壹封を同縣へ下賜あらせらる。

同 三十日 白國皇后陛下崩御に付 天皇 皇后兩陛下より同國皇帝陛下へ御弔電を御發送あらせらる。○白國皇后アストリツト陛下崩御弔問使として 天皇陛下より侍從永積寅彦を 皇后陛下より皇后宮職御用掛河合りよう子を 皇太后陛下より皇太后宮職御用掛山中貞子を同國大使館へ差遣あらせらる。

同 三十一日 蘭國皇帝陛下御誕辰に付 天皇 皇后兩陛下より御祝電を御發送あらせらる。

九月一日 英國皇帝陛下第三皇子グロスター公爵下結婚成約に付去月三十一日 天皇陛下より同陛下並同殿下へ夫々御祝電を御發送あらせられたるに對し、同皇帝皇后陛下並同殿下より御答電ありたり。

同 四日 去月三十日 天皇 皇后兩陛下より白國皇帝陛下へ御發送の御弔電に對

宮廷——宮廷録事

主公会に於て故白國皇后アストリッド陛下弔祭式執行に付 天皇陛下御名代として宣仁親王殿下を 皇后陛下御名代として宣仁親王妃殿下を差遣あらせらる。○遞信大臣床次竹二郎薨去に付午前十一時勅使侍從徳大寺實厚を其邸に差遣され幣帛、神饌、神を賜ひ訖て玉串を供せしめられ、又同十一時十分皇后宮使皇后宮事務官野口明を、同十一時二十分皇太后宮使皇太后宮事務官清閑寺良貞を差遣され神を賜ひ玉串を供せしめらる。

同 十一日 故遞信大臣床次竹二郎葬送に付午後一時勅使侍從伯爵甘露寺受長を、皇后宮使皇后宮事務官永積寅彦を、皇太后宮事務官西邑清を葬齋場へ差遣され各玉串を供せしめらる。

同 十二日 午前十一時三十分葉山御用邸に於て親任式を行はせられ從三位勳一等望月圭介を遞信大臣に任ぜらる。

同 十三日 天皇陛下には午後一時五十分葉山御用邸御出門、同二時五分返子驛御發、同三時五分東京驛御着車三時十五分還幸あらせらる。

同 十五日 天皇陛下よりサルヴアドル國大統領閣下へ御祝電御送あらせらる。
同 十七日 英國政府主席經濟顧問サー

出門陸軍科學研究所へ行幸同四時四十分還幸あらせらる。

同 七日 皇太后陛下には午前十一時三十分大宮御所御出門宮城へ行啓、午後四時三十五分還御あらせらる。

同 八日 皇太子殿下は午前九時三十分宮城御出門九時五十二分東京驛御發車同十時五十分返子驛御着車同十一時七分葉山御用邸に御安着あらせらる。○滿洲國財政部大臣孫其昌今般渡來に付敬意を表するため午前十一時 天皇陛下に謁見仰付けらる。○今般歐洲へ出發の陸軍砲兵大佐菰田康一は午前十一時 天皇陛下に拜謁畢て 賢所參拜仰付けらる。

同 十日 故陸軍中將嶋瀧紫磨千葉縣下に於て葬送に付勅使として千葉縣知事其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。
同 十一日 故陸軍少將生沼昭次葬送に付勅使として侍從入江相政を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。○故東北帝國大學名譽教授林鶴一仙臺市に於て葬送に付勅使として宮城縣知事其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 十五日 昭和六年乃至九年事變の功に依り勳章を授與せられたる海軍大將山本英輔外十九名は午前十一時三十分 天皇陛下

宮廷——宮廷録事

三〇

・フレデリック・ウイリアム・リースロス今般渡來に付敬意を表するため本邦駐劄同國特命全權大使サー・ロバート・ヘンリー・クワイヴ同伴午前十一時 天皇陛下に謁見仰付けらる。○カイロに於ける日本國及埃及國間の通商問題商議に帝國代表委員として今般出發の特命全權公使笠間景雄は午前十一時 天皇陛下に拜謁畢て 賢所參拜仰付けらる。○故第三高等學校長溝淵進馬京都市に於て葬送に付勅使として内匠寮出張所長森田久造を差遣され幣帛を下賜せらる。

同 十八日 皇太子殿下午後零時四十分那須御用邸御出門、同一時十二分黒磯驛御發車同四時十三分上野驛御着車同四時四十分還啓あらせらる。○チリ國獨立日につき 天皇陛下より同國大統領閣下へ御祝電御發送あらせらる。

同 十九日 皇太后陛下には東京府下多摩陵へ御參拜あらせらるべき旨仰出さる。○正午宮中に於て載仁親王殿下を午餐に召させられ特命全權大使松平恒雄、同子爵武者小路公共其他へ御陪食仰付けらる。○獨國宰相閣下より 天皇陛下へ嵯峨天皇御畫像を贈られたるに付 天皇陛下より御禮電を御發送あらせらる。
同 二十日 暹羅國皇帝陛下誕辰に付

下に拜謁仰付けらる。○米國陸軍長官ジョージ・エイチ・ダーン今般渡來に付敬意を表するため同國臨時代理大使エドヴィン・エル・ネヴィル同伴午前十一時 天皇陛下に謁見仰付けらる。○佛國極東艦隊司令長官海軍中將ジャンピエール・エステヴァ今般來航に付敬意を表するため同艦隊參謀長海軍大佐ルネ・ド・シャナン・マリ・ピラ同伴使フェルナン・ジャン・マリ・ピラ同伴

同大使館附海軍武官海軍大佐ロザテイと共に午前十一時三十分 天皇陛下に謁見仰付けらる。
同 十六日 ルーマニア國皇帝陛下御誕辰に付 天皇陛下より御祝電を御發送あらせらる。

同 十八日 皇太子殿下には午前十時葉山御用邸御出門同十時十九分返子驛御發車同十一時十八分東京驛御着車同十一時三十分還啓。
鹿兒島宮崎兩縣下行幸御日程左の如し

十一月六日午前九時二十五分 宮城御發車
同九時三十五分 東京驛御發車
同十時四十五分 横須賀驛御着
車逸見埠頭より御乘艇 軍艦比叡に御乘艇
同十一時五十分 横須賀軍港御

天皇陛下より御祝電を御發送あらせらる。
同 二十二日 天皇陛下よりメキシコ大統領閣下へ御發送の御祝電に對し御答電ありたり。

同 二十三日 故海軍主計少將池田平作横須賀市に於て葬送に付勅使として神奈川縣知事其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。
同 二十四日 天皇陛下よりチリ國大統領閣下へ御發送の御祝電に對し本日御答電ありたり。

同 二十六日 本邦駐劄諸威國特命全權公使リードウイツ・セザール・マルチン・オーベル今般歸國に付御暇乞のため午前十一時三十分 天皇陛下に謁見仰付けらる。○今般外國より歸朝又は出發の陸軍歩兵中佐柳田元三外三名は午前十一時三十分 天皇陛下に拜謁畢て、陸軍三等主計正新庄健吉外二名は 賢所參拜仰付けらる。
同 二十七日 天皇陛下より丁抹國皇帝陛下へ御發送の御祝電に對し御答電ありたり。

十月一日 今般北海道及新潟、群馬、千葉、茨城、岩手、山梨の各縣下暴風雨のため被害不尠趣聞食され御救恤として 天皇皇后兩陛下より各金壹封宛を下賜せらる。
同 三日 天皇陛下には午後一時十分御

出港御航海

同 七日 御航海

同 八日 午後零時三十分頃鹿兒島御入港住吉棧橋より御上陸大本營 鹿兒島縣立第一高等女學校

同 九日 演習御統裁

同 十日 演習御統裁

十二月一日 親王御誕生に付獨國宰相閣下、白國皇帝陛下、伊國皇帝陛下より 天皇陛下へ御祝電を寄せられ 天皇陛下は之に對し夫々御答電を御發送あらせられたり。○北海道帝國大學名譽教授八田三郎薨去に付陸軍主計監魚住慎一卒去に付去月二十九日執事も幣帛を下賜せられたり。○午前十時勅使として侍從伯爵甘露寺受長を澄宮御殿へ差遣され崇仁親王殿下に冠を賜りたり。

同 二日 崇仁親王殿下には午前九時三十分 賢所大前に於て成年式を行はせられ訖て皇靈殿神殿拜禮同十一時參内朝見の儀同十一時五十分皇太后陛下に朝見の儀を済ませらる。○澄宮御殿は自今之を青山東御殿と改稱せらる。○午後一時卅分親補式を行はせられ陸軍中將嶋彦王、海軍大將末次信正陸軍大將西義一を軍事參議官に陸軍中將柳川平助を臺灣軍司令官に同林桂を第五師團

長に同橋本虎之助を近衛師團長に同堀丈夫を第一師團長に海軍中將子爵加藤隆義を第二師團長に陸軍中將末松茂治を第十四師團長に同松浦淳六郎を第十師團長に同山岡重厚を第九師團長に補せられたり○陸軍教授横山博卒去に付幣帛を下賜せらる○崇仁親王殿下成年式舉行に付滿洲國皇帝陛下より 天皇陛下へ御祝電を寄せられ同日 天皇陛下は之に對し御答電を御發送せられたり。

同日 崇仁親王殿下成年式を濟ませられたるに依り午後零時三十分宮中に於て午餐御催あらせられ 天皇陛下出御崇仁親王殿下御参列皇族王族公族各殿下を召させられ各國大使公使大勳位以下前官禮遇以上宮内次官宮内省部局長官三笠宮附別當並夫人、三笠宮附宮内事務官其他へ御陪食仰付けらる。

同日 正午樞密院副議長以下親任官待遇以上並夫人、宮内勅任官同待遇宮内奏任官同待遇は 天皇陛下崇仁親王殿下に拜謁畢て午餐を賜はりたり。

同日 皇太后陛下には午後四時五十分大宮御所御出門宮城へ行啓あらせられ、同八時十五分還御○親王命名式舉行に付本月四日滿洲國皇帝陛下より 天皇陛下へ御

○稔彦王殿下には大阪市東區大手前元町師團長官舎に御假寓中の處本日御歸京あらせらる。

祝電を寄せられ 天皇陛下は之に對し本日御答電を御發送せられたり○故陸軍中將曾我祐進葬送に付午前十一時勅使として侍従久松定孝を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同日 高知高等學校教授藤田福太郎高知市に於て葬送に付勅使として高知縣知事を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同日 午前十時親任式を行はせられ從三位勳一等上山滿之進を樞密顧問官に任ぜられたり○故陸軍中將内藤新一郎京都市に於て葬送に付勅使として内匠寮出張所長森田久造を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同日 今般外國へ出發の陸軍少將澤田茂外十名は午前十一時 天皇陛下に拜謁畢て 賢所参拜仰付けられたり○親王御誕生に付アフガニスタン國皇帝陛下より 天皇陛下へ御祝電を寄せられ 天皇陛下は之に對し御答電を御發送せられたり。

同日 判事中西用治薨去に付、陸軍藥劑監督方喜平次卒去に付執事も幣帛を下賜せらる。

同日 天皇陛下東京府下多摩陵へ御参拜あらせらる、御發着割左の如し
午前九時二十分 御出門

帛を下賜せらる○伯爵清棲幸保妻敦子死去に付博明王、光子女王、令子女王、皇子女王四殿下には父の妹の御續を以て、朝融王妃知子女王、博英王兩殿下には姉の御續を以て、博義王殿下には妹の御續を以て、邦昭王、正子女王、朝子女王、通子女王四殿下には母の姉の御續を以て、宣仁親王妃喜久子殿下には父の姉の子の御續を以て各定式の喪を服せらる。

同日 九時四十分 原宿驛御發車
同日 十時四十分 東淺川驛御着車 多摩陵御参拜
同日 十一時十分 陵所御休所發御
同日 十一時十五分 東淺川驛御發車
午後零時十五分 原宿驛御着車 還幸
同日 十三日 公立高等學校長川田正滋葬送に付午前十一時勅使として侍従永積寅彦を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同日 陸軍少將神尾直次卒去に付幣帛を下賜せらる。

同日 本邦駐劄丁抹國特命全權公使男爵ルドルフ・ベルトウ・シニエリヤ信任狀捧呈のため参内に付宮中より差廻の自動車に迎引の式部官と同乘帝國ホテルを出て参内御車寄階上に式部官の出迎を受け控所に入り午前十時三十分式部長官の誘導に依り鳳凰ノ間に進み 天皇陛下に謁見信任狀を捧呈せり○チエツコスロヴァキア國大統領エドワルド・ベネシニ閣下當選に付 天皇陛下より御祝電を御發送せられたり。

同日 正午宮中に於て載仁親王、守正王兩殿下を午餐に召させられ樞密院議長男爵一木喜徳郎其他へ御陪食仰付けらる

宮中席次は特旨を以て内務大臣後藤文夫の上席と定めらる。

【昭和十一年】

一月一日 歳旦祭の儀を行はせらる。
同日 元始祭の儀を行はせらる。
同日 政治の式を行はせらる。
同日 天皇陛下には正午新年宴會を催され又午後六時有位華族へ酒饌を賜はりたり○皇太后陛下には午後一時四十五分大宮御所御出門、宮城へ行啓、同四時五十分還御○新年に際し 天皇陛下には白國皇帝陛下、諾威國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、英國皇帝陛下、滿洲國皇帝陛下、ルーマニア國皇帝陛下と又 天皇 皇后兩陛下には關國皇帝陛下と夫々御祝電を交換あらせられ

宮廷——宮廷録事

日つイラン國皇帝陛下、アフガニスタン國
皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、チエツコスロ
ヴァキア國大統領閣下より、天皇陛下へ御
祝電を寄せられ、天皇陛下は之に對し夫々
御答電を御發送あらせらる。○故錦鷄間祇候
小宮三保松神奈川縣下に於て葬送に付き三
日勅使として神奈川縣知事を差遣○東京帝
國大學教授春山作樹、帝國學士院會員東京
帝國大學教授寺田寅彦薨去に付き五日執
も幣帛を下賜せられたり。
同 七日 皇太子殿下には神奈川縣葉山
へ行啓あらせらる。○暹羅國內務參議ルアン
ブラテイツト・マヌタン今般渡來に付敬意
を表するため同國特命全權公使ブラ・ミト
ラカム・ラクサ同伴、午前十一時、天皇陛
下に謁見仰付けらる。○故長崎醫科大學教授
河本禎助長崎市に於て葬送に付勅使として
長崎縣知事を差遣、幣帛下賜。
同 八日 陸軍始觀兵式を行はせらる、
に付、天皇陛下には午前九時二十分第三公
式園簿にて御出門、代々木練兵場へ行幸あ
らせられ同十一時五十分還幸あらせらる。
同 九日 故海軍々醫少將新井慶三郎前
橋市に於て葬送に付勅使として群馬縣知事
を差遣、幣帛下賜。
同 十三日 故海軍造兵中將野田鶴雄葬

送に付十一日午前十一時勅使として侍從久
松定孝を、故陸軍少將磯村直明葬送に付午
前十一時勅使として侍從德大寺實厚を各其
邸に差遣、執れも幣帛を下賜せらる。
同 十四日 午前十時講書始の儀を行は
せられ臺北帝國大學總長幣原坦は「國書と
鄭成功」を、京都帝國大學教授羽田亨は金
史卷七、世宗本紀、大定十三年四月の條を
東京帝國大學教授男爵穗積重遠はギールケ
著「獨逸團體法論」に就て、を講讀せり。
同 十五日 恩賜、左の通り下賜せらる
正二位勳一等男爵 久保田讓
男爵益田太郎先代從四位勳三等 益田 孝
九十歳の高齡に付御紋付銀盃御絹並に酒肴
料
從二位勳一等功二級男爵 瓜生外吉
男爵三井高公先代正三位勳一等 三井高棟
八十歳の高齡に付御紋付銀盃並に酒肴料
正二位勳一等男爵 一木喜徳郎
平沼騏一郎
同 正二位勳一等侯爵 黒田 長成
正三位勳一等功三級子爵 高島 友武
從二位勳二等功四級子爵 小笠原長生
從二位勳三等伯爵 久松 定謨
正三位勳二等男爵 船越光之丞
正三位勳三等子爵 柳生 俊久

三四

正三位子爵 石川 重之
從三位勳四等男爵 大沼 盾雄
七十歳の高齡に付御紋付銀盃並に酒肴料
正四位勳一等 坂本鈺之助
從二位勳一等功二級男爵 瓜生 外吉
は老年に付執れも特旨を以て宮中杖を差許
さる。○天皇陛下には午前十一時卅分御出
門大宮御所へ行幸、午後四時廿八分還幸。
同 十六日 午前十時十分勳章親授式を
行はせられ海軍法務官山田三郎に勳一等瑞
寶章を授けられ。續いて勳章奉授式執行相
成り東京帝國大學教授慶松勝左衛門、内閣
統計局長長谷川越夫、内藏頭男爵白根松介
專賣局技師北浦重之に勳二等瑞寶章を授け
られたり。○本邦駐劄白國特命全權大使男爵
アルベール・ド・パツソムヒエール今般歸
國に付御暇乞のため午前十時三十分、天皇
陛下に謁見仰付けられたり。○故朝鮮總督府
檢事平山正祥朝鮮釜山府に於て葬送に付勅
使として慶尙南道知事土師盛貞を差遣され
幣帛下賜。
同 十七日 錦鷄間祇候松永武吉薨去に
付幣帛下賜。
同 十八日 故陸軍中將毛内崎嵐葬送に
付午前十一時勅使として侍從子爵黒田長敬
を、故錦鷄間祇候向井巖葬送に付午後二時

勅使として侍從入江相政を各其邸に差遣さ
れ執れも幣帛を下賜せられたり。
同 十九日 英國皇帝陛下御不例に付
天皇陛下より御見舞電報を御發送あらせら
る。○英國皇帝陛下御不例に付、天皇陛下
より御見舞電報を御發送あらせらる。○英
國皇帝陛下より侍從子爵牧野貞亮を
皇后陛下より皇后宮職御用掛高木伊都雄を
皇太后陛下より皇太后宮職御用掛山中貞子
を同國大使館へ差遣されたり。○海軍少將秀
島七三郎卒去に付幣帛下賜。
同 二十三日 天皇陛下より英國皇帝陛
下へ、皇后陛下より同國皇太后陛下
下へ御發送の御電に對し夫々御答電あり
たり。○今般歐米より歸朝の特命全權大使有
田八郎外十一名は午前十時三十分、天皇陛

宮廷——宮廷録事

下に拜謁仰付けられたり。○帝國學士院會員
東京帝國大學名譽教授坪井九馬三薨去に付
檢事山香二郎吉卒去に付執れも幣帛下賜。
同 二十五日 故陸軍少將松田祐作葬送
に付午前十一時勅使として侍從大金益次郎
を其邸に差遣、幣帛下賜、東京帝國大學名
譽教授仁田直薨去に付幣帛下賜。
同 二十八日 午前十一時芝區榮町「セ
ント・アンドリュース」教會に於て故英國
皇帝ジョージ第五陛下下弔祭式執行に付
天皇陛下御名代として宣仁親王妃殿下を、皇
后陛下御名代として宣仁親王妃殿下を差遣
されたり。
同 二十九日 故陸軍少將石井善七葬送
に付午前十一時勅使として侍從小出英經を
其邸に差遣され幣帛下賜。
二月二日 午前十時、親任式を行はせら
れ、從三位勳一等川崎卓吉を文部大臣に任
ぜられたり。○文部大臣松田源治薨去に付弔
問として午後三時勅使侍從德大寺實厚を、
同三時十分皇后宮使皇后宮事務官小出英經
を同三時十分皇太后宮使皇太后宮事務官
清閑寺良貞を其邸に差遣されたり。
同 三日 文部大臣松田源治薨去に付午
後二時勅使侍從久松定孝を其邸に差遣され
幣帛、供物、花を賜ひ訖て焼香せしめられ

又同二時十分皇后宮使皇后宮事務官大金益
次郎を同二時二十分皇太后宮使皇太后宮事
務官清閑寺良貞を差遣され花を賜ひ焼香せ
しめられたり。
同 四日 官國幣社祈年祭幣幣相濟○故文
部大臣松田源治葬送に付午後零時四十分勅
使侍從子爵牧野貞亮を、皇后宮使皇后宮事
務官永積實彦を、皇太后宮使皇太后宮事務
官西邑清を葬齋場へ差遣され焼香せしめら
る。○陸軍少將有岡左太郎卒去に付一日、帝
國美術院會員赤塚平左衛門卒去に付二日、
海軍少將原口房太郎卒去に付四日執れも幣
帛下賜。○永久王殿下には今般千葉市千葉寺
千三百七十一番地に御假寓相成りたり。
同 五日 滿洲國皇帝陛下御誕辰に付
天皇陛下より御祝電を御發送あらせられ同
日之に對し御答電ありたり。
同 六日 故檢事原定男浦和市に於て葬
送に付勅使として埼玉縣知事を其邸に差遣
され幣帛を下賜せらる。○臺灣總督府技師石
渡篤卒去に付幣帛下賜。
同 八日 陸軍少將木全多見卒去に付幣
帛下賜。
同 九日 故山口高等學校教授吉武貫山
口市に於て葬送に付勅使として山口縣知事
を其邸に差遣され幣帛下賜。

同 十一日 紀元節祭の儀を行はせらる
十一日紀元節に際し社會事業御獎勵の思召
を以て成績優良なる社會事業團體七百九十
八團體に對して夫々獎勵金を下賜せらる○
正午紀元節宴會を御催あらせらる○本邦駐
割土耳古國代理大使ネピル今般歸國に付御
暇乞のため、正午紀元節宴會の節 天皇陛
下に謁見仰付けらる。
同 十二日 判事遠藤忠次薨去に付幣帛
を下賜せらる。
同 十四日 故陸軍少將守田惠雲福岡市
に於て葬送に付勅使として福岡縣知事を其
邸に差遣され幣帛を下賜せられたり。
同 十五日 皇太子殿下には本日葉山御
用邸より同附屬邸へ御引移あらせらる。
同 十八日 故陸軍軍醫監松本三郎葬送
に付午後二時勅使として侍從子爵黒田長敬
を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。
同 二十日 今般中華民國より歸朝の特
命全權大使有吉明同國へ赴任の同有田八郎
は午前十時 天皇陛下に拜謁引續き兩大使
並に有田大使夫人は 皇后陛下に拜謁畢て
有田大使は 賢所參拜仰付けられたり○九
州帝國大學教授大森研造卒去に付幣帛を
下賜せらる。
同 二十一日 仁孝天皇例祭の儀を行は

皇太后宮事務官小出英經を差遣され花を賜ひ
焼香せしめられ同十一時五十分皇太后宮使
皇太后宮事務官清閑寺良貞を差遣され祭資
花を賜ひ焼香せしめられたり。
其ノ親ハ厚重其ノ人ハ沈毅籍ヲ海軍ニ置
キ一旦軍政ノ樞機ニ參シ班ニ閣僚ニ列シ
多年國防ノ經驗ヲ行フ出テテ總督ノ大任
ヲ荷ヒ重ネテ統治ノ重責ヲ負フ政ハ勞來
ヲ數キ民ハ恩德ニ服ス既ニ首相タリ力ヲ
盡理ニ效シ遂ニ内臣タリ心ヲ輔弼ニ盡ス
其ノ勤勞ヲ多トシ深ク倚賴スル所アリシ
ニ遠ニ渣逝ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘム茲ニ
侍臣ヲ遣ハシ賻ヲ齎ラシ臨ミ弔セシム
○故陸軍大將渡邊錠太郎葬送に付午後二時
勅使として侍從久松定孝を其邸に差遣され
幣帛を下賜せられたり。
同 九日 親任式を行はせられ午後八時
五分外務大臣廣田弘毅を内閣總理大臣兼外
務大臣に同九時從三位勳一等潮惠之輔を内
務大臣兼文部大臣に從四位勳一等馬場鐵一
を大藏大臣に陸軍大將伯爵寺內壽一を陸軍
大臣に海軍大將永野修身を海軍大臣に判事
林頼三郎を司法大臣に從四位勳二等島田俊
雄を農林大臣に文部大臣川崎卓吉を商工大
臣に正五位勳三等頼母木桂吉を遞信大臣に
從三位勳一等前田米藏を鐵道大臣に從四位

せらる○故齋香間祇候伯爵戸田氏共葬送に
付午後二時勅使として侍從入江相政を其邸
に差遣され幣帛、供物、花を下賜せらる○
檢事榊原幾久若薨去に付幣帛を下賜せらる
同 二十六日 海軍中將千坂智次郎薨去
に付幣帛を下賜せらる。
同 二十七日 午前九時親任式を行はせ
られ商工大臣町田忠治を兼大藏大臣に任ぜ
らる。
同 二十八日 大藏大臣高橋是清薨去に
付弔問として午前十一時四十五分勅使侍從
伯爵甘露寺受長を同十一時五十分皇后宮使
皇后宮事務官子爵黒田長敬を同十一時五十
五分皇太后宮使皇太后宮事務官清閑寺良貞
を其邸に差遣せらる。○内大臣子爵齋藤實薨
去に付弔問として午後一時勅使侍從子爵牧
野貞亮を同一時五十分皇后宮使皇后宮事務官
野口明を同一時十分皇太后宮使皇太后宮事
務官西邑清を其邸に差遣せらる。
三月四日 瀧信技師宮川三一卒去に付幣
帛を下賜せらる。
同 五日 午前十時親補式を行はせられ
陸軍大將西義一を教育總監兼軍事參議官に
補せらる。
同 六日 親任式を行はせられ午前十時
三十分樞密院議長男爵一木喜徳郎を兼内大

勳三等永田秀次郎を拓務大臣に任ぜらる○
午後九時三十五分親任式並親補式を行はせ
られ陸軍大臣伯爵寺內壽一を兼對滿事務局
總裁に任じ海軍大將大角岑生を軍事參議官
に補せらる。
同 十日 故陸軍中將佐村益雄葬送に付
午前十一時勅使として侍從入江相政を其邸
に差遣され幣帛を下賜せらる。
同 十一日 故伯爵戸田氏共妻極子死去
に付故依仁親王妃周子殿下には父の妹の御
續を以て定式の喪を服せらる。
同 十二日 倫敦に於ける海軍軍縮會議
帝國全權委員海軍大將永野修身特命全權大
使永井松三は今般歸朝に付隨員海軍書記官
榎本重治他十三名と共に午前十一時 天皇
陛下に拜謁畢つて榎本海軍書記官外十三名
は 賢所參拜仰付けらる○正午宮中に於て
博恭王殿下を午餐に召させられ海軍軍縮會
議帝國全權委員海軍大將永野修身同特命全
權大使永井松三其他へ御陪食仰付けらる○
本月十一日英國ピートイ元帥逝去に付 天
皇陛下より同國皇帝陛下へ御弔電を御發送
あらせられ十三日に對し御答電ありたり
同 十三日 午前九時五十分親任式並親
補式を行はせられ樞密院副議長男爵平沼騏
一郎を樞密院議長に樞密顧問官荒井賢太郎

臣に同十一時三十分特命全權大使松平恒雄
を宮内大臣に正午正三位勳一等湯淺倉平を
内大臣に任ぜられたり○午後九時三十分親
補式並に親任式を行はせられ陸軍大將植田
謙吉を關東軍司令官に補し兼特命全權大使
に任ぜらる。
同 七日 大藏大臣高橋是清薨去に付午
前十一時勅使侍從子爵牧野貞亮を其邸に差
遣され左の誄及祭資、幣帛、供物、花を賜
ひ訖て焼香せしめられ又同十一時十分皇后
宮使皇后宮事務官永積寅彦を差遣され花を
賜ひ焼香せしめられ同十一時二十分皇太后
宮使皇太后宮事務官西邑清を差遣され祭資
花を賜ひ焼香せしめられたり。
資性忠純立朝ノ大節ヲ全クシ氣宇英爽經
世ノ遠猷ヲ懷キ再ヒ閣僚ノ首班ニ列シ屢
財政ノ要路ニ當ル殊域ニ涉リテ國難ヲ紓
クシ老軀ヲ挺ンテテ時艱ヲ濟フ勤勞ヲナ
カラ優ニ齒德並ニ剖ク國ノ重寄ニ任シ民
ノ具瞻ニ叶ヒシニ遠ニ渣逝ヲ聞ク曷ソ軫
悼ニ勝ヘム茲ニ侍臣ヲ遣ハシ賻ヲ齎ラシ
臨ミ弔セシム
○内大臣子爵齋藤實薨去に付午前十一時三
十分勅使侍從德大寺實厚を其邸に差遣され
左の誄及祭資、幣帛、供物、花を賜ひ訖て
焼香せしめられ又同十一時四十分皇后宮使

を樞密院副議長に任ぜられ判事池田寅二郎
を判事に任じ大審院長に補せらる○正二位
勳一等伯爵内田康哉薨去に付弔問として午
後三時勅使侍從子爵黒田長敬を同三十分
皇后宮使皇后宮事務官大金益次郎を同三十分
二十分皇太后宮使皇太后宮事務官清閑寺良
貞を其邸へ差遣せらる。
同 十四日 陸軍士官學校豫科生徒卒業
式へ守正王殿下を差遣せらる○故判事望月源
治郎津山市に於て葬送に付勅使として岡山
縣知事を其邸へ差遣され幣帛を下賜せらる
同 十五日 從一位勳一等伯爵内田康哉
薨去に付午前十時勅使侍從德大寺實厚を其
邸に差遣され左の御沙汰と共に祭資、幣帛
供物、花を賜ひ同十時十分皇后宮使皇后宮
事務官野口明を同十時二十分皇太后宮使皇
太后宮事務官清閑寺良貞を差遣され花を賜
ふ。
出テテ使臣タルヤ屢國際ノ難局ニ當リ入
リテ閣臣タルヤ荐ニ外交ノ機柄ヲ執ル既
ニ總理ヲ兼攝ニ承ケ又顧問ニ樞密ニ備ハ
ル勤勞殊ニ大ニ勳績甚ダ顯ハレタリシニ
遠ニ渣逝ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘム宣シク
使ヲ遣ハシ賻ヲ賜ヒ弔慰スヘシ
○イラン國皇帝誕辰に付 天皇陛下より御
祝電を御發送あらせらる。

同 十六日 東京陸軍幼年學校に於て第三十七期生徒卒業式舉行に付同校へ守正王殿下を差遣さる○午前九時五十分親補式を行はせられ海軍中將松下元を佐世保鎮守府司令長官に補せらる○故從一位勳一等伯爵内田康哉葬送に付午後一時勅使侍從子爵黒田長敬を皇后宮使皇后宮事務官大金益次郎を皇太后宮使皇太后宮事務官西邑清を葬齋場へ差遣さる○故判事庄野弘毅福岡市に於て葬送に付勅使として福岡縣知事を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 十七日 天皇陛下よりイラン國皇帝陛下へ御發送の御祝電に對し御答電ありたり○故陸軍少將堀田信直神奈川縣下に於て葬送に付勅使として神奈川縣知事を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 十九日 海軍兵學校卒業式舉行に付博恭王殿下差遣さる○故能久親王妃富子殿下には本月十九日午後十時三十分頃突如御呼吸困難を御訴へ遊ばされ御脈數一〇〇〇至御呼吸數五〇肺鬱血甚しき様に拜診せらる極力御手當申上げたるも容易に常の如く御回復遊ばされず二十日午前三時頃より御容態益々御險惡に拜せられ御脈數一二〇至御呼吸數五八御口唇御指端に輕度の「チアノーゼ」を拜せらるゝに至る。

十五分皇太后宮使皇太后宮事務官清閑寺良貞を差遣され執れも幣帛を下賜せらる○午後二時卅分親補式を行はせられ陸軍中將香月清司を近衛師團長に同伊東政喜を第三師團長に同岡村寧次を第二師團長に同宇佐美興屋を侍從武官長に補せらる。

同 二十四日 今般ソヴイェト聯邦へ出發の陸軍歩兵中佐川俣雄人は午前十一時天皇陛下に拜謁畢て 賢所參拜仰付けらる
同 二十五日 故能久親王妃富子殿下薨去に付午前十時勅使として侍從德大寺實厚を同宮邸に差遣され幣帛、神饌及神を賜ひ又 皇后陛下 皇太后陛下より各神を賜ひ靈代安置の儀に付午後七時五分勅使として侍從大金益次郎を皇后宮使として皇后宮事務官永積寅彦を皇太后宮使として皇太后宮事務官西邑清を同宮邸へ差遣され各玉串を供せしめらる○午後二時親任式を行はせられ勳五等平生鈺三郎を文部大臣に任ぜらる○故海軍造機中將伊藤孝次葬儀に付午後二時勅使として侍從永積寅彦を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 二十六日 故能久親王妃富子歿葬に當り極前祭の儀に付午前七時五分勅使として侍從德大寺實厚を皇后宮使として皇后宮事務官野口明を皇太后宮使として皇太后宮

同 二十日 故能久親王妃富子殿下薨去に付永久王、多惠子女王兩殿下には祖母の御續を以て、故能久王妃房子内親王殿下には夫の母の御續を以て、永久王妃祥子殿下には夫の祖母の御續を以て故能久王妃昌子内親王殿下には夫の嫡母の御續を以て各定式の喪を服せらる○午前十時三十分宮中西溜間に於て開會の皇族會議は 天皇陛下親王 宣仁親王 崇仁親王 載仁親王 博恭王 守正王 多嘉王 鳩彦王 孚彦王 稔彦王各殿下御出席あり參列員平沼樞密院議長、湯淺内大臣、松平宮内大臣、林司法大臣、池田大審院長、説明委員大谷宮内次官、木戸宗秩察總裁及岩波宮内事務官、高橋宮内事務官出席したり。

同 二十一日 春季皇靈祭同神殿祭の儀を行はせらる○アフガニスタン國並イラン國新年に付 天皇陛下より兩國皇帝陛下へ夫々御祝電を御發送あらせられ二十三日イラン國皇帝陛下より二十四日アフガニスタン國皇帝陛下より夫々之に對し御答電ありたり。

同 二十二日 故能久王妃富子殿下薨去に付弔問のため午後一時三十分勅使として侍從子爵黒田長敬を同一時四十分皇后宮使

事務官清閑寺良貞を芝區高輪南町北白川宮邸へ差遣され各玉串を供せしめられ午前八時五十分同宮邸御發引豊島岡墓地に於て執行せらる。午前十時五分勅使として侍從子爵黒田長敬を皇后宮使として皇后宮事務官大金益次郎を皇太后宮使として皇太后宮事務官西邑清を葬齋場へ差遣され各玉串を供せしめられ、午後三時四十分滞なく濟ませらる○故大藏大臣高橋是清葬送に付午後零時四十分勅使として侍從久松定孝を皇后宮使として皇后宮事務官永積寅彦を皇太后宮使として皇太后宮事務官清閑寺良貞を葬齋場へ差遣され各焼香せしめらる○エジプト國皇帝陛下誕辰に付天皇陛下より御祝電を御發送あらせられ、二十七日御答電ありたり。

同 二十七日 國際オリムピック委員會長伯爵アンリ・ド・バイエ・ラツール今般渡來に付敬意を表するため白國臨時代理大使モリス・イヴエインス・デーグット同伴午前十一時 天皇陛下に謁見仰付けらる○學習院に於て卒業式舉行に付鳩彦王殿下を差遣さる。

同 二十八日 商工大臣川崎卓吉薨去に付弔問のため午前十一時勅使として侍從入江相政を同一時十分皇后宮使として皇后

皇后宮女官長竹屋志計子を同一時五十分皇太后使皇太后宮事務官西邑清を北白川宮邸に差遣さる○故内大臣子爵齋藤實葬送に付午前十一時勅使侍從小出英經を皇后宮使皇后宮事務官大金益次郎を皇太后宮使皇太后宮事務官西邑清を葬齋場へ差遣され各焼香せしめらる。

同 二十三日 海軍經理學校に於て卒業式舉行に付同校へ宣仁親王殿下を差遣さる○本邦駐劄土耳其國特命全權大使ヒュスレヴ・ゲレテ信任狀捧呈のため參内に付儀仗として近衛騎兵一小隊を附せられ宮中より差廻の儀裝馬車に迎引の式部官と同乗同大使邸を出て參内御車寄階下に式部官階上に式部長官の出迎を受け控所に入り午前十時式部長官の誘導により鳳凰ノ間に進み 天皇陛下に謁見信任狀を捧呈し次に大使隨伴の大使館商務參事官レシヤット・クリメル外二名は 天皇陛下に謁見訖つて同大使は夫人及前記諸員並夫人同伴 皇后陛下に謁見仰付けらる○ 天皇 皇后兩陛下には右全權大使及同夫人のため午後零時卅分午餐御催あらせられ稔彦王同妃兩殿下を召させられ外務大臣廣田弘毅外十九名へ御陪食仰付けらる○故皇太后宮大夫子爵入江爲守葬送に付午後二時勅使侍從久松定孝を同一時

宮事務官子爵黒田長敬を同一時二十分皇太后宮使として皇太后宮事務官清閑寺良貞を其邸に差遣さる○午後三時二十分親任式を行はせられ正四位勳二等小川郷太郎を商工大臣に任ぜらる。

同 二十九日 商工大臣川崎卓吉薨去に付午前十一時勅使として侍從久松定孝を其邸に差遣され幣帛、供物、花を賜ひ訖て焼香せしめられ同十一時十分皇后宮使として皇后宮事務官大金益次郎を同十一時二十分皇太后宮使として皇太后宮事務官清閑寺良貞を差遣され花を賜ひ焼香せしめらる。

同 三十日 皇太子殿下には午前十時卅分葉山御用邸御出門同四時四十五分返子驛御發車同十一時四十五分東京驛御著車同十一時五十五分還啓あらせらる○故商工大臣川崎卓吉葬送に付午後零時三十分勅使として侍從子爵牧野貞亮を皇后宮使として皇后宮事務官小倉庫次を皇太后宮使として皇太后宮事務官西邑清を葬齋場へ差遣され焼香せしめらる○女子學習院に於て卒業式舉行に付 皇后陛下より同院へ守正王妃伊都子殿下を差遣さる。

同 三十一日 陸軍歩兵學校に於て終業式舉行に付同校へ稔彦王殿下を差遣さる○正彦王殿下臣籍降下に付午前十時三十分賢

所皇靈殿神殿に謁するの儀同十一時參内朝
見の儀同十一時五十分皇太后陛下に朝見の
儀を濟ませらる。

四月一日 天皇 皇后兩陛下には正午宮
中に於て博恭王同妃鳩彦王各殿下を午餐に
召させられ伯爵伏見博英侯爵音羽正彦其他
へ御陪食仰付けらる。○海軍少將町田進一
卒去に付幣帛を下賜せらる。

同 二日 今般獨國へ歸任の特命全權大
使武者小路公共並歐米へ出發又は歸朝の陸
軍砲兵中佐朝野寅四郎外六名は午前十時
天皇陛下に拜謁引續き武者小路大使は夫人
同伴 皇后陛下に拜謁畢て同大使並朝野陸
軍砲兵中佐外六名は 賢所參拜仰付けらる
○午前十時三十分親補式を行はせられ陸軍
中將岩越恒一を東京警備司令官兼東部防衛
司令官戒嚴司令官に補せらる。○午後五時十
分親任式を行はせられ特命全權大使有田八
郎を外務大臣に任ぜらる。○故朝鮮總督府判
事水野正之丞葬送に付勅使として朝鮮總督
府法務局長増永正一を其邸に差遣され幣帛
を下賜せらる。○陸軍少將磯部昌朔卒去に付
幣帛を下賜せらる。

同 三日 神武天皇祭の儀を行はせらる
同 五日 正仁親王殿下午前十時三十分
賢所皇靈殿神殿に謁するの儀を行はせらる

て 皇后陛下に謁見仰付けらる。○西班牙國
國祭日に付 天皇陛下より同國臨時大統領
閣下へ御祝電を御發送、之に對し十六日御
答電ありたり。

同 十五日 午前十一時勅章親授式を行
はせられ列事池田寅二郎京都帝國大學教授
大井清一に勅一等瑞寶章を授けらる。○故海
軍造船中將福田馬之助葬送に付午後一時勅
使として侍從久松定孝を其邸に差遣され幣
帛を下賜せらる。

同 十六日 故樞密顧問官男爵久保田讓
葬送に付午前十時勅使として侍從入江相政
を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。○故九
州帝國大學教授成瀬正一福岡市に於て葬送
に付勅使として福岡縣知事を其邸に差遣さ
れ幣帛を下賜せらる。

同 十八日 故陸軍少將佐々木吉良葬送
に付午前十一時勅使として侍從小出英經を
其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 二十一日 陸軍少將高橋勘二、松本
高等學校教授内野篤造、海軍軍醫少將笹野
正人卒去に付執れも幣帛を下賜せらる。

同 二十二日 今般歐米へ出發の帝室林
野局技師大鹽義男は午前十時 賢所參拜仰
付けらる。○故千葉醫科大學教授橋健行千葉
市に於て葬送に付勅使として千葉縣知事を

學習院教授宮本主稅卒去に付幣帛を下賜せ
らる。

同 八日 故陸軍中將鏡山巖福岡縣下に
於て葬送に付勅使として福岡縣知事を其邸
に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 九日 伊國羅馬大學教授フランチェ
スコ・セヴェリ今般渡來に付敬意を表する
ため本邦駐劄同國特命全權大使シアチント
・アウリチ同伴午前十時三十分 天皇陛下
に謁見畢て夫人と共に同大使同伴 皇后陛
下に謁見仰付けらる。

同 十日 午後四時親任式を行はせられ
從三位勳一等吉田茂外務省通商局長來栖三
郎を特命全權大使に任ぜらる。

同 十三日 正午宮中に於て載仁親王鳩
彦王稔彦王各殿下を午餐に召させられ前關
東軍司令官陸軍大將南次郎其他へ御陪食仰
付けらる。

同 十四日 本邦駐劄ルーマニア國特命
全權公使ジョルジュ・ジュエー・スイイセス
コ信任狀捧呈のため參内に付宮中より差廻
の自動車に迎引の式部官と同乘同國公使館
を出て參内御車寄階上に式部官の出迎を受
け控所に入り午前十一時十五分式部長官の
誘導により鳳凰ノ間に進み 天皇陛下に謁
見信任狀を捧呈し訖て夫人同伴桐ノ間に於

て 皇后陛下に謁見仰付けらる。○西班牙國
國祭日に付 天皇陛下より同國臨時大統領
閣下へ御祝電を御發送、之に對し十六日御
答電ありたり。

同 十五日 午前十一時勅章親授式を行
はせられ列事池田寅二郎京都帝國大學教授
大井清一に勅一等瑞寶章を授けらる。○故海
軍造船中將福田馬之助葬送に付午後一時勅
使として侍從久松定孝を其邸に差遣され幣
帛を下賜せらる。

同 十六日 故樞密顧問官男爵久保田讓
葬送に付午前十時勅使として侍從入江相政
を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。○故九
州帝國大學教授成瀬正一福岡市に於て葬送
に付勅使として福岡縣知事を其邸に差遣さ
れ幣帛を下賜せらる。

同 十八日 故陸軍少將佐々木吉良葬送
に付午前十一時勅使として侍從小出英經を
其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 二十一日 陸軍少將高橋勘二、松本
高等學校教授内野篤造、海軍軍醫少將笹野
正人卒去に付執れも幣帛を下賜せらる。

同 二十二日 今般歐米へ出發の帝室林
野局技師大鹽義男は午前十時 賢所參拜仰
付けらる。○故千葉醫科大學教授橋健行千葉
市に於て葬送に付勅使として千葉縣知事を

るに付 天皇陛下には午前十時卅五分第二
公式園簿にて正門御出門祝田町四ッ辻を右
へ西日比谷町通右へ貴族院へ行幸、開院式
を行はせられ同十一時二十六分還幸あらせ
らる。○故陸軍中將近藤兵三郎葬送に付午前
十一時勅使として侍従入江相政を其邸に差
遣され幣帛を下賜せらる。○宮中顧問官原恒
太郎薨去に付幣帛を下賜せらる。

同日 貴族院議長公爵近衛文麿衆議
院議長富田幸次郎は帝國議會開院式勅語奉
答のため午前十一時 天皇陛下に拜謁仰付
けらる。○正午宮中に於て博恭王殿下を午饗
に召させられ特命檢閱使海軍大將末次信正
其他へ御陪食仰付けらる。○今般歐洲へ出發
の特命全權大使來栖三郎外一名は午前十時
三十分 天皇陛下に拜謁引續き夫人同伴
皇后陛下に拜謁畢て同大使外一名は 賢所
參拜仰付けらる。

同日 午前十時勅使として侍従子爵
黒田長敬を東久邇宮邸へ差遣され盛厚王殿
下に冠を賜はる。○故帝國學士院會員東京帝
國大學名譽教授池田菊苗葬送に付午後三時
勅使として侍従小出英經を其邸に差遣され
幣帛を下賜せらる。

同日 盛厚王殿下午前九時 賢所大
前に於て成年式を行はせられて訖て皇靈殿

幣帛を下賜せらる。

同日 午前十一時親任式を行はせ
られ總領事川越茂を特命全權大使に任ぜら
る。

同日 崇仁親王殿下滿洲國御旅行
に際し同國皇帝陛下より 天皇陛下 皇后
陛下 皇太后陛下へ物品を贈られたるに付
御禮電を御發送あらせられ同日之に對し御
答電ありたり。○本月十四日英國アレンビー
元帥逝去に付 天皇陛下より同國皇帝陛下
へ御弔電を御發送あらせられ同日之に對し
御答電ありたり。

同日 本邦駐劄滿洲國特命全權大
使謝介石は夫人同伴敬意を表するため午前
十一時 皇太后陛下に謁見仰付けらる。○正
午宮中に於て宮中顧問官並錦鶏間祇候へ午
饗を下賜せらる。○故海軍少將毛内効葬送に
付午前十一時勅使として侍従子爵牧野貞
亮を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同日 本邦駐劄ブラジル國特命全
權大使ペドロ・レオン・ヴェローゾは夫人
同伴午前十一時丁抹國特命全權公使男爵ル
ドルフ・ペルトウ・シユリイヌは同十一時
卅分執事も敬意を表するため 皇太后陛下
に謁見仰付けらる。○今般英國へ赴任の特命
全權大使吉田茂並外國へ出發の陸軍砲兵大

神殿に謁するの儀同十時三十分參内朝見の儀
儀同十一時二十分皇太后陛下に朝見の儀を
濟ませらる。

同日 故能久親王妃五十日祭に付午
前九時五分權舎へ勅使として侍従徳大寺實
厚を皇后宮使として皇后宮事務官永積寅彦
を皇太后宮使として皇太后宮事務官西邑清
を同十一時十分墓所へ勅使として侍従子爵
黒田長敬を皇后宮使として皇太后宮事務官
清閑寺良貞を差遣され玉串を供せしめらる。
○海軍潜水學校に於て卒業式舉行に付同校
へ博恭王殿下を差遣さる。○故判事富谷銈太
郎葬送に付午後二時勅使として侍従久松定
孝を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同日 コスタ・リカ國大統領レオン・
コルテス閣下就任に付 天皇陛下へ御親電
を寄せられ 天皇陛下には之に對し御答電
を御發送あらせらる。○本邦駐劄滿洲國特命
全權大使謝介石に信任狀捧呈濟に付夫人
娘並隨員大使館參事官子靜遠同夫人外八名
同伴午前十時三十分 皇后陛下に謁見仰付
けらる。

同日 陸軍經理學校に於て卒業式
舉行に付同校へ稔彦王殿下を差遣さる。○正
午宮中に於て載仁親王殿下を午饗に召させ
られ麝香間祇候其他へ御陪食仰付けらる。○

尉高月保外三名は午前十一時 天皇陛下に
拜謁引續き吉田大使は夫人同伴 皇后陛下
に拜謁畢て同大使並高月陸軍砲兵大尉外三
名は 賢所參拜仰付けらる。○鐵道局長男爵
松村務卒去に付幣帛を下賜せらる。

同日 キュバ國獨立日並同國大統領
領ミケル・マリャノ・ゴメス・イ・アリア
ス閣下就任に付 天皇陛下より同大統領閣
下へ御祝電を御發送あらせらる。○本月十一
日 天皇陛下より西班牙國大統領閣下へ御
發送の御祝電に對し本日御答電ありたり。○
正午霞ヶ關離宮に於て帝室技藝員其他へ午
饗を下賜せらる。

同日 故陸軍軍醫官高岡榮金澤
市に於て葬送に付勅使として石川縣知事を
其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。
同日 比律賓米國高等委員フラ
ンク・マーフィー今般渡來に付敬意を表す
るため本邦駐劄同國特命全權大使シヨセフ
・クラーク・ガル同伴午前十一時 天皇
陛下に謁見仰付けらる。

同日 アルゼンティン國獨立日
に付 天皇陛下より同國大統領閣下へ御祝
電を御發送あらせらる。
同日 今般外國航海の途に上る
べき練習艦隊乗員海軍中將吉田善吾外二百

鐵道省電氣局長古川光造、判事山田豐策卒
去に付執事も幣帛を下賜さる。○西班牙國大
統領マヌエル・アサーニャ・テイアス閣下
就任に付 天皇陛下より御祝電を御發送あ
らせらる。

同日 本邦駐劄メキシコ國特命全
權公使フランシスコ・ホータ・アギラール、
アルゼンティン國特命全權公使男爵ルドル
フ・ペルトウ・シユリイヌ又並に信任狀捧呈
濟に付メキシコ國及アルゼンティン國兩公
使は夫人同伴午前十時三十分執事も 皇后
陛下に謁見仰付けらる。

同日 本邦駐劄チリ國特命全權公
使マルティン・フイゲロア・アンギータ信
任狀並前公使の解任狀捧呈のため參内に付
宮中より差廻の自動車に迎引の式部官と同
乘同國公使館を出て參内、御車寄階上に式
部官の出迎を受け控所に入り午前十一時式
部次長の誘導に依り鳳凰ノ間に進み 天皇
陛下に謁見信任狀並前任公使の解任狀を捧
呈し訖て桐ノ間に於て 皇后陛下に謁見仰
付けらる。○今次事變の功に依り勳章を授與
せられたる陸軍大將男爵奈良武次外五十八
名は午前十時 天皇陛下に拜謁仰付けらる。
○故陸軍少將岩田恒房葬送に付午前十一時
勅使として侍従岡部長章を其邸に差遣され

五十九名は午前十一時 天皇陛下に拜謁畢
て同中將外三百九十八名は 賢所參拜仰付
けらる。○本月二十日 天皇陛下よりキュバ
國大統領へ御發送の御祝電に對し御答電あ
りたり。

同日 午前十一時貴族院に於て
帝國議會閉院式執行相成りたり。
同日 故學習院評議會會員伯爵
柳澤保惠葬送に付午前十時勅使として侍従
小倉庫次を其邸に差遣され幣帛を下賜せら
る。○今般チリ國へ赴任の特命全權公使三宅
哲一郎は午前十時 天皇陛下に拜謁引續き
皇后陛下に拜謁畢て 賢所參拜仰付けらる

○今般外國航海の途に上るべき練習艦隊乗
員海軍中佐大林末雄外三十八名は同日午前
十時 天皇陛下に拜謁畢て同中佐外百五十
九名は 賢所參拜仰付けらる。○米國亞細亞
艦隊司令長官海軍大將オリソン・ガルト・マ
ーフィン今般來航に付敬意を表するため同
艦隊參謀長海軍大佐ダブリュー・エイチ・
ウツドソン外一名を從へ本邦駐劄同國特命
全權大使シヨセフ・クラーク・ガル同伴
同大使館附海軍武官海軍大佐フレッド・エ
フ・ロツザヤースと共に午前十時十五分
天皇陛下に謁見訖て同大將は夫人同伴前記
諸員と共に 皇后陛下に謁見仰付けらる。○

本邦駐劄威國特命全權公使フイソ・ユレン信任狀並前任公使の解任狀捧呈のため参内に付宮中より差廻の自動車に迎引の式部官と同乗帝國ホテルを出て参内御車寄階上に式部官の出迎を受け控所に入り午前十一時式部官の誘導に依り鳳凰ノ間に進み天皇陛下に謁見信任狀並前任公使の解任狀を捧呈し訖て夫人同伴桐ノ間に於て皇后陛下に謁見仰付けらる。

同 廿九日 本邦駐劄土耳其國特命全權大使ヒュスレヴ・ゲレテは午前十一時ルーマニア國特命全權公使ジョルジュ・シエー・ストイセヌは夫人同伴同十一時卅分執れも敬意を表するため 皇太后陛下に謁見仰付けらる。○午前十一時五十分國務大臣貴衆兩院議長副議長議員政府委員各省次官内閣書記官内閣總理大臣秘書官各省大臣秘書官貴衆兩院事務局高等官は 天皇陛下に拜謁仰付けられ畢て酒饌下賜相成る。○本月二十五日天皇陛下よりアルゼンチン國大統領閣下へ御發送の御祝電に對し御答電ありたり。○臺灣總督府中央研究所技師神谷俊一卒去に付幣帛を下賜せらる。

道正は午前十一時 天皇陛下に拜謁畢て賢所參拜仰付けらる。○正午宮中に於て帝國學士院會員並に本年度受賞者へ午餐を下賜せらる。
同 三日 正午宮中に於て特命檢閱使元帥海軍大將博恭王殿下を午餐に召させられ海軍大臣永野修身其他へ御陪食仰付けらる。○ポーランド國大統領イグナツエ・モンチツキ閣下就任十周年記念日に付 天皇陛下より御祝電を御發送せらる。
同 四日 神宮月次祭幣帛發遣相濟みたり。○今般稅制並稅關事務會議に參列の東京稅務監督局長野津高次郎他十八名は午前十一時三十分 天皇陛下に拜謁仰付けらる。○正午宮中に於て第三師團長陸軍中將伊東政喜其他へ午餐を下賜せらる。
同 五日 宗憲王殿下午前十時賢所皇靈殿神殿に謁するの儀を行はせらる。○本月三日 天皇陛下よりポーランド國大統領閣下へ御發送の御祝電に對し御答電ありたり。
同 六日 正午霞ヶ關離宮に於て内閣書記官長其他へ午餐を下賜せらる。
同 九日 正午宮中に於て守正王殿下を召させられ各控訴院長其他へ御陪食仰付けらる。
同 十一日 滿洲國交通部大臣李紹庚今

般渡來に付敬意を表するため本邦駐劄同國特命全權大使謝介石同伴午前十一時 天皇陛下に謁見仰付けらる。○天皇 皇后兩陛下は本邦駐劄佛國特命全權大使フェルナン・シヤン・マリイ・ピラ同夫人のため午後零時三十分午餐御催あらせられ稔彦王同妃兩殿下を召させられ内大臣湯淺倉平外二十名へ御陪食仰付けらる。
同 十二日 皇太后陛下には午前十一時三十分大宮御出門宮城へ行啓午後五時二十分還御あらせらる。
同 十三日 午前十時勳章親授式を行はせられ行政裁判所評定官三宅徳業に勳一等瑞寶章を授けらる。○本邦駐劄佛國特命全權大使フェルナン・シヤン・マリイ・ピラ今般歸國に付御暇乞のため夫人同伴午前十一時 皇太后陛下に謁見仰付けらる。
同 十四日 故第八高等學校教授椎尾調愛知縣下に於て葬送に付勅使として愛知縣知事を、故帝國美術院會員土田金二京都市に於て葬送に付勅使として内匠寮出張所長森田久造を各其邸に差遣され執れも幣帛を下賜せらる。
同 十五日 正午宮中に於て守正王殿下を午餐に召させられ各地方長官其他へ御陪食仰付けらる。○皇后陛下には午後一時卅

分大宮御所へ行啓同四時二十分還御あらせらる。

同 十六日 今般通信局長會議に參列の朝鮮總督府通信局長井上清他十名は午前十一時 天皇陛下に拜謁仰付けらる。○瑞典國皇帝陛下誕辰に付 天皇陛下より御祝電を御發送あらせられ、これに對し十七日御答電ありたり。

同 十七日 正午宮中に於て博恭王殿下を午餐に召させられ國務大臣及元内閣總理大臣岡田啓介其他へ御陪食仰付けらる。

同 十八日 皇太后陛下には午前十時卅分大宮御所御出門同四時四十分原宿驛御發車同十一時四十分東淺川驛御著車多摩陵へ御參拜午後零時五十分陵所御發同零時五十分東淺川驛御發車同一時五十分原宿驛御著車同二時十分還御あらせらる。○故陸軍少將河上清吉葬送に付午前十一時勅使として侍從岡部長章を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同 十九日 伯爵伏見博英は午前十時賢所 皇靈殿 神殿拜禮同十時三十分誓書奉捧仰付けらる。

同 二十日 海軍少將中村靜嘉卒去に付幣帛を下賜せらる。
同 二十二日 陸軍主計監大野鏡太郎、

九州帝國大學教授佐古眞一卒去に付二十二日執れも幣帛を下賜せらる。

同 二十三日 今般高等師範學校長高等學校長並實業專門學校長會議に參列の文部大臣平生夙三郎外百二十名は午前十時五十分 天皇陛下に拜謁仰付けらる。○本邦駐劄土耳其國特命全權大使ヒュスレヴ・ゲレテ夫人は敬意を表するため同大使同伴午前十一時 皇太后陛下に謁見仰付けらる。○英國皇帝陛下誕辰に付午前十一時祝賀のため勅使として式部長官子爵松平慶民を同國大使館へ差遣され 天皇陛下より御祝電を御發送あらせられ、これに對し二十五日御答電ありたり。

同 二十七日 故能久親王妃百日祭に付午前九時五分權舎へ勅使として侍從久松定孝を皇后宮使として皇后宮事務官永積寅彦を皇太后宮使として皇太后宮事務官西邑清を同十一時十分墓所へ勅使として侍從子爵牧野貞亮を皇后宮使として皇后宮事務官大金益次郎と皇太后宮使として皇太后宮事務官清閑寺良亮を差遣され玉串を供せしめらる。

同 二十九日 天皇陛下には午前九時廿分御出門陸軍士官學校へ行幸午後零時十七分還幸あらせらる。

同 三十日 節折並大祓の儀を行はせらる。

同 三十日 本邦駐劄カナダ特命全權公使オノラブル・サー・ハーバート・メレディス・マラー今般歸國に付御暇乞のため三十日午前十一時 天皇陛下に謁見畢つて夫人同伴 皇后陛下に謁見仰付けらる。七月一日 判事手塚吉康卒去に付幣帛を下賜せらる。

同 二日 本邦駐劄佛國特命全權大使アルベール・カムレール信任狀並前任大使の解任狀捧呈のため昨日参内に付儀仗として近衛騎兵一小隊を附せられ宮中より差廻の儀裝馬車に迎引の式部官と同乗同國大使館を出て御車寄階下に式部官階上に式部長官の出迎を受け控所に入り、午前十時三十分式部長官の誘導に依り鳳凰ノ間に進み天皇陛下に謁見信任狀並前任大使の解任狀を捧呈し、次に大使隨伴の大使館書記官セームス・ベイエンス外八名は 天皇陛下に謁見訖て同大使は夫人娘及前記諸員並夫人同伴桐ノ間に於て 皇后陛下に謁見仰付けらる。○本邦駐劄カナダ特命全權公使オノラブル・サー・ハーバート・メレディス・マラー今般歸國に付御暇乞のため夫人同伴昨日午前十一時 皇后陛下に謁見仰付け

つる。

同日 正午霞ヶ關離宮に於て宗秩寮審議官、學習院評議會會員、華族世襲財産審議會會員等へ午餐を下賜せらる。

同日 天皇陛下より米國大統領閣下へ御發送の御祝電に對し昨日御答電ありたり○今般外國へ出發の陸軍砲兵少佐磯村武亮外二名は午前十一時 天皇陛下に拜謁畢て 賢所參拜仰付けらる。

同日 皇太子殿下には午前五時五十分宮城御出門同十分東京驛御發車同十一時十分逗子驛御著車同十一時二十五分葉山御用邸に御安著せらる。

同日 正午宮中に於て第十六師團長陸軍中將兒玉友雄其他へ午餐を下賜せらる。同日 故帝國美術院會員富田鎮五郎京都市に於て葬送に付本月十日勅使として内匠寮出張所長森田久造を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。

同日 佛國國祭日に付 天皇陛下より同國大統領閣下へ御祝電を御發送せられ、これに對し十六日御答電ありたり。同日 故帝國美術院會員滿谷國四郎葬送に付午前十一時勅使として侍從入江相政を其邸に差遣され幣帛を下賜せらる。同日 英國皇帝陛下危害を免れさせられたるに付 天皇陛下より御見舞電報を御發送せられ、これに對し十九日御答電ありたり。

同日 故別當海軍中將犬塚太郎葬送に付午前十一時勅使として侍從小倉庫次を其邸に差遣せらる。

同日 海軍通信學校に於て海軍砲術學校、海軍水雷學校、海軍通信學校、海軍航空學校、海軍工機學校及橫須賀海軍航空隊の卒業式舉行に付同校へ博恭王殿下を差遣さる○昭和十一年二月二十六日の事件に付 賢所 皇靈殿 神殿に親告の儀を行はせられ 神宮 神武天皇山陵 大正天皇山陵 明治天皇山陵に奉告の儀を行はせらる。

同日 陸軍騎兵學校に於て終業式舉行に付同校へ稔彦王殿下を差遣さる○本邦駐劄コロンビア國特命全權公使ドクトル・ドミンゴ・エスゲラ今歸國に付御暇乞のため午前十時三十分 天皇陛下に謁見仰付けらる。

同日 天皇 皇后兩陛下には午前十時十五分御出門大宮御所へ行幸行啓午後二時四十五分還御あらせらる○故從三位勳二等岡崎邦輔葬送に付午前十一時勅使として侍從小倉庫次を其邸に差遣され幣帛を

下賜せらる。

同日 天皇 皇后兩陛下には午前十時卅分御出門 同十時四十三分東京驛御發車、同十一時四十三分逗子驛御著車、同十一時五十八分葉山御用邸に御安著あらせらる○陸軍獸醫學學校に於て甲、乙種學生卒業式舉行に付同校へ稔彦王殿下を差遣さる。

同日 皇太子殿下には午前八時葉山御用邸御出門、同八時十九分逗子驛御發車、同九時十八分東京驛御著車、同十時上野驛御發車、午後零時四十九分黑磯驛御著車、那須御用邸へ行啓御滞留あらせらる。○ハルノ國獨立日に付 天皇陛下より同國大統領閣下へ御祝電を御發送せらる。

同日 天皇陛下には午後一時五十分葉山御用邸御出門、同二時五分逗子驛御發車、同三時五分東京驛御著車、同三時十五分還幸あらせらる○陸軍軍醫學校に於て學生卒業式舉行に付同校へ春仁王殿下を差遣さる。

同日 明治天皇例祭の儀を行はせらる○ 天皇陛下には午後一時五十分御出門、同二時五分東京驛御發車、同三時五分逗子驛御著車、葉山御用邸へ行幸、御駐轡あらせらる。

有爵者一覽

昭和一一・八末現在

(備考 ▲は禮遇不享 △は禮遇停止)

伊藤 博精	一條 實孝	岩倉 具榮
大山 柏	桂 廣太郎	九條 道秀
近衛 文麿	西園寺公望	三條 公輝
島津 忠重	島津 忠承	鷹司 信輔
德川 家達	德川 圀順	德川 慶光
德大寺公弘	二條 彌基	毛利 元昭
山縣 有道		
淺野 長勳	井上 三郎	池田 宣政
池田 仲博	大炊御門經輝	音羽 正彦
大久保利武	大隈 信常	花山院親忠
華頂 博信	木戸 幸一	菊亭 公長
久邇 實榮	黒田 長成	久我 常通
小松 輝久	小村 捷治	嵯峨 公勝
佐々木行忠	佐竹 義春	西郷吉之助
西郷 從德	四條 隆愛	尙 裕
伊達 宗彰	醍醐 忠重	筑波 藤麿

有爵者一覽

東郷 彪	德川 義親	德川 賴貞
中御門經恭	中山 輔親	鍋島 直映
野津鎮之助	蜂須賀正氏	廣幡 忠隆
細川 護立	前田 利爲	松平 康昌
山階 芳麿	山内 豊景	
阿部 正直	飛鳥井雅信	姉小路公政
油小路隆成	有馬 頼寧	井伊 直忠
伊地知正興	伊東 治正	伊東 靖祐
上杉 憲章	上野 正雄	内田 寛治
小笠原忠春	大木 喜福	大給 重明
大谷 光昭	大谷 光暢	大原 保夫
大村 純毅	正親町公和	奥 厚太郎
奥平 昌恭	香川 櫻男	加藤 茂慶
鹿島 晃久	勝 芳孝	葛城 光大
榊山 愛輔	龜井 茲常	烏丸 清長
川村鐵太郎	勸修寺經雄	甘露寺受長
金子堅太郎	清浦 奎吾	清棲 幸保
黒木 三次	黒田 清	小松 從志
兒玉 秀雄	後藤 一藏	後藤 保彌太
佐久間俊一	佐野 常羽	酒井 忠正
酒井 忠克	酒井 忠良	眞田 幸治
澤 宣武	三條西實義	清水谷實英
島津 久範	清閑寺經房	副島 道正
宗 武志	園 基久	田中 遜

伊達 興宗	立花 鑑徳	中院 亨
伊達 秀穂	津輕 義孝	寺内 壽一
伊達 宗從	戸田 氏忠	藤堂 高紹
德川 達孝	德川 宗敬	中川 久順
南部 利英	庭田 重行	長谷川猪三郎
葉室 直躬	橋本 實斐	林 博太郎
林 雅之助	日野 資純	久松 定謨
平田 榮二	廣澤 眞吾	廣橋 眞光
東久世通敏	東伏見邦英	二荒 芳徳
伏見 博英	坊城 俊良	堀田 正恒
萬里小路芳房	前田 利男	牧野 伸顯
松浦 隆	松木 宗隆	松平 直富
松平 直亮	松平 頼壽	壬生 基義
溝口 直亮	陸奥 廣吉	室町 公藤
柳澤 保承	柳原 義光	山科 言泰
山田 英夫	山本 清	吉井 勇
芳川 寛治	冷泉 爲系	鷺尾 隆信
渡邊 昭		
阿野 季忠	阿部 正友	阿部 正基
安部 信明	青木 梅三郎	青木 信光
青山 忠揚	青山 幸直	秋田 重季
秋月 種英	秋元 春朝	足利 惇氏
綾小路 信昭	有馬 聰頼	有馬 純尙
安藤 信昭	井伊 勝	井上 勝純

有爵者一覽

井上匡四郎	井上正義	井上正鑑	井上正國	岡崎泰光	岡澤精一	岡部長景	園池公致	田尻喜通	田中阿歌麿
伊東九郎	伊東二郎丸	伊東祐淳	伊集院兼知	奧田直元	奧田直基	奧田直昭	高木公致	伊達宗定	高丘季昭
池尻基房	池田政時	池田清就	池田仲誠	加藤泰通	加藤通基	加藤隆義	高木正得	高倉永則	高島友武
石井隆信	石川重之	石井菊次郎	石川成秀	加藤泰成	加藤泰成	海江田幸吉	高倉正則	高松春賢	高橋友賢
石山基弘	板倉勝之	板倉勝豪	板倉勝朝	加藤泰成	加藤泰成	河野政遇	谷種儀一	竹內惟斌	竹屋春光
板倉勝央	五辻規仲	板倉勝長	河田景秀	河野實英	河野實英	木下利福	立花種忠	立見豐丸	建部光鷹
板倉勝央	板倉勝長	板倉勝朝	河田景秀	河野實英	河野實英	木下利福	立花種忠	立見豐丸	建部光鷹
五辻規仲	稻葉正凱	稻葉長昌	市橋重厚	片桐貞英	片桐貞英	木下利福	立花種忠	立見豐丸	建部光鷹
稻葉正凱	今城定政	今城爲常	京極高修	北小路三郎	北小路三郎	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
今城定政	石野基道	石野爲常	京極高修	北小路三郎	北小路三郎	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
岩下家一	植松雅道	植松家治	久世廣武	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
梅小路定行	裏辻公博	裏辻友光	久世隆輝	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
小笠原長定	小笠原長泰	小笠原長生	久世隆輝	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
織田長繁	織田信恒	織田長利	久世隆輝	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
大岡忠綱	大久保忠春	大久保忠立	久世隆輝	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
大久保忠春	大河內輝耕	大河內正敏	久世隆輝	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
大河內輝耕	大島武彦	大島隆太郎	久世隆輝	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男
大島武彦	大宮公孝	大宮泰敏	久世隆輝	久世隆輝	久世隆輝	土井正孝	千種有秀	谷種儀一	津輕益男

有爵者一覽

萩原員振	橋本長俊	八條隆正	三浦矢一	三浦義次	三島通陽	荒木貞夫	井上清純
花園公榮	花房孝太郎	濱尾誠	水無瀬忠政	水野忠泰	▲水野忠陽	伊集院松治	伊賀氏英
日野西資博	樋口誠康	東園基文	水野勝邦	水野忠孝	武者小路公共	伊丹重雄	伊集院虎一
東坊城政長	久松勝親	久松定秋	毛利元秀	毛利忠孝	森元清	伊藤義節	伊藤重忠
士方雄武	福岡孝紹	福羽眞城	森俊成	森可久	森恒	伊藤道吉	伊藤安吉
伏原宣義	藤井兼誼	藤谷爲隆	柳久	柳治	山井武	池田長康	飯田精太郎
藤波茂時	舟橋清賢	保科正昭	山内俊久	山内德鄰	山内英	池田政之	飯田眞次郎
北條雋八	細川興治	細川立興	山内三郎	山内鐵雄	山口八	池田政之	飯田眞次郎
細川利文	堀田秀孝	堀田康文	山口弘行	山口元忠	山本公慶	池田長康	飯田眞次郎
△堀田正享	堀田正路	堀田兼則	山利正通	山利元忠	吉田清風	池田長康	飯田眞次郎
本莊宗正	本田助信	本多忠晃	吉田良兼	吉田信康	岩崎政賢	池田長康	飯田眞次郎
本多忠昭	本多恒彦	本多辰男	冷泉爲勇	冷泉昌達	岩崎政賢	池田長康	飯田眞次郎
本多正震	本多猶一郎	本多利定	六條有直	六條安之	岩崎政賢	池田長康	飯田眞次郎
間部詮信	前田利弘	前田利定	渡邊千冬	渡邊英綱	岩崎政賢	池田長康	飯田眞次郎
▲牧野健之助	牧野貞亮	牧野利定	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	町尻量弘	松浦廣城	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平定晴	松平吉修	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平親義	松平忠正	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平義之	松平直一	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平直親	松平直幹	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平直統	松平直幹	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平康春	松平義爲	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平賴和	松平義爲	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純
▲松井康昭	松平賴和	松平義爲	▲蘇恒丸	▲蘇豐	▲赤松助一	井上朝三郎	井上清純

有爵者一覽

Table listing names and titles of nobles (有爵者一覽) across multiple columns, including names like 片岡三郎, 梶野行和, etc.

爵位・勳章

Table listing names and titles of nobles (爵位・勳章) across multiple columns, including names like 前田利功, 益田兼施, etc.

爵位・勳章

有爵戸數 (各年末現在)

Table showing the number of noble households (有爵戸數) from 1917 to 1920, categorized by rank (公爵, 侯爵, etc.).

有位人員 (各年末)

Table showing the number of nobles (有位人員) from 1917 to 1920, categorized by rank (公爵, 侯爵, etc.).

滿洲上海兩事變論功行賞

Table detailing awards (勳章) and medals (勳章佩用人員) for actions in Manchuria and Shanghai, listing names and award types.

勳章佩用人員

爵位・勳章

Table showing the number of individuals and amounts for various ranks (大勳位, 勳一等, etc.) for the years 1937 and 1938.

佩用勳章種類別(昭和九年末)

Table detailing the types of medals worn (e.g., 菊花章, 旭日章) and the number of recipients and amounts for each.

勳章年金 (各年末)

Table showing the number of recipients and amounts for medals and pension (勳章年金) for the years 1938 and 1939.

位階

Text explaining the rank system (位階) and the criteria for promotion, including the number of medals and pension amounts.

恩給、扶助料

Table showing the amounts for allowances (恩給) and subsidies (扶助料) for various ranks and categories.

勳章

Text describing the various types of medals (勳章) such as 大勳位菊花章, 旭日章, and their significance.

勳章視察人員

Table showing the number of personnel (勳章視察人員) for medal inspections in 1935 and 1936.

Text explaining the criteria for medal inspections and the role of the personnel involved.

Detailed text regarding the regulations for medals, including the number of recipients and amounts for different ranks and categories.

爵位・勳章

より年金を賜はり、年金受領者死亡後一年間其遺族に對し其年金を賜はり、若し年金受領期間が本人及遺族を通じて五年に満たざる時は五年に満つるまで遺族に其年金を賜はるることになつてゐる。旭日章にも特に年金を加賜さる、場合がある。	功級	年金額
一級	一五〇〇圓	一〇〇〇圓
二級	七〇〇〇圓	五〇〇〇圓
三級	三五〇〇圓	二五〇〇圓
四級	一五〇〇圓	七五〇〇圓
五級	七五〇〇圓	三五〇〇圓
六級	三五〇〇圓	一五〇〇圓
七級	一五〇〇圓	七五〇〇圓

名記章

名	稱	制定年
臺灣事件從軍記章	明治二十七八年從軍記章	明治二十七八年
同三十三年從軍記章	同三十三年從軍記章	明治三十四年
同三十七八年從軍記章	同三十七八年從軍記章	明治三十七八年
大正三年乃至九年戰役從軍記章	大正三年乃至九年戰役從軍記章	大正三年
昭和六年乃至九年事變從軍記章	昭和六年乃至九年事變從軍記章	昭和六年
帝國憲法發布記念章	帝國憲法發布記念章	明治二十九年
大婚二十五年祝典之章	大婚二十五年祝典之章	大正二年
皇太子渡韓記念章	皇太子渡韓記念章	大正三年
韓國併合記念章	韓國併合記念章	大正四年
大禮記念章	大禮記念章	大正八年

褒章

大正三・四年從軍記章
 帝都復興記念章
 戰捷記章
 第一回國勢調査記念章
 大禮記念章
 朝鮮昭和五年國勢調査記念章

褒章條例は明治十四年十二月七日制定公布され同二十年五月二十三日黃綬褒章臨時制定を公布した。褒章にはその種別あり、本人に限り終身之を佩用し得るものである。紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助したる者に。綠綬褒章 孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絶なる者又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者に。藍綬褒章 學術技藝上の發明改良、著述教育衛生慈善防疫の事業、學校病院の建設、道路河梁堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者に。紺綬褒章 公益の爲私財を寄附し功績顯著なる者に。

勳章略綬改定する

昭和十一年五月十八日附勅令第六十五號を以て明治十年第九千七號達大勳位菊花大綬章大勳位菊花章略式及大勳位以下略綬の件改正され即日公布された。

大勳位菊花章略綬 (地紅色、綠及線紫色直徑三分五厘、動三等以上は翼を附す)

旭日章略綬 (地白色、綠及線紅色直徑三分五厘、動三等以上は翼を附す)

金鷄勳章略綬 (地及線綠色、線白色直徑三分五厘、動三等以上は翼を附す)

寶冠章略綬 (地及線黃色、線紅色直徑三分五厘、動三等以上は翼を附す)

同略綬 (地及線紅色、線白色直徑三分五厘 翼を附す)

瑞寶章略綬 (地及線淡藍色、線橙黃色直徑三分五厘動三等以上のものに 翼を附す)

從前の略綬は當分の内佩用するが出来る

高級勳章者 (昭和一一・八月末)

- 大勳位菊花章頭飾 西園寺公望
- 勳一等旭日桐花大綬章 淺野 長勳 一木喜徳郎 宇垣 一成 大島 健一 音羽 正彦 岡田 啓介 華頂 博信 葛城 茂麿 金子堅太郎 清浦 奎吾 倉富勇三郎 久邇 邦久 小松 輝久 幣原喜重郎 鈴木 莊六 鈴木貫太郎 田中 光顯 財部 彪 筑波 藤巖 徳川 家達 奈良 武次 林 權助 東伏見邦英 平沼騏一郎 菱刈 隆 伏見 博英 牧野 伸顯 南 次郎 山本 達雄 山階 芳麿 若槻禮次郎
- 勳一等旭日大綬章 安保 清種 荒井賢太郎 有馬 良橋 有吉 明 阿部 信行 荒木 貞夫 安達 謙藏 井出 謙治 井上幾太郎

爵位・勳章

- 井上 忠也 伊澤多喜男 伊藤乙次郎
- 伊藤 賢三 石井菊次郎 石黒 忠恵
- 石塚 英藏 石原 健三 市川清次郎
- 稻垣 三郎 宇佐美勝夫 内田 重成
- 内山小二郎 瓜生 外吉 植村 東彦
- 植田 謙吉 小栗孝三郎 小幡 西吉
- 尾崎 行雄 大井 成元 大角 岑生
- 緒方 勝一 小野寺長治郎 大村 卓一
- 加藤 寛治 香椎 浩平 蒲 卓一
- 上山滿之進 河合 操 川島令次郎
- 川島 義之 川村 竹治 勝田 主計
- 河野 秀男 木村 壯介 岸本 綾夫
- 栗野慎一郎 黒井悌次郎 黒田 長成
- 窪田静太郎 黒田 琢磨 小磯 國昭
- 合田 平 兒玉 秀雄 厚東篤太郎
- 古莊 幹郎 小林 躋造 小山 松吉
- 佐藤 昌介 佐野 會輔 阪谷 芳郎
- 阪本 一 坂本政右衛門 左近司政三
- 櫻井 錠二 佐藤 尙武 志岐 守治
- 下條 康麿 加藤 亮一 菅野 尙一
- 鈴木喜三郎 鈴木 孝雄 鈴木 美通
- 末次 信正 杉山 元 杉 政人
- 關屋貞三郎 田中弘太郎 高島 友武
- 高山 公通 竹下 勇 武富 時敏
- 谷口 尙真 建川 美次 高橋 三吉
- 田内 三吉 田中 隆三 千坂智次郎

勳一等瑞寶章

- 安藤紀三郎 青柳 榮司 秋月左都夫
- 秋山雅之助 赤井 春海 荒木寅三郎
- 荒蒔 義勝 秋田 清 有田 八郎

荒城 二 磯村 年 井上 一次
井上哲次郎 石光 眞臣 板倉松太郎
市來 乙彦 犬塚勝太郎 入澤 達吉

關口健一郎 瀨川 章友 田中 國重
田中 都吉 田中 盛秀 田中 愛楠
田部 芳 田邊 朝郎 高田 早苗

美濃部達吉 宮田 光雄 宮地久壽馬
三宅 徳業 三井清一郎 村上直次郎
望月 圭介 森岡 守成 百武 源吾

高級有位者 (昭和一一・八・二八)

石井菊次郎 石黒 忠憲 一木喜徳郎
内山小二郎 大久保利和 金子堅太郎
清浦 奎吾 倉富勇三郎 栗野慎一郎

宮内省及び外務省では曩に對外交書等に用ひさせられる御名を『大日本帝國天皇』

勳記の御稱號を統一せらる

安保 清種 荒井賢太郎 青木 信光
荒木寅二郎 井伊 直安 池田 仲博
池田 政保 石原 健三 石野 基道

として御統一申しあげたが、この度は賞勳局でも従来の勳記に『日本帝國皇帝』と記されたのを改めて『大日本帝國天皇』とし、同時に右の勳記中『東京帝國宮』とあるのも『宮城』と改め申しあげることとし、六月一日から施行となつた。

對外交書の御記載

今後は『日本國天皇』御稱呼御改めらる

御親書をはじめ宮内省から諸外國に發せられる對外國係文書に御記載の御稱呼は從來皇帝と記し參らせられたが、この程この御稱呼は天皇と稱し奉る事に御治定あらせられた。仍つて今後は外交文書の御記載は、すべて『日本國天皇』と記しまゐらす御事となつた。

國葬令

國葬に關しては從來別段の規定なく、たゞ先例に基いて執行されて來たが、大正十五年十月二十一日勅令第三百二十四號を以て國葬令が公布された。即ち左の如くである

明治以來特旨により國葬を賜りたるもの次の如し。
岩倉具視 明治六年 島津久光 明治三年
三條實美 同 熾仁親王 同 元年

國葬

大正天皇實錄編修

宮内省では「大正天皇實錄」を編修することとなり昭和九年十二月二十日皇室令を以て圖書寮に臨時職員増置の件を公布した増置される職員は奏任の編修官二人、列任の編修官補四人専任し、以て大正天皇御治世に關する實錄を謹修奉ることとなつたものである。

靖國神社

當社の由緒を釋ぬるに明治二年、軍務官知事嘉彰親王が、勅を奉じて田安臺に維新戦功死者の靈を祀る社を設けられたのがその濫觴である。創始當時は招魂社と稱したが、明治十二年靖國神社と改稱された。而して明治二年以來昭和十一年七月に至るまで五十回に亘つて護國の神として祀られた名譽ある人々は十二萬九千八百九十九柱に及んでゐる。尙ほ十一年四月合祀された祭神は九百四十七柱である。申すまでもなく邦家の爲めに忠勤を抽んでられた祭神に對しては、上は皇室を初め奉り下萬民の尊崇深く春秋二回(四月三十日、十月二十三日)

大祭を執行する、際は、畏くも陛下の御親拜もあらせられ、勅使御差遣の御事は例とせられつゝある。社格は別格官幣社として齊き祀られてゐるのである。

各國祝祭日

祝祭日	國名	祝祭種類
三月一日	滿洲	建國日
三月廿五日	ギリシヤ	國祭日
五月一日	ドイツ	國祭日
五月三日	ポーランド	國祭日
五月十四日	アラビア	國祭日
五月廿五日	アルゼンチン	獨立日
六月十六日	スエーデン	陛下誕生
七月一日	カナダ	自治領祭日
七月四日	北米合衆國	獨立日
七月十四日	フランス	國祭日
七月廿八日	ベルギー	獨立日
八月一日	スウェーデン	聯邦政府創立日
八月三日	ノールウェー	陛下誕生
八月六日	ポリア	獨立日
八月廿五日	ウルグアイ	共和國獨立日
八月卅一日	オランダ	陛下誕生
九月十六日	メキシコ	獨立日
九月十八日	チリ	獨立日
九月廿六日	デンマーク	陛下誕生
十月三日	アルガリア	獨立日
十月五日	ホルトガル	國祭日
十月十日	支那	國祭日
十月廿八日	チエツコ	國祭日
十月廿九日	スロバキア	國祭日
十一月七日	ロシア	共和國宣言日
十一月十日	イタリヤ	陛下誕生
十一月十一日	オーストリア	國祭日
十一月十五日	ブラジル	共和政體創立日
十一月十五日	ベルギー	陛下命名日
十二月六日	フィンランド	獨立日

土地・人口

土地

帝國の位置

地方・方位・極點	地名	東經度分
極東	根室支廳占守島東端	一五・三〇
極西	澎湖廳望安庄花嶼西端	二九・八
極南	小笠原島沖ノ島南端	二〇・三五
極北	根室支廳阿頼度最北端	五〇・五五
極東	小笠原島南島東端	一五・五八
極西	山口縣豐浦郡豐西村	一三〇・四六
極南	小笠原島沖ノ島南端	二〇・三五
極北	青森縣下北郡大奥村辨	四一・三三
極東	德島縣那賀郡椿村伊	一四・四九
極西	愛媛縣西宇和郡三崎村黃金岩	一三三・〇〇

土地・人口——土地

人口

國	州	琉球	北海道	千島	朝鮮	臺灣	澎湖	關東	樺太
極南	極東	極東	極東	極東	極東	極東	極東	極東	極東
極北	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西	極西
高知縣幡多郡沖ノ島	大分縣南海部郡東中	大東島北大東島東端	根室支廳花咲郡齒舞	根室支廳占守島東端	慶尚北道鬱陵島竹島	臺南市七股庄國聖港	湖西庄查母嶼東端	貔子窩海洋島會灣西	東海岸北知床岬
三三・四二	一三三・一〇	一三二・二〇	一四三・四九	一五六・三〇	二四・〇一	一一〇・〇一	一九・四三	二二・三三	一四・四四
香川縣小豆郡福田村	長崎縣南松浦郡大濱	與那國島西端	渡島支廳松前郡大島	同國後島ハツチヤス	平安北道鬱陵島西端	高雄州恒春庄七星岩	望安庄大嶼南端	旅順方家屯會單家屯	海馬島釣鐘鼻
三四・三三	二八・〇六	二二・五五	一三九・二〇	一四五・二四	二四・〇一	二二・五八	二二・二八	三三・四〇	一四・二二
鹿兒島縣大島郡與論	村島島南端	八重山波照間島南端	西端支廳松前郡小島	阿頼度島最北端	全羅南道濟州島馬羅島	北西州小嶼	望安庄大嶼南端	旅順方家屯會單家屯	西能登呂岬
二七・〇一	二二・〇一	二二・五三	一四一・二二	四三・二一	三三・〇六	二二・五八	二二・二八	三三・四〇	一四・二二
長崎縣對馬島豐崎村	長崎縣南松浦郡大濱	島尻郡島北端	渡島支廳松前郡大島	阿頼度島最北端	咸鏡北道穩城郡柔浦面	臺南市七股庄國聖港	望安庄大嶼南端	旅順方家屯會單家屯	西能登呂岬
三四・五二	二八・〇六	二二・五三	一三九・二〇	四三・二一	四三・〇〇	一一〇・〇一	一九・四三	三三・四〇	一四・二二
北瀨	長崎縣南松浦郡大濱	島尻郡島北端	渡島支廳松前郡大島	阿頼度島最北端	咸鏡北道穩城郡柔浦面	臺南市七股庄國聖港	望安庄大嶼南端	旅順方家屯會單家屯	西能登呂岬
三四・五二	二八・〇六	二二・五三	一三九・二〇	四三・二一	四三・〇〇	一一〇・〇一	一九・四三	三三・四〇	一四・二二
極北	極南	極北	極南	極北	極南	極北	極南	極北	極南
小豆島藤崎	香川縣小豆郡福田村	高知縣幡多郡沖ノ島	鹿兒島縣大島郡與論	長崎縣南松浦郡大濱	村島島南端	與那國島西端	大東島北大東島東端	根室支廳花咲郡齒舞	渡島支廳松前郡大島
三四・三三	二七・〇一	三三・四二	二七・〇一	二八・〇六	二二・〇一	二二・五五	一三二・二〇	一四三・四九	一三九・二〇

土地・人口——土地

極東	ナルト・ミレ島	一七三・一〇
極西	ナリキリツク島	一三三・一〇
極南	ボラオ・トコベ島	一三三・一〇
極北	サイパン・ウラカス島	二〇・三三

(備考) 極東、極西は東經度分、極南、極北は北緯度分を示す。
(第五十四回日本帝國統計年鑑に依る)

帝國の周圍と面積(帝國統計年鑑)

地方	周圍(料)	面積(方料)	面積千分比例
内地	三〇、六五、四五六	三二、五五、四四二	五六、四〇
本州	二、九〇、〇七七	三〇、五三、三三三	四一、三三
四國	二、九六、五五四	一、七三、八三三	二七、八〇
九州	八、六二、三〇三	四、〇七、八九九	六三、三〇
北海道	五、四四、五〇四	八、七五、〇〇四	一三一、四四
琉球	一、六〇、〇六一	二、三六、二四四	三三、五三
朝鮮	一、八二、〇三三	三、〇七、七六〇	三六、八九
臺灣	一、五七、〇四五	三、五、八四六・六九	五、〇八
澎湖	一、五七、〇四五	二、六、八六二	〇・九
樺太	一、五七、〇四五	三、〇、九〇〇・三〇	五、四四
計	五、三三、七七八	六、七五、三三、二七	一、〇〇、〇〇
關東州	一、二六、七五三	三、四六、二四五	三、四六
南洋	四、〇五、四九八	二、四九、〇〇〇	二、四九
滿鐵附屬地	……	二、九五、〇〇	二、九五

島の面積(理科年表)

島名	面積(平方)
樺太	三、三三〇
北海道	二、〇四〇
本州	一、八四〇
四國	一、五三〇
九州	一、四二〇
朝鮮	一、三三〇
臺灣	一、二七〇
澎湖	一、一七〇
琉球	一、〇七〇
朝鮮	九七〇
臺灣	八七〇
澎湖	七七八
琉球	五九〇
朝鮮	五七〇
臺灣	五〇〇
澎湖	四四七
琉球	四三三
朝鮮	三八九
臺灣	三七五
澎湖	三七〇
琉球	三〇〇
朝鮮	二九一

御料地(昭和八年度)

種類	面積(平方)
宮殿地	四、七四三、六五三、七八
陵墓地	二、三三二、二六二、四五
林地	六、二〇、八二八
農地	二〇六、七八八、一六五五
宅地	一、〇七、九六一、九九二
雜地	四、〇三、七〇一
總計	六三、五、二六四、四六

種類	面積(平方)
世傳	二〇六、七八八、一六五五
普通	五、七三八、五九九、七三
合計	二一、三〇、七八〇、九一四
合計	四、八五、〇八四、六三
合計	一、四三七、五九一、二七〇
合計	一〇、五九三、六四四、三六
合計	一七五、八一五、四四九八
合計	一四、〇〇八、六〇

民有地(昭和十年一月一日現在)

種類	面積(平方)
畑地	二、八五、一八八
田圃	二、九六、三六七
宅地	二、八五、一八八
鹽田	四、五、五八〇
池沼	四、一、五八
山林	二、〇二、一五三
牧場	四八二、六七
原野	四七三、六六
雜地	一、五、二五四
其他	八、八四三、二五九
計	一、九七、〇九四
計	一、七五、八一〇
計	一、三三、九八四
計	一、七、一一、五八六
計	一、七三、七三三、〇三
計	二八、七二七

年期地(昭和九年度)

種類	面積(平方)
鄉村社地	一、七五七
墳墓	二、四、六三一
用水	一、五、八四一
溜池	五、二、六五六
堤塘	四、六、九四
井溝	四、五、〇七
鐵道用地	一〇、二、九六
保安	九、六、一四七
道路	二、一、四七
其他	二、一、四七
總計	四六、〇三
總計	一、五三、五七四

北海道地積(昭和八年末)

種類	面積(平方)
總計	五、三九、六九六
官有地	三、四六、三八五
御料地	九、七、九九
未開地	九、〇、七二一
總計	一、九〇、四五六
總計	一〇、三、三九
總計	三三、九、五四二

(備考) 民有地を除く。未開地(一)は起業中の土地、(二)は素地の儘使用中の土地、(三)未處分未開地(單位ヘクタール)

北海道年期地(單位ヘクタール)

種類	昭和七年	八年	九年
畑地	七、四、六四九	六、三、三三六	六、三、五八九
田圃	一〇、七、〇三二	一、三、三〇〇	一、七、六三〇
宅地	二、八、五三七	二、六、〇九二	二、三、六四四
山林	一、六、六六	一、三、七三	一、〇、八六
牧場	一、〇、五三三	一、〇、五九一	一、〇、五三九
原野	二、六、六〇三	九、五、五四五	八、二、三六四
雜地	二、六、四八一	一〇、一、七五	八、四、五五三
其他	七、一、三	五、〇、四九	六、五、八九

土地・人口——土地

道府縣面積、世帶數及び人口 (國勢調査及び同速報人口)

府縣	面積	昭和五年國勢調査人口		昭和十年國勢調査人口(十月一日現在)	
		世帶	人口總數	男	女
全海	三、八二、五五〇・四二	一、三、七〇五、八九六	六、四四〇、〇〇五	三、三、〇五九、八五〇	三、四、七三一、八六〇
北道	八、八、七七五・〇四	五〇九、七五八	二、八二二、三三五	一、四六八、五〇〇	一、五九三、八一九
青森	九、六三〇・九二	一四八、二九一	八七九、九二四	四四一、四四一	四八四、二七一
岩手	一五、二三五・三一	一六二、九六五	九七五、七七二	四八八、八四六	五二九、四七九
宮城	七、二七三・七五	一八七、六六一	一、四二二、七八四	五七五、三三五	六二二、九三三
山形	一、六六三・八六	一六七、〇九五	九八七、七〇六	四九五、〇五九	五一九、二一九
福島	九、三二五・七六	一七六、九八四	一、〇八〇、三四一	五三三、三三七	五四九、〇〇五
茨城	一三、七八一・六一	二六三、九三九	一、五〇八、一五〇	七四二、三四二	七七八、八〇八
栃木	六、〇九〇・九九	二八一、一〇〇	一、四八七、〇九七	七三四、〇五九	七六六、四〇〇
群馬	六、四三六・五九	二〇五、三六〇	一、一四一、七三七	五八二、八三九	五八八、五四三
埼玉	六、三三五・八七	二二七、〇二五	一、一八六、〇八〇	五八一、〇〇七	六〇六、七三二
千葉	三、八〇二・六八	二六五、三五三	一、四五一、七三二	七八一、七七九	一、五二八、八五七
東京	五、〇六二・〇九	二八一、三六六	一、四七〇、三二一	七二九、四三九	一、五四六、三六九
神奈川	二、一四四・〇〇	一、二五、七七三	五、四〇八、六七八	二、八五五、三三三	六、三六九、六三九
新潟	二、三五三・八一	三三三、三〇一	一、六一九、六〇六	八三九、三〇九	一、八三九、九九八
富山	二、五七八・〇五	三四六、六八七	一、九三三、三六六	九五五、六二二	九八二、四七〇
石川	四、二五七・四三	一五〇、六六一	七七八、九五三	三八一、八〇九	七九八、八八九
福井	四、一三二・四二	一五五、〇八四	七五六、八三五	三八八、四三三	七六八、四一五
山梨	四、二六四・四八	一三二、三〇八	六八一、一四四	三〇四、五二五	六四六、七四八
長野	四、四六五・八七	一三〇、一〇三	六三一、〇四二	三二五、三二七	六四六、七三三
岐阜	一三、六二六・三三	三三三、七七一	一、七七一、一八八	八三三、三二二	一、七三三、八五六
静岡	一〇、四九四・七〇	二二五、〇七一	一、一七八、四〇三	五九一、〇四九	一、二三五、八〇六
愛知	七、七六九・九一	三三三、七八一	一、七九七、八〇五	九〇〇、六四〇	一、九三九、八三〇
三重	五、〇八一・一四	五二一、一四六	二、五五六、四一三	一、二七七、七二〇	二、八六二、七〇三
滋賀	五、七六五・二八	二二五、七〇六	一、一五七、四〇七	五七一、〇〇〇	一、一七四、五九二
京都	四、〇五〇・九三	一四七、九六三	六九一、六三一	三三七、〇二六	七一一、四四二
大阪	四、六二二・二〇	三三三、二〇二	一、五五二、八三三	七三二、四三〇	一、七〇二、五〇一
奈良	一、八一三・六三	七七八、〇八八	三、五四〇、〇一七	一、八四五、七八六	四、二九七、一六六
和歌山	八、三三二・八五	五六一、五九九	二、六四六、三〇一	一、三三三、九一八	二、九二五、二二二
鳥取	三、六八八・六〇	一三〇、三〇二	五九九、二二五	二九五、四五六	六二〇、四六一
島根	四、七三三・四八	一七七、四五五	八三〇、七四八	四一五、〇三三	八六四、〇八八
岡山	三、四八九・四八	九四、七二九	四八九、二六六	二二九、〇八二	四九〇、四五八
広島	六、六二四・六〇	一五七、五六八	七三九、五〇七	三三八、八八八	七四七、二二六
山口	七、〇四六・四八	二七四、九一五	一、二八三、九六二	六三七、九六三	一、三三三、六三九
徳島	八、四三六・五三	三六〇、八九七	一、六九二、一三六	八五五、七三三	一、八〇四、九二二
香川	六、〇八二・一一	二四九、一八八	一、一三五、六三五	五七二、六四二	一、一九〇、五三三
愛媛	四、一四三・三三	一四四、五五〇	七二六、五五九	三五六、九五八	七二八、七四八
高知	一、八五八・七三	一五〇、一五三	七三一、八一六	三六八、四四二	七四八、六二七
愛媛	五、六六七・二六	二二九、五〇九	一、一四二、一三三	五六四、六九九	一、一六四、八九五
高知	七、一〇三・六二	一五三、九五六	七二八、一五三	三五七、一六六	七二四、九八五

昭和五年國勢調査人口

昭和十年國勢調査人口(十月一日現在)

一方料に付人口

總數

男 女

土地・人口——土地

Table of land and population data for various prefectures including Fukushima, Saitama, Chiba, and others, with columns for land area and population figures.

昭和十年國勢調査結果

(昭和十一年四月二日十八日內閣發表)

Table showing the results of the 1935 national census, including total population and population density for various prefectures like Tokyo, Osaka, and others.

本邦の主なる高山(理科年表)

備考 本表括弧内の數字は總現在人口中部隊、艦船及刑務所内に在りたる人員を示す。

Table of major mountains in Japan, listing mountain names, their locations, and elevations in meters.

土地・人口——土地

大水窟山	花蓮港、臺中	三六五
向陽山	高雄、臺東	三六一
南玉山	高雄、臺東	三六〇
菩薩主山北峯	花蓮港、臺中	三六〇
東郡大山	臺中	三六〇
バットワノーミン山	臺中	三五九
キシユン山	臺中、新竹	三五八
雪峰	花蓮港、高雄	三五九

国立公園

△大雪山 大雪、十勝、然別の三大火山を併せて北海道の屋蓋を爲す高山地帯にして其原始的區域の大部分を蔽ふ寒性針葉樹林は本邦の代表的大原生林である。尙其の壯大なる山嶺の間には廣潤なる臺地と雄偉なる火山口と豪壯なる溪谷とを包擁し瀑布、濕原、雪溪、御花畑等特色ある風景要素を聚めてゐる。位置は北海道の中央に位し、利用上於ては自然研究、觀光、登山、冬季スポーツ等に優れて居る。

△十和田 陷没火山湖中最も傑出せる十和田湖を中心とし、幽邃なる奥入瀬溪谷、宏豁なる八甲田火山群等を併せ、山岳、溪谷、湖沼、濕原等の豊なる風景要素が巧みに點綴し居ることは、本公園の特徴

である。又その區域の大部分を蔽ふ落葉、潤葉樹林は本邦有数の美林である。自然研究、觀光、舟遊、釣魚、冬季スポーツ等多方面に好適する。

△日光 男體山、白根山、燧岳其の他多数の火山群と中禪寺湖、湯ノ湖、尾瀬沼等の堰塞湖と戰場ヶ原、尾瀬ヶ原、菅浦平鬼怒沼等の著名なる濕原を擁し、區域内には山岳、湖水、沼澤、溪流、瀑布、森林、濕原等互に交錯して頗る變化ある風景を構成してゐる。尙之を修飾するに種類豊富なる落葉潤葉樹林、針葉樹林、高山植物、特殊の濕原植物等を以てし秀麗優美なる風景を現出して居る。史蹟社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、舟遊、釣魚等多方面に亘り利用せらる。

△富士 公園の中心をなす富士山は、單式圓錐火山の典型にして我が國の靈山として古來國民の憧憬措かざる所たるのみならずその雄大にして秀麗なる姿容は夙に日本風景の代表的存在として世界に喧傳せられてゐる。山頂に大火山口を戴き山體に四十箇に近き寄生火山を着け、山麓に雄大なる裾野原野を展開し、其の間典型的なる熔岩流、明媚なる五湖、山頂より山麓に亘る垂直的植物帶及北麓に擴がる

蜿蜒二十里を繞る外輪山はその外方に廣大なる裾野を展開し殊に東部裾野は所謂波野ヶ原と呼ばれ丘陵の波濤を起伏せしめ遠く久住に連り、その驚異的景觀は外輪山と共に世界的の雄大さを誇るものである。

尙外輪山の内外には奇峯屹立する根子岳森林と溪流とを併せ有する菊池水源等があつて風景に變化を添へ、史蹟社寺巡禮自然研究、觀光等に於て優れてゐる。

△雲仙 四面環海の島原半島に位する集成火山にして複雑なる構造を有し、普賢岳を中心として展開する山岳原野の地形は頗る變化に富み加ふるに之を蔽ふ落葉潤葉樹林並にツツジ、イモツゲの植物景觀は雲仙をして繊細優美の特色を恣にせしむるものである。殊に一帶は半島上に聳立する臺地にして比隣の低地より隔絶せられ、而も遠近の山海を聚むる眺望に至りては雲仙の最も誇りとする所である。觀光、保養、乗馬等に適し、又公園としての施設見る可きものがある。

△霧島 高千穂峯及韓國嶽を盟主とする大小二十箇の密集せる山岳より成る群狀火山にして特徴ある火山口、火山湖を擁し其の山態の多様にして配置の妙を得てゐる。

樹海等は互に相照應して其の風光の雄渾絶佳の妙を顯現して居る。史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養、舟遊乗馬等各々興趣深きものがある。

△日本アルプス 我が國に於けるアルプス型山岳地として代表的な上高地、白馬、立山を含む所謂日本北アルプスの全區域を占め彌陀ヶ原、五色ヶ原、雲ノ平、燒岳、乗鞍岳等の特色ある火山地形、白馬立山、槍、穂高等の高峯峻岳は何れも雄渾豪壯にして、之に懸る雪湖は廣大なる御花畑と相對して比類なき美觀を呈してゐる。更に又上高地の靜寂なる神秘境と黒部其の他の豪宕なる原始境は本公園の聲價を一段と高むるもので、その風景の雄大にして變化に富み、其の面積は固より自然的風致を存する區域の廣大であることが本公園の卓越せるところである。従がつて自然研究、觀光、登山、野營等に於て最も恰好である。

△吉野及熊野 本公園は大峯山、大臺ヶ原等の吉野群山、北山川及熊野川並に熊野海岸に亘る一帯を含むものである。吉野群山は公園地中唯一の水成岩系統に屬する山地にして大杉谷、北山川及熊野川は之等水成岩地方を穿つ峽谷を形成し、大

ることは錦江灣、開聞嶽を始めとして遠近の山野を望む展望と相俟つて雄大秀麗なる景勝を爲してゐるのである。加るに中腹より山麓に擴がる常緑潤葉樹林と廣大なるツツジの群落野生のカイダウとは共に特色をなすものである。しかも皇祖發祥の史説を以て顯はれ史蹟社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養等の利用に於て優れてゐる。

本邦の主なる火山(理科年表)

名	稱	所在地	高さ米
阿頼度富士(東岳)		千島	三、三九
千倉嶽(幌筈島)		同	一、八一
後嶽岳(同)		同	一、七三
白煙山(同)		同	一、三四
志林規島		同	七四九
三高山(磨勘留島)		同	一、一六九
根茂山(温禰古丹島)		同	一、〇三〇
黒石山(同)		同	一、三三一
嶽幸古丹嶽		同	一、三三
知林古丹島		同	七四三
越湯磨嶽		同	一、一七一
黒嶽(捨子古丹島)		同	九三四
北硫黄嶽(同)		同	八三九
南硫黄嶽(同)		同	八二八

杉谷と北山峽とは何れも奇勝を以て顯はれ本邦溪流中特異なる景觀を現出してゐるのである又紀州海岸は外洋に面して本邦の代表的海岸風景と稱すべきものである、要するに本公園地は山岳、森林、溪谷、河川、海岸の各種優れたる風景を併せ備ふる點に於て他に類例を見ざる所である。しかも神武建國以來の貴重なる史蹟傳記に富み、利用方法としては史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、舟遊等に於て特色がある。

△瀬戸内海 此所は備讃瀬戸を中心とする本邦唯一の海上公園であるが瀬戸内海の展望臺とも稱すべき屋島、鷲羽山、並に寒霞溪を以て知られる小豆島を始めとして千姿萬態の島嶼を浮べたる代表的多島海で、其海岸島嶼には隨所に白砂青松の美觀を呈し、優雅、明媚なる風光は世界に其の比を見ざる所である。

史蹟社寺巡禮、觀光、舟遊、釣魚、引網海水浴等に優れて居り、位置及交通關係に於ても頗る便利である。

△阿蘇 頗る偉大なる陷没火山口原を有する重式火山にして中央火山口の一たる中岳は今尙盛んに噴火を續け凄壯怪異を極めて居る。

雷公計島	千島	五三二	サマツケヌアル	根室北見	一、二五四	電雷岳	後志	一、二二二
芙蓉山(松輪島)	同	一、四八五	硫黄山	同	一、五六三	岩雄登	後志	一、一五四
幌茶登山(羅處和島)	同	九五六	良牛山	同	一、六六一	ニセコアンヌアリ	同	一、三〇九
計吐夷岳	同	一、一七三	海別岳	同	一、四一九	後方羊蹄山(蝦夷富士)	同	一、八九三
三日月山(新知島)	同	六七九	斜里岳	同	一、五四五	昆布岳	同	一、〇四五
新知富士(同)	同	一、三六〇	武佐嶽	同	一、〇〇六	洞爺湖中島	同	四四五
縁湖カルアラ(同)	同	六六九	標津岳	同	一、〇六一	有珠山	同	七二五
新知嶽(同)	同	一、五八八	摩周山	釧路根室北見	七〇一	登別岳	同	一、〇四〇
武魯頓島	同	八〇〇	アトサヌプリ	釧路	五〇〇	倶多樂	同	五四九
知里保以岳(北島)	同	六三四	雄阿寒嶽	同	一、三七一	德舜磐山	同	一、三三二
硫黄山(知里保以南島)	同	七五三	雌阿寒嶽	同	一、五〇三	白老岳	同	九六八
得撫富士(得撫島)	同	一、三三〇	キトウシ	十勝	一、三二二	惠庭岳	同	一、三三〇
大平山(得撫島)	同	一、〇四〇	ウハハサシ	同	一、八七〇	風不死岳	同	一、一〇三
地獄山(同)	同	一、〇一三	西ヌブカウシ	同	一、二五六	樽前山	同	一、〇〇四
白旗山(同)	同	一、三三〇	東ヌブカウシ	同	一、二五三	駒ヶ嶽	同	一、一四〇
神威岳(擇捉島)	同	一、三〇九	大雪山(旭岳)	同	二、二九〇	横津岳	同	一、一五〇
茂世路山(同)	同	一、一九六	十勝岳	石狩	二、〇七	惠山	同	六〇二
散粒登(同)	同	一、五七九	富良野岳	同	一、八二二	大島	同	七二四
單冠山(同)	同	一、六三一	イルムケツブ	同	八六五	小島	同	二八二
阿登佐登(同)	同	一、二三〇	暑寒別岳	同	一、四九一	恐山(焼山)	同	八〇四
ヘルタルビ(同)	同	—	利尻山(利尻島)	北見	一、二七九	八甲田山	同	一、五八五
ルルイ岳(國渡島)	同	一、五〇六	積丹岳	後志	一、二五五	岩木山	同	一、六二五
茶々登嶽(國後島)	同	一、八四四	赤井川カルアラ	同	七三五	岩手山	陸中	二、〇四一
羅臼嶽(同)	同	八二九	阿女嶽	同	一、〇一四	七時雨山	同	一、〇六〇
泊山(同)	同	五五五	余市岳	後志	一、四八八	駒ヶ嶽	同	一、六三七
ウイヌプリ	根室北見	六五二	天狗岳	石狩	一、一四五	森吉山	同	一、四五四

寒風山	羽後	三、五五	子持山	上野下野	一、二九六	茅ヶ嶽	甲斐	一、七〇五
鳥海山	同	三、二三〇	小野子山	同	一、二〇八	富士山	甲斐	三、七六六
燒石嶽	陸中	一、五八	榛名山	同	一、四四八	愛鷹山	駿河	一、五〇四
栗駒山(酸川岳)	陸前陸中	一、六三八	淺間山	信濃	二、五三三	箱根山	相模伊豆駿河	一、四三九
月山	羽前	一、九八〇	烏帽子岳	同	二、〇六六	熱海火山	伊豆	七九九
船形山	羽前陸前	一、五〇〇	四阿山	上野信濃	二、三三三	達磨山	同	九八二
白鷹山	同	九八六	白根山(草津)	同	二、一六二	天城山	同	一、四〇五
藏王山(刈田岳)	陸前羽前磐城	一、七五九	飯繩山	信濃	一、九一七	先原	同	五八一
吾妻山	岩代	一、九七五	黒姫山	同	二、〇五三	三原山(大島)	同	七五五
安達太郎山	同	一、七〇〇	妙高山	越後	二、四四六	利島	同	五〇八
磐梯山	同	一、八一九	燒山	同	二、四〇〇	宮塚山(新島)	同	四〇八
猫覚嶽	同	一、四〇四	斑尾山	信濃	一、三八二	向山(同)	同	二八三
博士山	同	一、四八二	高井富士	同	一、三三三	天上山(神津島)	同	五七四
守門山	越後	一、五八	毛無山	同	一、六五〇	三宅島	同	八二五
淺草岳(朝草岳)	岩代越後	一、五八六	岩菅山	同	二、二九五	御藏島	同	八五一
米山	越後	九九三	苗場山	同	二、一四五	西山(八丈島)	同	八五四
鎌房山	岩代	一、五〇〇	飯士山(上田富士)	越後	一、一一二	東山(同)	同	七〇一
那須嶽	下野	一、九一七	白山	加賀飛騨	二、七〇三	青ヶ島	同	四三三
高原山(釋迦ヶ岳)	同	一、七九五	大日嶽	飛騨美濃越前	一、七〇九	鳥島	同	三三七
女峯山	同	二、四六四	立山	越中	三、〇一五	北硫黄島	同	八〇四
二荒山(男體山)	同	二、四八四	硫黄ヶ岳(燒岳)	信濃飛騨	二、四四八	摺鉢山(硫黄島)	同	一六七
白根山(日光)	同	二、五七八	乗鞍岳	同	三、〇三六	南硫黄島	同	九八一
燧嶽	岩代	二、三六〇	御嶽	同	三、〇六三	大洞山	同	四七四
武尊山	上野	二、一五六	霧ヶ峯	信濃	一、九二五	二上山	伊勢	九八五
袈裟丸山	上野下野	一、八八九	蓼科山	同	二、五三〇	三笠山	大和河内	四七四
赤城山	同	一、八三八	八ヶ嶽	信濃甲斐	二、八九九	青葉山	同	七〇二

土地・人口——土地

田倉山	丹波丹後	三五五
氷山	但馬播磨	一、五〇〇
間鍋山	但馬	四七〇
大山	伯耆	一、七三三
三瓶山	出雲石見	一、三二六
青野山	石見	九〇八
笠山	長門	一、二二二
鶴見嶽	豐後	一、三三三
由布嶽	同	一、五八四
花牟禮山	同	一、七六四
九重山	同	一、七八八
九住山	同	一、五九二
阿蘇山	肥後	六六六
金峯山	同	一、三六〇
温泉岳	同	一、〇七六
多良岳	同	一、〇七六
霧島山	日向大隅	一、七〇〇
櫻島	薩摩	一、〇六〇
蘭牟田池	同	五〇九
開闢岳	同	九四四
硫黄島	大隅	七二六
口之永良部島	同	一、〇四三
口之島	同	一、〇三三
臥蛇島	同	五二五
中之島	同	一、〇三三
諏訪之瀬島	同	八三五

七〇

悪石島	大隅	六〇三
寶島	同	二六〇
横當島	同	五二五
鳥島	同	一、五八
粟國島	同	九六
久米島	琉球	三〇
大屯山	同	一、〇四五
漢拏山(濟州島)	全羅南道	一、九五〇
蔚陵島	慶尙北道	九八五
白頭山	咸鏡(國境)	—
ウラカス	マリヤナ	三二九
アグリガン	同	九六五

淀川	(近江、丹波、山城、伊賀、大和、河内、攝津)	九
阿賀野川	(岩代、上野、越後)	一六九
最上川	(羽後、羽前)	二二六
阿武隈川	(磐城、岩代、羽前、陸前)	一九六
天龍川	(信濃、三河、遠江)	二二六
富士川	(甲斐、信濃、駿河)	一六二
雄物川	(羽後)	一四九
能代川	(陸奥、陸中、羽後)	一七〇
江ノ川	(安藝、備後、石見)	二〇〇
吉野川	(土佐、伊豫、讃岐、阿波)	二二六
那珂川	(下野、磐城、常陸)	二二六
荒後川	(武蔵)	一七七
筑後川	(肥前、肥後、豊前)	一四一
神通川	(飛騨、越中)	一三六
岩木川	(陸奥)	九〇
馬淵川	(越中、陸奥)	一〇六
常呂川	(北見)	一四五
九頭龍川	(越前)	一〇〇
高梁川	(備前、備中、備後)	一〇〇
新宮川	(大和、紀伊)	一六一
新川	(伊豫、土佐)	一七一
大淀川	(肥後、大隅、日向)	一〇六
吉井川	(美作、備前)	一三七
吉野川	(日向、薩摩、肥後)	一四四
五箇瀬川	(肥後、日向)	一〇三

土地・人口——土地

紀ノ川	(大和、紀伊)	一四四
矢作川	(信濃、美濃、三河)	一三三
庄川	(飛騨、越中)	一四四
加古川	(丹波、攝津、播磨)	九〇
由良川	(丹波、丹後)	一四二
鴨緑江	(咸鏡南、平安北)	七九〇
漢江	(江原、慶尙北、忠清北、京畿)	五二四
洛東江	(江原、慶尙、全羅北)	五三三
大同江	(平安南、黄海)	四三九
豆満江	(咸鏡北)	五三一
錦江	(全羅北忠清慶尙北京畿)	四〇一
臨津江	(咸鏡南、江原、京畿)	二五四
清津江	(平安)	一九九
禮成江	(全羅、慶尙南)	三二二
載寧江	(黄海、京畿、江原)	一七四
大寧江	(平安北)	一五〇
龍興江	(咸鏡南)	一三五
榮山江	(全羅南)	一六二
端川大江	(咸鏡南)	一六一
城川江	(咸鏡南)	九
濁水溪	(臺中)	一六五
下淡水溪	(高雄)	一五六

七一

曾文溪	(臺南、高雄)	一三三
淡水河	(臺北、新竹)	一三〇
大甲溪	(臺中)	二二八
烏溪(大肚)	(臺中)	一一三
八獎溪	(臺南)	一一二
秀姑巒溪	(花蓮港、臺東)	八九
卑南溪	(臺東)	八四
大安溪	(新竹、臺中)	八〇

十和田湖	陸奥、陸中	五九・五六
能取湖	北見	五八・四九
風蓮湖	根室	五三・一三
北浦(鰯川)	常陸	三九・八五
網走湖	北見	三四・〇四
厚岸湖	北見	三三・九九
印旛湖	下總	二五・九五
田澤湖	羽後	二五・六五
幽仙湖(温)	千島	二四・三五
彌古丹湖	千島	二四・三五
河北湖	加賀	二三・一〇
十三湖	陸奥	二〇・八二
摩周湖	釧路	一九・七七
伊庭内湖	近江	一五・四〇
武尊湖	千島	一五・三三
(新島)	信濃	一四・四五
諏訪湖	北見	一四・〇四
阿寒湖	釧路	一三・九三
阿寒湖	常陸	一三・二〇
手賀湖	下總	一一・八八
幸湖	下野	一一・二九
禪師湖	薩摩	一〇・九八
池田湖	岩代	一〇・二七
檜原湖	北見	九・五五
瀧沸沼	北見	九・五五

本邦の主なる湖沼(理科年表)

名	所在地	面積
琵琶湖	近江	六七四・〇
八ヶ岳湖	羽後	三三三・九
霞ヶ浦	常陸	一八九・七
猿ヶ浦	北見	一五〇・五
猪苗代湖	岩代	一四四・八
中湖	伯耆、出雲	一〇一・六
央道湖	出雲	八三・三
屈斜路湖	出雲	七九・九
支笏湖	膽振	七六・八
濱名湖(猪鼻)	遠江	七三・〇
湖(含心)	陸奥	六九・六
洞爺湖	陸奥	六三・六
小川原沼	陸奥	六三・六

湖山池	因幡	七二五
東沸湖(國後島)	千島	七二四
久美濱湖	丹後	七〇八
伊豆沼	陸前	六九四
蘆ノ浦	相模	六八九
外浪逆浦	常陸	六六〇
山中湖	甲斐	六四六
塘路湖	釧路	六三三
鷹架沼	陸奥	六二四
萬石浦	陸前	六二二
河口湖	甲斐	六〇八
得茂別湖(擇捉島)	千島	五七四
與謝ノ内海	丹後	五二八
福島湖	越後	五二五
柴山湖	加賀	五一三
北海道大沼	渡島	五一二
蓬萊湖(温羅古丹島)	千島	五〇七
温根沼	根室	五〇六
松川浦	磐城	三〇五
俱多樂湖	膽振	五〇四
水月湖	若狹	五〇二
本栖湖	甲斐	四八七
加茂湖	佐渡	四八六
邑知湖	能登	四七七

長沼	陸前	四四四
鎧沼	越後	四三九
野尻湖	信濃	四二九
コムケ沼(東部)	北見	四〇〇
年崩湖(擇捉島)	千島	四〇〇
多來加湖	數香	一八〇・六
富内湖	大泊	一六八・八
遠淵湖	大泊	四〇・四三
來知志湖	大泊	三〇・七七
和愛湖	大泊	三〇・一八
池邊讀湖	大泊	二・三〇
恩洞湖	大泊	七・六一
廣橋湖	咸鏡南	一三三・八
腰淵湖	咸鏡北	八・三七
長淵湖	咸鏡北	七・四三
晚淵湖	咸鏡北	六・九一
小庭浦	咸鏡南	四・九四
下洞浦	咸鏡南	四・三八
高雄鹹湖	高雄	三・六六
日月潭	臺中	四・四四

本邦の主なる峠(理科年表)

名	所在地	高さ
夏澤峠	信濃	二、三九三
澁本峠	信濃、上野	二、一七三
大原峠	信濃	二、〇九五
金房峠	上野、下野	二、〇三三
安房峠	飛騨	一、八二二
足利峠	甲斐	一、七八〇
沼山峠	岩代	一、七七〇
三平峠	上野	一、七六二
地蔵峠	信濃、上野	一、七三三
山王峠	下野	一、七三〇
平湯峠	飛騨	一、六八四
馬越峠	信濃	一、六八〇
小川路峠	信濃	一、六八〇
野麥峠	信濃、飛騨	一、六七三
屏越峠	信濃、上野	一、六六〇
霧立峠	肥後	一、六〇〇
半月峠	下野	一、五九五
神坂峠	信濃	一、五八〇
勘場峠	阿波	一、五八〇
五十三峠	飛騨	一、五六〇
乙見山峠	信濃、越後	一、五四〇

世界の高山(理科年表)

和坂峠	信濃	一、五三一
御坂峠	甲斐	一、五二五
權兵衛峠	信濃	一、五二二
落合峠	阿波	一、五一九
長峰峠	信濃、飛騨	一、五〇三
寒峰峠	日向	一、五〇〇
八町峠	武蔵	一、四九九
真弓峠	信濃、美濃	一、四七九
柳澤峠	甲斐	一、四七二
エヴェレスト	ヒマラヤ	八八二二
ゴドウィン・オーステン	カラコルム	八六一一
カンチエンジュンガ	ヒマラヤ	八六〇三
マカール	同	八四八九
ドール・ギリ	同	八二六七
チヨウヨウ	同	八二五三
ナンガ・バルバット	同	八二四四
ガシアープラム	カラコルム	八〇六八
ゴサイン・タン	ヒマラヤ	八〇一四
チアチンカン	同	七八九七
ダスト・ギル	カラコルム	七八八五
マシアープラム	同	七八三二

ナンダ・デビ	ヒマラヤ	七、八一七
エル・アルーズ	コーカサス	五、六三〇
アイチ・タウ	同	五、五九七
シユカラ	同	五、五九三
コシユタン	同	五、四四五
モン・アラン	同	四、八四〇
モンテ・ローザ	同	四、六八八
ミス・アベル	同	四、五五四
リス・カム	同	四、五三八
ヴァイス・ホーン	同	四、五二二
マツター・ホーン	同	四、五〇五
フィンステル・アルホーン	同	四、四七五
アレツチ・ホーン	同	四、四八二
ユング・フラウ	同	四、四六六
キリマ・ヌジャロ	東アフリカ	五、九六九
ケニヤ	同	五、九四四
マルゲリータ	同	五、〇三三
アレクサンドラ	同	五、〇八一
マツキンレー	アラスカ	六、八七七
ローザン	同	六、〇五〇
オリザバ	メキシコ	五、六五八
セント・エリアス	アラスカ	五、四九四

ボボカテパトル	メキシコ	五、四三四
ルカニヤ	カナダ	五、三三七
ホイットニー	同	五、三二一
エル・パルト	カスケード	四、四二〇
レニア	カスケード	四、三九五
アコンカグワ	アンデス	七、〇三五
メルセダリオ	同	六、八〇二
ツアンガト	同	六、五五八
イラム	同	六、五五三
イリマ	同	六、四九九
ナムボラ	同	六、四四八
カカ・アカ	同	六、二七二
コンカール	同	六、二五二
サン・ホセ	同	六、二〇三
コトパクス	同	五、九七八
チャールス・ルイス	ニュージーランド	五、〇〇〇
シユリヤナ	同	四、七五〇
ウイルヘルム	同	四、七二〇
マウナ・ケア	ハワイ	四、三二〇
マルカム	南極洲	三、七六八

土地・人口——土地

世界の主な島嶼(理科年表)

Table of world islands with columns for name, area, and location. Includes entries like Greenland, New Guinea, and the British Isles.

世界の主な湖沼

Table of world lakes with columns for name, area, and location. Includes entries like the Caspian Sea, Lake Superior, and Lake Victoria.

世界の大河

Table of world rivers with columns for name, location, and length. Includes entries like the Nile, Amazon, and Yangtze.

世界の主な運河

Table of world canals with columns for name, location, length, and opening year. Includes entries like the Suez Canal and the Panama Canal.

世界の最高及最低地点

Table of world highest and lowest points with columns for location, name, and elevation. Includes entries like Mount Everest and the Mariana Trench.

各大陸本土の極点

Table of extreme points of continents with columns for location, name, and coordinates. Includes entries like the North Pole and Cape Horn.

土地・人口——土地

七四



人口

帝國の世帯及び人口 (昭和十年十月一日國勢調査速報)

帝國	世帯		人口	
	男	女	男	女
朝鮮	一三、四九九、四八三	三四、七三二、八六〇	六九、二五一、二六五	一〇〇、〇六三
臺灣	四、二九七、八〇三	一一、二六二、〇五五	二二、〇五八、三〇五	二一、〇五八、三〇五
南洋羣島	八九八、六四五	二、五五三、七九一	四、五九二、五三七	四、五九二、五三七
南洋委任統治區域	六五、五四三	一八六、三三二	一、六五五、七六三	一、六五五、七六三
關東州及南滿鐵道附屬地	一八、七六、四七三	四八、四三三、九六九	九七、六九四、六三八	九七、六九四、六三八
南洋委任統治區域	三、七六〇	六六一、五七五	一、六五五、七六三	一、六五五、七六三
南洋委任統治區域	二、二四九	五七、一三三	一〇三、二三八	一〇三、二三八

昭和十年度の人口増加

(内閣統計局發表)

昭和十年度の出生累計は二百十九萬六千八百八十一人であつて、一時間平均二百五十五人に當り、前年の二百〇四萬三千八百七十七人に比較すると十四萬六千八百七十四人の増加である。而して人口千に對する割合は三一・六三で前年の二九・九七に比し其の割合は高かつた。死亡は百十六萬二千五百十八人であつて、一時間平均百三十三人に當り、

前年の百二十三萬四千五百八十三人に比較すると七萬二千五百二十五人の減少である。而して人口千に對する割合は一六・七八で前年の一八・一〇に比し其の割合低く、人口動態統計の整備せる明治三十二年以降曾つてなき低率を示した。自然増加即ち出生死亡の差は百二萬八千六百二十三人であつて、一時間平均百十七人に當り、嘗て最高であつた昭和七年の百萬七千三百九十八人の記録を凌駕した。即ち秋田縣に於ける同年の國勢調査人口百三萬七千餘人に匹

敵する自然増加を見た譯であつて、之を前年の八十萬九千二百二十四人に比較すると二十一萬九千三百九十九人の増加である。尙人口千に對する割合は一四・八五で前年の一一・八七に比して著しく上昇して居る、けれども從來の記録である昭和七年の一五・二〇には及ばない。之を要するに斯くの如き異常なる自然増加を見たことは前記の如く出生の増加、死亡の減少に基く自然増加である。

人口自然増加

年	出生	死亡	差増	人口千につき差増
大正十三年	一、九八、五三〇	一、三五、九四六	七四三、五七四	一一・五七
同十四年	二、〇八、〇九一	一、二〇、七〇六	八七五、三八五	一四・六五
昭和元年	二、一〇、四〇五	一、一〇、七三四	九四三、六七一	一五・五九
同二年	二、〇六、七三七	一、二四、三三三	八四六、四四四	一三・八一
同三年	二、一五、八五三	一、二五、七七一	八九九、一四一	一四・四七
同四年	二、〇七、〇二六	一、二六、三二八	八五一、七九八	一三・九六
同五年	二、〇八、五〇一	一、一〇、八六七	九四四、三三四	一四・一八
同六年	二、一〇、七八四	一、二四、〇八一	八六一、八九三	一三・一九
同七年	二、一八、七四三	一、一七、三四四	一、〇〇七、三九八	一五・〇〇
同八年	二、二一、三五三	一、一九、九八七	九三七、二六六	一三・七九
同九年	二、〇四、七八三	一、二四、六八四	八〇九、〇九九	一一・八六
同十年	二、一九〇、六六一	一、一六、〇五八	一、〇二八、六三三	一四・八五

初婚平均年齢

年	男	女
大正十四年	二七・〇九	二二・二二
昭和元年	二七・一三	二二・〇七
同二年	二七・一八	二二・〇五
同三年	二七・二六	二二・一〇
同四年	二七・三六	二二・二二
同五年	二七・三三	二二・二二

産業別人口 (昭和五年國勢調査抽出調査)

年	總數	男	女
同六年	二七・二九	一一・七二	一一・五七
同七年	二七・四〇	一一・八〇	一一・六〇
同八年	二七・五七	一二・〇〇	一一・五七
同九年	二七・七七	一二・二〇	一一・五七

産業	總數	男	女
總數	六四、〇七、〇五〇	三二、二九、八九〇	三一、七七、一六〇
農業	二九、三〇、五五〇	一四、〇八、九三〇	一五、二一、六二〇
工業	三三、八四、五〇〇	一三、二〇、五七〇	二〇、六三、九三〇
商業	一四、一〇、一六〇	七、七四、一六〇	六、三五、〇〇〇
交通	五八五、〇四〇	二五七、〇四〇	三二八、〇〇〇
公務	三〇三、〇七〇	一五九、〇七〇	一四四、〇〇〇
家事	四、九三、一四〇	二、四九、三〇〇	二、四三、八四〇
其他の有業者	九三、〇八〇	四七、〇八〇	四六、〇〇〇
無業者	二、〇五、一一〇	一、〇三、〇九〇	一、〇二、〇二〇
収入に依る者	八二五、五〇〇	四一三、〇〇〇	四一二、五〇〇
其他の無業者	一、九三、〇一〇	一、〇三、〇一〇	九〇〇、〇〇〇
其の他の無業者	四、六三、四九〇	二、三、七、一三〇	二、二、九、三六〇

婚姻種類別 (内地)

種類	昭和八年	同 九年
普通婚姻	四八、九八二	四七、五三三
入夫婚姻	一、〇〇〇	一、五六〇
養子婚姻	二五、〇七六	二六、五六二
總數	四八、〇五八	五二、六五四

婚姻年齢別 (内地)

年齢	昭和八年	同 九年
總數	四八、〇五八	五二、六五四
一四以下	六、六三五	六、一八六
一五—一九	八〇、五九二	七六、〇九一
二〇—二四	一〇、五六九	一三、五九二
二五—二九	二六、三四四	二八、〇九七
三〇—三四	一〇、五三三	一〇、九六二
三五—三九	七、九三四	七、七三四
四〇—四四	二、七八一	二、七四五
四五—四九	一、三三〇	一、三〇七
五〇—五九	一、九八七	一、八六七
六〇以上	四、九九九	五、七七三

離婚の情態 (内地・昭和九年)

實數	夫の家を去つた妻	妻の家を去つた夫	双方婚家
千分比例	四、九九九	五、三三四	一、三七七
	八六四・〇	一〇七八	二八・三

婚姻の縁事身分 (昭和九年)

夫の身分	總數	初婚者	死別者	離別者	身分不詳	婚姻千中
總數	五二、六四四	四七、〇四四	一三、〇三三	二五、五六三	一、〇三四	一、〇〇〇・〇
初婚者	四四、〇五九	四三、〇四六	五、六四七	八、三三六	六四〇	八六八・一
死別者	三七、四三七	二二、九六二	五、五七二	七、六九六	一九七	七三・〇
離別者	二九、四六〇	一八、〇五〇	一、七四〇	九、五六六	一一四	五七・五
身分不詳	七〇八	四八六	五	八五	八三	一・四
婚姻千中妻の身分	一、〇〇〇・〇	九三二・七	二五・四	四九・九	二・〇	

關係期間別離婚數 (内地・昭和九年)

關係期間	實數	千分比例
五年未滿	二六、九七二	五〇・九
十年未滿	一〇、八三九	二〇・三
十五年未滿	五、三三七	一〇・二
二十年未滿	二、六九〇	五・三
二十年以上	二、七〇九	五・三
年數不詳	四三	〇・九

出生兒身分別 (内地・昭和九年)

身分	男	女
總數	九八、四五二	九四、〇七八

乳兒死亡累年表 (内地)

年次	出生數	一歳未滿の死亡	出生百に付乳兒死亡
昭和二	二、〇六〇、七三七	二、九三〇、八四	一四・二
同 三	二、一五八、八五三	二、九三三、八八一	一三・八
同 四	二、〇七〇、〇二六	二、九五一、一七八	一四・二

北海道アイヌ人口

昭和三	同 四	同 五	同 六	同 七	同 八	同 九
人口數	一五、九六九	一五、九四〇	一五、九二六	一六、三八一		

内(男)出生數

昭和二	七、七六六	七、七九二	七、八四三
同 三	八、二〇三	八、四八八	八、〇七四
同 四	五、七五	七、〇二	六、四九
同 五	二、八三	三、五〇	三、三五
同 六	二、九二	三、五三	三、四四
同 七	四、四五	五、〇一	四、九八
同 八	三、三六	三、三六	三、四四
同 九	二、二七	二、四八	二、四

内(女)出生數

昭和二	八、二〇三	八、四八八	八、〇七四
同 三	五、七五	七、〇二	六、四九
同 四	二、八三	三、五〇	三、三五
同 五	二、九二	三、五三	三、四四
同 六	四、四五	五、〇一	四、九八
同 七	三、三六	三、三六	三、四四
同 八	二、二七	二、四八	二、四
同 九	二、二七	二、四八	二、四

婚姻・離婚・出生・死亡累年表 (内地) 日本帝國統計年鑑に據る

項目	昭和三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年
婚姻	四九、五五五	四九、七四〇	五〇、六七四	四九、五七四	五二、二七〇	四六、〇五八	五二、六五四
出生	四九、一一九	五一、三三三	五〇、〇〇九	五〇、六〇九	五一、四三七	四九、二八二	四八、六一〇
出生(男)	二、三五五、八五三	二、〇七七、〇三六	二、〇八五、一〇一	二、一〇三、七八四	二、一八二、七四二	二、二二一、二五三	二、〇四三、七八三
出生(女)	二、一〇一、一九一	一、一六、九七一	一、一七、七三〇	一、一六、五〇九	一、一七、五七九	一、一四一、一三八	一、一三三、〇四三
死亡	一、三三六、七一	一、二六、三三八	一、一七〇、八六七	一、二四〇、〇八九	一、一七五、三四四	一、一九三、九八七	一、二三四、六八四
死亡(男)	八九、一四一	八二、五七九	九二、四三四	八六、一八九	一、〇〇七、三九八	九二七、二六六	八〇九、〇九九
死亡(女)							
離婚							
人口増							
人口増は死亡に對し出生の増							

死亡原因別 (内地・昭和九年)

原因	男	女
腸チフス及パラチフス	四、四四〇	四、三三二
腸チフス(再掲)	四、〇八四	四、〇六五
發疹チフス	四	一
痧疹	四、九一五	四、八七三
猩紅熱	三三八	二七七
百日咳	三、七五〇	四、七三〇
流行性感冒	二、七九一	二、四四四
其他	五、三三三	四、九〇九

Table of diseases and their counts. Includes categories like 赤痢及疫痢, 呼吸器の結核, 急性心臓内膜炎, etc.

Table of diseases and their counts. Includes categories like 腦膜炎(結核性を除く), 脊髄癆(進行性運動失調), 急性心臓内膜炎, etc.

Table of diseases and their counts. Includes categories like 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上), 肝硬變, 腎臓炎, etc.

死亡年齢別 (内地・昭和九年)

Table of death statistics by age group and sex. Includes categories like 早産(一歳未満), 分娩に因る産兒障, 老衰, etc.

土地・人口——人口

内地在留外人數 (昭和九年十月一日現在)

Table of foreign residents in the mainland. Lists countries like 英國, 美國, 法國, etc., and their respective numbers.

Table of foreign residents in the mainland. Lists countries like 英國, 美國, 法國, etc., and their respective numbers.

Table with columns for countries (e.g., 埃地, ハンガリー, セルビア) and rows for birth rate (出生率) and death rate (死亡率). Birth rates range from 20 to 40, and death rates from 10 to 20.

列國平均初婚年齢 (内閣統計局統計時報)

Table showing average age at first marriage by country. Countries include 帝國(内地), 新西蘭, 佛蘭西, 南阿聯邦, 英吉利, 獨逸, 瑞西, 希臘, 瑞典, 伊太利, 英吉利.

列國の出生・死亡率 (人口千に付)

Table showing birth and death rates per 1,000 population for various countries. Birth rates are generally higher than death rates.

土地・人口——人口

海外在留内地人數 (昭和九年十月一日現在)

Table of overseas residents in domestic territories as of October 1, 1934. Lists regions like 總數, 極東露領, 中華民領, etc., with corresponding population counts.

世界面積人口 (一九三二年頃調査)

Table of world area and population (circa 1932). Lists continents like 大陸, 亞細亞洲, 歐羅巴洲, etc., with area and population figures.

列國人口自然増加 (昭和八年)

Table of natural population increase by country for 1933. Countries include 帝國(内地), 北米合衆國, 伊太利, 英吉利, 獨逸, 佛蘭西, 和蘭, 西牙, 加利, 智利, 南阿聯邦.

天文・氣象

氣候狀態（昭和十年）

本年は山東半島南部、朝鮮西北部、滿洲東部では一度以上の高温であつたが、本邦南海岸、關西、關東、奥羽、八丈島、父島方面は稍々低温に經過し、其他の地方は一般に〇・五度内外の高温であつた。氣壓の變化は關東北東岸、本州中部、樺太北部では稍々高めあつたが、其他の地方は大概〇・五度内外の低めであつた。天氣は臺灣、琉球中部以北、北陸東部、奥羽中部、北海道、樺太東岸、朝鮮北部などは不良勝の日が多く、其他の地方は一般に好晴の日が多かつた。降水は關東（沿岸を除く）、北陸、朝鮮中部以南、滿洲南部、北支那方面に寡く、其他の地方は頗る多量であつた。年總量で最も多量を観測した地は大臺ヶ原山で五六〇〇耗以上を観測し、尾鷲及南洋ホナベ島では孰れも五〇〇〇耗乃至五三〇〇耗を突破した。恒春と大臺ヶ原山では平年より一一〇〇耗乃至一四〇〇耗の多量を観

り、琉球北部と朝鮮南西部では五〇〇耗も寡量であつた。本年は氣象異變の極顯著のものは三月下旬から四月初めに亘り著しき寒波の襲來あり、關東地方では桃櫻の開花が遅れた。六月末には西日本に豪雨驟り九州及京都附近では河川氾濫し、八月下旬の初めには奥羽北部に豪雨起り共に未曾有の大洪水を起し家屋の流失、浸水等多數に上り人畜の死傷、農作物等の被害夥しく慘害を醸した。

九月下旬には颱風の通過に際し新潟縣及關東一帯に豪雨を降らし利根川流域に大洪水起り田畑、橋梁、家屋の流失人畜の死傷夥しく被害激甚を極めた。其際東京市内の浸水家屋は五萬戸に達した。又十月下旬にも關東地方に大雨あり、東京に於ては氣象臺創始以來の豪雨で新記録を作つた。此時の浸水家屋も三萬戸と算せられた。

一月は臺灣東岸、琉球、小笠原島は平年より稍々低温で其他の地方は可成温暖に經過した。北海道南東部、樺太東岸、朝鮮北部滿洲では二乃至四度高温。

二月 滿洲、支那、朝鮮はもとより本邦は全國的に著しく温暖、殊に滿洲中部以北、朝鮮、樺太、北海道中部では平年より五乃至六度以上も高温、本州、四國、九州では一度内外の高温。裏日本の積雪は比較的少なく高田で此月の最深は一六厘

三月 關東と中部地方は稍々低温、其他の地方は一般に高温、臺灣西部、九州北西部北海道、樺太、朝鮮では平年より一乃至二度以上も高温、滿洲及支那では三度以上も高温、關東地方は中旬迄温暖であつたが、下旬は天候の變轉劇しく寒波の襲來に因り陰冷の日多く恰も桃櫻の開花期にてその開花は著しく阻害さる。

四月 九州東部、四國、山陽、近畿、關西、本州中部、關東、奥羽、樺太方面は稍々低温、房總東岸では一度餘の低温、其他の地方は一般に温暖、朝鮮北部と滿洲では一乃至二度以上も高温、前月末以來の氣象異變の爲開花は非常に遅る。

五月 琉球中部、九州南部、四國南部、關西、關東、北陸東部、奥羽、北海道東部、樺太地方は稍々低温で其他の地方は高温、關東北東部、奥羽南東部、樺太東岸では平年より一度餘の低温、朝鮮北東端、南滿洲及山東省地方では一・五度内外の

過高。四日本州中部では氣温急降、晚霜を見桑葉其の他に被害あり。

六月 臺灣北部、琉球、九州中部、山陽西部、四國南東部、房總東岸、北海道中部以北、千島、樺太、朝鮮中部以北、滿洲は稍々低温、其他の地方は稍々高温、樺太南東部、朝鮮北部、滿洲東部、琉球中部では一度餘の過低、東京附近では一度内外の高温。梅雨期の特徴たる北太平洋に於ける高氣壓の北海道からオホーツク海方面への活動は餘り顯著でなく、本邦附近を通過する低氣壓は可成り多かつたが大部分日本海を北東に進んだ爲關東は影響少なく天氣も裏日本に不良、表日本は好晴の日多く、降雨日少ない割に降水量は頗る多量で下旬の二十七日から月末にかけて近畿、中國、四國、九州に豪雨あり内北九州、京都附近では河川氾濫し橋梁家屋の流失、農作物、人畜の死傷等被害甚大。

七月 臺灣中部以北、琉球北部、九州、中國西部、近畿、北陸、本州中部、奥羽南部、内陸、樺太東岸、朝鮮西岸、山東半島、長江流域は稍々高温、其他の地方は一般に低温、關東北東部、奥羽中部、北海道南東岸では平年より一度以上の過

低、氣壓配置は夏期の型式、太平洋高氣壓は小笠原島附近へ活動、多くは本邦東海岸に偏りて發展梅雨期は比較的短か、つたが降水状態は諸所偏つて豪雨驟り朝鮮中部同北西部では大洪水、家屋流失、人畜死傷等被害甚大。

八月 琉球北部、九州、朝鮮西部、滿洲及支那内地では稍々高温、其他の地方は一般に過低、關東、本州中部、奥羽南部は平年より一度以上も低温、奥羽東部、北海道、樺太南部などは二度以上も低温、氣壓の配置は平年と少しく異り日本海北部から樺太方面と本邦東海岸に高く西方に遞減し滿洲北部と臺灣西部に最も低い近畿、伊勢灣附近、東海道、奥羽北部の降水量は平年より二〇〇乃至三五〇耗以上の過剰、臺灣南部では九五〇耗以上の多量、二十日より二十三日へ南洋、臺灣南部を荒した颱風は同地方に風水の害を與へ、二十七日に奄美大島に接近し北北東に進み宮崎附近、四國より北東に向ひ近畿、本州中部、奥羽、北海道南東部を掠め千島に去る。爲に九州南部、四國、近畿、東海道沿岸は風水の害を蒙る、二十一日二十二日と奥羽北部に豪雨驟り青森縣下に大洪水起り橋梁、家屋の流失、

十一月 臺灣、琉球、九州、四國、中國、近畿、北陸、本州中部、北海道、朝鮮中部以南は可成高温、其の他の地方は稍々低温、臺灣、琉球北部、九州、朝鮮中部以南では平年より一・五度内外の高温、氣壓の配置は滿蒙及西比利亞西部に高く朝鮮を経て本州に及び千島方面に遞減、大陸高氣壓は屢々本邦に展開、三十日本州中部では七八耗以上に昇る、朝鮮北部、滿洲東部では二十九日七八三耗以上十日西比利亞から日本海に入り十一日北海道を東に去つた颱風は千島方面に至るに隨ひ發達し中心示度七三五耗以下に降る、北海道では風雨風雪強く家屋の倒潰船舶の流失、人畜の死傷等被害甚し。

十二月 臺灣中部以南、琉球中部は稍々温暖、其の他の地方は著しく低温、奥羽、北海道沿岸、樺太、朝鮮では平年より一・五度内外の低温、民國は二乃至三度、滿洲、朝鮮北部では三乃至四度以上低温大陸高氣壓は活動頗る顯著で濟南では二十二日氣壓七八三耗以上、本州中部では二十六日七七八耗以上に達す。低氣壓は六日揚子江域に發し東進日本海を經、北海道千島方面に去る、颱風は九日オホツク海に入り中心氣壓は七二〇耗以下に降

る、之が通過した北陸、奥羽、北海道、樺太千島方面に風雪頗る強く被害あり。(以上昭和十年氣象要覽に據る)

昭和十年中の内地に於ける最高最低氣壓氣溫及最大降水量

最 高 氣 壓	最 低 氣 壓
月日地名 耗	月日地名 耗
二・九 高 山 七六〇・四	八・六 清 水 七七八・〇
氣 溫 最 高 極	氣 溫 最 低 極
八・六 佐世保 三二・五	一・三 數香 一・三
降 水 最 大 量 (二十四時間)	同上一時間最大量
八・三 大臺ヶ原 山五五・八	七・七 東京 吉五・五

暴風雨 (昭和十年)

昭和十年を通じて低氣壓の概況を見るに低氣壓の發生に於ては四月に可成り多いのを除けば大した變化はない。本年に於て特に著しい現象は洪水の多かつた事である。即ち六月下旬の西日本豪雨に始まり、八月上旬には再度西日本、主として近畿地方に大洪水があり、續いて同月下旬には奥羽地方に豪雨が起り、更に月末二十八日頃には颱風の四國足摺岬附近より上陸するものありて、四國南部は猛烈な豪雨となつた。斯くして九月に入るや、大體平靜に歸したる

霧 (昭和十年)

昭和十年中本邦附近にて觀測した全般の霧日数は、平年より稍多かつた。全年に就て配布の状況を見るに、太平洋沿岸は黒潮の流域に沿うては發生寡少であつたが、親潮の流域は著しく頻多であつた。日本海沿岸にても對馬支流に沿うては寡少であつたが、リマン海流に沿うては頻多であつた。本州中部の如き内地に於ては輻射性の霧も頗る頻多であつた、本州中部にては豊岡一・二五日平年より八日多く頻多は八月から十月及一月・二月であつた、京都一・一〇日平年より六日多く頻多は十月から二月であつた、高山九九日平年より二六日多く頻多

は八月及十月から十二月であつた。飯田九七日平年より六一日多く頻多は八月から十月であつた。州南諸島は平年と大差なく名瀬最多にして一四日頻多は四月から六月であつた。九州及四國では平年より稍多し熊本五四日頻多は十一月、十二月、五月、六月であつた、室戸五九日頻多は四月及六月から九月であつた。北海道では西海岸は平年より多く、最多は釧路一一一日平年より一六日多く、頻多は五月から九月であつた。根室之に次ぎ八〇日平日より七日少く頻多は五月から八月であつた。樺太では西海岸は平年より多く東海岸は平年より少かつた、數香四一日頻多は五月から九月で安別四〇日頻多は五月から七月、大泊二三日頻多は六月から八月であつた。北海道以北の地に於ては特殊の地點を除けば暖半歳に多く、冬季には全く其現出を見なかつた所が多い。内地全般から云へば輻射性陸霧の所は平年より著しく多かつた。臺灣では高雄は平年より最多とし頻多は六月、十一月で、一五三日を最多とし頻多の時期は冬期であつた。西海岸のみで頻多の時期は冬期であつた。東海岸の恒春、臺東、花蓮港では皆無であつた。朝鮮では最多は大邱七一日本年より四五日多く頻多は四月、十一月、二月等であつたが、京畿灣方面では仁川二八日で平

雷 雨 (昭和十年)

昭和十年全國雷雨狀況を通過すれば、發生回数に總數三、九七九で平年に比し稍々多い觀がある。全國的に見れば本年は夏季に雷雨多く八月の九七八回が最も多く七月六月、十月が之に次いで多かつた。地方的に見れば一年を通じて九州最も多く之に次ぎ奥羽、關東、本州中部の順であり、奥羽が二位にあり關東が奥羽より少いのは異例である。又降雷を伴ひたる雷雨回数は一・一五回、落雷を伴ひたる雷雨回数は一・一五回で共に平年より稍少く、落雷箇所数は三二六箇所以上でやはり平年より稍少い。然し

地 震 (昭和十年)

昭和十年中全國を通じて觀測された有感地震は一五八四回、無感地震は五八四二回で合計七四二六回であつた。之を昭和九年と比較すれば、一一二回を増し、同八年に比すれば九九六回を減じてゐる。(八年は三陸沖強震の無感餘震が多かつたからである)

本年起つた地震中、最も著しいものは臺灣の新竹州から臺中州に亘つて廣く烈震區域を有する四月二十一日の地震であつて死者約三三〇〇名、全潰家屋約一八、〇〇〇戸を生じた。次は静岡強震であつて静岡市清水市等で合計死者九名、全潰住家三六三非住家四五一を生じた。何れも震源は極めて淺いものであつて臺灣の地震の如きは大きな斷層が地表に現れた。

一年中を通じて顯著な地震は一七回、稍顯著地震は二三回で合計四〇回である。之

天文・氣象——全國氣象摘要表

は昭和九年の二二回よりは多く、昭和八年の九〇回よりは遙に少ない。本年の顯著及稍顯著地震の中深発地震は六回であつて、

飛騨高地、日本海中部、能登半島北西沖、北知床岬南東沖及び鹿兒島——佐多岬沖等

二〇軒で他は何れも二五〇軒以上のものである。(昭和十年氣象要覽より)

全國氣象摘要表 (昭和十年)

Table with columns: 平均, 最高, 最低, 平均, 最多方向, 最大, 快晴曇天降水暴風. Rows include locations like 宇和島, 吳島, 廣島, etc.

Table with columns: 松山, 岡山, 洲本, 神戶, 木津川尻, 大阪, 和歌山, 徳島, 高知, 室戸, 龜山, 津山, 名古屋, 濱松, 御前崎, 沼津, 三島, 伊東, 横須賀, 横濱, 羽田. Rows include locations like 松山, 岡山, 洲本, etc.

天文・氣象——全國氣象摘要表

Table with columns: 平均, 最高, 最低, 平均, 最多方向, 最大, 快晴曇天降水暴風. Rows include locations like 東京, 八丈島, 父島, 館山, 銚子, etc.

Table with columns: 水岡澤, 盛岡, 境岡, 豐岡, 宮津, 敦賀, 福井, 金澤, 伏木, 富山, 高田, 相模, 新潟, 秋田, 青森, 函館, 室蘭, 札幌, 旭川, 網走, 根室, 沙泊, 大泊, 釜山. Rows include locations like 水岡澤, 盛岡, 境岡, etc.

天文・氣象——風力、地震の強さ、日本の地震帯

Table with columns for location (e.g., 仁川, 京城, 平壤), direction (e.g., 北北西, 北東), and numerical values representing wind force or earthquake intensity.

Table with columns for location (e.g., 新東京, 天津, 濟南), direction (e.g., 西南西, 南), and numerical values, including a note about ice points.

風力

風力名稱 速度(一秒間) 米

- List of wind force categories: 一 靜穩, 二 軟風, 三 疾風, 四 強風, 五 烈風, 六 颶風.

地震の強さ

ある観測點に於ける地震の強さを中央氣象臺では左の四階級に分けてゐる.

日本の地震帯

大地震を起した區域を、その起つた年代の順序によつて地圖にしるし付けて見ると、带状をなした地帯を作る。

名付ける。日本の地震帯として重要なものは所謂外側地震帯と内側地震帯とである。

地方別地震表(昭和十年中)

Table showing earthquake statistics by region (e.g., 北海道千島樺太地方, 東北地方) with columns for有感地震數 and 無感地震數.

本邦大地震年表(理科年表)

Large table listing major earthquakes in Japan with columns for date (年・月・日), location (地名), and magnitude (震度).

天文・氣象——地方別地震表、本邦大地震年表

建保	安貞	嘉禎	仁治	寬元	建長	正嘉	文應	文永	永仁	應長	正弘	元中	天授	元永	應永	
三・九・六二二五・〇・七鎌倉	一・三・七一二七・四・一	一・二・六一二七・二・三	一・三・九一二五・四・五	二・二・七一二四・三・七	二・四・三一二四・三・三	三・七・三六二四・五・八	二・七・八二二五・〇・八	一・八・三二二五・七・一〇	一・六・四二二六・〇・七	一・〇・三・九一二三・四・五	一・四・一三二九・三・五	六・一・一五二九・八・三	一・九・三二二二・一・二	二・一・〇・二一二三・五・二	一・七・三二二一・八・五	一・七・七二二一・八・九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
應永	永享	嘉安	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正	文正
一・四・二二四一・四・八	一・五・〇二九一・四・八	二・三・四一七二・四・六	二・七・八二〇一・四・〇	三・二・一・五二四・五・三	五・一・一・四一三・三・三	八・七・九一四三・三・一	二・九・八二四四・〇・三	二・一・〇二〇一・四・二	一・一・二二二二・四・五	一・四・二二二二・四・九	三・二・二二二二・四・三	一・四・二二二二・四・三	一・四・二二二二・四・三	一・四・二二二二・四・三	一・四・二二二二・四・三	一・四・二二二二・四・三
攝津	京都	京都	鎌倉	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
文正	永正	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大	天大
一・二・三二〇一・五・三	四・二・八二五〇・七・三	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二	七・八・八二五〇・九・二
肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後	肥後

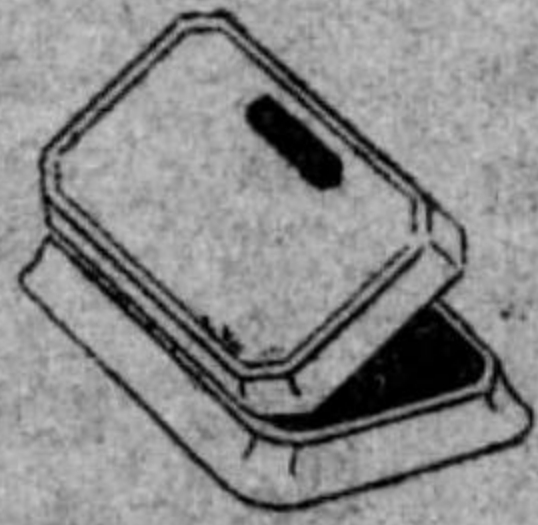
天正	文祿	慶長	元永	元和	元永	寬永	正保
一・三・一・二二九	一・七・二・五二八	三・六・三・一五九	一・一・三・一五九	一・七・三・一五九	一・七・三・一五九	一・七・三・一五九	一・三・一・二二九
畿内東海北陸	畿内東海北陸	畿内東海北陸	畿内東海北陸	畿内東海北陸	畿内東海北陸	畿内東海北陸	畿内東海北陸
正保	慶安	明曆	萬治	寬文	享保	正德	寶永
一・九・八二一六・四・〇	一・四・二二二二・四・三	一・二・二二二二・四・三	一・二・二二二二・四・三	一・二・二二二二・四・三	一・二・二二二二・四・三	一・二・二二二二・四・三	一・二・二二二二・四・三
羽後(本莊)	仙臺及奥羽	仙臺及奥羽	仙臺及奥羽	仙臺及奥羽	仙臺及奥羽	仙臺及奥羽	仙臺及奥羽
寬文	貞享	天和	延寶	寶永	享保	正德	寶永
一・〇・八二一六・四・〇	一・〇・八二一六・四・〇	一・〇・八二一六・四・〇	一・〇・八二一六・四・〇	一・〇・八二一六・四・〇	一・〇・八二一六・四・〇	一・〇・八二一六・四・〇	一・〇・八二一六・四・〇
對馬	對馬	對馬	對馬	對馬	對馬	對馬	對馬

天文・氣象——活休火山噴火年代

十勝嶽	一九六一—三〇	鳥	一九〇三
有珠山	一六六、六三、一七九、一八三、五三	北硫黄島附近	一八八〇
樽前山	一九一〇	南硫黄島附近	一九〇四、一四
駒ヶ嶽(渡島)	一六六、一七九、一八七、七四、八三	(位置不明)	一六〇六、一八七〇、一九〇五
大島	一八七、九四、一九〇九、一七一	カラカス	活動中
岩木山	一六四〇、一七五五、八四、一八五六、八	アグリサン島	一九一七
岩手山	一九〇五、二九一	鶴見嶽	八六七
駒ヶ嶽(羽後)	一六八、一七四—四三、五九、九〇?	九重山	一七三八、四二
島海山	一五九六—一六〇五(一八?)、一七〇九、	阿蘇山	五三三、七六六、八二五、四〇、六四一六
藏王山	七〇、八三—一八〇七、三三—一六三	霧島山	七、(三三〇?)、一三三九—四〇、六
吾妻山	一六六、一七九—三三、一八三	温泉岳	五—七四、八一—八六、一〇五、二四、
安達太郎山	一六八、一七九—三三、一八三	島	八七、一四三—一三八、七三、八五—八六
盤梯山	一五八、一七〇—四四、八〇四—〇六、一	北硫黄島附近	一五〇五—〇六、三三、三三、四三、五八
那須嶽	〇—三三、七一—八三、九二—五—三九、	南硫黄島附近	一六四、七三—七六、八二—八七、九二
白根山(日光)	一六五九、一七四〇—四六、一八〇—〇四	(位置不明)	九八—九九、一六三、二〇、三三、三三
赤城山	二二—	カラカス	四九、六八、七五、八三、九一、一七〇八
浅間山	六五、一〇八、一五七—三三、九四、	アグリサン島	〇九、六四—六五、七三—八〇、八一
		アグリサン島	一八、一八〇四、一四—一五、二六—
		アグリサン島	三〇、五五、七三、八四、九四、一九〇六
		アグリサン島	一〇—一六、一八
		アグリサン島	一六五—一六三、一七九二
		アグリサン島	(七三四?) 八八、九四五、一二三、六
		アグリサン島	七、二三五、(一五三四?)、五四—五
		アグリサン島	五、一五六六、七四—七六、八五—八八、
		アグリサン島	九八—一六〇〇、一三—一八、△三七—

18型ベスト

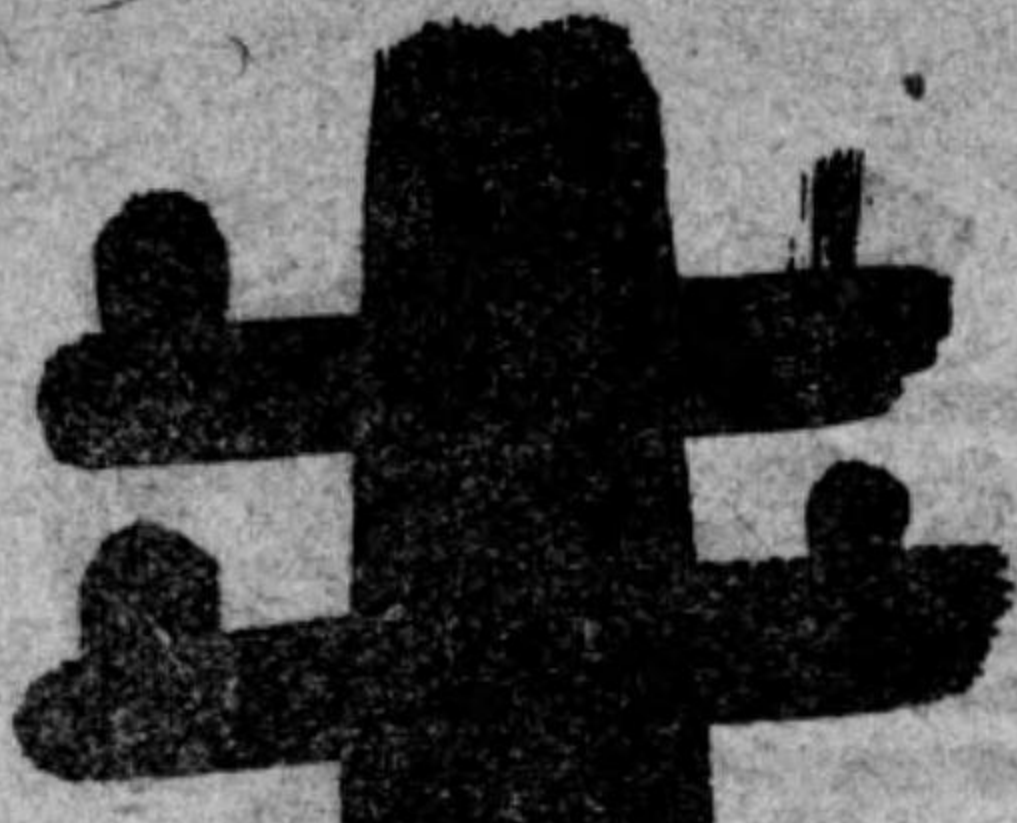
始めからインキを塗らず 数十萬回使用出来る!
 今や諸官廳を始め需要家 大衆より白熱的好評を賜はる
 事務簡捷 能率増進



【カタカタ送呈】

事務用 文具卸商
森 敬 商 店
 大阪南區安堂寺橋邊

御末段の節は是非共に



富喜家旅館

必余代拜辞

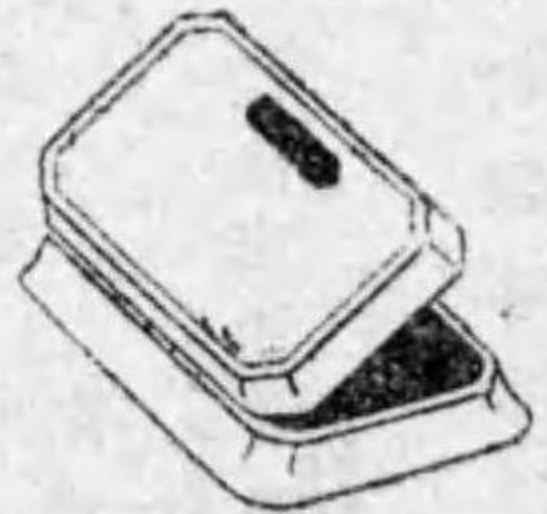
大阪市北區梅田新道本初天神
 北門前 電話北六五五四番

天文・氣象——活休火山噴火年代

十勝嶽	一九三六—三〇	鳥	一九〇三
有珠山	一六六、六三、一七九、一八三、五三	北硫黃島附近	一八八〇
樽前山	一九一〇	南硫黃島附近	一九〇四、一四
駒ヶ嶽(渡島)	一六六、一七三、一八七、七四、八三	(位置不明)	一六〇六、一八七〇、一九〇五
	一八七、九四、一九〇九、一七一	ウラカス	活動中
	一六四〇、一七六五、八四、一八五六、八	アグリサン島	一九一七
	一九〇五、二九	鶴見嶽	八六七
大島	一六八、一七四—四二、五九、九〇?	九重山	一七三八、四二
岩木山	一五九六—一六〇五、(八〇?)、一七〇九、	阿蘇山	五五三、七五六、八二五、四〇、六四—六
	七〇、八三—一八〇七、三三—六三		七、(二三〇?)、一三三九—四〇、六
恐山	口碑あるのみ		五—七四、八一—八六、一三〇五、三四、
岩手山	一六六、一七九—三二、一八三—		三一—三五、四二—四三、七五—七七、
駒ヶ嶽(羽後)	一九三、三三		八七、一四三四—三八、七三、八五—八六
鳥海山	五七、七〇八—一四、八〇四—〇六、一		一五〇五—〇六、三三、三三、四二、五八
	〇—三三、七一—八三、九二五—三九、		一六四、七三—七六、八二—八七、九二
	一六五九、一七四〇—四六、一八〇—一〇四		九八—九九、一六三、二〇、三二、三七
	二		四九、六八、七五、八三、九一、一七〇八
藏王山	一六四、六九、一八二、六七、九四—		一〇九、六四—六五、七三—八〇、八一
	九七、一九八—三三		一八八、一八〇四、一四—一五、二六—
香妻山	一八三—九六		三〇、五四、七二、八四、九四、一九〇六
安達太郎山	一八九九—一九〇〇		一〇—一六、一八
盤梯山	八〇六、一八八—九七		一六五七—六三、一七九二
那須嶽	一三九七、一四〇八—一〇、一八四六、八一		(七三四?) 八八、九四五、一二三、六
白根山(日光)	一六三、四九、一七二—七三、八九		七、一三五、(一五三四?)、五四—五
赤城山	二五二		五、一五六六、七四—七八、八五—八八、
浅間山	六五、二〇八、一五二七—三三、九四、		九八—一六〇〇、一三—一八、△三七—

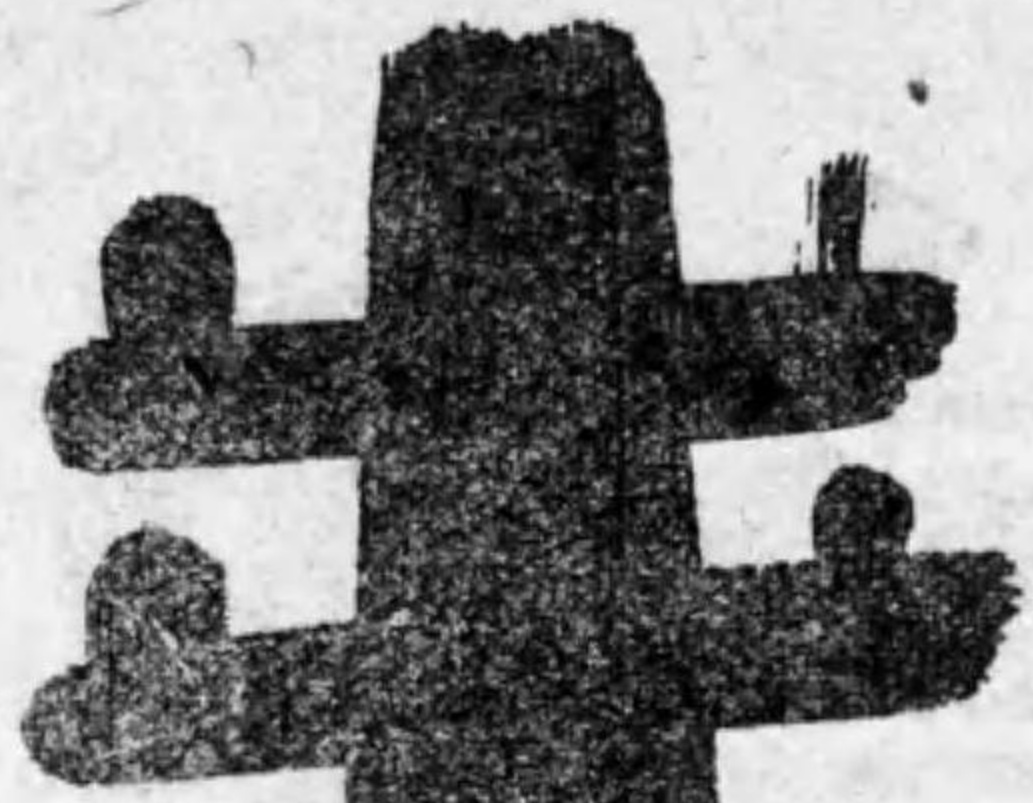
18 型士バスター

始めからインキを塗らず 数十萬回使用出来る!
 今や諸官廳を始め需要家 大衆より白熱的好評を賜はる
 事務簡捷 能率増進



【カタロク送呈】

事務用 文具卸商
森 敬 商 店
 大阪南區安堂寺橋邊



富士喜家旅館

御来取の節は是非共に

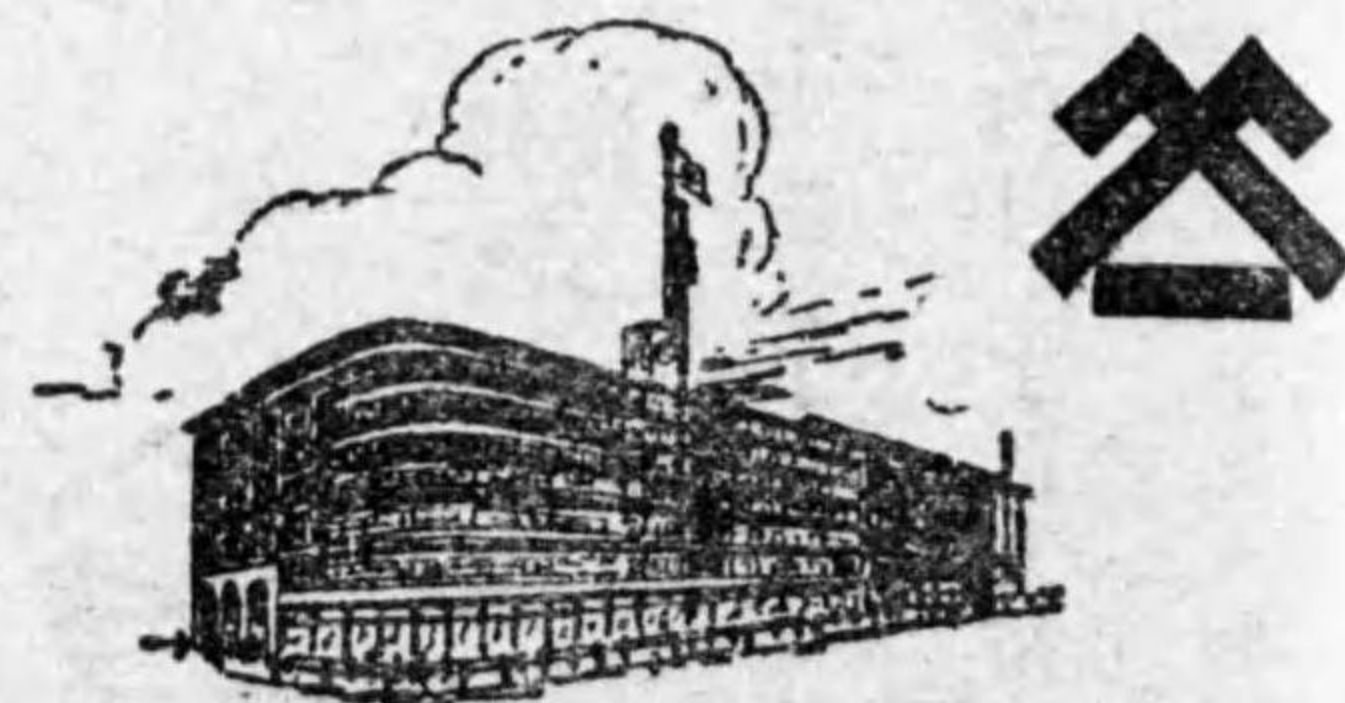
茶代拜辞

大阪市北區梅田新道が初天神
 北門前 電話北六五五四番

……へ部事商屋木白ひぜ は命用御の品念記

日常の御贈答品特に各種の記念品に就てはそれ〴〵如何に之を記念すべきかと御苦心の事と存じます
 其節はせひ當店を御利用願上
 げます
 永年の経験を有する熟練店員
 が御相談相手をつとめる様直
 ちに御伺ひ申上げます

東京日本橋
白木屋
 商事部
 電話(24) 一三三三
 一三四一



SHIROKIYA DEPARTMENT STORE

孔雀印各種印刷機



商標登録

株式會社 諸星代吉商店

諸星油墨公司	保土ヶ谷工場	横濱工場	奉天分行	名古屋支店	大阪支店	東京支店	本店
上海	横濱市保土ヶ谷區保土ヶ谷町	横濱市中區久保町千七百十七、八番地	奉天	名古屋市東區大津町五丁目七番地	大阪市南區鍛冶屋町廿七番地	東京市京橋區寶町二丁目	横濱市中區久保町千七百十六番地
電話 北(4) 二九四八三番	電話 長者町(3) 一六八九番	電話 長者町(3) 一五八六番	電話 城内(日) 四〇一五番	電話 東(4) 三六五七番 振替 名古屋 一七九六六番	電話 大阪 六六五七六番 振替 大阪 六六五七六番	電話 京橋(56) 七〇二〇八四七番 振替 東京 四三〇〇七五七番	電話 長者町(3) 一〇三三六番 振替 東京 二四〇二五七番

日本石油株式會社 專屬特約販賣店
スタンダードヴァキウム石油會社

旭力印機械油製造發賣元



龜岡商會

店主 龜岡 豐二

明治三十五年
創業

本店 東京市京橋區銀座西五丁目三番地
電話銀座(57)二三九〇、二三九一、二三九二
支店 北海道小樽市色内町三丁目九番地
電話 一二一九、二〇七九
倉庫 東京市京橋區西八丁堀四丁目六番地
電話 京橋(56)三、二、一、四

新聞用インキ 製造元

金陽社製 ゴムローラー 關西代理店

KY式自動油壓紙型壓搾機發賣元

山本新聞インキ工場

山本 忠次郎

大阪工場

大阪市此花區思貫島南ノ町一八六
電話 土佐堀三四五九

(新築移轉) 東京工場

東京市品川區大井水神町二〇〇九
電話 大森三二二八八

活版・石版・諸印刷

合資 新愛知分工場

代表社員 武藤光治

名古屋市中區禰宜町一ノ二六

電話西局八八二番

一、ガソリン
一、モビール
一、諸鑛油
卸小賣

松方日ソ石油特約販賣店 株式會社 力商會

東京市京橋區銀座西六丁目三番地
電話銀座(57)二三〇一
振替口座東京四〇五四一

空 俵 問屋 横江留吉商店

東京市京橋區湊町二ノ十八
電話京橋(56)二六九一番

各種印刷用インキ製造販賣
印刷材料附屬品一式直輸入



合資
社

三

カ
ド
門

商會

東京市城東區龜戸町三ノ一八
電話墨田(74)二八八三番

鹿兒島灣北部
櫻島
三八、X五九一六四、X七七一七八、
X一〇〇六、△一六一一七、X七一
七三、△一八三三、X八〇、X八七
一九〇三、X一三一四、(X印御
鉢、△印新燃)

開開岳
硫黃島東方
口之永良部島
中之島
諒訪之瀨島
一七四九、七九一八〇八、一九一四
八七四、八五
一九三四—
一八四一、一九三一、三三
一九二四
(七四三?)、一八二三、七、八四一八
九、一九二四—一八、二〇—三五

島
西表島北方
彭佳嶼附近
濟州島
一七九六、一八六八、一九〇三、三四
一九三四
一九一六
1001、1007
(噴火年代同世紀のものは十位以下を記
す)

列國都市の氣温及雨量 (列國國勢要覽)

平均	一月	四月	七月	十月	全年
東(京(日))	一四・〇	三・〇	一三・六	二四・三	一六・〇
サ(イ)ゴ(ン(佛印))	二七・九	二六・八	三〇・四	二七・四	二七・六
カ(ル)カ(ツ(印))	二六・五	一九・八	三〇・二	二八・九	二七・四
上(イ)ロ(埃)	二二・二	二二・七	二〇・八	二七・八	二二・二
ナ(キ)シ(メ)キ(シ)コ	一五・八	三五	一三・五	二七・五	一七・八
ロ(マ)イ	一五・三	二・四	一七・八	一五・四	一五・七
桑(港(中))	一三・六	九・九	一三・四	一四・九	一六・二

北	平(中)	平(中)	平(中)	平(中)	平(中)
ニ(ユ)ー(ヨ)ー(ク(米))	二二・五	(一)	四・五	一三・七	二六・四
シ(ア)ト(ル(米))	二二・四	(一)	〇・一	九・七	二二・五
シ(ア)ト(ル(米))	二〇・八	(一)	四・三	九・八	一七・六
パ(カ)リ(佛)	一〇・四	(一)	三・三	九・三	一七・七
シ(カ)ゴ(米)	一〇・〇	(一)	三・七	八・六	二二・一
ロ(ン)ド(英)	九・七	(一)	三・九	八・四	一六・九
パ(ル)リ(獨)	八・六	(一)	〇・〇	八・九	一八・八
コ(ハ)ン(獨)	八・一	(一)	〇・九	五・八	一七・一
浦(鹽(德(ソ)))	五・三	(一)	二・六	五・四	一八・三
新(京(滿))	四・七	(一)	一七・〇	六・五	二二・四
レ(ニ)ン(ソ)	四・一	(一)	七・九	二・八	一七・七

(一)は氷點下、氣温は攝氏、降水量は耗。

週期彗星

週期彗星は楕圓の軌道を畫きある週期を
定めて出現するものである。次表は二回以
上出現したものである。(理科年表)

天文・氣象——列國都市の氣温及雨量、週期彗星

名	稱	週期	最近出現年	次出現年
エ	ン	三・二八四	一九三四	一九三七
テ	ン	五・〇三二	一九三二	一九三七
テ	ン	五・一八〇	一九三〇	一九四一
ニ	ユ	五・四二六	一九三七	一九三七
ブ	ロ	五・四五六	一九三七	一九三七
テ	ン	五・九四一	一九三八	一九三八
フ	ト	六・一五六	一九三三	一九三九
ウ	イ	九・七	一九三七	一九三七

各種印刷用インキ製造販賣
印刷材料附屬品一式直輸入



合資
社

三

門

商

會

東京市城東區龜戸町三ノ一八
電話 墨田(74)二八八三番

鹿兒島灣北部
櫻島
三八、X五九一六四、X七七一七八、
X一七〇六、△一六一一七、X七一
七三、△一八三三、X八〇、X八七
一九三、X三一四、(X印御
鉢、△印新燃)
七六四
七六一八、一四六八一六、一六四三、

開聞岳
硫黃島東方
口之永良部島
中之島
諒訪之瀬島
一七四九、七九一八〇八、一九二四
八七四、八五
一九三四
一八四一、一九三一、三三
一九二四
(七四三)、一八三、七、八四一八
九、一九二四一八、二〇一三五

鳥島
西表島北方
彭佳嶼附近
濟州島
一七九六、一八六六、一九〇三、三四
一九二四
一九一六
1001、1004
(噴火年代同世紀のものは十位以下を記
す)

列國都市の氣温及雨量 (列國國勢要覽)

都市	平均	一月	四月	七月	十月	全年	降水量
東京(日)	一四・〇	三・〇	一三・六	二四・三	一六・〇	一五・五	一、五五
サイゴン(佛印)	二七・九	二六・八	三〇・四	二七・四	二七・六	一八・五	一、八五
カルカッタ(印)	二六・五	一九・八	三〇・二	二八・九	二七・四	一六・九	一、六九
カイロ(埃)	二二・二	一一・七	二〇・八	二七・八	二二・二	一三・四	一、三四
上海(中)	一五・六	三・五	一三・五	二七・五	一七・八	一三・二	一、三二
ナキシコ(メキシコ)	一五・八	二・四	一七・八	二六・七	一五・四	一五・七	一、五七
ロンドン	一三・三	六・六	一三・七	二四・七	一六・五	一八・〇	一、八〇
桑港(中)	一三・六	九・九	一三・四	一四・九	一六・二	一五・九	一、五〇

都市	平(中)	北	平(中)	北
ニューヨーク(米)	一〇・一	二・四	一〇・一	二・四
シカゴ(米)	一〇・八	二・四	一〇・八	二・四
パリ(佛)	一〇・四	二・四	一〇・四	二・四
シカゴ(佛)	一〇・〇	二・四	一〇・〇	二・四
ロンドン(英)	九・七	二・四	九・七	二・四
ベルリン(獨)	八・六	二・四	八・六	二・四
コペンハーゲン(丹)	八・一	二・四	八・一	二・四
浦鹽(獨)	五・三	二・四	五・三	二・四
新鹽(獨)	四・七	二・四	四・七	二・四
レニングラード(ソ)	四・一	二・四	四・一	二・四

(一)は氷點下、氣温は攝氏、降水量は耗。

週期彗星

週期彗星は楕圓の軌道を畫きある週期を
定めて出現するものである。次表は二回以
上出現したものである。(理科年表)

天文・氣象——列國都市の氣温及雨量、週期彗星

名稱	週期	最近出現	次出現
エンセラッパ	三・八四	一九三四	一九三七
スクリッパ	五・〇三	一九三三	一九三七
テンペル第二	五・一八〇	一九三〇	一九四一

名稱	週期	最近出現	次出現
ニューシユミン	五・四三六	一九三七	一九三七
プロルセン	五・四五六	一九三七	一九三七
デンベル・スキ	五・九四一	一九〇八	一九三八
フット	六・一五六	一九三三	一九三九
ワインネツケ	九・七	一九三七	一九三七

天文・氣象——太陽系、大氣の成分

テヴィヨ・スキ	六・四〇〇	一八九四
フット	六・五三八	一八七九
テソベル第一	六・五五七	一九三三
ヨツ	六・六〇三	一九三三
ジャコビニ	六・六〇三	一九三三
バライオン	六・五八三	一九三三
ダレスト	六・六四六	一九三三
ビエラ	六・六九二	一八五二
ホレリ	六・八七五	一九三三
フインレ	六・九五五	一九二六
ブルツクス	六・九三七	一九三三
フアイエ	七・三三二	一九三三
ホルムス	七・二九三	一九二六
シヨーマス	七・九三四	一九二七
ウオルフ	八・三三九	一九二二
シユワスマン	一六・二八六	一九二二
ワハマン第一	一三・五三六	一九二六
タツ	一七・六八七	一九二二
ニユージユミン	一七・六八七	一九二二
ボンス・コツツア	二七・九〇	一九二六
テンベル	三三・三六	一九二六
ウエストファール	六二・七三	一九二二
アロルセン	六九・〇六	一九二二
ボロン	七一・五六	一九二二
オルバース	七三・六五	一九二二
ハ	七六・〇二	一九二二

大氣の成分

成分	高	低	太陽の「ウォルフ」黒點表
窒素	〇・七〇三	〇・八三三	一月 一九三三
酸素	〇・二〇九	〇・一六六	二月 三・三
アルゴン	〇・〇〇九四	〇・〇〇七三	三月 一〇・一
炭酸瓦斯	〇・〇〇三	〇・〇〇二	四月 二・九
水素	〇・〇〇〇一	〇・〇〇〇〇五	五月 三・二
ネオン	〇・〇〇〇〇一五	〇・〇〇〇〇二	六月 五・二
ヘリウム	〇・〇〇〇〇〇一五	〇・〇〇〇〇〇〇五	全年平均 五・二

太陽系

名称	太陽を一周する日	赤道半徑	太陽との距離 (平均)	衛星の数	質量	自轉時間	比重	體積
太陽	—	六九五、五五三	—	—	三三三、四三三	—	一、四〇七	一、四〇七
水星	八七・九	二、四二一	五、七八七	〇	〇・〇五六	—	一、〇一三	〇・〇五九
金星	二二四・七	六、〇九六	一〇、八二四	〇	〇・八二七	—	三、四・六・四九	〇・八七五八
地球	三六五・二	六、三七八	一四、九六〇	一	一、〇〇〇	—	三・三・五六	一、〇〇〇〇
火星	六八七・九	三、三九二	三三、七八〇	二	〇・一〇八	—	二、四・三七	〇・一五〇九
木星	四、三三三・五	七、一三七三	七七、七八四	九	三二八・二九八	—	九・五五	一、三二二・六
土星	一〇、七五九・二	六、〇三九	一四二、六二〇	一〇	九五・二〇二	—	一、〇一四	〇・二二五
天王星	三〇、六八五・九	二、四八四七	二八六、九一三	四	一四・五八〇	—	一・一五	〇・二四六
海王星	六〇、一八七・六	二、六四九九	四九九、五六九	一	一七・二六四	—	七・四二	〇・二四〇
冥王星	—	—	—	—	—	—	—	—

天文學上の發見

年代	事項	發見者 (生國)
〔西紀前〕一五〇頃	歳差	ヒツパルクス (希)
〔西紀後〕一五〇頃	歳差	ヒツパルクス (希)
一五九六	霧氣差	プトレメウス (希)
一六〇九—一八	ミラ星の變光	フアブリキウス (獨)
一六一一	惑星運動の法則	ケプレル (獨)
一六六六—一八七	太陽の自轉	フアブリキウス (獨)
一六七五	宇宙引力	ニユートン (英)
一七〇五	光の速度	レーマー (丁)
一七一八	週期彗星	ハリイ (英)
一七二七	恒星の固有運動	ハリイ (英)
一七四一	光行差	ブラッドリー (英)
一七四五	章動	ブラッドリー (英)
一七八一	天王星	ハーシェル (獨)
一七八三	太陽系の空間運動	ハーシェル (獨)
一八〇一	小惑星ケレス	ピヤジール (伊)
一八〇二	連星	ハーシェル (獨)
一八三八	白鳥の視差	ハーシェル (獨)
一八三九	アルハ・ケンタウルスの差視	ベツセル (獨)
一八四三	太陽黒點の週期	ヘンダーソン (英)
一八四六	海王星	ブワーベ (獨)
一八六六	彗星と流星との關係	スキヤパレリ (伊)
一八六八	恒星の視線速度	ハツギンス (英)
一八八九	分光器的連星	イーピツカリンガ (米)
一八九一	緯度の變化	チャンドラー (米) キュスナー (獨)
一八九八	小惑星エロス	ワイツト (獨)
一八九八	逆行衛星フェーベ	ワイリアム・ヘンリー (米)
一九〇五	巨星及矮星の差別	ヘルツスプルング (丁)
一九〇六	トヨタ群小惑星アキレス	ウォルフ (獨)
一九〇八	ケフェウス種變光星の週期と光度の關係	リアヴィット (米)
一九〇八	太陽黒點の磁性	ヘール (米)
一九一三	恒星のスペクトルと絶対等級との關係	ラツセル (米)
一九一六	恒星の分光器的視差	アダムス (米)
一九二〇	干渉計にて恒星の直徑の實測	ピース (米)
一九二四	恒星の質量と絶対等級との關係	エザンガトン (英)
一九二五	シリウスの伴星のスペクトル線變位	エジンガトン (英)
一九三〇	海王星外の惑星プルート	トンプー (米)
一九三二	小惑星一九三二HA	ライナムト (獨)

天文・氣象——天文學上の發見

(本表は昭和十一年版理科年表による)

政治・行政

昭和十一年政治史

總論

この一年間に於ける國內の政治現象を見るに、二・二六事件をポイントとしてその前期と後期とに別つことが出来る。

前期は岡田内閣の施政下に於て選舉肅正運動を前奏曲とし全國二府三十七縣に亘つて展開された地方議會總選舉に始まり、第六十八議會の解散に次いで施行された第十九回衆議院議員總選舉をもつて終る。大體岡田内閣の現状維持的勢力が、これを打倒せんとする勢力と死闘的な抗争を續けてゐた時代であると觀られる。

後期は二・二六事件の勃發とその硝煙の中に出現した廣田内閣が庶政一新の具體化を計畫しつゝある時代で、革新的機運が國民の上下を通じて横溢してゐる時代でもある。

即ち前期に於ては地方議會總選舉は、肅正運動に多少の批難はあつたが相當の効果を擧げ、大體政府の所期したやうな結果を得て、岡田内閣はや、政局の前途に樂觀をもつことを許されたが、政界の惡氣流はかかる選舉とは無關係に、依然としてその激調を止めず、或は永田中将暗殺事件となり或は國體明徴問題の渦巻きをなして、全く運命的に岡田内閣に付纏つた。國體明徴問題では岡田内閣は完全に軍部に屈服して、その要求のまゝに第二次第三次聲明を發する等の醜體を續け、遂に金森法制局長官を引退させ、更に最後の一線として政府が固守しつゝあつた、一木樞相の進退も、既に時日の問題として残されるといふ土壇場に達着、かくて岡田内閣は崩壊の一步前で第六十八議會を迎へた。同議會は無事終了しても議員の任期は満了となり總選舉に臨まねばならぬので、野黨政友會は從來の内訌を抛棄して政府と決戦するの態度に出た。これに對し政友會を脱退して現内閣を支持する一派は、望月、内田、山崎三閣僚を中

心に、昭和會を結成する等、政局は漸く緊張を帯びた。果して第六十八議會は一月廿一日休會明け劈頭に解散されて、全國は擧げて總選舉狂騒の坩堝と化した。政府はこの選舉に對しても躍起の肅正運動を行つたが、二月二十日投票の結果は民政二〇五、昭和二〇に對し政友一七四、無産二二、國民同盟一五、中立其他三〇となつて政府與黨の勝利に歸し、崩壊一步前の岡田内閣に再起の息吹きを與へたかに見られた。また既成政黨の依然たる勢力と無産黨の進出とは、右翼のフアツシヨ的團體の敗退と對比して、五・一五事件以來懷疑的となりつゝあつた議會主義の萬歳を叫びしめたものである。

そこに突如として二・二六事件が勃發して、選舉も内閣も吹飛ばされ、わが國の政治機構は一時全くその鼓動を停止した。次いで戒嚴令が布かれ、岡田内閣はその殘骸を宮中に集めて事件の處置に努めた。かくて事件鎮定までの四日間、更に後繼の廣田内閣が組閣に憚らぬ日数といふものは、所謂昭和維新の革命的政治史の數頁をつくるものとして特筆大書さるべきであらう。これを要するに永田事件、國體明徴問題以後内燃しつゝあつた政界の惡氣流が、遂に

爆發したのである。

而して事件の昂奮未だ全く醒めぬ中に、後繼内閣組織の大命は近衛文麿公に降下したが近衛公が「健康その任に堪へず」との理由で拜辭したので、大命は次に外相廣田弘毅に下り、廣田外相は直ちに組閣に着手した。しかし未曾有の事件に直面し事後の收拾に當る軍部は強力なる革新政府の出現を要望して廣田外相に迫り、爲めに組閣は幾度か流産の危機に瀕しながら大命降下以來五日を経て辛うじて組閣を完了し、こゝに廣田新内閣の出現を見た。事件の刺戟によつて今や國內には擧げて革新的機運が澎湃として漲つたので、廣田新内閣はまづ「庶政一新」を標榜し政治經濟社會各般に亘り革新的政策の實現を期することを聲明した。また軍部は寺内陸相によつて肅軍工作を進めると共に、廣田内閣を鞭撻して強引に革新政策の斷行を迫ると云ふ態度に出た。しかし組閣後頻發した内閣の聲明には、何等革新政策の具體的問題を示さなかつたので事件以來神經過敏に陥つた經濟界は益々脅かされ、従つて馬場藏相の増税聲明の如きにでも一再ならず株式市場に恐慌を惹起させた。第六十九特別議會は戒嚴令下に召集された。開院式に前例なき優渥なる勅語を

賜つた議會は恐懼感激して、自強自肅して聖明に對し奉らんことを誓ひ、大いに議事に精勵したので僅か廿餘日の會期中に政府提出の重要法案は四十餘件悉く通過成立を見た。また議會の革新的機運は貴族院の機構改革建議、議會制度改正、選舉法改正兩決議等となつて現れた。これに氣をよくとした廣田内閣は議會後直ちに庶政一新の具體的政策の決定を急ぎ、所謂國策閣議を開催したが、豫め周到な用意をなすことを忘れたので、國策閣議は僅か三回で中止するのやむなきに至り、早くも内閣の前途多難なるを思はしめるものがある。

飄つて二・二六事件關係者は、特設の東京陸軍法會議において審理の結果七月五日死刑十七名の判決々定し、従つて同十九日に至り戒嚴令解除を見、事態は漸く平常に復した。

地方議會の總選舉

昭和十年の府縣官總選舉は昭和六年以來四年振りであつたが、その意義は五・一五事件以來の非常時局が如何に反映するか、岡田内閣が重要政綱の一つとして全國津々浦々にまで實施した選舉肅正運動の效果如何、並に昭和十一年に行はるべき衆議院議

員總選舉の前哨戦として重大視された。選舉は八月廿日鳥取縣の告示を皮切りに、十月十四日投票の靜岡縣を最後として二府廿七縣に亘つて展開された。議員定數一五二五名に立候補者總數は二六六〇名に上り、無投票區は五一區で前回より四區増加したに過ぎなかつた。政府は肅正運動の徹底を期するため新選舉法の規定によつて極めて嚴重な取締を行つたので一部からは警察フアツシヨの出現と批難された。選舉の結果は政友六七九名、民政六三二名、無産三六國盟三三名、中立其他一四五名で僅かに政友會の優勢に歸した。無産黨が若干進出を見せた以外は、依然として政民の既成政黨の勢力は揺がず、非常時局に期待された右翼フアツシヨ團體は意外の不成績であつた。政友會優勢の府縣は群馬、岩手、青森、香川、山口、鹿児島、宮崎、熊本、靜岡、長崎、滋賀、福井、岡山、愛媛、福岡、大分、高知、三重。

民政黨優勢の府縣は大阪、栃木、愛知、福島、秋田、石川、富山、鳥取、兵庫、茨城、奈良、岐阜、長野、宮城、廣島、徳島。

政民同數の府縣は京都、新潟、和歌山、山梨。

天皇機關說排撃と國體明徴問題

政府は八月三日國體明徴を徹底させる主旨の聲明を發表し、美濃部博士に對しては九月十八日起訴猶豫處分に附した、よつて美濃部博士は責任を痛感し同日貴族院議員を辭したが、その辭表提出直後發表した心境のうちに「……それは(辭表提出)私の學說を讀すとか自分の著書の間違つてゐたことを認めるとかいふ問題ではなく、唯貴族院の今日の空氣に於て私が議員としての職分を盡すことが甚だ困難となつた事を深く感じたがために他なりません」と述べたのがまた物議を起し政府では閣僚擧つて遺憾の意を表明したので、美濃部博士は廿一日小原法相に宛て書簡の形式で心境の聲明を取消す旨を通知した。しかし軍部大臣はなほ釋然ならず大角海相川島陸相は十月五日の閣議で「美濃部博士に對しては尙世上疑惑を抱く向ありその間の事情を詳細に發表すべし機關說に對する政府の所見は軍部大臣の所信と一致せりと考へて可なるや、機關說絶滅の處置については今後引續き善處するは勿論從來爲し來れる所を一般に公表し世の疑惑を速かに一掃する手段に出づる必要あり」と共同要求を提示し、美濃部問題に端を發した、國體明徴問題は内閣の安

危にかゝる重大なる政治問題に展開して來たので政府は十月一日「國體明徴のため執りたる處置」として内閣より左の如き要旨のものを發表した。

- 一、憲法の講義に關する處置
- (1) 擔當教授、講座、講義内容に對する處置
- (2) 教科書に對する處置
- (3) 法制經濟科、修身科擔任教員及學生主事協議會開催
- (4) 直轄諸學校における特別講義
- 二、憲法關係出版物に關する處置
- (1) 發賣、頒布、禁止、改訂、絶版並に司法處分
- 三、國體觀念徹底に關する處置
- (1) 訓令、訓示、指示
- (2) 研究、講習、講演
- (3) 憲法教育資料作成配布

更にまた同月十五日政府は國體明徴の再聲明をなした。再聲明の全文は左の如し
 曩に政府は國體明徴の本義に關し所信を披瀝し以て國民の嚮ふ所を明かにし愈々其精華を發揚せんことを期したり。抑々我國に於ける統治權の主體が、天皇にましますことは我國體の本義にして帝國臣民の絶對不動の信念なり、帝國憲法の上諭並條章の精神亦茲に存するものと拜察

陸相の更迭

林陸相は永田中將事件の責任を負うて辭職すべく決意してゐたが、八月廿六日師團長會議も開き陸軍部内が擧つて肅軍の目的

任法制局長官 金森徳次郎
 依願免本官 法制局長官 金森徳次郎

豫算閣議の紛糾

昭和十一年度豫算編成の閣議は十一月廿六日より開始された。これより先大藏當局は各省との間に懇談會を開いて新規要求に關する協議をなしたが、陸海軍兩省は強硬で國防費は閣議に移し政治的解決を計るより外なかつた。よつて廿六日の閣議劈頭高橋藏相は公債漸減方針の確立を主張すると共に軍部に對し「國民怨嗟の府となることなきよう」自重を求めた。而るに藏相のこの言辭は軍部を痛く刺激し陸軍はこれに對し非公式聲明を發して反駁すると共に陸海兩相も廿七日の閣議で藏相の注意を喚起し事態は頗る重大となつたが、豫算は鐵道、逓信、拓務省、關東局の各特別會計の繰替使用並に日鐵増配による國庫の増收等によつて約千四百萬圓の新財源を捻出し、また一方陸軍では廿九日深更より三十日未明にかけて閑院參謀總長宮邸で陸軍首腦部會議を開いた結果、三十日早朝に至り妥協成り辛うじて昭和十一年度豫算は編成された。總額二十二億七千萬圓となつた。

三大將男爵を授けらる

滿洲事變の勳功により本庄、荒木、大角

床次遞相の急逝と新黨運動

床次遞相は慢性氣管支カタルと腎臓炎で約一月餘も病臥してゐたが九月八日淀橋の自邸で逝去した。その後任銜衝に際しかれて民政黨では岡田首相の對政友會工作の失敗による床次一派の孤立と自黨の實勢力に鑑み閣内の椅子増加を主張してゐたので町田商相を通じ遞相の後任は民政黨より補充せよと要望交渉して來た。よつて首相は事態の紛糾を懼れて一まづ首相兼攝となし、おもむろに後途を策することとした。

總理大臣 岡田 啓介
 兼任逓信大臣

に邁進することとなり、大體その善後處置が一段落したので九月四日岡田首相を訪問して辭表を提出し、その後任には軍事參議官川島義之を推薦した、仍て岡田首相もこれを諒承し翌五日親任式が行はれた。

陸軍大將從三位勳一等功五級 川島 義之
 任陸軍大臣兼對滿事務局總裁
 陸軍大臣 林 銑十郎
 依願免本官並兼官

從三位勳一等 望月 圭介
 任逓信大臣
 總理大臣兼逓信大臣 岡田 啓介
 免兼官

床次氏の急逝により最も打撃蒙つたのは内田鐵相山崎農相等政友會を離れて岡田内閣を支持した一派で中心人物を失ひその陣營は頗る動搖したので望月遞相の就任を機會に内田鐵相は高橋藏相をかつぎ出し新黨結成に狂奔した。而して結局高橋藏相をかつぎ出しは失敗したが通常議會を前に昭和會結成となつて具體化した。即ち望月、内田、山崎三相を中心更に政友會より二三の同志を引抜いて廿五名となし、第六十八議會直前に交渉團體として衆議院に通告した。

勅選補充

政府は十二月三日關西實業界の平生飢三郎、政友會長老山本糸太郎の兩氏を勅選議員に推薦したが、山本氏の勅選推薦は政友會の政府に對する悪感情を益々刺激した。

三大將に對し十二月廿一日左の如く男爵を授けられた。

陸軍大將正三位勳一等功一級 本庄 繁
陸軍大將正三位勳一等功四級 荒木貞夫
海軍大將正三位勳一等功五級 大角岑生
依勳功特授男爵(各通)

内大臣の更迭

十二月廿六日内大臣牧野伸顯伯は「病氣その任に堪へず」と言ふ理由で突如として辭任しその後任には前首相齋藤實子が就任した。牧野内府は所謂重臣ブロックの矢面に立つてゐたのでその辭任は注目された。

海軍大將正二位勳一等功二級子爵 齋藤 實

任内大臣

内大臣伯爵 牧野 伸顯

依願免本官
特に前官禮遇を賜ふ

第六十八議會の解散

第六十八議會を迎ふるに當り、前議會の所謂爆彈動議問題以來岡田内閣と確執を續けて來た政友會は、愈々最後の決戦を交ふることとなり、徐にその準備を進め特に病床にある鈴木總裁の輔佐機關として、岡崎

請した次第である。

松田文相逝去

總選舉戦の最中、二月一日午前十一時松田文相は澁谷區穩田の私邸で突然心臓麻痺で逝去した、後任には民政黨幹事長川崎卓吉が推され二日親任式が行はれた。

從三位勳一等 川崎 卓吉
任文部大臣

衆議院議員總選舉

第十九回衆議院總選舉は第六十八議會解散の後を承け一月廿二日選舉期日の公布と共に火蓋は切られた。今回は第四回の普選であるが改正選舉法に加へて肅正運動の展開により更に特色付けられた。立候補届出前の運動が禁止されてゐるために候補者は先を競つて届出で、また府縣で發行する選舉公報の締切に應じて法定の届出期間前に早くも候補者が出揃ふに至つた。而して肅正運動と選舉公營のため選舉費が少額でも當選し得られる見込みが立つたので、勢ひ候補者の濫立となり二月八日の各府縣の選舉公報締切日には候補者總數は八百九十二名で未曾有の多數に上つた。その内譯は政友三四三、民政二九八、昭和五〇、國同三

六、社大二九、地方無産九、中立其他一七、七で中立其他の立候補者數は實に前回の三倍に當つてゐる。これら各派の總選舉に對する主なる政綱並にスローガンは

政友會政策

- 一、積極自主外交の貫徹、經濟外交の充實
- 一、産業對策として米商肥料問題の解決、商工中央金庫の設置、其他
- 一、官僚的風潮の矯正のための制度改革
- 一、兵農兩全主義的財政の確立

スローガン

- 一、官僚か政黨か
- 一、擬裝的舉國一致か眞の舉國一致か
- 一、民政黨政策(十大政綱の中)
- 一、ファッショ排撃と憲法政治の確立
- 一、産業國防財政の三全強化
- 一、農村更生對策の徹底
- 一、中小商工業の組織化と低金利の徹底
- 一、中小商工業と産業組合との整調

スローガン

- 一、舉國一致か政權爭奪か
- 一、國家本位か黨略本位か
- 一、昭會スローガン
- 一、舉國一致を破るものを葬れ
- 一、景氣は高橋財政より

國民同盟政綱

政治・行政——昭和十一年政治史

- 一、國防外交國論の一元化
- 一、激増する人口に對する職業の分配
- 一、民族の優秀性保持のため衛生國策の遂行
- 一、國民精神を冒瀆する腐敗行爲の排撃
- 一、國民負擔の均衡

社會大衆黨政綱

- 一、勤勞議會政治の建設、大衆的増稅反對
- 一、國民年金制の即時實施、重要産業の國營化、民衆商工金庫の設置、農産損失の國家補償

スローガン

- 一、先づ國內改革の斷行
- 一、民衆富んで國防全し
- 一、政府は肅正運動の徹底を期し、取締を嚴重にする一方また取締の公平を圖つた、め政府與黨と雖も樂觀を許さない形勢となつた。よつて政府は二月十六日東京日比谷公會堂に選舉演說會を開催、岡田首相と高橋藏相が演壇に立つて、政府與黨の支援を國民に喚び掛けた。かくて各地方とも非常な激戦で無投票區は皆無となつた。二月廿日投票の結果は民政二〇五、政友一七四、昭和二〇、國盟一五、社大一八、地方無産四、中立其他三〇で、政府與黨に凱歌が揚つた。無産黨の進出が注目されたのに對し、政友

會は總裁鈴木喜三郎(神奈川二區)長老小川平吉(長野二區)等の巨頭が揃つて落選し秋風落莫の感を與へた。明倫會其他右翼諸團體も殆ど敗退した。

二・二六事件の全貌

二月二十六日早朝五時頃折から降り初めた雪を衝いて陸軍歩兵大尉香田清貞、同安藤輝三、同野中四郎等廿名の將校に指揮された歩兵第一、第三聯隊、近衛歩兵第三聯隊及び野戰重砲兵第七聯隊等に屬する兵一千三百餘名は、首相官邸、齋藤内府私邸、渡邊教育總監私邸、高橋藏相私邸、鈴木侍從長官邸及び東京朝日新聞社等を襲撃して齋藤内府、渡邊總監を即死せしめ、高橋藏相に瀕死の重傷を與へ、鈴木侍從長を負傷せしめた後永田町附近に占據した。別に少數の一部隊は湯河原の伊東屋別館に宿泊中の牧野前内府を襲撃したが、これら將校等の蹶起せる目的は、その趣意書に依れば、内外重大危急の際元老、重臣、財閥、軍閥官僚、政黨等の國體破壊の元兇を免除し以つて大義を正し國體を擁護開顯せんとするにあつた。このため同日午後三時第一師管に戰時警備を命ぜられ、香椎東京警備司令官は軍隊の一部を所要方面に出動させ、是

が鎮定並に治安の維持に努めた。また横須賀警備船隊は東京港警備を命ぜられ同日午後芝浦に到着、第一艦隊第二艦隊も東京湾及び大阪湾警備のため各回航を命ぜられた一方政府の各閣僚は事件勃發後宮中に参集したが、岡田首相の消息不明のため後藤内相が首相臨時代理を仰付られ、事件の善後處置に腐心した。その結果戒嚴令を施行することとなり、廿七日午前三時左の如く勅令が公布された。

勅令
朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニヨリ一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

昭和十一年二月二十六日

各國務大臣副署

よつて戒嚴司令官には東京警備司令官香椎浩平中將が決定、九段の軍人會館にその本部が置かれ、近衛師團並に第一師團諸部隊の外第二、第四師團より各々一部が上京を命ぜられてその任務に就いた。廿七日午後一時三十分後藤臨時首相代理は各閣僚の辭表を取纏め閣下に奉呈した。同日高橋藏相は遂に逝去した旨を大藏省よ

り發表。廿八日は事態漸く急迫して市内一部の市電、バスは運轉を休止し、宮城隣接の麴町、四谷、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂の八區では防護團が出勤し、市内各所に物々しい空氣が漲つた。

また同日宮中には弘前の御任地より急遽御歸京の秩父宮殿下、高松宮殿下を始め奉り軍籍にあらせられる御在京の皇族殿下が御参内遊ばされ、後藤臨時首相代理、川島陸相等陪席申上げて時局に關し重大御懇談を遊ばされた。林、眞崎、荒木各軍事参議官は香椎戒嚴司令官、川島陸相と再三會見して重要協議をなすなど、音ならぬ雲行を呈した。

廿九日早朝遂に永田町附近に占據して撤退に應ぜざる叛亂部隊に對し討伐命令が發せられた。同時に附近の民家には避難退去が命ぜられ、全市の交通機關は、殆んど停止した。かくて戒嚴司令部と叛亂部隊の實力衝突が豫想されたが、戒嚴司令部の懸命の歸順勸告が功を奏して、兵火を交ふることなく午後二時頃叛亂部隊殆ど全部の歸順を終り、廿六日以来四日間に亘る事態は茲に全く鎮靜を見るに至つた。

一時逝去を傳へられた岡田首相の生存が同日夕刻内閣より發表され、世間はその意

外きに驚かされた。

而して左記將校は事件の關係者として廿九日免官された。
△步兵大尉香田清貞△同安藤輝三△同野中四郎△同中尉中橋基明△同栗原安秀△同丹生誠忠△同坂井直△砲兵中尉田中勝△步兵少尉林八郎△同池田俊彦△同高橋太郎△同夢屋清濟△同常盤稔△同清原康平△同鈴木金次郎△陸軍航空兵大尉河野壽△步兵中尉對島勝雄△同竹尾繼夫△砲兵少尉安田優△工兵少尉中島完爾、同時に民間の關係者として△元步兵大尉村中孝次△元陸軍一等主計磯部淺一△陸士中途退學澁川善助△北一輝△西田税△中村義明△薩摩雄次△龜川哲也△福井幸△元歩兵少尉山本又等百五十餘名が檢擧された。

これら叛亂將校處罰に關し三月四日の樞密院本會議で緊急勅令案が附議可決、即日公布された。

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ東京陸軍軍法會議ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム
御名御璽
昭和十一年三月四日
各國務大臣副署

本部長中村孝太郎中將が一時總監代理を仰付られたが三月五日西大將が教育總監に決定發令された。

軍事参議官陸軍大將 西 義一
教育總監兼軍事参議官
教育總監本部長教育總監代理
陸軍中將 中村孝太郎
教育總監代理を免す
南關東軍司令官が辭任したのでその後任には植田大將が決定、三月六日親補並に親任式が行はれた。

陸軍大將從三位勳一等功三級 植田 謙吉
補關東軍司令官兼任特命全權大使 植田 謙吉
特命全權大使 植田 謙吉
滿洲國駐劄被仰付 陸軍大將 南 次郎
参謀本部附被仰付
軍事参議官林、眞崎、荒木、阿部の四大將は六日附待命仰付けられたが、十日川島前陸相と共に豫備役に編入された。なほ南大將も軍事参議官に轉補の上豫備役に編入。

陸軍の事件責任者處分
三月廿二日陸軍では事件の責任者處分を次の如く發表した。

〔勅令第二十一號第一條〕
第一條 東京に東京陸軍軍法會議を設く
第二條 東京陸軍軍法會議は陸軍大臣を以て長官とす
第三條 東京陸軍軍法會議第一條乃至第三條に記載する者の犯したる昭和十一年二月二十六日事件に關する被告事件に關する被告事件に付管轄權を有す
第四條 師團軍法會議の長官は捜査の報告を受けたる前條の被告事件を東京陸軍軍法會議の長官に移送すべし
前項の規定に依り東京陸軍軍法會議の長官事件の移送を受けたるときは捜査の報告ありたるものと看做し處分すべし

第五條 東京陸軍軍法會議は陸軍軍法會議法第一條乃至第三條に記載する者が同法第一條乃至第三條に記載する者と共に昭和十一年二月二十六日事件に於て犯したる罪に付裁判權を行ふことを得
第六條 東京陸軍軍法會議は陸軍軍法會議の適用に付ては之を特設軍法會議と看做す
附則 本法は公布の日より之を施行す
渡邊教育總監の逝去により、教育總監部

内大臣補充と宮内大臣の更迭
齋藤内府の逝去のため三月六日湯淺宮相が内大臣に轉任し、松平駐英大使が宮相に任ぜられた。

特命全權大使正三位勳一等 松平 恒雄
任宮内大臣 宮内大臣正三位勳一等 湯淺 倉平
任内大臣

侍從武官長の更迭
本庄侍從武官長は事件の責を負うて辭任したため三月廿三日宇佐美中將がその後任となつた。

陸軍中將從四位勳二等 宇佐美興屋
補侍從武官長

侍從武官長陸軍大將男爵 本庄 繁

免本職

廣田内閣の誕生

二・二六事件により岡田内閣は總辭職したが政局は全く混乱してその歸趨は全く豫測出来なかつた。西園寺公は三月三日興津より上京して宮中に参内、後繼内閣首班に關し御下問を賜はり沈思黙考を續けると一晝夜、四日午後二時参内して貴族院議長近衛文麿公を奏薦し、組閣の大命は近衛公に降下したが近衛公は健康上の理由で大命を拜辭した。老公は五日川島陸相、大角海相を宮中に招致してその意見を聴取した後再び参内して後繼内閣首班に外務大臣廣田弘毅氏を奏請、大命は廣田外相に降下した。廣田外相は大命を拜受し外相官邸を本部に組閣に着手し、元大使吉田茂及川崎文相を參謀として閣員の銓衡に入つた結果、五日夜より六日早晩にかけて内務川崎卓吉、外務吉田茂、大藏馬場鉄一、司法小原直(留任)陸軍寺内壽一、海軍永野修身、文部永田秀次郎その他二三入閣者の顔觸れも揃ひ

組閣は豫想外に早く完成したかと思はれたが、六日朝に至つて俄然大難關が生じて來た。即ち新内閣の顔觸れに對して陸軍部内に不満が起り陸相たるべき寺内大將を動かして強硬なる反對意見を持ち込んで來た。寺内大將はその理由として六日朝次の如き聲明を發した。

前略……(新内閣)は自由主義的色彩を帯び現狀維持又は消極政策により妥協退嬰を事とする如きものであつてはならぬ(中略)右の趣旨に合致しない内閣が果してこの内外に互る非常時艱を克服し得るであらうか。

かくて新内閣は流産の危機に瀕したので廣田外相は七日朝再び寺内大將と會見して懇談を進め、組閣を最初からやり直すこととなり、更に八日午後寺内永野兩大將と廣田外相が約四時間互つて凝議した結果、深更十二時に至つて新内閣の組閣方針として次の如く聲明した。

現下皇國內外の狀勢は從來の稅政を一新し國際關係を自主積極的に調整して非常時局を打開せねばならぬと思ふ、今次の不祥事の因つて來る所も亦、に在ると考ふる……故に政黨軍部官僚の別なく舉國一致して積弊を芟除して確固不拔の國

策を樹立し之が實現を期せねばならぬ從つて閣員の人選については……眞に時局を認識して一死報國の至誠に燃ゆる人々を集め政府成立の上は一一致結束施政に邁進する(下略)

九日午前廣田外相はまた寺内永野兩大將と會見して折衝を重ね、漸く夕刻に至つて外務文部を除く新閣員の顔觸れを決定、かくて難航を續けた廣田外相の組閣も九日午以て完成し同日午後八時親任式の運びに至つた。

- 外務大臣正三位勳一等 廣田 弘毅
- 任内閣總理大臣兼外務大臣
- 從三位勳一等 潮 惠之輔
- 任内務大臣兼文部大臣
- 從四位勳一等 馬場 鉄一
- 任大藏大臣
- 正三位勳一等功四級伯爵 陸軍大將 寺内 壽一
- 任陸軍大臣兼對滿事務局長總裁 海軍大將從三位勳一等功五級 永野 修身
- 任海軍大臣 判事從三位勳一等 林 賴三郎
- 任司法大臣 從四位勳二等 島田 俊雄

- 任農林大臣 文部大臣正三位勳一等 川崎 卓吉
- 任商工大臣 正五位勳三等 賴母木桂吉
- 任逓信大臣 從三位勳一等 前田 米藏
- 任鐵道大臣 從四位勳三等 永田秀次郎
- 任拓務大臣 從四位勳二等 藤沼 庄平
- 任内閣書記官長 從四位勳二等 次田大三郎
- 任法制局長官

その後三月廿四日專任文相に貴族院議員平生鈺三郎、四月二日專任外相に特命全權大使有田八郎が任命された。また政務官は四月十四日に至り貴族院五名、政民兩黨各八名、昭和會一名の割當で決定任命した、陸海軍の兩省の政務官は各一名である。

樞密院議長の更迭

一木樞相は岡田内閣の末期頃より病氣のため辭意を漏らしてゐたがその實現は東京事件のため遷延されてゐた。廣田内閣の成

立により一木樞相は三月十一日改めて廣田首相に辭表を提出した、よつて後任に平沼副議長を推すことに決定、十二日親任式が行はれた。

- 樞密院副議長正二位勳一等男爵 平沼騏一郎
- 任樞密院議長 樞密院議長 一木喜徳郎
- 依願免本官
- なほ副議長には顧問官荒井賢太郎氏が昇格した。

廣田新内閣の政綱聲明

廣田新内閣は數次の閣議に於てその政綱について協議した結果、三月十七日庶政一新の政綱を次の如く聲明發表した。今回措らずも大命を拜し異常の事變の後を承けて内閣を組織す。其の任や甚だ重く洵に恐懼の至りに堪へず。現下我國内外の時局は極めて多難にして其の淵源甚だ深し。政府は茲に確固たる決意を以て庶政を一新して難局の打開に當らんとす抑々施政の基本は舉國の理想を顯揚して一君萬民舉國一體の美を濟すに存す。此の故に鞏固なる國體觀念を愈々明徴にするは政府の本務にして内外諸般の方策皆

此に朝宗すべきは言を俟たざる所なり。就中文教を刷新し國民精神を復興すると共に國體と相容れざる思想を芟除し常に國憲國法の尊嚴を保持するは特に現下の時局に處し其の最も必要なるを信ず。國際信義に立脚して列國との誼を敦うし東亞諸國の共存共榮特に日滿兩國の不可分關係を基調として東亞の安定力たるの實を擧げ延いて世界の平和人類の福祉に貢獻するは帝國一貫の方針にして外交國防共に此の國是に即應せしむべく政府は國際情勢の現状に鑑み國防の充實並に之に關する諸施設の整備擴充に努力すると共に統一ある自主積極的外交の確立を期す。國運の進展に適應せしむるため稅制の改革金融の改善等財政經濟の刷新に努め産業貿易の伸張に力を盡し以て國力の基本を培ふは現下喫緊の要務なり。近時社會の各方面に互り。宿弊漸を追うて繁く國民生活に對する重壓愈々加はらんとし各般の利害隨處に對立を惹起しつゝあるは我が道義立國の大精神に背戻し國家の憂患之より大なるはなし。此の故に政府は國民生活のあらゆる分野に於て其の安定向上を自途として施設經營の徹底を圖り

通く陛下の赤子をして其の堵に安んぜしめんことを期す。

庶政の匡革は今や單に作用運營のみに於て完きを期し難く大に吏道を振肅して行政機構の更新を必要とするに至れり。政府は徒らに舊慣に囚はるゝことなく廣く内外の大勢を達觀して時世に適切なる改善を行はんことを期す。

各般の國策を具現するに當り政府は所部を策勵して其の萬全を期するは固より又普く衆智を採り深く民意に察し苟も躁急事を進むるを戒むと雖も其の是なりと信ずる所に向つては斷乎として邁進し敢て一時を糊塗して百年の大計を忘るゝなからんことを期す。

川崎商相逝去

川崎商相は内閣成立後間もなく胃潰瘍のため小石川の私邸に引籠り療養してゐたが三月廿七日午後零時卅五分遂に逝去した。民政黨の中心人物で當然次期總裁を囑されてゐたので川崎商相の死は民政黨にとつて非常な打撃を與へた、後任には小川郷太郎が推され廿八日親任式が行はれた。

正四位勳三等 小川郷太郎
任商工大臣

三相會議

國防と外交の一元を期するため、有田外相、寺内陸相、永野海相の三相會議は、四月廿四日の定例閣議後居残りて三相會議を開いた爾後引續いて三相會議は毎週金曜日の定例閣議後開催されることとなつた。

勅選補充

第六十八議會を前に勅選を補充することとなり、さきの總選舉で落選した政友會總裁鈴木喜三郎、前全權大使出淵勝次、前滿洲國總務長官遠藤柳作の三氏を四月廿八日決定した。

第六十九特別議會

五月一日召集された第六十九特別議會は二・二六事件の後を承けて戒嚴令下に開かれた未曾有の議會であつた。衆議院の新分野は肅正選舉によつて選出されたものであるがその後若干の異動があつて開會直前は次の如くであつた。民政二〇五、政友一七一、昭和二五、社大一八、國盟一五、無所属三二
四日開院式において異例の優渥なる勅語を賜ひ、政府も議會も齊しく恐懼感激し、

正をなし政府原案に還元したので、兩院協議會にかけ妥協案が成立した。重要法案は前記の外次の如きものがある。

米穀自治管理法、米穀統制法中改正法律案、初共同貯蔵助成法案、産商處理統制法案、重要肥料業統制法案、商工中央金庫法案、東北興業並に東北振興電力株式會社法案

議員提出法律案中可決された重要なものは衆議院の聖旨奉體決議案、議會制度修正に關する決議案及び選舉法改正に關する決議案、貴族院では貴族院機構改正に關する建議案である。

議會論戰の中心問題は二・二六事件に伴ふ肅軍問題であつて、事件に關しては寺内陸相よりその概略を説明し、更に兩院とも夫々秘密會に於てその真相を究明した。肅軍問題に關する民政黨齋藤隆夫氏の質問が最も真相を貫いた熱辯として頗る肝銘を與へた。しかし貴族院に於ては津村重舎氏の質問が、軍人を侮辱するが如き言辞に出たため問題となり、津村氏は研究會から脱會すると共に、遂に貴族院議員をも辭職するに至つた。貴族院としては前例のない椿事であつた。

また議會の終期に至り退職積立金法案と

自彊自肅して大御心に副ひ奉らんことを誓つた。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ
今次東京ニ起レル事件ハ朕カ憾トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進暢ニ效サムコトヲ期セヨ
朕ハ國務大臣ニ命シテ緊要ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

而して議會は無産黨議員の第一控室、國盟及び無所屬の第二控室の小會派が野黨的立場にあつたが、政府は民政兩黨に昭和會の絶對多數を與黨としてゐるので、會期二日間の延長をなしたのみで廿三日の短期日に政府提出法案四十六件中僅かに總動員秘密保護法案一件を握り潰された外、全部兩院を通過成立せしむることが出来た。その中航路統制法案、臺灣拓殖株式會社法案、退職積立金及退職手当法案、不穩文書取締法案は修正された、また臺灣拓殖會社法案は、衆議院の修正に對して、貴族院が再修

不穩文書取締法案に對し、政民兩黨内の少壯進歩的議員が活躍して幹部の統制に服さず、遂にこのため一兩日の會議延長を餘儀なくせしめたが前議會來の米穀關係法案を中心とする農村議員と都市議員との對立抗爭と共に政黨の將來また多事なることを暗示するものである。

貴族院改革問題

二・二六事件後各方面に革新機運が漲つた矢先、公正會の阪谷芳郎男が三月下旬の同會幹事會に貴族院改革案を持ち出してから、近衛議長並にその周圍にある一條、佐々木、松平等の公侯爵と共にこの改革運動の第一線に立つに至り、火曜會公成會は勿論研究會も立ち、同成會の伊澤多喜男、交友クラブの南弘等改革論の急先鋒となつて登場した。かくて四月四日火曜會が有志懇談會を開いて改革問題に關する意見の交換を行ひ、次いで十三日、廿日の再度に亘つて各派交渉會を開催して協議した結果、改革の具體化までには至らなかつたが、特別議會に建議案を提出することに意見の一致を見た。

かくて特別議會で貴族院の機構改革に關する建議案が全會一致で可決され、政府に

對し貴族院改革を迫ることとなつた。よつて政府は特別議會後改革問題に關する調査會を設置せんと計畫して近衛議長に交渉したが、貴族院一般の空氣はむしろ政府が獨自の見解によつて具體案を作成して來ることを希望してゐたので、政府は調査局において改革具體案を作成した上、改めて貴族院と交渉をなすこととなつた。改革の中心議題となつてゐるものは(一)世襲制の廢止(二)互選規則の改正(三)勅選の證衛方法の改革(四)多額議員の廢止(五)議員數の縮減等と見られてゐる。

相澤中佐處刑さる

永田中將暗殺事件の相澤中佐は五月七日第一師團軍法會議で死刑の判決があつたが翌八日中佐は陸軍高等軍法會議に上告した然し六月三十日上告の趣旨は理由なきものとして棄却となり、原判決通り確定し、七月三日死刑が執行された。

議院制度修正並に選舉法改正調査會

特別議會における衆議院の決議によつて政府は議院制度修正並に選舉法改正の兩調

査會を設けることとなり、七月上旬その官制を公布し調査會を組織した。

議院制度修正調査會は廣田首相を會長に近衛富田兩院議長を副會長に委員三十八名を任命して七月二十七日第一回總會を首相官邸に開いたが、衆議院側の議會招集期の變更、常置委員設置の主張に對し、政府側は常置委員に反對の意志を明かにした。

選舉法改正調査會は廣田首相を會長に、潮内相、林法相を副會長に、同様三十八名の委員を任命七月三十日その第一回總會を開いた。

二・二六事件の判決

二・二六事件に参加した將校一名、元將校二十名(内二名は事件直後自決死亡す)見習警官三名、下士官二名、元準士官八十九名、兵千三百五十八名、常人十名は、その後特設せられたる東京陸軍軍法會議で審判中のところ起訴されたもの將校一名、元將校十八名、下士官二名、元準士官、下士官七十三名、兵十九名、常人十名に對し七月五日判決言渡を終了した。その主なるものは
死刑 歩兵少尉高橋義道、元歩兵大尉香田清貞、同安藤輝三、元歩兵中尉栗原安秀

同竹島繼夫、同對島勝雄、同中橋基明、同丹生誠忠、同坂井直、元砲兵中尉田中勝、元工兵少尉中島榮爾、元砲兵少尉安田優、元歩兵少尉高橋太郎、同林八郎、無期禁錮 元歩兵少尉屋清濟、同常盤稔、同鈴木金次郎、元歩兵少尉清原康平、同池田俊彦
死刑 村中孝次、磯部淺一、澁川善助、水上源一
なほ村中、磯部兩名を除く死刑十五名は七月十二日その刑を執行された。

戒嚴令解除

二・二六事件による緊急事態收拾のため二月廿七日帝都に布かれた戒嚴令は、その後民心の安定、治安狀況の推移その他四圍の情勢により三月廿六日、六月一日、同十五日の三回に互つて適用内容が漸次緩和されて來たが、事件の善後處置も大體終了を告げたので政府はこれを解除するため諸般の手續きを了し七月十七日の定例閣議で十八日より實施することに決定、直ちに上奏御裁可を仰ぎ戒嚴令解除に關する緊急勅令を公布した。事件勃發以來、實に百四十四日である。
緊急勅令

政友會の陣容再建

政友會の總裁更迭問題は、總選舉に於ける鈴木總裁の落選によつて再燃したが、長老久原房之助の政界没落のため、同問題は大了した展開は見せなかつた。しかし事ある毎に總裁更迭問題は表面に現はれ党内動搖の因となつてゐるので、政友會は特別議會後黨首腦部の陣容建直しを行ひ、幹事長に安藤正純、總務を六名に縮減して鳩山一郎、中島知久平、堀切善兵衛、濱田國松、若宮貞夫を決定して鳩山系をもつて固めた。

民政黨の精選

民政黨では特別議會後ますます自強自肅して議會政治の復活に努めんとし、政務調査會を擴大強化したが更に黨費の公開を斷

行することを聲明すると共に、年額四十五萬圓の黨資金調達計畫を發表した、政黨更生の出發をなすものとして注目されてゐる

國策閣議の頓挫

特別議會の成績に氣をよくした内閣は、庶政一新の具體化を急ぎ明年度豫算編成に先立つて重要國策を決定し、もつて待望の輿論に應へんとした。而して從來の豫算分捕的の各省割據主義を一擲し、重要國策は閣議を中心に全閣僚の自由檢討に委れて決定する方針としたので、茲に所謂國策閣議なるものが開かれることとなつた。七月三日の第一回國策閣議には頼母木遞相より電力國策並に海運、航空の三項に互る遞信國策が提出説明され、次いで七日の第二回閣議には林法相より國憲國法の尊嚴保持に關する司法國策が提出されたが、此頃よりやうやく國策の定義に疑義を抱く閣僚もあり國策の名を藉りて提出されんとするもの、中には從來大藏當局との折衝の結果潰されたやうなものも染直して國策に便乗せしめんとするものがあり、かくては國策閣議は大小の國策が氾濫してその處置に窮するといふ事態ともなるので、遂に十日の閣議に馬場藏相、前田鐵相等より主張して國策閣

電力國策問題

議を中止し、爾後各閣僚は文書を以て首相藏相並に關係閣僚に國策を提出することに變更した。よつて待望の國策閣議は僅か二回開いたのみで三回目には中止となり、その結果は廣田内閣の弱體を暴露したものと見て批難された。

歴代内閣更迭表

内閣	成立年月日	在職年月日	
第一次 伊藤	藤(四)	明治八・三・三三	二・四・八
第二次 山縣	田(四九)	二・四・三〇	一・七・二四
第三次 伊藤	縣(五二)	三・三・二四	一・四・一〇
第四次 山縣	方(五七)	二・四・五六	一・三・三三
第五次 伊藤	方(五三)	三・五・八・八	四・一・一〇
第六次 山縣	方(六三)	三・九・九・八	一・四・三三
第七次 伊藤	藤(五八)	三・一・一二	五・八
第八次 大隈	隈(六一)	三・六・三〇	四・一
第九次 山縣	縣(六二)	三・二・二・八	一・二・二二

第四次 伊藤 <th>藤(六〇) <th>三・一〇・一九 <th>七・五 </th></th></th>	藤(六〇) <th>三・一〇・一九 <th>七・五 </th></th>	三・一〇・一九 <th>七・五 </th>	七・五
第一次 桂	(五五)	三・六・二	四・七・五
第二次 西園寺	(五九)	三・一・七	二・六・七
第三次 西園寺	(六三)	四・七・二四	三・一・二六
第四次 西園寺	(六三)	四・八・三三	一・三・一〇
第一次 山本	(六三)	二・二・二〇	一・一・二七
第二次 大隈	(六七)	三・四・二六	二・五・三三
第三次 寺内	(六五)	五・一〇・九	一・〇・三三
第四次 原	(六三)	七・九・二九	三・一・二四
第一次 高橋	(六六)	一〇・一・二三	六・三九
第二次 加藤	(六三)	一・六・二二	一・二・三三
第三次 山本	(七三)	二・九・二	四・五
第四次 清浦	(七五)	一・一・七	五・四
第一次 加藤	(六五)	一・三・六一	一・一・三〇
第二次 加藤	(六六)	一・八・二	五・二六
第三次 若槻	(六二)	一・五・一〇	一・三・一八
第四次 田中	(六五)	二・四・一〇	二・二・三三
第一次 濱口	(六〇)	四・七・二	一・九・一三
第二次 若槻	(六六)	六・四・四	八・
第三次 犬養	(七七)	六・二・三三	五・一五
第四次 齋藤	(七五)	七・五・二六	二・一・二二
第五次 岡田	(六七)	九・七・八	一・八・二〇
第六次 廣田	(五九)	二・三・九	在職中

本表中括弧内の數字は組閣當時の年齢を示す。

政治行政——歴代内閣

歴代内閣

備考(拓務省は明治十九年四月十一日新設、同三十年八月三十一日廢止。鐵道省は明治十九年四月一日農林、商工、兩省に分離、拓務省は昭和四年六月十日新設。)

總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	商工大臣	逓信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造

政治行政——歴代内閣

總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	商工大臣	逓信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造
伊藤博文 三・一・一八 三・三・一八	井上馨 大隈重信 大隈重信	山縣有朋 山縣有朋 山縣有朋	松方正義 松方正義 松方正義	大山巖 大山巖 大山巖	西鄉從道 西鄉從道 西鄉從道	山田顯義 山田顯義 山田顯義	森有輔 森有輔 森有輔	谷本武義 谷本武義 谷本武義	井上馨 井上馨 井上馨	大隈重信 大隈重信 大隈重信	尾崎士郎 尾崎士郎 尾崎士郎	吉野作造 吉野作造 吉野作造

三・大 限・重 四・一 六・信	五・寺 一・内 〇・正 九・發	七・原 七・九 〇・二 九・敬	一・高 〇・一 一・三 三・清	一・加 一・六 二・二 二・郎	一・內 二・八 二・五 二・發	一・山 二・九 九・二 二・衛	一・清 三・一 一・七 七・吾	一・加 一・三 六・一 一・明	一・若 一・五 一・八 二・八 二・郎
石大兼加藤 井限重高 菊次郎信明	後本寺兼任 藤野内 新一正 平郎發	內田康哉	內田康哉	內田康哉	水野鍊太郎	後藤新平	松井慶四郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
一大兼大兼 木限重重 喜德郎信武	水後 野藤新 鍊太郎平	床次竹二郎	床次竹二郎	水野鍊太郎	市來乙彦	井上華之助	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
武富 若槻禮次 時敏郎	勝寺兼任 田内任 主計正 發	高橋是清	高橋是清	高橋是清	山梨半造	田中義一	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
大島 健一	大島健一	山梨半造	山梨半造	山梨半造	加藤友三郎	加藤友三郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
八代 加藤友三 郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
尾崎 行雄	松室敦	大木謙吉	大木謙吉	大木謙吉	大木謙吉	大木謙吉	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
高田 一木喜 德郎	岡田良平	中橋德五郎	中橋德五郎	中橋德五郎	中橋德五郎	中橋德五郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
河野 大浦 廣中	仲小路廉	山本達雄	山本達雄	山本達雄	山本達雄	山本達雄	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
武富 時人	田健治郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
		元田肇	元田肇	元田肇	元田肇	元田肇	若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎
							若槻禮次郎	若槻禮次郎	若槻禮次郎

一・若 一・五 一・三 〇・郎	昭和中 義一	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎
幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎

議會

貴族院の組織

貴族院は左の議員を以て組織されてゐる。
皇族 皇族の男子で成年に達せられたる者
公侯爵 公侯爵を有する満三十歳に達したる者。但し勅許を得て議員たることを辭することを得、また一旦辭したる者勅命によりて再び議員たることを得る。
伯子男爵 伯子男爵を有する者で満三十歳に達し各々其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員となることが出

來る。但し神官及諸宗の僧侶又は教師は被選人たることを得ない。議員の定数は伯子男爵十八人子爵六十六人男爵六十六人である。その選挙資格は伯子男爵を有する者は皆その同爵議員を選舉することが出来る。但し瘋癲白痴の者、身代限の處分を受け負擔の義務を免れざる者は選挙人及被選人たることを得ない。また刑事の訴を受け拘留又は保釋中にある者は裁判確定に至るまで選挙権を行ひ若は被選人たることを得ない。
勅選議員 満三十歳以上の男子にして國家に勳勞あり又は學識ある者の中から勅任せられたる者。その總數は百二十五人を超過することを得ぬ規定で、任期は終身

である。但し身體又は精神の衰弱により職務に堪へざるに至りたるときは貴族院はその旨を議決し奏して勅裁を請ふことが出来る。
學士院議員 満三十歳以上の男子であつて帝國學士院會員たる者の中より互選するその數は四人で任期は七年である。
多額議員 満三十歳以上の男子で北海道及び各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者百人の中より一人又は二百人の中より二人を互選する。任期は七箇年で議員の總數は六十六人以上とし、その北海道及び各府縣に於ける定数は通常選挙毎に人口に應じ勅令を以て之を指定する。

歴代貴族院議長及副議長

議長	副議長	就任年月	就任年月
伊藤博文	東久世通禧	明治三〇・九	明治三〇・九
蜂須賀茂韶	細川潤次郎	二〇・七	二四・九
近衛篤磨	西園寺公望	二九・一〇	二六・二
徳川家達	黒田長成	三六・二	二七・一〇
近衛文麿	蜂須賀正韶	昭和三・二	大正三・一
松平頼壽	近衛文麿	昭和三・一	昭和三・一
	松平頼壽	昭和三・一	昭和三・一

議會開會並に衆議院議長副議長名

(表中△印は解散を示す)

回数	開會年月日	閉會年月日	議長	副議長
第一	明治三〇・九	三〇・九	伊藤博文	東久世通禧
第二	二〇・七	二〇・七	蜂須賀茂韶	細川潤次郎
第三	二九・一〇	二九・一〇	近衛篤磨	西園寺公望
第四	三六・二	三六・二	徳川家達	黒田長成
	昭和三・二	昭和三・二	近衛文麿	蜂須賀正韶
	昭和三・一	昭和三・一	松平頼壽	近衛文麿
	昭和三・一	昭和三・一	松平頼壽	松平頼壽

第...	議員名	出生年月	死亡年月	第...	議員名	出生年月	死亡年月
第五	星亨	△三六・三・三〇	三五・五・八	第三十二	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第六	楠本正隆	△二七・六・二	三五・五・八	第三十三	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第七	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第三十四	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第八	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第三十五	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第九	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第三十六	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第三十七	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十一	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第三十八	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十二	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第三十九	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十三	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十四	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十一	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十五	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十二	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十六	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十三	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十七	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十四	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十八	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十五	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第十九	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十六	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十七	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十一	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十八	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十二	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第四十九	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十三	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十四	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十一	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十五	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十二	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十六	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十三	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十七	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十四	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十八	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十五	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第二十九	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十六	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第三十	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十七	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八
第三十一	楠本正隆	二七・一〇・一八	三五・五・八	第五十八	奥繁三郎	三五・五・八	三五・五・八

第五十八	五・四・三	五・五・四	藤澤幾之輔	小山松壽
第五十九	五・三・六	六・三・八	藤澤幾之輔	小山松壽
第六十	六・三・六	△七・一・三	中村啓次郎	増田義一
第六十一	七・三・〇	七・三・五	秋田	植原悦二郎
第六十二	七・六・一	七・六・五	秋田	植原悦二郎
第六十三	七・八・三	七・九・五	秋田	植原悦二郎
第六十四	七・三・六	八・三・六	秋田	植原悦二郎
第六十五	八・三・六	九・三・六	秋田	植原悦二郎
第六十六	九・一・八	九・三・〇	秋田	植原悦二郎
第六十七	九・三・六	一〇・三・六	濱田國松	植原悦二郎
第六十八	一〇・三・六	△一〇・三・六	濱田國松	植原悦二郎
第六十九	二・五・一	二・五・七	富田幸次郎	岡田忠彦

衆議院解散一覽

議會 政府 解散年月日 理由

第二回 松方内閣 明治二四・二・三五 政府の重要諸法案否決のため

解散前の兩院の勢力

皇族	一九方
皇室	一五八名
研究會	二三名
同成會	六六名
公正會	

交友俱樂部	三六名
同和會	三六名
火曜會	四二名
無所屬	二八名
計	四一名
議員男爵議員	一名
勅選議員	一名
衆議院	三三名
△衆議院	六六名

第五回	伊藤内閣	二六・三・三	官紀振肅、軍艦千島事件、條約勳行等に就き政府を追窮
第六回	伊藤内閣	二七・六・二	自由黨提出の彈劾上奏案
第一回	松隈内閣	三〇・三・二五	不信任案提出
第二回	伊藤内閣	三二・六・一〇	地租増徴案反對
第一七回	桂内閣	三五・三・二六	海軍擴張のための地租増徴續案否決
第一九回	桂内閣	三六・三・二	衆議院の奉答文中彈劾上奏の意を表明したるため
第三五回	大隈内閣	三三・三・三五	朝鮮二箇師團増設案否決
第三八回	寺内内閣	六・一・三五	不信任案提出
第四二回	原内閣	九・二・二六	普選案を民意に問ふため
第四四回	清浦内閣	一三・一・三三	暴漢議場に闖入議事進行不能のため
第五四回	田中内閣	昭和三・一・二二	不信任案提出
第五七回	濱口内閣	五・一・二二	不信任案提出
第六〇回	犬養内閣	七・一・二二	與黨少數にして政局不安定のため
第六八回	岡田内閣	二・一・二二	不信任案提出

衆議院議員黨派別 (閉會當日調、△は缺員)

(議會回數)	第六二回	第六三回	第六四回	第六五回	第六六回	第六七回	第六八回
立憲政友會	三〇一	二九九	二九六	二八三	二四四	二六〇	二四三
立憲民政黨	一四五	一七	一〇〇	一九	二八	二八	二七
昭和會	二	一	一	一	一	一	一
革新黨	二	一	一	一	一	一	一
無産黨	一	一	一	一	一	一	一
國民同盟	一	一	一	一	一	一	一
日本國家黨	一	一	一	一	一	一	一
社會黨	一	一	一	一	一	一	一
無所屬	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	△四三三	△四六一	△四三七	△四四六	△四四〇	△四三〇	△四二七

衆議院議員職業別

五〇—五四	七	九	二六	八二	九二	九五	一二三	一二二
五五—五九	〇	五	七五	九六	七六	七二	八〇	八五
六〇歳以上	四	四	三三	四六	九	二二	九三	一三四
職業別	四年	大正	九大正	一三昭	三昭	五昭	七昭	一昭
官吏	八	一	一〇	三	三	三	三	一
軍人	一	一	一	一	一	一	一	一
醫師	二	一	一	一	一	一	一	一
藥劑師	二	一	一	一	一	一	一	一
著述、通信、新聞、雜誌記者	三	二	二	二	二	二	二	二
辯護士	五	四	六	六	六	六	六	六
銀行會社員	五	五	六	六	六	六	六	六
商會社員	三	三	三	三	三	三	三	三
農林業	八	九	九	九	九	九	九	九
工業	八	九	九	九	九	九	九	九
礦山業	六	六	六	六	六	六	六	六
教員	五	五	五	五	五	五	五	五
無職	七	六	六	六	六	六	六	六
其他	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

貴族院議員數 (各年末現在)

政治・行政——議會

昭和四年	三九七
五年	三九九
六年	四〇一
七年	四〇三
八年	四〇一
九年	四〇二
皇族	一五
公爵	一四
伯爵	一四
侯爵	一四
子爵	一四
男爵	一五
總數	一一一

侯爵	二九	二九	三〇	三三
伯爵	一八	一八	一八	一八
子爵	六六	六六	六六	六六
男爵	六六	六六	六六	六六
勅選	一九	一九	一九	一九
帝國學士	四	四	四	四
院會員	六六	六六	六六	六六
多額納稅者	六六	六六	六六	六六

多額納稅議員

年	月	議員定數	選舉當日直接納稅一人納稅額平均
明治	三七・六	四五	六七二
明治	四〇・六	四五	一、三四〇
明治	四三・六	四五	二、〇〇〇
大正	七・六	四五	六七三
大正	一〇・六	四五	三、四七七
大正	一三・六	四五	五、一六六
大正	一六・六	四五	七、〇〇四
大正	一九・六	四五	八、七八三
大正	二二・六	四五	一〇、六六六
大正	二五・六	四五	一二、五五三
大正	二八・六	四五	一四、四四〇
大正	三一・六	四五	一六、三二七
大正	三三・六	四五	一八、二一四
大正	三六・六	四五	二〇、一〇一
大正	三九・六	四五	二二、〇〇〇
昭和	七・九	四五	二四、〇〇〇
昭和	一〇・九	四五	二六、〇〇〇
昭和	一三・九	四五	二八、〇〇〇
昭和	一六・九	四五	三〇、〇〇〇
昭和	一九・九	四五	三二、〇〇〇
昭和	二二・九	四五	三四、〇〇〇
昭和	二五・九	四五	三六、〇〇〇
昭和	二八・九	四五	三八、〇〇〇
昭和	三一・九	四五	四〇、〇〇〇
昭和	三三・九	四五	四二、〇〇〇
昭和	三六・九	四五	四四、〇〇〇
昭和	三九・九	四五	四六、〇〇〇
昭和	四二・九	四五	四八、〇〇〇
昭和	四五・九	四五	五〇、〇〇〇

立憲政友會

(麴町區内山下町一ノ一)

△沿革
 明治三十三年九月侯爵伊藤博文は憲政黨(自由黨の後身)を中心として新に立憲政友會を組織し自らその總裁となつた。爾來西園寺、原、高橋、田中、犬養の各總裁を経て現鈴木總裁に至つてゐる。

△綱領

余等同志茲に謀りて立憲政友會を設け忠誠以て皇室に奉じ國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す其の趣旨とする所の要領左の如し

- 一、余等同志は憲法を恪守し其條章に循由して統治權の施用を完からしめ以て國家の要務を擧げ以て各個の權利自由を保全せんことを期す
- 二、余等同志は維新中興の宏謀を遵奉し之を翼賛して以て國運を進め文明を扶植することを勉むべし
- 三、余等同志は行政の機能を完全にして其公正を保たんことを望み選叙を精にし繁褥を省き責守を明にし紀律を正し處務を敏活にして時運の進歩と相伴はしめんことを努むべし
- 四、余等同志は外交を重んじ友邦の誼を厚くし文明の政以て遠人を倚安せしめ法治國の名實を全からしめんことを努むべし
- 五、余等同志は中外の形勢に應じ國防を充實するを以て必要とし常に國力の發達と相伴行して國權國利の防護を完全ならしめんことを望む
- 六、余等同志は教育を振作し國民の品性を陶冶し公私各々國家に對する負擔を分つ

立憲民政黨(芝區新櫻田町二七)

△沿革

昭和二年四月憲政會と政友本黨とは合同して新黨を樹立することになり、五月の第五十三臨時議會には先づ新黨俱樂部を組織してこれに臨み、六月一日兩黨を併合して、これに新に立憲民政黨の結黨式を擧げ、濱口雄幸氏總裁に就任し、越えて昭和六年四月十三日男爵若槻禮次郎氏二世總裁となつた。然るに同九年十一月六日若槻男總裁を辭し一時町田忠治氏國務會長に就任し總裁を代行したが、同十年一月二十日正式に三世總裁に就任した。

△政綱

一、國民の總意を帝國議會に反映し 天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし

一、國家の整調に由りて生産を旺盛にし分配を公正にし社會不安の禍根を免除すべし

一、國際正義を國交の上に貫徹し人種平等資源公開の原則を擴充すべし

一、品性を陶冶し獨創自發の個性を啓き學習の機會を均等にして進んで教育の實際化を期すべし

一、立法、行政及び地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し以て新興の機運に順應すべき改造の實現を期すべし

國民同盟(麴町丸ノ内三ノ六)

△沿革

昭和六年十二月、民政黨を脱黨した安達謙

衆議院議員選舉(帝國統)

年	月	議員	選舉當日有權者數	有効投票數	棄權數
明治	四五・五	三八一	一、五〇三、六五〇	一、三三八、五二八	一、五八、一七二
大正	四・三	三八一	一、五〇三、六五〇	一、四一七、一三六	一、一八六、五一四
大正	六・四	三八一	一、四三三、一一八	一、三〇〇、八五四	一、〇三二、二六四
大正	九・五	四六四	三、〇六九、七六七	二、六三八、五三〇	四〇八、一三六

政治・行政——議會

△綱領

藏氏は、その後同志と共に新黨を樹立、昭和七年七月國策研究クラブを設け、同年八月新黨の名稱を「國民同盟」と定め、同年十二月二十二日、東京市日比谷公會堂に於て結黨式を擧げた。

- 一、立國の精神を擴充し、國際正義の再建を期す
- 一、統制經濟を確立し、大衆生活の保障を期す
- 一、政界の積弊を打破し、國民政治の徹底を期す

社會大衆黨(芝區南佐久間町一五五)

昭和七年七月二十四日、社會民衆黨及び全國勞農大衆黨は合同して新に社會大衆黨を結成した。

△綱領

昭和	三・二	四六四	一、三三、五	四六四	三、二八八、三六八	二、九七二、九五九
昭和	五・二	四六六	五・二	四六六	二、四〇九、〇七六	九、八六六、一九六
昭和	七・二	四六六	七・二	四六六	三、八三三、一九二	一〇、四六六、一八八
昭和	九・二	四六六	九・二	四六六	一、〇九五、六二二	九、七三三、二一六
昭和	一一・二	四六六	一一・二	四六六	一、四三〇、六四〇	一、二四八、五三七
昭和	一三・二	四六六	一三・二	四六六	一、四三〇、六四〇	三、〇五四、一三三

(備考) 十一年有權者數は十一年二月二十一日調、有効投票の項は投票者數を表示。

昭和會

(事務所芝區琴平町一番地)

一、我黨は勞働者、農民、一般勞働大衆の生活擁護の爲めに戦ふ

一、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す

前閣僚望月圭介、内田信也、山崎達之輔の諸氏を初め前政務官、秘書官等にして政友會より離脱せるもの相寄り新黨組織を爲さんと畫策、今日に至れる人々の集合せる政治團體である。

東方會

中野正剛氏を中心とする東方會は五月二十五日同會の政治行動を便ならしめるため「東方會」として政治結社の届出を完了した。

第十九回總選舉

府縣別各派得票數

Table showing election results by prefecture and party, including columns for 政友, 民政, 昭和, 國同, 社大, 中立, 其他, and 計.

第十九回總選舉違反事犯別

(昭和十一年二月二十四日現在)

Table detailing election law violations, including categories like 違反總件數, 總人員, and 犯罪別, with columns for 件數 and 人員.

供託金沒收者

List of names and locations of individuals whose election deposits were forfeited, such as 青山雅彦 and 內柴信吉.

Table showing election results by prefecture and party, including columns for 政友, 民政, 昭和, 國同, 社大, 中立, 其他, and 計.

黨派別當選率

Table showing the percentage of candidates elected by political party, including 政友, 民政, 昭和, 國同, 社大, 中立, 其他, and 計.

黨派別當選者數

Table showing the number of candidates elected by political party, including 政友, 民政, 昭和, 國同, 社大, 中立, 其他, and 計.

棄權調へ

年次	選舉當日の有権者數	投票者數	棄權者數	棄權率
昭和三五	二、四〇五、〇五七	九、九六八、一五八	二、四六六、八九八	〇・一九六
同五	二、六五一、七八五	一〇、五四四、二二六	二、一〇七、六五七	〇・二六七
同七	(二六、四〇〇)	九、八一三、五四二	二、一〇一、四二二	〇・二八三
同十一	(一、〇八〇、六五八)	二、二四八、五二七	三、〇五四、一三三	〇・二二三

全國各道府縣

投票者並棄權歩合調へ (第十九回總選舉、一一・二・二二調)

道府縣	有権者	投票者	棄權者	棄權率
北海道	五六六、〇八	四四二、一五四	一一三、九三四	〇・二〇八
青森	一八四、八八一	一四七、九二七	三六、九五四	〇・一九九
岩手	二〇九、二八六	一六一、一〇〇	一四八、一八六	〇・二二三
宮城	二三一、六四七	一九四、七二七	一二六、九三〇	〇・二五九
秋田	二〇七、七四九	一七、六一五	四〇、三四四	〇・一九三
山形	二三五、八八一	一八九、五八一	一二六、三三三	〇・一六〇
福島	三〇六、六六六	二五九、八九〇	四六、七八六	〇・一五三
茨城	三二二、八三六	二六六、三二六	五六、五〇〇	〇・一七五
栃木	二二六、五六〇	一九三、六五一	四二、九〇九	〇・一八一
群馬	二五一、二三四	一三七、四一七	二二八、八二七	〇・〇八四
群馬	二二一、九一二	一三七、四一七	四八、四八七	〇・二一五
千葉	三三七、〇七六	二四六、三〇七	九〇、七六九	〇・二六九

選舉區

(衆議院議員選舉法別表)

選挙区	議員數	選挙区	議員數	選挙区	議員數
東京府 第一區	五	大阪府 第一區	三	兵庫縣 第一區	五
芝罘區	赤坂區	天保區	中野區	神戶市 第一區	五
麩町區	四谷區	加藤區	竹野區	神戶市 第二區	四
麻布區	本郷區	何鹿區	野野區	神戶市 第三區	三
第二區	牛込區	天鹿區	中野區	神戶市 第四區	三
小石川區	下谷區	加藤區	竹野區	神戶市 第五區	三
第三區	浅草區	何鹿區	野野區	神戶市 第六區	三
日本橋區	淺草區	加藤區	野野區	神戶市 第七區	三
第四區	深川區	天鹿區	中野區	神戶市 第八區	三
本所區	深川區	加藤區	野野區	神戶市 第九區	三
第五區	大島區	何鹿區	野野區	神戶市 第十區	三
第六區	八丈島區	天鹿區	野野區	神戶市 第十一區	三
第七區	南葛飾區	加藤區	野野區	神戶市 第十二區	三
第八區	南葛飾區	何鹿區	野野區	神戶市 第十三區	三
第九區	南葛飾區	天鹿區	野野區	神戶市 第十四區	三
第十區	南葛飾區	加藤區	野野區	神戶市 第十五區	三
第十一區	南葛飾區	何鹿區	野野區	神戶市 第十六區	三
第十二區	南葛飾區	天鹿區	野野區	神戶市 第十七區	三
第十三區	南葛飾區	加藤區	野野區	神戶市 第十八區	三
第十四區	南葛飾區	何鹿區	野野區	神戶市 第十九區	三
第十五區	南葛飾區	天鹿區	野野區	神戶市 第二十區	三
第十六區	南葛飾區	加藤區	野野區	神戶市 第二十一區	三
第十七區	南葛飾區	何鹿區	野野區	神戶市 第二十二區	三
第十八區	南葛飾區	天鹿區	野野區	神戶市 第二十三區	三
第十九區	南葛飾區	加藤區	野野區	神戶市 第二十四區	三
第二十區	南葛飾區	何鹿區	野野區	神戶市 第二十五區	三
第二十一區	南葛飾區	天鹿區	野野區	神戶市 第二十六區	三
第二十二區	南葛飾區	加藤區	野野區	神戶市 第二十七區	三
第二十三區	南葛飾區	何鹿區	野野區	神戶市 第二十八區	三
第二十四區	南葛飾區	天鹿區	野野區	神戶市 第二十九區	三
第二十五區	南葛飾區	加藤區	野野區	神戶市 第三十區	三

長崎縣	第一區	長崎市	南高來郡	對馬島廳管內	五人
	第二區	北高來郡	佐保郡	南松浦郡	四人
新潟縣	第一區	新潟市	佐渡郡		三人
	第二區	西蒲原郡	東蒲原郡	岩船郡	四人
	第三區	中蒲原郡	北蒲原郡	南魚沼郡	五人
	第四區	高田市	中頸城郡	西頸城郡	三人
埼玉縣	第一區	川越市	入間郡		四人
	第二區	秩父郡	大里郡	兒玉郡	四人
	第三區	北埼玉郡	北葛飾郡	高崎郡	三人
群馬縣	第一區	前橋市	佐波郡	新田郡	五人
	第二區	桐生市	邑樂郡	山田郡	五人
	第三區	利根郡			五人

千葉縣	第一區	千葉市	東葛飾郡	君津郡	四人
	第二區	多野郡	北甘樂郡	吾妻郡	四人
茨城縣	第一區	水戸市	行方郡	北相馬郡	四人
	第二區	鹿島郡	多賀郡	結城郡	三人
	第三區	久慈郡	猿島郡	結城郡	四人
栃木縣	第一區	宇都宮市	鹽谷郡	那須郡	五人
	第二區	宇都宮市	那須郡	足利郡	四人
	第三區	真壁郡	結城郡	結城郡	四人
奈良縣	第一區	橿原市	橿原郡	橿原郡	五人
	第二區	橿原市	橿原郡	橿原郡	五人
三重縣	第一區	津市	津郡	津郡	五人
	第二區	津市	津郡	津郡	五人

愛知縣	第一區	名古屋市	西春日井郡	春日井郡	五人
	第二區	名古屋市	春日井郡	春日井郡	五人
	第三區	丹羽郡	丹羽郡	丹羽郡	三人
	第四區	岡崎市	額田郡	額田郡	三人
	第五區	豐橋市	東加茂郡	東加茂郡	三人
靜岡縣	第一區	靜岡市	志太郡	志太郡	五人
	第二區	靜岡市	小笠原郡	小笠原郡	五人
	第三區	靜岡市	北津輕郡	北津輕郡	三人
	第四區	靜岡市	北津輕郡	北津輕郡	三人
	第五區	靜岡市	北津輕郡	北津輕郡	三人
青森縣	第一區	青森市	下北郡	下北郡	三人
	第二區	青森市	北津輕郡	北津輕郡	三人
	第三區	青森市	北津輕郡	北津輕郡	三人
	第四區	青森市	北津輕郡	北津輕郡	三人
	第五區	青森市	北津輕郡	北津輕郡	三人

濱松縣	第一區	濱松市	引佐郡	引佐郡	四人
山梨縣	第一區	山梨市	武上郡	武上郡	三人
	第二區	山梨市	武上郡	武上郡	三人
滋賀縣	第一區	大津市	不破郡	不破郡	三人
	第二區	大津市	不破郡	不破郡	三人
	第三區	大津市	不破郡	不破郡	三人
岐阜縣	第一區	岐阜市	不破郡	不破郡	三人
	第二區	岐阜市	不破郡	不破郡	三人
	第三區	岐阜市	不破郡	不破郡	三人
長野縣	第一區	長野市	上高井郡	上高井郡	三人
	第二區	長野市	上高井郡	上高井郡	三人
	第三區	長野市	上高井郡	上高井郡	三人
	第四區	長野市	上高井郡	上高井郡	三人
宮城縣	第一區	仙台市	宮城郡	宮城郡	三人
	第二區	仙台市	宮城郡	宮城郡	三人
	第三區	仙台市	宮城郡	宮城郡	三人
	第四區	仙台市	宮城郡	宮城郡	三人

福島縣	第一區	福島市	伊達郡	伊達郡	五人
	第二區	福島市	伊達郡	伊達郡	五人
	第三區	福島市	伊達郡	伊達郡	五人
岩手縣	第一區	盛岡市	下閉伊郡	下閉伊郡	三人
	第二區	盛岡市	下閉伊郡	下閉伊郡	三人
	第三區	盛岡市	下閉伊郡	下閉伊郡	三人
青森縣	第一區	青森市	下北郡	下北郡	三人
	第二區	青森市	下北郡	下北郡	三人
	第三區	青森市	下北郡	下北郡	三人
	第四區	青森市	下北郡	下北郡	三人
	第五區	青森市	下北郡	下北郡	三人

山形縣	第一區	山形市	西村山郡	西村山郡	三人
	第二區	山形市	西村山郡	西村山郡	三人
秋田縣	第一區	秋田市	山本郡	山本郡	四人
	第二區	秋田市	山本郡	山本郡	四人
石川縣	第一區	金澤市	能美郡	能美郡	三人
	第二區	金澤市	能美郡	能美郡	三人
富山縣	第一區	富山市	下新川郡	下新川郡	三人
	第二區	富山市	下新川郡	下新川郡	三人
	第三區	富山市	下新川郡	下新川郡	三人

政治・行政——議會

第三區	山口縣	第一區	第二區	和歌山縣	第一區	第二區	德島縣	第一區	第二區	香川縣	第一區	第二區
尾道市 神石郡 甲奴郡 比婆郡	下關市 關東郡 厚狹郡 豐浦郡	大野郡 熊毛郡 玖波郡	和歌山市 草津郡 海南郡 日高郡	德島市 那賀郡 海部郡 名東郡	阿波郡 板野郡 麻植郡	高松市 川郡 大田郡 木田郡	丸龜市 綾歌郡	第二區	第二區	第一區	第一區	第二區
五人	四人	五人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人

郡市	議員數	確定人員	登錄人員	平均
尾道市	11	10,496	8,118	8,307
神石郡	12	11,662	8,891	8,449
甲奴郡	13	12,828	9,384	9,006
比婆郡	14	13,994	10,471	9,732
下關市	15	15,160	11,556	10,358
關東郡	16	16,326	12,641	11,484
厚狹郡	17	17,492	13,726	12,610
豐浦郡	18	18,658	14,811	13,736
大野郡	19	19,824	15,896	14,862
熊毛郡	20	20,990	16,981	15,988
玖波郡	21	22,156	18,066	17,114
和歌山市	22	23,322	19,151	18,240
草津郡	23	24,488	20,236	19,366
海南郡	24	25,654	21,321	20,492
日高郡	25	26,820	22,406	21,618
德島市	26	27,986	23,491	22,744
那賀郡	27	29,152	24,576	23,870
海部郡	28	30,318	25,661	24,996
名東郡	29	31,484	26,746	26,122
阿波郡	30	32,650	27,831	27,248
板野郡	31	33,816	28,916	28,374
麻植郡	32	34,982	29,001	29,500
高松市	33	36,148	30,086	30,626
川郡	34	37,314	31,171	31,752
大田郡	35	38,480	32,256	32,878
木田郡	36	39,646	33,341	34,004
丸龜市	37	40,812	34,426	35,130
綾歌郡	38	41,978	35,511	36,256
平均	13.5	13,311	10,011	11,311

政治・行政——議會

第二區	廣島縣	第一區	第二區	岡山縣	第一區	第二區	島根縣	鳥取縣	第二區
安藝郡 吳郡 廣島市	後月郡 小田郡 淺田郡	都窪郡 兒島郡 上道郡	赤磐郡 和氣郡 赤松郡	岡山郡 津田郡 眞庭郡	備前郡 安藝郡 備後郡	廣島郡 石井郡 石井郡	松江市	八東郡 能義郡 仁多郡	高岡郡 射水郡 氷見郡
四人	五人	五人	三人	三人	四人	三人	四人	三人	

郡市	議員數	確定人員	登錄人員	平均
岩手郡	11	10,496	8,118	8,307
福島縣	12	11,662	8,891	8,449
宮城縣	13	12,828	9,384	9,006
長野縣	14	13,994	10,471	9,732
岐阜縣	15	15,160	11,556	10,358
靜岡縣	16	16,326	12,641	11,484
愛知縣	17	17,492	13,726	12,610
三重縣	18	18,658	14,811	13,736
栃木縣	19	19,824	15,896	14,862
茨城縣	20	20,990	16,981	15,988
千葉縣	21	22,156	18,066	17,114
埼玉縣	22	23,322	19,151	18,240
東京都	23	24,488	20,236	19,366
大阪府	24	25,654	21,321	20,492
京都府	25	26,820	22,406	21,618
北海道	26	27,986	23,491	22,744
道府縣	27	29,152	24,576	23,870
平均	13.5	13,311	10,011	11,311

法定選舉運動費用額調 (昭和十一年二月七日內務省發表)

愛媛縣	第一區	松山郡	上浮穴郡	喜多郡	三	三	人
	第二區	今治郡	新居郡	宇摩郡	三	三	人
	第三區	宇和島郡	北宇和郡	南宇和郡	三	三	人
高知縣	第一區	高知郡	長岡郡	土佐郡	三	三	人
	第二區	香美郡	幡多郡	高岡郡	三	三	人
福岡縣	第一區	福岡郡	早良郡	糸島郡	四	四	人
	第二區	糟屋郡	遠賀郡	嘉穂郡	五	五	人
	第三區	八幡郡	嘉穂郡	嘉穂郡	五	五	人
	第四區	久留米郡	三浦郡	三浦郡	五	五	人
	第五區	浮羽郡	三浦郡	三浦郡	五	五	人
	第六區	三浦郡	三浦郡	三浦郡	五	五	人
	第七區	三浦郡	三浦郡	三浦郡	五	五	人
	第八區	三浦郡	三浦郡	三浦郡	五	五	人
	第九區	三浦郡	三浦郡	三浦郡	五	五	人
	第十區	三浦郡	三浦郡	三浦郡	五	五	人

大分縣	第一區	大分市	直野郡	玖波郡	日田郡	速見郡	佐賀郡	三養基郡	四	四	人
	第二區	別府市	速見郡	日田郡	日田郡	日田郡	日田郡	日田郡	三	三	人
	第三區	別府市	速見郡	日田郡	日田郡	日田郡	日田郡	日田郡	三	三	人
佐賀縣	第一區	佐賀市	三養基郡	小城市	三養基郡	三養基郡	三養基郡	三養基郡	三	三	人
	第二區	佐賀市	三養基郡	小城市	三養基郡	三養基郡	三養基郡	三養基郡	三	三	人
熊本縣	第一區	熊本市	鹿本郡	阿蘇郡	蘇我郡	蘇我郡	蘇我郡	蘇我郡	五	五	人
	第二區	熊本市	鹿本郡	阿蘇郡	蘇我郡	蘇我郡	蘇我郡	蘇我郡	五	五	人
宮崎縣	第一區	鹿兒島市	川邊郡	熊毛郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	五	五	人
	第二區	鹿兒島市	川邊郡	熊毛郡	日置郡	日置郡	日置郡	日置郡	五	五	人

第三區	肝屬郡	大島廳管内	三	人
沖繩縣	第一區	石狩支廳管内	四	人
	第二區	後志支廳管内	四	人
	第三區	宗谷支廳管内	四	人
	第四區	留萌支廳管内	四	人
	第五區	渡島支廳管内	三	人
	第六區	檜山支廳管内	三	人
	第七區	室蘭市	三	人
	第八區	空知支廳管内	五	人
	第九區	釧路市	四	人
	第十區	十勝支廳管内	四	人
	第十一區	網走支廳管内	四	人
	第十二區	根室支廳管内	四	人
	第十三區	釧路市	四	人
	第十四區	釧路市	四	人
	第十五區	釧路市	四	人
	第十六區	釧路市	四	人
	第十七區	釧路市	四	人
	第十八區	釧路市	四	人
	第十九區	釧路市	四	人
	第二十區	釧路市	四	人

本表は十年間は之を更正せず

列國の議員及選舉有權者

英國	下	議員數	有權者數	議員一人人口千人	有權者一人人口千人
帝國	衆	四三	一三、〇九五、六三一	一四〇	二〇〇
	貴	四六	一三、〇九五、六三一	一四〇	二〇〇
英國	上	七〇	一三、〇九五、六三一	一四〇	二〇〇
	下	六五	一三、〇九五、六三一	一四〇	二〇〇

三年五月一七日總選舉。濠洲上院三一年一月一
二月一十九日總選舉。下院は同選舉に於ける
無投票區有權者を含まず。——日本帝國統
計年鑑に據る。

議院、選舉兩調査會

議院制度並に選舉制度改正の兩委員會委
員は七月九日全部の銜を終へ同十三日官
制公布と同時に發令。

△議員制度調査會(委員三十六名)

會長 內閣總理大臣 廣田 弘毅
副會長 貴族院議長公爵 近衛 文麿
同 衆議院議長 富田幸次郎
委員 (貴族院)子爵前田利定、伯爵兒玉秀
雄、水野鍊太郎、侯爵佐々木行忠、倉知
鐵吉、伊澤多喜男、子爵渡邊千冬、男爵
黑田長和、男爵深尾隆太郎、松本丞治、
(衆議院)添田敬一郎、工藤鐵男、山折儀
重、河上丈太郎、青木精一、清瀨一郎、
田川大吉郎、植原悅二郎、倉元要一、木
村正義、(學識經驗)塚本清治、西野元、
堀切善次郎、伯爵林博太郎、山崎達之輔
濱田國松、齋藤隆夫、岡今朝雄(以上二

佛國	下	六二五、一、六六一、〇〇〇	六八	二七六
米國	下	四三三、七、九四三、六四	二八三	五九四
獨逸國會	下	四〇〇、一〇、五七、六八	九	六九三
伊太	下	四〇〇、一〇、五七、六八	九	六九三
利地	下	一五〇	〇	六八
白耳	下	一五〇	〇	六八
義	下	一五〇	〇	六八
丁抹	下	一五〇	〇	六八
芬蘭共和	下	一五〇	〇	六八
利牙	下	一五〇	〇	六八
和蘭	下	一五〇	〇	六八
波蘭	下	一五〇	〇	六八
諾威王國	下	一五〇	〇	六八
羅馬	下	一五〇	〇	六八
尼	下	一五〇	〇	六八
西班牙憲法	下	一五〇	〇	六八
瑞典	下	一五〇	〇	六八

瑞西	下	一、二九、二七〇	三	二七四
智利	下	一、二九、二七〇	三	二七四
加奈	下	一、二九、二七〇	三	二七四
南阿	下	一、二九、二七〇	三	二七四
聯邦	下	一、二九、二七〇	三	二七四
濠洲	下	一、二九、二七〇	三	二七四

(備考) 有權者數は帝國昭和七年二月現
在。英國一九三一年末(昭和六年)現在。
佛國三二年五月一八日總選舉。米國三〇
年有權者數。獨逸三三年十一月十二日
總選舉。伊太利三四年五月二十五日總選舉。
奧地利二七年四月二十四日總選舉。白耳義三
二年一月二七日總選舉。丁抹上院二八年
九月總選舉。下院三二年一月一六日總選
舉。芬蘭三三年六月一二日總選舉。洪牙利
三一年六月二八日總選舉。和蘭三三年四月
二六日總選舉。波蘭上院三〇年一月二二
日下院同年同月一六日共に總選舉。諾威三
三年一〇月總選舉。羅馬尼三二年七月一七
日總選舉。西班牙三一年六月二八日總選舉
瑞典三二年九月總選舉。瑞西三一年一〇月
二五日總選舉。智利三二年一〇月現在。加
奈三〇年七月二八日總選舉。南阿聯邦二

行政

十八名、官吏委員八名)
△選舉制度調査會

會長 內閣總理大臣 廣田 弘毅
副會長 內務大臣 潮 惠之輔
同 司法大臣 林 賴三郎
委員 (貴族院) 伯爵有馬頼寧、山岡萬之助
侯爵大隈信常、古島一雄、赤池濃、柴田善三郎、男爵大森佳一、(衆議院) 小泉又次郎、武富濟、勝田永吉、松本忠雄、片山哲、飯村五郎、風見章、江藤源九郎、熊谷直太、青木雷三郎、船田中、篠原義政、(學識経験) 小山松吉、織田萬、田澤義鋪、秋田清、八並武治、松野鶴平、泉二新熊、蠟山政道(以上二十七名、官吏委員十一名)

内閣官制

内閣は國務各大臣を以て組織し内閣總理大臣は各大臣の主班として職務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持する、閣議に附すべき事項は一、法律案は豫算決算案二、外國條約及重要な國際案件三、官制又は規則及法律施行に係る勅令四、諸省の間主管權限の爭議五、天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願六、豫算外の支出七、勅任官及地方長官の任命及進退、その他各省主任の事務に就き高等行政に關係し事務稍々重きものは總て閣議に附する、尙ほ各省大臣の外特旨に依り國

各省官制通則(抄録)

各省大臣は主任の事務に付其の責に任じ主任の明瞭ならざる事務にして兩省以上に關涉するものあるときは閣議に提出して其の主任を定める、其の職權若くは特別の委任により省令を發することを得、所部の官吏を統督し奏任官の進退は内閣總理大臣を経て之を上奏し判任官以下は之を專行する、各省には政務次官、事務次官、參與官、局長、祕書官、書記官、屬の職員を置く、政務次官は大臣を佐け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理し、參與官は大臣の命を受け帝國議會との交渉事項其の他の政務に參與する。

官廳別文官人員(昭和九年末現在)

官廳	勅任	奏任	判任	計	嘱託	雇	備
内閣	一三	六六	三三三	三三四	三六	—	—
外務省	四一	四二	六六七	一、一五三	—	—	—
陸軍省	四一	五八二	一、九〇一	二、五三四	—	—	—
海軍省	四〇	五九三	一、三九七	二、〇三〇	—	—	—
農林省	—	—	—	—	—	—	—
文部省	—	—	—	—	—	—	—
司法省	—	—	—	—	—	—	—
商工省	—	—	—	—	—	—	—
逓信省	—	—	—	—	—	—	—
鐵道省	—	—	—	—	—	—	—

文官人員累年表(日本帝國統計年鑑)

官廳	昭和二年末	三年末	四年末	五年末	六年末	七年末	八年末	九年末
勅任	—	—	—	—	—	—	—	—
奏任	—	—	—	—	—	—	—	—
判任	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
雇	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 文部省は三月一日現在。内務省及警視廳は八年末。逓信省の逓信局及郵便電信電話局に屬する雇員は十年三月末現在。文部省陸軍省の囑託中には備外人を含む。日本帝國統計年鑑に據る。

文官俸給累年表(單位千圓)

年次	勅任	奏任	判任	總數
昭和二年	七、四四九	三九、三五〇	一〇三、八五二	一四〇、六四一
三年	七、五二八	三八、六五〇	一〇〇、四〇三	一三六、五八〇
四年	八、〇二五	四〇、五三三	一一五、三〇六	一六三、八六四
五年	八、〇五九	四〇、四九七	一一、七〇九	一六〇、二六五
六年	七、七六六	三八、三四四	一一、五三三	一五七、六四四
七年	七、七九	三七、一六二	一一、七四三	一五七、六八
八年	七、八八二	三七、五八〇	一二、四一五	一五七、八七九
九年	八、二九六	三七、〇七三	一二、九三三	一五八、三〇二

(備考) 判任は俸給年額、他は年俸。日本帝國統計年鑑に據る。

高等官俸給

親任官(年俸單位圓)
 △九、六〇〇 内閣總理大臣
 △六、八〇〇 國務大臣、宮内大臣、内大臣、朝鮮總督
 △六、六〇〇 樞密院議長、特命全權大使、大審院長、檢事總長、臺灣總督、會計検査院長、行政裁判所長官
 △六、二〇〇 神宮祭主、對滿事務局長、樞密院副議長、朝鮮總督府政務總監
 △六、二〇〇又は五、八〇〇 侍從長、式部長官、宗秩寮總裁(又は高等官一等)

樞密院顧問官

勅任官(高等官一等、二等)
 △一級六、二〇〇、二級五、八〇〇 帝國大學總長、北海道廳長官其の他
 △五、八〇〇 内閣書記官長、法制局長官、内閣調査局長官、各省政務次官、同事務次官、宮内次官、警視總監其の他
 △一級五、八〇〇、二級五、一〇〇 皇后宮大夫、皇太后宮大夫、學習院長、李王職長官、資源局長官、社會局長官、海外駐劄財務官其の他
 △一級五、八〇〇、二級五、一〇〇、三級四、六五〇 侍醫頭、内匠頭、帝姪會

計審查局長官、特命全權公使、大使館參事官、大審院部長、控訴院長、檢事長其の他

△一級五、三五〇、二級四、九二〇、三級四、六五〇 國民精神文化研究所長、樺太廳長官、南洋廳長官、府縣知事其の他

△一級五、三五〇、二級四、九二〇、三級四、六五〇、四級四、三〇〇 各廳技師

△一級五、一〇〇、二級四、六五〇 諸陵頭、掌典長、圖書頭、內大臣秘書官長、陸海軍高等軍法會議法務官、貴衆兩院書記官長其の他

△五、一〇〇 賞勳局總裁、樞密院書記官長

△一級五、一〇〇 二級四、六五〇、三級四、四八〇、宮內技師、侍醫其の他

△四、六五〇 內閣各局長、各省參與官、同局長、辨理公使、總領事、外務、大藏、社會局各部長、臺灣州知事其の他

△一級四、六五〇、二級四、四八〇 官

△一級四、六五〇、二級四、三〇〇 法

△一級四、六五〇、二級四、三〇〇 制局參事官、內務事務官、稅關長、稅務監督局長、鐵道局長、警視廳部長其の他

△一級四、六五〇、二級四、三〇〇、三級四、一〇〇

四、〇五〇 地方裁判所長、檢事正、直轄學校長、會計檢査官其の他

△一級四、〇五〇、二級三、六六〇、式部官、掌典次長

△一級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院教授其の他

奏任三等乃至七等

一級	四、〇五〇	二級	三、六六〇	三級	三、四〇〇
四級	三、〇五〇	五級	二、七〇〇	六級	二、四〇〇
七級	二、一〇〇	八級	一、八〇〇	九級	一、六〇〇
十級	一、四〇〇	十一級	一、三〇〇	十二級	一、二〇〇

奏任四等乃至八等

一級	三、四〇〇	二級	三、〇〇〇	三級	二、七〇〇
四級	二、四〇〇	五級	二、一〇〇	六級	一、八〇〇
七級	一、六〇〇	八級	一、四〇〇	九級	一、三〇〇
十級	一、二〇〇	十一級	一、〇〇〇		

奏任五等以下

一級	二、七〇〇	二級	二、四〇〇	三級	二、一〇〇
四級	一、八〇〇	五級	一、六〇〇	六級	一、四〇〇
七級	一、三〇〇	八級	一、二〇〇	九級	一、〇〇〇
十級	九〇〇	十一級	五〇〇		

判任月俸表(抄録)

內閣、樞密院、各省、道府縣			
一 等	二 等	三 等	四 等
特俸至一八〇圓	三級一〇〇圓	六級七〇圓	九級五〇圓
一級一四〇圓	四級八〇圓	七級五〇圓	十級四〇圓
二級一〇〇圓	五級六〇圓	八級四〇圓	十二級三〇圓
	九五以下	八五未滿	五五未滿
	八五以上	五五以上	

宮内省判任月俸表

一 等	二 等	三 等	四 等
一級一四〇圓	三級一〇〇圓	六級七〇圓	九級五〇圓
二級一〇〇圓	四級八〇圓	七級五〇圓	十級四〇圓
二〇を越	五級六〇圓	八級四〇圓	十一級三〇圓
二〇を越	五を越	五を越	五未滿
五を越	五を越	五未滿	

恩給、扶助料受領者(昭和九年末)

人員		金額	
總文官	三四九、〇三七	總文官	二〇〇、四二〇、〇〇七
總文官	六八、〇八七	總文官	四三、五二七、九六六
總文官	一〇九、三一一	總文官	四九、七〇三、五三三
總文官	七二、八九九	總文官	三七、八〇、五〇八
總文官	二二四、五七〇	總文官	三九、四一、二二五
總文官	三九、〇八八	總文官	八、六三三、一〇四
總文官	七七、九五三	總文官	一六、二六七、四九七
總文官	一七、五九九	總文官	四、二五〇、五二五

財政・經濟

財界の一年

金融

昭和十年下期の經濟界は概ね好調を持續した、金融方面は期初一般に緩漫情勢の持續を豫想せられてゐたが、事實は稍々期待を裏切つた感がないでもなかつた。即ち期初に於ては相當の緩漫の情勢を示したのである、コール歩合の如き、大體に於て協定率七厘を中心として、寧ろ軟含みを唱へつゝあつたが、次第に硬化爾來稀には協定率を割る事もあつたのであるが、各月末に於ては屢々九厘に引締る場合が多かつた。

殊に例年の閑散期たる八月中に於てさへ政費の支拂遅延、税金の國庫移納、證券の拂込、夏秋蠶資金の需要等の關係は金融をして相當繁忙に導き、伊エ戦争の進展するや、株式市況の活動となり、生絲米穀其の他商品市況の騰勢は漸く顯著にして、若干地方の購買力を喚起し、各市況は貿易及び

事業界の好調と相結び一般に好轉するに至つた結果として資金の移動を繁忙とした。隨つて當期間各月末に於ける兌換券の發行高は七月末の十三億五百萬圓、十一月末の十四億二千萬圓、十二月三十日の十八億三千七百餘萬圓と漸次膨脹を告げたる事は蓋し免れざる歸趨といはねばならぬ、又全國組合銀行勘定に現れたる預金貸出高の推移より考察しても上下兩期に於て預金貸出共に増加し然かも其の増加率に於て大なるものあり、就中貸出の増加率は一層顯著となつた様である。

起債界の状態をみるに、金融緩漫の状態を背景として起債計畫も順調に運び、當期中發行せられたる公社債類は國債六億一千六百萬圓、地方債一億三千二百餘萬圓、銀行債二億一千八百餘萬圓、會社債四億八千五百萬圓合計十四億五千二百萬圓、これに上期中の發行額を加ふれば上下兩期の總計は二十五億、八千八百餘萬圓を算し、昭和八年の三十七億八千七百萬圓、九年の

三十三億九百萬圓に比すれば減少を示してゐる、これ等公社債の發行條件中平均利廻をみるに前期に比し國債と社債は低下せるに反し、地方債銀行債は上昇し、平均額は國債銀行債は延長せるに對し地方債は短縮してゐる、就中會社債に於てはその平均利廻り四分四厘一毛四朱にして一厘六毛八朱の低下、平均期間は九ヶ年三ヶ月にして十ヶ月の延長である。次に十一年一月以降の金融情勢をみるに前期一頓挫の觀あつたに拘はらず再び緩漫となり、日銀保有公債の賣行は二月中旬迄に約四億二千五百萬圓の巨額を算した、二・二六事件の勃發によるも金融界は依然平靜を保持し、唯だ萬一の場合を豫想し各銀行共に資金の手許準備を充實した結果大事件勃發の直後たる二月二十九日に於て兌換券發行高は十六億五千七百萬圓、日銀貸出高十一億六千五百萬圓を算することゝなつた。

隨つて三月に入ると共に公債の賣行は一段と好調を呈し、過剰資金は大部分この方面に吸収せられたので、短資市場は非常に繁忙を告げ翌日物日歩一錢五毛を唱へ、實に昭和八年末以來の高歩を示し、政府の低金利政策に聊か背馳するの觀をみせたのである。依て四月二日日本銀行は公債の賣止

めを行ひ、圓滑なる資金の流通に努むることとなつた、四月六日同行は、その公定歩合を最低日歩九厘に引下げ、又同七日政府は公債低利借替へ方針の遂行に著手し三分半利公債三億八千萬元發行を公表した。次で同月九日東西市中銀行は預金利下げを決定し、定期甲種三分三厘、以下と改め翌十日より實施することとなつた、金融市場の情勢はこれにより劃期的の低金利時代を招來することとなつた譯である、然るに短資市場に於ては其の歩合最低日歩八厘を保持し緊張裡に進み、尙ほ變調の感を残したのであるが、金融市場の實勢に大きな影響を持つ商工業方面では、依然目星しい新規資金の需要材料なきのみならず、五月に入り公債賣止めの効果も漸く現はれて來ることとなつた、尙ほ政府の五分利借替へは各月共に發表され、五月上旬第二回三分半利公債三億四千萬圓、六月上旬第一回三分半利公債三億六千五百九十九萬圓が發行されることとなつた、當期間に於ける起債情況をみるに國債十二億五百餘萬圓、地方債一億五千萬元、銀行債一億三千一百萬元、會社債三億四千四百餘萬元、總計十八億三千餘萬元である、前年同期に比し實に五億三千五百萬元の増加であ

發行利廻の平均をみるに國債三分九厘一毛三朱、地方債四分七毛六朱、銀行債四分二厘六毛六朱、會社債四分三厘八毛二朱、前年同期に比し國債は〇、二〇四分、地方債〇、二〇六分、銀行債〇、〇〇八分會社債〇、二〇〇分を各々低下してゐる。次に昨年下半年以來の金利狀況を示せば左の通りである。

物價	穀目拂		商業手形		紡績手形	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
昭和十一年七月	〇、七五〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八月	〇、七五〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
九月	〇、八五〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十月	〇、九〇〇	〇、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十一月	〇、九〇〇	〇、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十二月	一、〇〇〇	〇、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年一月	一、〇〇〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二月	一、〇〇〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三月	一、〇〇〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四月	一、〇〇〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五月	一、〇〇〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六月	一、〇〇〇	〇、六五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

インフレ財政の遂行は、漸やく産業界にも根強い効果を齎し、爲替相場が寧ろ多少の上向き氣味をみせてゐるに拘はらず、物價の水準は、極めて緩慢なしかも上伸の歩調を取つてゐる様である。軍事關係工業の引續く活況は、各種の物資需要の増加を促し、その間多少の假需要傾向をも刺戟してゐる様で、最近の狀態はその上伸力にも稍々安定したものが見受けられる。昨年以來の物價漸高の原因としては、米、麥、小豆其他農關係物價の昂騰羊毛、銅其他輸入原料品高、或は一般國內需要に基づく生産品高にもよるので、インフレ財政の遂行が適當に産業界を刺戟した事によるもので、所謂惡性インフレの結果としての通貨下落に伴ふ物價高ではないやうで、此點今日の物價高が何よりも慶ばれてゐる理由であらう。伊エ戦争の影響或はアメリカの景氣恢復等が我が物價高を促かした事も決して見逃せぬ處であらう。政府の明年度豫算編成は難中の難事であり、果して何程に落付くかは容易に想像を許さぬが、どう落付かうとも軍事豫算が相當の増加を餘儀なくせられるであらう事は豫想に難くない。

隨つて假令跛行的ではあらうとも、軍事關係工業の振興は、結局に於て産業界に悪い影響を與へるといふ懸念はなく、農村各地に亘り種々振興策も講ぜられてゐる際であり、今後各方面に於ける購買力が減退するとも思はれぬのであるから物價先高の傾向は、格別の支障なき限り大勢的には一應想像に難くない處である。

問題の輸出貿易に就ても、爲替相場に殆んど變化を豫想出來ぬ今日、この方面からの障壁が起るといふ事はない、殊に各種の通商障壁も漸次訂正せらるべき狀態にあるので、他方輸入の増加は國內工業の繁榮から必然的に増加は免れぬとしても、これと共に輸出も相當に期待して良からうと思はれる。要するに物價の足取りにも、漸く安定の兆候が見えて來たといつて良からう、尙ほ昨年下半年以降の日、英、米物價の足取りは左の通りである。(大正三年七月基準一〇〇)

目次	東京	倫敦	紐育
昭和十年七月	一四三、三	一〇三、八	一一三、九
八月	一四五、四	一〇三、五	一一四、九
九月	一五〇、二	一〇五、五	一一六、九
一〇月	一五四、三	一〇八、〇	一二八、一
十一月	一五四、〇	一〇七、七	一二九、五

品目	十二年六月	十二年三月	十年七月
食料品	一八三	一八六	一六五
燃料燈火	一八七	一九一	一八一
服飾用品	一一〇	一一〇	一〇七
其他	一四九	一五〇	一四九
總平均	一五七、九	一五九、九	一四九、五

事業界

昭和十年下期我が經濟界は、内外の情勢比較的有利であつた爲め、大勢依然として好調裡に推移した、即ち輸出貿易は伊エ戦争の勃發と米國財界の好轉とに因り近年稀にみる盛況を呈し、一般物價も亦漸次昂騰するに至つた。

金融界は期央に於て短期金利の引締りをみたが、程なく常態に復し、低金利の趨勢は持續せられ金利の平準化は益々顯著となつた。他方國民經濟の消長に至大の關係を有する地方農村の經濟は米價其他の農産物價昂騰に因り相當改善の跡をみせた。財界の實績の如くであつたから、各種事業會社の業績も大勢的には前期と殆んど變化なき成績をみせた、唯だ一部事業に於ては、原料高の製品安、或は増産の壓迫に因り、採算狀態悪化し収益の減少を來したるものもある。これを勸業銀行の調査によるに、製造工業會社及電氣、瓦斯會社三百八十八社の當期に於ける利益金額は二億八千八百四十三萬四千餘圓、其株主資本總額四十億一千七百二十七萬三千餘圓に對する年率は一割四分四厘、前期に比し四厘の低下である、而るに右事業収益の狀況をまづ製造工業と電氣、瓦斯業とに分ち、株主資本に對する利益率をみるに、製造三業は前期より六厘を減少して一割五分八厘、電氣、瓦斯業は一割一分一厘として前期に比し變化なく、兩者の平均は一割四分四厘にして前期よりも四厘の減少である。各事業別にみれば、そ

の益も高率なるのは、飲食物工業の一分七厘にして、化學工業の一分六厘、機械工業の一分六厘、金屬精鍊業の一分五厘七厘これに次ぎ、電氣業の一分七厘を最低とし九種事業何れも利益率一分以上を示してゐる。

然して下期の利益率を上期と比較するに染織工業、化學工業、機械工業及金屬精鍊業に於ては三厘乃至三分九厘の減少を見、石油精製業、飲食物工業、雜工業及瓦斯業に於ては一厘乃至三分六厘の増加を示してゐる。

各種事業中其主なるものに就き収益状況を窺ふに、先づ染織工業にあつては、製絲業が米國財界の好轉と原料繭の減産見越とに因り、市價昂騰し、毛絲紡織業及麻絲紡織業が内需の旺盛と輸出の進展に因り活況を呈したる爲め、執も上期に比し利益率増加を示してゐるが、綿織物等に於ては生産過剩懸念と輸出不安見越とに因り市況不振に陥り、又綿絲紡織業に於ては綿織物業の不振を反映し、執も利益率の低下を來し平均に於て三厘を減少せり。

化學工業に在りては、セメント製造業は民間事業界の需要旺盛なると政府の災害復舊工事又は失業救濟事業の進捗せるとに因

り、又製紙業、肥料製造業及油脂及蠟製造業等は内需又は輸出の増加したる爲め、執も利益率の増加を示したが、他の事業に於て利益率の減少を來したる爲め、平均に於て四厘の低落である。即ち(イ)人造絹絲製造業は供給過剩懸念に因る市價の奔落(ロ)護謨製造業は減産割合の擴張と市價の低迷(ハ)染料顔料製造業は大會社の拂込徴収に因る株主資本の増大(ニ)硝子製造業は前期に本業以外の収益を多額に計上せる會社のあつた爲め執も利益率の減少をみた。又機械工業にありては引續き需要が増加したる爲め、大勢は好調を示したが、造船業中に合併準備の清算に際し、多額の損失を計上したるものがあつたのと金屬品製造業中に増資に依り株主資本の増大せるものありたるに因り、平均に於て九厘の減少となつた。

金屬精鍊業は前期に比し三分九厘の減少これは鋼材の需要減退の爲め市價漸落の趨勢を示したのと、日本製鐵の積立金が毎期巨額に達する爲め、株主資本が著しく増大したのとに因るものである。石油製造業にありては供給が實需を超過せる爲め、市況は軟化するも販賣高の増加にて収益を擧げ、結局前期に比し二分五厘の増加である。

飲食工業にありては、麥酒釀造業が需要の季節的減退期なると、製氷業が合併に依る増資に基づき株主資本の増大せるに因り利益率減少となつたがその他の事業に於て利益率の向上を來したる爲め、平均七厘の増加である。即ち①製糖業は海外糖價の強調と國內消費の増加②製粉業は需要激増と内地小麥減收による原料小麥の昂騰、原料高に刺戟せられた製粉市價の硬化、③菓子製造業に於ては大製菓會社の販賣及輸出の増加と積立金の戻入に因る株主資本の減少との爲め執も利益率の増加をみた。

雜工業にありては、製材業が原料材の割高と製材價格の割安とに因り、収益の減退となつたが、印刷業に於ては下半年は閑散期なるにも拘はらず、業界は前期と大差なく受註ありたるに加へ大印刷會社にして、半額減資を行ひ、これを以て、多額の繰越損を填補したるものあり、製鋼も製鋼業に於ては需要増加及輸出の好況に因り販賣及製造高の増加を來したる爲め、執も利益率の増加を來し、平均に於て三分六厘を増した。

電氣業及瓦斯業に於ては執も前期に引續き好況を呈し、後者は一厘を増加した。尙ほ本年上期の資本移動状況をみるに、

新設二百九十六社二億二千三百七十六萬圓二十九社一億六千四百七十七萬四千圓の減少である。増資三十八社三億五千九百四十五萬七千圓、社數に於て五社の減少ながら金額一億五千八百八十七萬七千圓の増加となつてゐる。

日銀調査の計畫資本概況は左の通り(單位千圓△印は減少)

業種	新設	増資	社債
貨金其他金融業	—	—	—
倉庫業	六〇〇	—	—
運輸業	一七、一五〇	一四、五〇〇	七五、〇〇〇
鑛業	三三、八二五	三、五〇〇	一三、五〇〇
電氣業	一五、〇〇〇	二六、二五〇	—
製造工業	八七、八三〇	六七、〇七七	一三、三三八
水産業	一、五三〇	—	—
農林業	二、三〇〇	—	—
商業	五、一〇〇	五五〇	—
雜業	三、三三三	三、六〇〇	三〇、〇〇〇
合計	三三、七〇〇	三九、四七七	一〇〇、七六六
前年同期比	△一六、七四一	一五、一八七	四九、〇六六

貿易

昭和十年度我國對外貿易は金輸出禁止以來低爲替原價安に依つて、異常なる發展を遂げ、輸出入合計五十二億に達したが、十

一年は果して斯る好調を持続するや否やについては幾多の懸念が加つてゐた。一、各國の自國産業保護政策をとり、本邦品輸入防遏策として關稅引上、輸入割當を適用し全面的邦品の伸張を阻止するやうになつた。二、本邦品進出の南中米、アフリカ、東歐等の新市場が購買力鈍く、既に飽和點に達した。各國爲替相場低下し、圓安による恩恵が薄らぎ、且原料高傾向を示して原料輸入國たる我國輸出貿易の利率の低下を招來した。一、生絲は多少値上りを示したが、人絹其他纖維工業に侵蝕され、伊エ紛争からイタリ一經濟封鎖による邦品有利が解消した。一、支那の輕工業纖維工業の發達が顯著となつた等主要な原因であるが、殊に邦品に打撃を與へたものは英本國、其植民地並に英國勢力の及ぶ第三國が一プロックとなつて邦品を世界市場より全面的にシヤット・アウトしたことである、之が爲に日印、日埃、日濠、日蘭各會商は再三開始されしも決裂に至り、植民地又は政治勢力を有せざる本邦品の輸出力は勢ひ鈍らざるを得なかつた。

昭和十一年度貿易は是等の惡材料の爲十年度の如き活況を呈することは出来なかつたが、一方國內は國防充實の必要に迫られ、

依然軍事工業旺盛にして軍需關係品、重油、鐵、機械類は相當輸入され、輸出方面に於ては、滿洲國對輸出は年々著増しつゝあり。而して綿布輸出は斷然英國を抑へて前年度は拮抗状態に入つたが、本年に入つて上半期英國輸出總額九億二千六百萬平方ヤードに對し我國十三億三千萬平方ヤードとなつた。

本邦對外貿易昭和十一年度上半期成績は輸出總計十二億一千八百萬圓、輸入十四億四千九百萬圓、差引入超三億一千四百萬圓で前年に比し一億二千萬圓の入超増を示し金再禁止以來の最高記録となつた。斯の如き趨勢より觀て大體に於て十年度の好成績には達せざるも恐らく本年度も亦九年度位に輸出状況は示すものとみられるが、目下輸出統制、原料國策、貿易機關設置等につき朝野とも研究中で、之れが具體化せばまだ邦品の進出力は歐米等の舊市場に伸び得る餘地がある。殊に一兩年來の傾向として重要八種品の伸力鈍化に比して雜品の輸出力が旺盛となりつゝある傾向よりして重要品の輸出力などの點までカバーするかによつて貿易の大勢は決するとみられる。

財政

一般會計歲入歲出

Table showing general accounting income and expenditure by year (Meiji, Taisho, Showa) and department (Regular, Temporary).

一般會計歲入款項別

Table showing general accounting income by item (e.g., taxes, interest, dividends).

Table showing general accounting income by item (continued from previous table).

Table showing general accounting income by item (continued from previous table).

Table showing general accounting income by item (continued from previous table).

昭和十年度は豫算、十一年度は實行豫算、その他の各年度は決算 (Reference: Showa 10th year budget, 11th year actual budget, other years actual results).

一般會計歲出款項別

Table showing general accounting expenditure by item (e.g., salaries, social welfare, education).

內閣叙勳者名簿整理費	二	二
明治、大正財政史編纂諸費	〇	〇
臨時外國行諸費	一八五	〇
日本興業銀行其他造船資金貸付補給賠償事務取扱費	一四八	〇
公債端用計畫應急諸費	(〇・五〇五)	〇
在勤手當其他臨時增給	一七一	〇
臨時財政經濟處理費	四九	〇
外國為替管理費	一三六	〇
滿洲關稅取銷費	一〇四	〇
滿洲事件行賞諸費	七六七	〇
恩給臨時取扱諸費	一六四	〇
臨時移動地整理費	六	〇
臨時豫備金	五・〇〇〇	〇
臨時利得稅徵收費	六二一	〇
滿洲國皇帝陛下御來訪諸費	四八	〇
東北振興事務費	〇	〇
議院建築竣工式諸費	〇	〇
議院廳舍移轉諸費	〇	〇
北海道罹災救助基金補助	〇	〇
東北振興特殊會社設立準備諸費	〇	〇
紀念元二千六百年祝典事務局費	〇	〇

陸軍省	四三、一五五	三二、四八八
國防充備費	一、〇〇三	一、二六二
土地建造物整理費	一六、一九七	八〇、六八九
測量費	一、一三三	二、一八三
演習場射擊場及演習場其他整備費	一、八七九	三、三五
橋場其他整備費	一、七四三	一、八九九
土地建造物利用費	六八	一、四九九
研究費	三三	六八
地圖製造費	三三	三三
支那駐屯部隊費	一、九四	三三
軍用自動車補助費	七四五	三三
在鄉軍人會補助費	七四七	三三
軍馬傳染性貧血防退費	二五〇	六二
滿洲事件行賞費	三六	三〇〇
航空部隊其他改編費	一六二、五九九	一八三、二七三
靖國神社臨時祭寄附金	一六、七七一	三三、五七〇
在勤俸其他臨時增給	五、〇八八	八、〇六九
滿洲事件行賞諸費	五七五	五八四
在外武官用備品初度調辦費	二、〇八八	一、五六九
災害復舊諸費	四	三
毒蟲驅除費	二、〇四四	四三〇
陸軍軍醫學校診療用具機械增備費	三三三、八六六	三三三、〇七九
海軍艦艇製造費	一五六、七六八	一三三、六八二

水陸整備費	二、六六六	三九、〇九四
航空隊整備費	三九、九三三	三九、七〇六
艦船整備費	五九、九八	六六、二八二
軍需品整備費	三三、九五三	一五、五九五
營繕費	七八八	七〇四
受託製造費	七四五	五、九四三
拂下圖誌製造費	七二	七五
研究費	一、九二一	五、七四一
一時賜金	一三四	一六七
國際水路局費分擔金	五	五
震災復舊費	一四九九	一三、八六
艦艇派遣費	一〇〇	一〇〇
滿洲事件行賞費	九、六二二	九、四六
大演習費	六、〇〇〇	六、〇〇〇
航空高層氣象圖誌其他調製費	一七〇	一七七
在勤俸其他臨時增給	九五三	七五八
教育用兵器整備費	四〇〇	四〇〇
圖書整備費	五〇	五〇
滿洲事件行賞諸費	五八九	五八九
災害復舊費	九	一五五
傷病年金資格調査費	九	九
圖書整備費	九	九
函館火災救護品復舊費	一〇〇	一〇〇
滿洲國皇帝陛下御來訪諸費	一〇〇	一〇〇

司法省	二、四八三	二、七三〇
法律調查費	二八	二八
營繕費	五九	七六六
震災復舊諸費	四三	四
震災臨時事務費	四	四
思想犯罪防遏特別施設費	三三	三三
金錢債務調停臨時事務取扱費	七九八	七九八
臨時刑務費	三六	四〇
災害費	二八	九六
司法制度調查會諸費	一〇〇	九
議員總選舉檢察費	一八三	三
法律審議會諸費	一	三
司法警察刷新費	一	三
文部省	一九、三九九	二、五三八
高等諸學校創設及擴張費	三四四	一、〇、〇四
臨時調查費	三〇八	三三
臨時史料編纂費	一四〇	三三
臨時教員養成費	六八	七五
氣象技術員養成費	八	八
臨時外國行諸費	三三	三三
重要美術品其他調査及取銷費	三三	三三
函館高等水產學校開校準備費	一九	一九

補助費	一、二六六	一、六四九
社會教育施設費	一九〇	一六〇
國寶及特別保護建造物臨時保存費	二、四三二	二、七九
大學及學校圖書館震災支助金	二、三三	二、三三
震災復舊諸費	三、三三	三、三三
臨時講習施設費	九、八八八	六六〇
普通教育臨時施設費	三	三
史蹟臨時施設費	四〇〇	三
青年教育臨時施設費	四〇〇	三
思想指導臨時施設費	四七	三
在外研究員學資其他臨時增給	五〇三	四九
災害復舊費	一七四	一
國寶臨時保存費	一八	一八
氣象觀測施設充備費	三〇〇	三〇〇
災害地方國寶臨時保存費	二七九	三三
然記念物臨時保存費	二九	三三
市町村立小學校災害建築費借入金元利補助	三三	一四六
東北地方氣象觀測施設費	一四	六三
皇室制度史編纂費	一〇	一〇
教學刷新諸費	一〇	二四
第十二回國際オリシツク大會招致諸費	一〇	一〇

農林省	六三、三三三	六三、三〇九
產業獎勵費	一九、六〇二	二四、七四六
農村振興費	三、一九四	三、七四
調査及研究費	八五九	一、〇〇〇
營繕費	一、二四六	九〇
家畜傳染病及虫害豫防費	九九	一、〇九
治水事業費	二、〇〇〇	二、五〇〇
公有林野官行造林費	二、〇四九	二、三三一
民有林其他造林促進費	九八七	九四三
臘豚獸保護費	一八〇	一八〇
臨時漁業登錄事務費	七	七
沿岸漁場整理費	三五	三四
海外漁業取締費	七七	一八
日蘇漁業條約實施費	三〇	四九
日蘇漁業條約改正準備費	四〇	七
青島牛及獸肉檢查費	三八	三三
獵區管理費	一八	三三
家畜再保險特別會計繰入	六一	五五
農村經濟更生施設費	二、五三七	五、三四〇
用排水主要工事國營費	八四	八四
災害其他施設費	二五、三三〇	一七、四一四
鹿兒島縣大島郡產業助成金	三四五	三四五

災害地產業其他復舊助成費	六七三	二二二
在動手當其他臨時增給	三三	三五
沖繩縣產業振興費	七六六	七九三
三陸地方海嘯災害豫防施設費	一〇六	二六
米穀自治管理補助費	八四六	八六
東北地方國有林所在縣交付金	一	二二
商工業獎勵費	七、九七六	一三、三三三
工業振興費	三、〇〇一	三、〇九三
貿易振興費	一七五	一七五
中小產業統制指導促進費	一、四三四	一、四五二
調查及試驗費	八七	八六
臨時整理費	二九五	三三四
臨時整理費	一三三	二六六
改正度量衡法施行費	五四	四〇
特許局審査處分費	一〇	八
沖繩振興事業費	二〇五	三〇八
鹿兒島縣大島郡產業振興助成費	八	三
臨時產業合理局費	一五	六
臨時外國行諸費	二〇	一九
輸出統制費	八	一
易質統制費	八	一

液體燃料自給促進費	一、九三二	四、五三四
製鐵事業評價審査委員會費	七	七
製鐵所殘務費	五	一
中小商業經濟更生施設費	一	一
名古屋汎太平洋和博覽會開催助成費	一〇〇	一〇〇
博覽會開催助成費	一〇〇	一〇〇
巴里國際博覽會參同費	三〇〇	三〇〇
商工組合中央金庫設立準備費	六	六
臨時出資金	二、〇〇〇	二、〇〇〇
紀元二千六百年記念萬國博覽會開催指導監督費	一	一
遞信省	一三、〇〇七	一五、〇三三
補助及獎勵費	一三、〇〇七	一三、〇〇七
航路標識管轄費	二〇八	二〇八
管轄費	三三	三三
造船鐵材調査費	三三	三三
電氣試驗所臨時研究費	三三	三三
船舶改善施設費	四七	四七
臨時外國行諸費	八	八
器具機械設備費	一六九	一六九
臨時船舶検査其他諸費	三三	三三
在動手當其他臨時增給	一	一

震災復舊及新營費	一四	二二
航空路施設費	三四五	三二
災害費	一四	一
東北地方農村工業配電設備助成費	七	一
農村電氣利用改善費	一	一
船舶調査其他諸費	一三三	一三三
航空路施設費	二四	二四
航空機検査施設費	六三五	六三五
航空思想普及費	一六六	一六六
折務省	一八、六三三	一七、二四七
移住教養所	一四九	一三
移植民保護及獎勵諸費	四、九六四	二、七九〇
滿洲移植民費	四九五	一、三三五
特別會計經費補充費	一三、八三六	一三、九八八
在勤俸其他臨時增給補助費	九	一〇
補助費	二〇〇	二〇〇
歲出臨時部合計	九五、一一一	九五〇、三二七
歲出總計	三、二五五、四三三	三、二一一、五二七

各特別會計豫算

各特別會計實行豫算 (昭和十一年度單位千圓) 歲入 歲出

繼續費總計表

南 洋 太 應	三三、三三三	三三、三三三
總 額	七、三八八	七、三八八
昭和九年 昭和十年 昭和十一年	支度以前 支度以降	支度以前 支度以降
一般會計	五、二五八、二〇三	五、二五八、二〇三
既定期額	五、二四四、三八三	五、二四四、三八三
新規繼續費	四、六九二	四、六九二
特別會計	五、八四四、六七二	五、八四四、六七二
既定期額	五、八〇八、二六四	五、八〇八、二六四
新規繼續費	三七、四〇七	三七、四〇七
合計	一一、〇〇三、七九三	一一、〇〇三、七九三

國稅總覽 (單位千圓)

種 別	昭和八 年度	昭和九 年度
國 稅	七四八、五七六	八四三、一八三
關 稅	六三三、三〇四	六六六、一〇〇
所 得 稅	一〇六、二六二	一四七、〇八二
第 一 種	一五九、七〇七	一九六、三八一
第 二 種	五、六七八	七、一九〇
第 三 種	二六、五三九	二五、三三一
第 四 種	八一、四九〇	九九、一四六
地 租	五八、一三七	五七、六四六
田 租	三六、三九九	三五、七〇七

對支文化事業	九、四八五	三、六九八
〔內務省所管〕		
健 康 保 險	三〇、三二六	五〇、三二六
勞働者災害扶助責任保險	二、八三三	二、八三〇
〔大藏省所管〕		
造 幣 局	一四、三〇〇	七、九三一
同 資 金 部	一四、二二九	一八、三三〇
印 刷 局	一一、一七二	八、一八〇
專 賣 局	三八一、四九一	一八一、三三三
預 算 部	一七二、二七	二六、一六一
教 育 基 金	三三	〇
國 債 整 理 基 金	二、五〇五、二七五	二、五〇五、二七五
公 債 基 金	七七七、四七	七七八、四五七
國 有 財 產 整 理 基 金	七、七七七	七、七七七
教育改善及農村振興基金	六、七〇六	六、六四八
關 東 局	二八、七八九	二八、七八九
〔陸軍省所管〕		
陸 軍 造 兵 廠	九九、九〇八	九九、九〇八
千 住 製 絨 所	六、一〇〇	六、〇九五
〔海軍省所管〕		
海 軍 工 廠 資 金	八六、三四五	八五、四四二
海 軍 火 藥 廠	七、六五九	七、六五九
海 軍 燃 料 廠	二五、五九九	二五、三二六
〔文部省所管〕		

帝 國 大 學	二九、四八三	二九、四八三
同 資 金 部	一、四四二	四、六九
官 立 大 學	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
同 資 金 部	五三三	九四
同 資 金 部	一七、四五	一七、四五
同 資 金 部	二二七	一、二四
〔農林省所管〕		
米穀需給調節	三三四、九〇〇	三三四、九〇〇
家畜再保險	五〇	五〇
〔逓信省所管〕		
通信事業費本勘定	五三、九七一	六〇、六五七
同 用 品 勘 定	四七、三〇四	四七、三〇四
同 業 務 勘 定	三九、四九六	三九、四九六
簡 易 生 命 保 險	二七七、七六	二九三、七四六
郵 便 年 金	一八、八六七	一四八、五五六
〔鐵道省所管〕		
帝國鐵道資本勘定	一四八、八二八	一、三、六三一
同 用 品 勘 定	三〇九、六八〇	三〇九、六八〇
同 收 益 勘 定	七七八、九九五	六六九、六六七
〔拓務省所管〕		
朝鮮總督府	三三九、〇〇三	三三九、〇〇三
同 鐵 道 用 品 資 金	二二、三五八	二二、三五八
朝鮮簡易生命保險	九、五三二	五、一八六
臺灣總督府	一三三、五三六	一三三、五三六
臺灣官設鐵道用品資金	七、五〇〇	七、五〇〇